第２章　対象事業実施区域及びその周囲の概況（地域の概況）

第2章　対象事業実施区域及びその周囲の概況（地域の概況）

2.1　地域の概況

上田地域広域連合を構成する市町村は長野県の東部に位置しており、図 2.1-1に示すとおりである。

長野県は、豊かな自然環境、生物多様性を有しており、対象事業実施区域のある上田市には、北は上信越高原国立公園の一部である菅平高原、南は八ヶ岳中信高原国定公園に指定されている美ヶ原高原等2,000m級の山々が広がっている。また、佐久盆地から流れ込む千曲川が上田市の中央部を東西に通過し、周囲の山々を源流とする浦野川及び神川等が千曲川に合流し、長野盆地へと流れている。

気候は、昼夜、冬夏の寒暑の差が大きい典型的な内陸性の気候であり、年間の平均降水量が約900㎜と全国でも有数の少雨乾燥地帯である。

対象事業実施区域及びその周囲は既に改変された場所であり、対象事業実施区域の周囲は「市街地」や「緑の多い住宅地」、「水田雑草群落」が広い面積を占めている。対象事業実施区域と隣接している千曲川の河畔では、河川特有の群落が分布している。対象事業実施区域周辺の山地では、「クリ－コナラ群集」や「ブナクラス域代償植生」、「カラマツ植林」が広く分布している。

対象事業実施区域及びその周囲の主要道路としては、群馬県高崎市と新潟県上越市を結ぶ一般国道18号の他、一般国道141号及び一般国道144号があげられ、鉄道は、北陸新幹線やしなの鉄道線、上田電鉄別所線があげられる。

また、上田城跡公園や半過公園、虚空蔵山といった人々が集まる場所がある。

なお、第2章 地域の概況では、主に既存資料等による調査であり、調査範囲としては第1章事業計画の概要で示した予備調査（地域の概況）の範囲を基本とし、必要に応じて上田地域広域連合の構成市町村の資料もあわせて整理することとする。

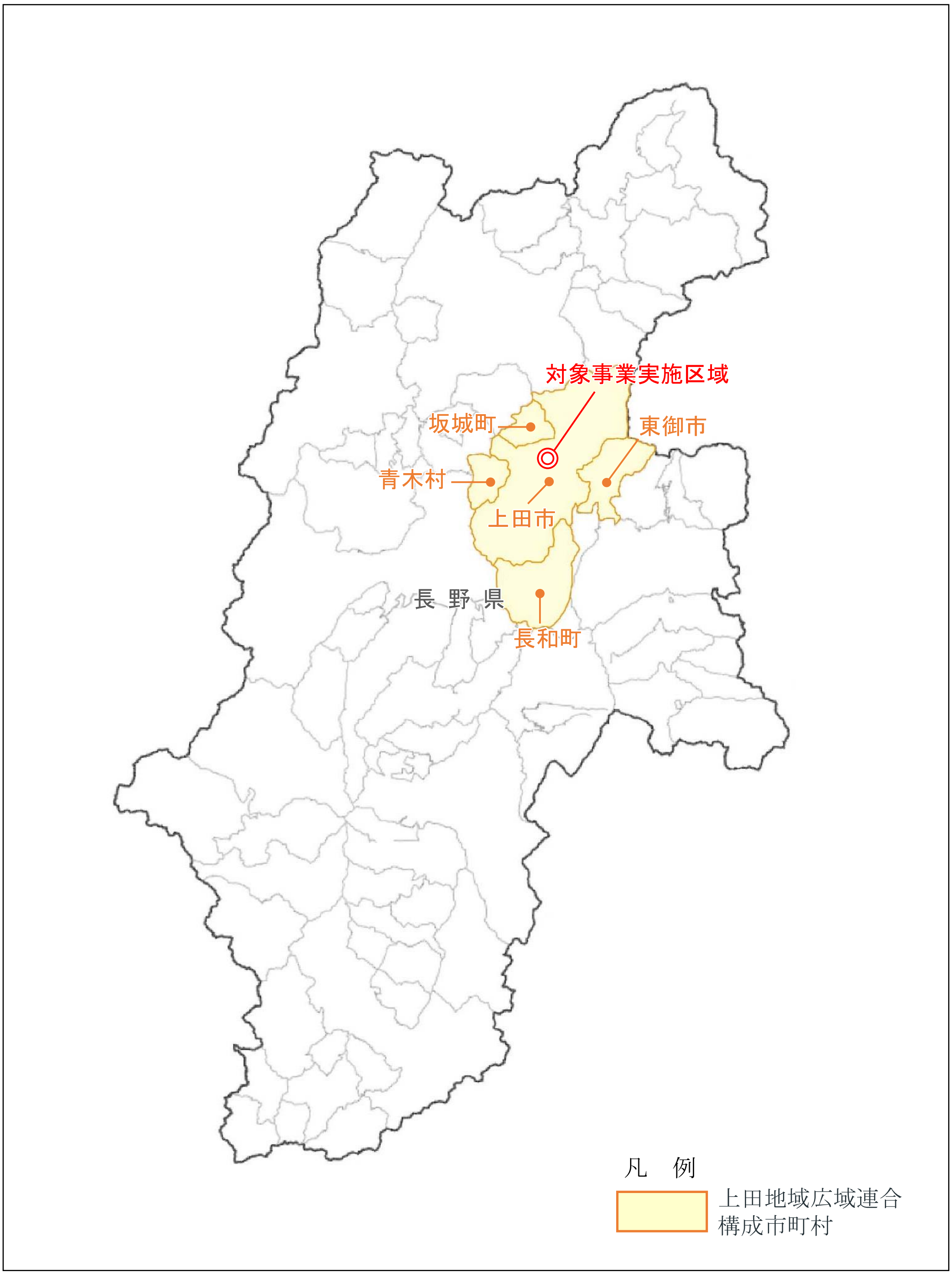

図 2.1-1　対象事業実施区域及び関係市町村の位置

2.2　自然的状況

2.2.1　気象の状況

「上田市誌　自然編」(平成16年11月　上田市) によると、対象事業実施区域は長野県東部に位置し、昼夜、冬夏の寒暑の差が大きい典型的な内陸性の気候である。また、年間の平均降水量が約900㎜と全国でも有数の少雨乾燥地帯である。

対象事業実施区域及びその周囲の地域気象観測所としては上田地域気象観測所が存在する。上田地域気象観測所の概要は表 2.2-1に、その位置は図 2.2-1に示すとおりである。

上田地域気象観測所における気象観測結果は表 2.2-2に、平均気温及び降水量の月別の平年値は図 2.2-2に、風配図は図 2.2-3に示すとおりである。

令和4年における平均気温は１月が-1.3℃と最も低く、8月が25.5℃と最も高い。また、平均風速は1.2～1.9m/sであり、年間の最多風向は西南西である。

表 2.2-1　上田地域気象観測所の概要

地域気象観測所名	所在地	緯度		経度		海面上の高さ(m)	風速計の高さ(m)	温度計の高さ(m)	観測項目				
		度	分	度	分				気温	降水量	風向風速	日照時間	降雪
上田	上田市古里	36	24.0	138	15.9	502	6.5	1.5	○	○	○	○	―

注 1)海面上の高さは、観測所の海面上の高さを表す。
注 2)風速計の高さは、風向、風速を観測する風車型風向風速計の地上の高さを表す。
注 3)温度計の高さは、気温を観測する温度計の地上の高さを表す。なお、地上気象観測装置設置観測所については、地上または雪面上 1.5m を基準としている。
出典：「地域気象観測所一覧（令和５年８月 24 日現在)」(気象庁ホームページ　令和５年 12 月 28 日閲覧)

表 2.2-2　上田地域気象観測所における気象観測結果

月	平均気温(℃)		平均風速(m/s)		最多風向		降水量(mm)	
	平年値	令和４年	平年値	令和４年	平年値	令和４年	平年値	令和４年
1 月	-0.5	-1.3	1.5	1.6	西南西	西南西	29.3	5.5
2 月	0.5	-0.4	1.7	1.6	西南西	西南西	28.7	27.5
3 月	4.4	6.0	1.9	1.8	西南西	西南西	54.0	47.0
4 月	10.6	12.3	2.0	1.9	西南西	西南西	58.6	84.5
5 月	16.2	15.9	1.8	1.5	南東	南東	77.0	77.5
6 月	20.1	21.1	1.6	1.6	南東	南南東	102.2	83.5
7 月	23.9	25.2	1.4	1.4	南東	南東	135.6	281.0
8 月	24.9	25.5	1.6	1.4	南東	南東	103.5	71.0
9 月	20.5	21.8	1.4	1.5	南東	南東	134.1	140.0
10 月	13.9	13.2	1.3	1.2	西	西	110.8	40.5
11 月	7.6	9.1	1.4	1.4	西南西	西南西	44.0	65.0
12 月	2.1	1.9	1.5	1.4	西南西	西南西	23.9	12.0
年間	12.0	12.5	1.6	1.5	西南西	西南西	906.2	935.0

注）平年値は 1991 年～2020 年までの 30 年間の統計によるものを示す。
出典：「過去の気象データ検索」(気象庁ホームページ　令和５年 12 月 28 日閲覧)

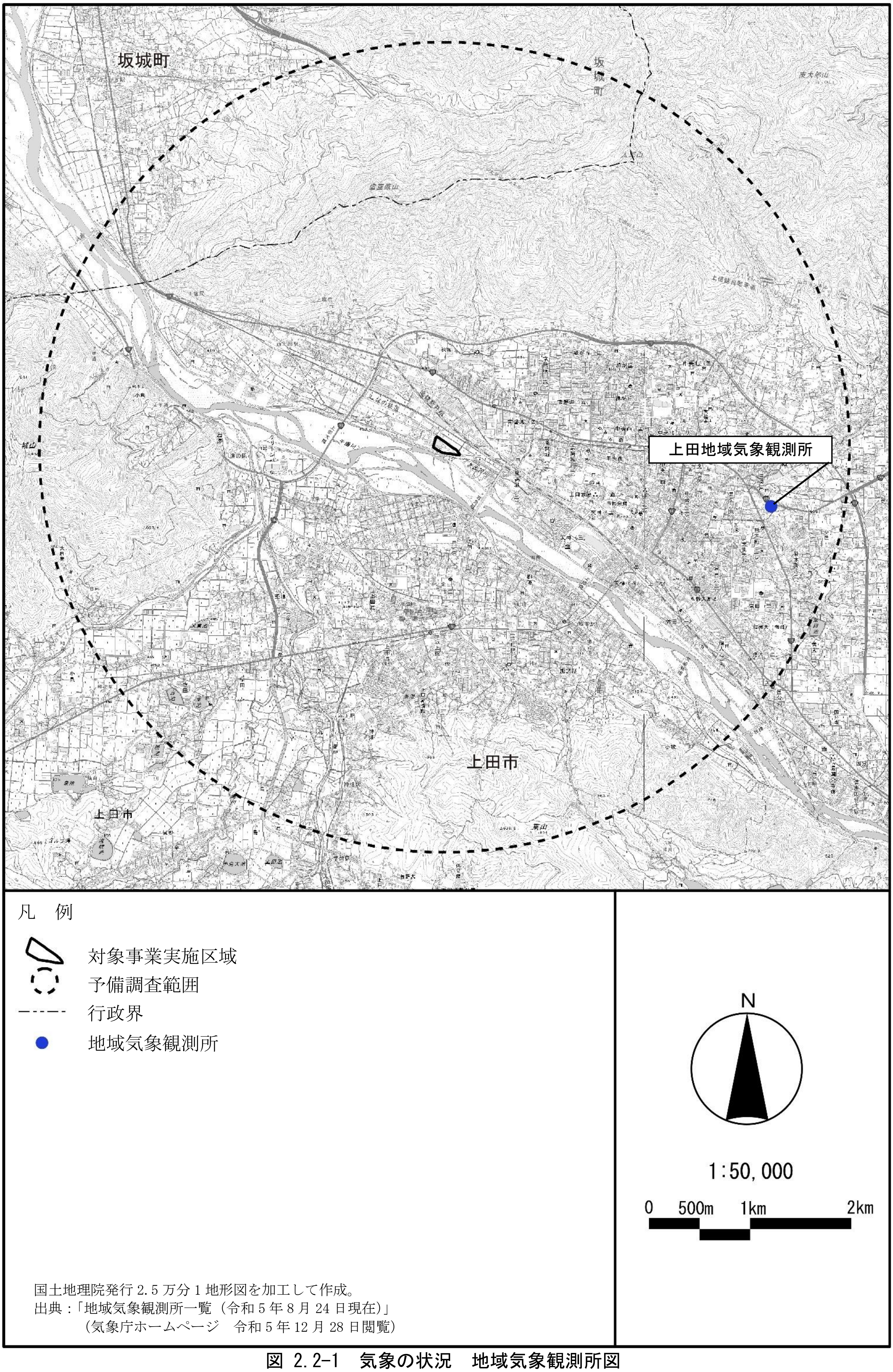

図 2.2-1　気象の状況　地域気象観測所図

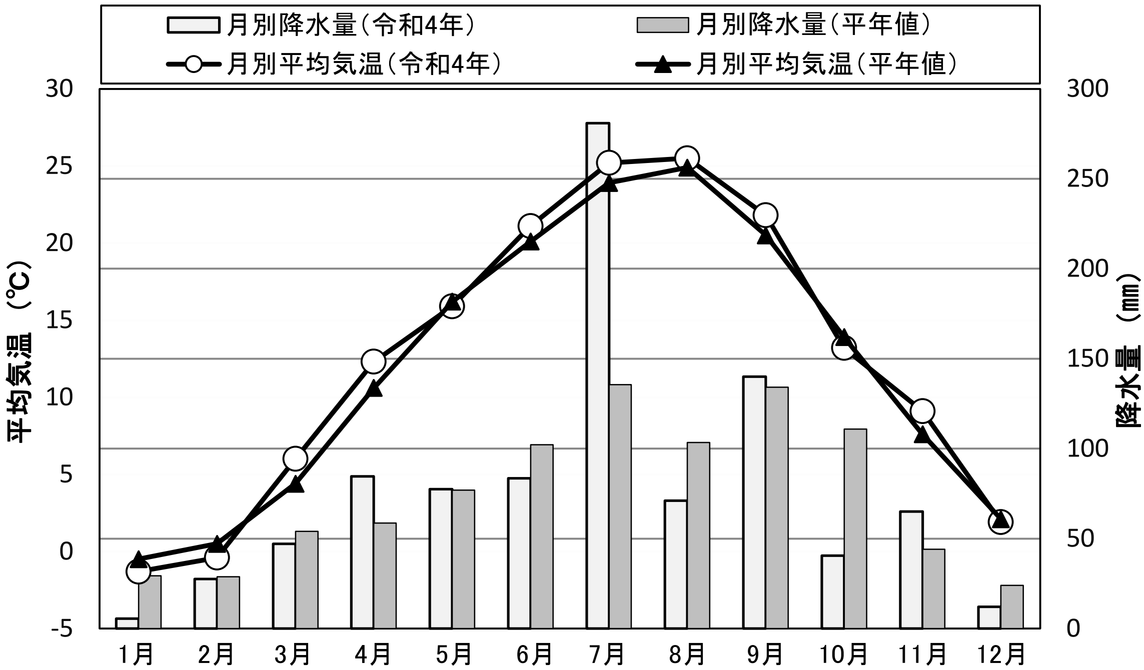

注）平年値は 1991 年～2020 年までの 30 年間の統計によるものを示す。
出典：「過去の気象データ検索」（気象庁ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）

図 2.2-2　上田地域気象観測所における月別平均気温及び降水量（令和 4 年・平年値）

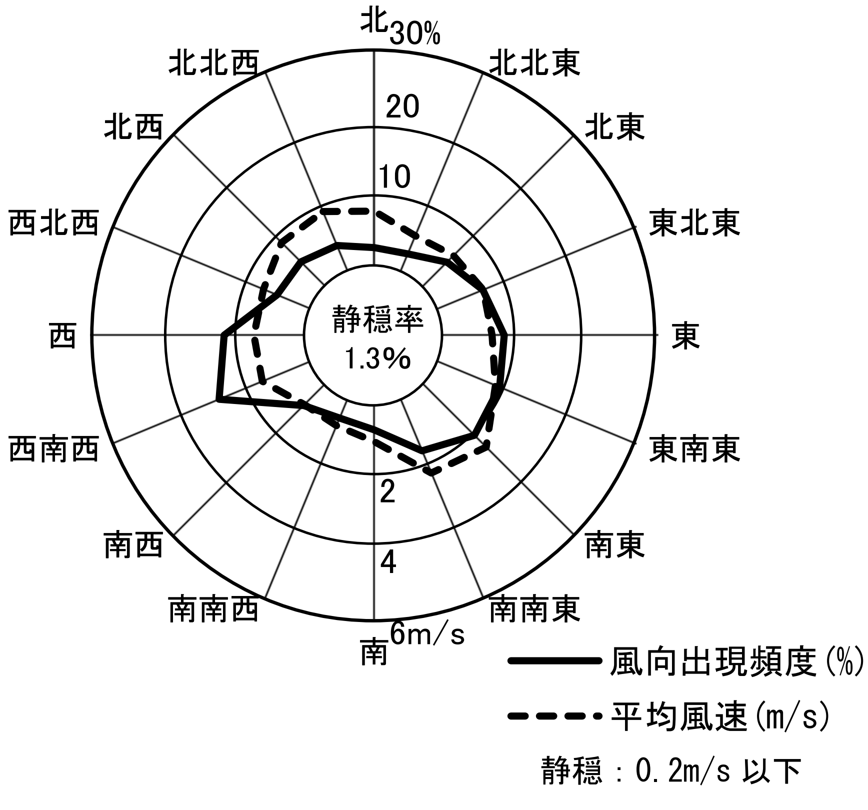

出典：「過去の気象データ検索」（気象庁ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）

図 2.2-3　上田地域気象観測所における風配図（令和 4 年）

2.2.2　水象の状況

1. 河川、湖沼及びため池

対象事業実施区域の南側を流れる千曲川は川上村を源とし、上田市を北西に流下して長野市内で犀川と合流し、新潟市で日本海へと注ぐ。右岸側では黄金沢川が矢出沢川に合流し、対象事業実施区域の南側で千曲川に流入する。また、左岸側では産川と浦野川が北に流下して合流した後、千曲川へと流入する。

千曲川の生田水文水質観測所における平成24年～令和3年における流量の状況は表 2.2-3に、生田水文水質観測所の位置は図　2.2-5に示すとおりである。令和3年における平均流量は57.53m^3/秒、年総量は1,814.26×10^{6}m^{3}となっている。

また、平成24年～令和3年における平均流量の推移は図 2.2-4に示すとおりである。平均流量は46.96～62.49m^3/秒となっている。

表 2.2-3　生田水文水質観測所における流量の状況（平成24年～令和3年）

流量 年	最大流量 m^3/秒	豊水流量 m^3/秒	平水流量 m^3/秒	低水流量 m^3/秒	渇水流量 m^3/秒	最小流量 m^3/秒	平均流量 m^3/秒	年総量 10^{6}m^3
平成 24 年	644.40	57.57	44.19	34.53	29.54	22.67	51.87	1,640.39
平成 25 年	3,073.23	47.57	35.74	29.85	22.35	18.77	46.96	1,480.90
平成 26 年	379.50	59.74	44.36	34.02	25.54	16.43	50.38	1,588.88
平成 27 年	欠測	54.24	38.62	33.25	26.10	欠測	47.98	1,513.10
平成 28 年	845.63	54.28	42.72	33.17	25.34	19.03	54.13	1,711.62
平成 29 年	1,762.40	45.59	34.28	30.00	22.19	16.47	47.79	1,507.24
平成 30 年	1,245.25	53.84	39.69	30.45	25.49	20.66	49.99	1,576.44
令和元年	7,266.55	56.45	41.08	28.83	22.98	14.46	61.04	1,925.02
令和 2 年	欠測	69.43	45.33	36.96	31.92	欠測	62.49	1,976.08
令和 3 年	1,279.92	55.21	42.82	34.93	28.27	21.55	57.53	1,814.26

出典：「水文水質観測所情報」（水文水質データベース　国土交通省ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）

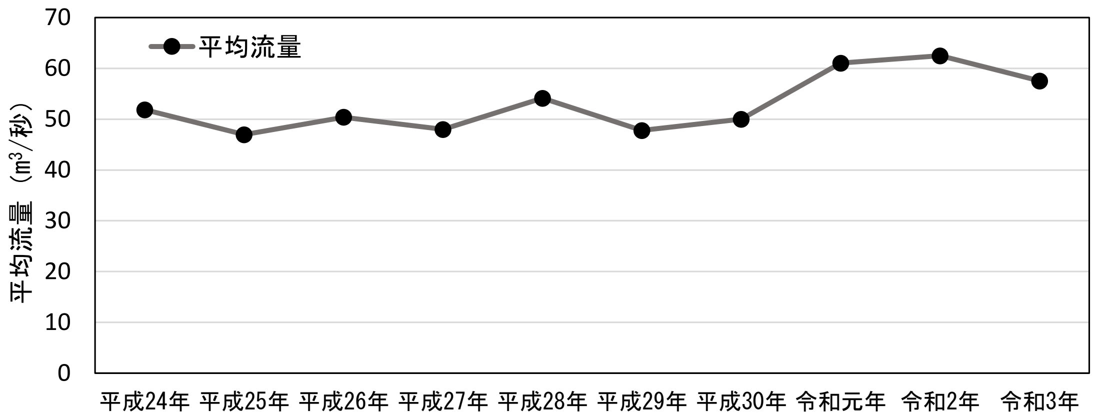

出典：「水文水質観測所情報」（水文水質データベース　国土交通省ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）

図 2.2-4　生田水文水質観測所における平均流量の推移（平成24年～令和3年）

また、対象事業実施区域及びその周囲におけるため池の一覧は表 2.2-4に、河川・湖沼・ため池の状況は図 2.2-5に示すとおりである。

産川及び浦野川の流域には、古池や米倉池、宝池等多数のため池が存在する。

表 2.2-4　対象事業実施区域及びその周囲のため池の一覧

番号	ため池	番号	ため池
1	仁古田新池	10	宝　池
2	泉　池	11	小島大池
3	箕輪池	12	上原池
4	塩吹池	13	倉保根池
5	加古池	14	長　池
6	沢田池	15	須川湖
7	桝　池	16	上　池
8	古　池	17	新　池
9	米倉池 (築地池)	18	常田池

注）表中の番号は図 2.2-5 の番号に対応する。
出典：「ため池ハザードマップ」（上田市ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）

2. 用排水路

対象事業実施区域及びその周囲における用水路の状況は図 2.2-6に示すとおりであり、対象事業実施区域の周囲には多くの農業用水路が存在している。

3. 地下水・湧水

対象事業実施区域及びその周囲における代表的な湧水の概要は表 2.2-5に、位置は図 2.2-6に示すとおりである。

表 2.2-5　対象事業実施区域及びその周囲の代表的な湧水の概要

湧水の名称	湧水の所在地	概　　要
保命水	上田市　柳町	元々は、海禅寺境内の湧き水を木管で引き、町の人々の生活用水として使用していた。

出典：「長野県の代表的な湧水」（環境省ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）

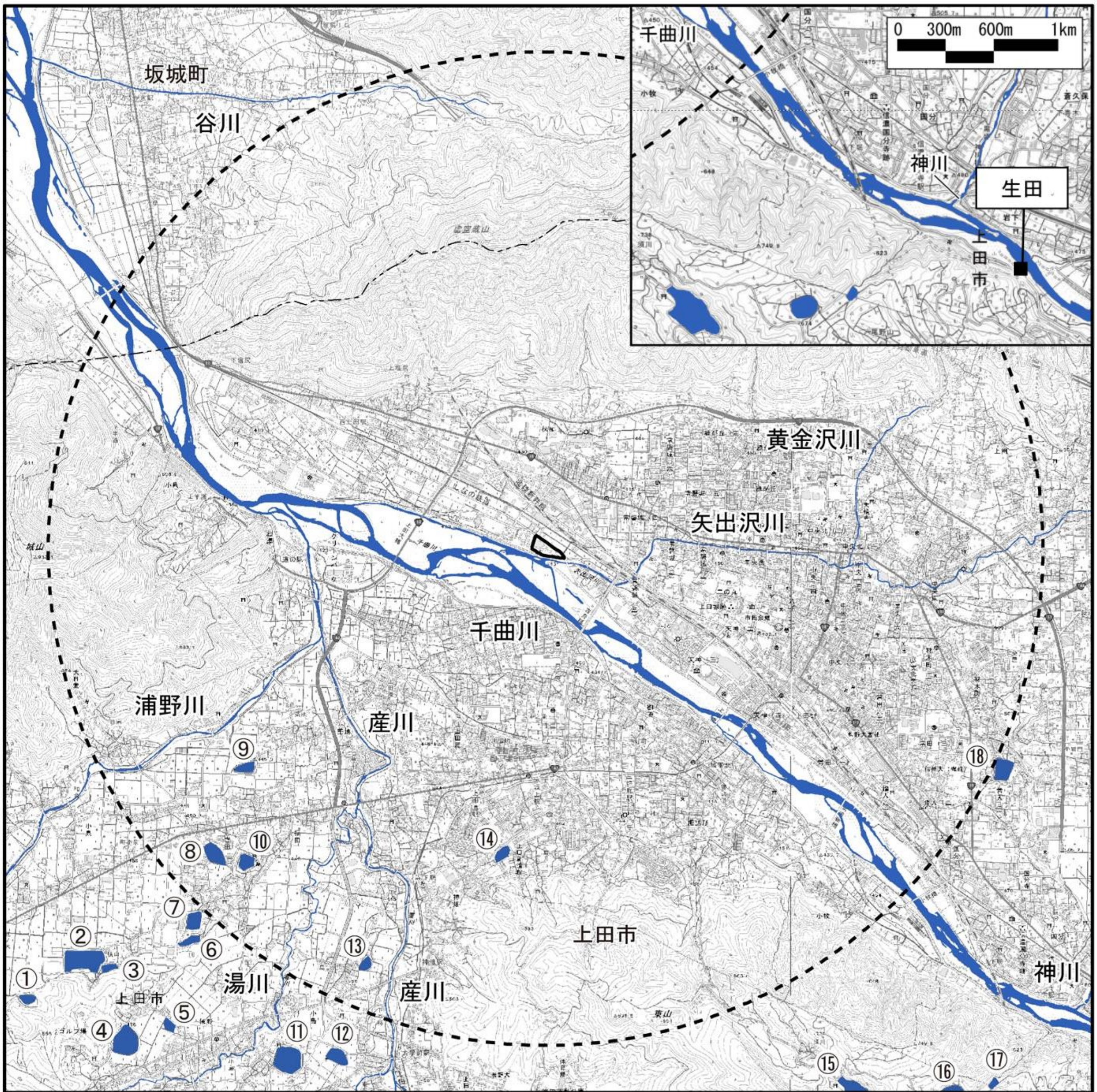

凡 例

対象事業実施区域

予備調査範囲

行政界

河川

ため池

水文水質観測所（流量測定地点）

N

1:50,000

0 500m 1km 2km

国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図を加工して作成。

出典：「ため池ハザードマップ」（上田市ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）
「国土数値情報(河川、湖沼)」（国土交通省　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）

図 2.2-5　対象事業実施区域及びその周囲の河川、湖沼及びため池の状況と流量測定地点

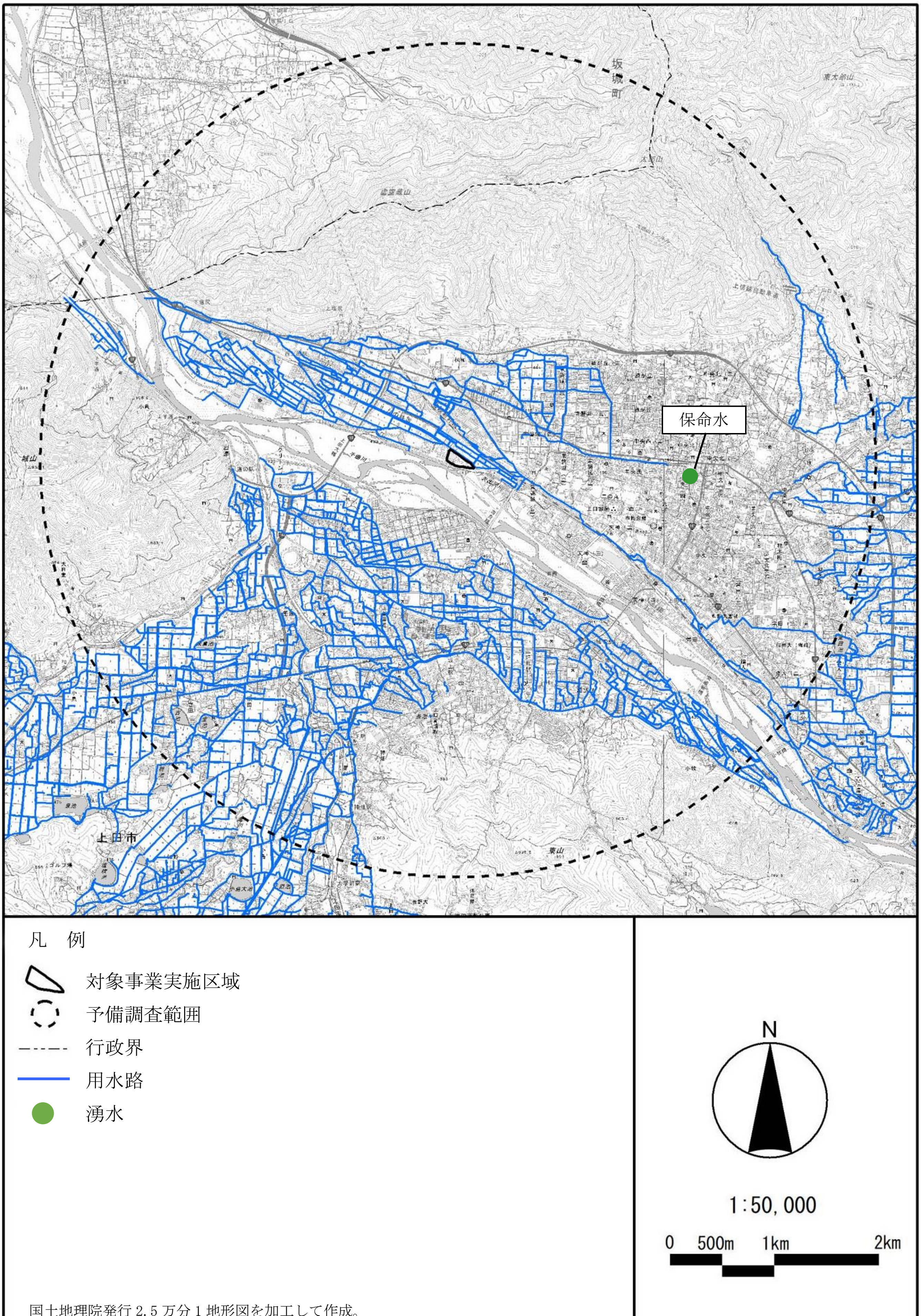

国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図を加工して作成。

出典：「上田地域用水路現況図」（上田市　令和 3 年 1 月 12 日受領）
「長野県の代表的な湧水」（環境省ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）

図 2.2-6　対象事業実施区域及びその周囲の用水路及び代表的な湧水の状況

2.2.3　地象の状況

1. 地形

対象事業実施区域及びその周囲における地形分類図は、図 2.2-7(1)、(2)に示すとおりである。

対象事業実施区域は谷底平野であり、対象事業実施区域南側は千曲川が流下していることから河原となっている。また、谷底平野の南北には砂礫台地が広がっており、さらにその周辺には山地が広がっている。

2. 地質

対象事業実施区域及びその周囲における表層地質図は、図 2.2-8(1)、(2)に示すとおりである。

対象事業実施区域には、未固結堆積物である砂礫が広がっており、対象事業実施区域南側は千曲川が流下していることから礫がち堆積物が分布している。対象事業実施区域北側には砕屑物や砂礫等の未固結堆積物や、凝灰岩・凝灰角礫岩互層の半固結堆積物が広がっている。

また、対象事業実施区域内及びその周囲には深井戸が存在する。

3. 注目すべき地形・地質

対象事業実施区域及びその周囲には、「日本の典型地形」(平成11年1月　国土地理院)及び「日本の地形レッドデータブック第1集　危機にある地形　新装版」(平成12年12月　小泉武栄・青木賢人編)に保存すべきものとして記載されている地形及び地質はない。

なお、対象事業実施区域の西側及び北西側には、県指定の天然記念物(地質鉱物)である小泉・下塩尻及び南条の岩鼻が存在しており、その位置は図 2.2-9に示すとおりである。

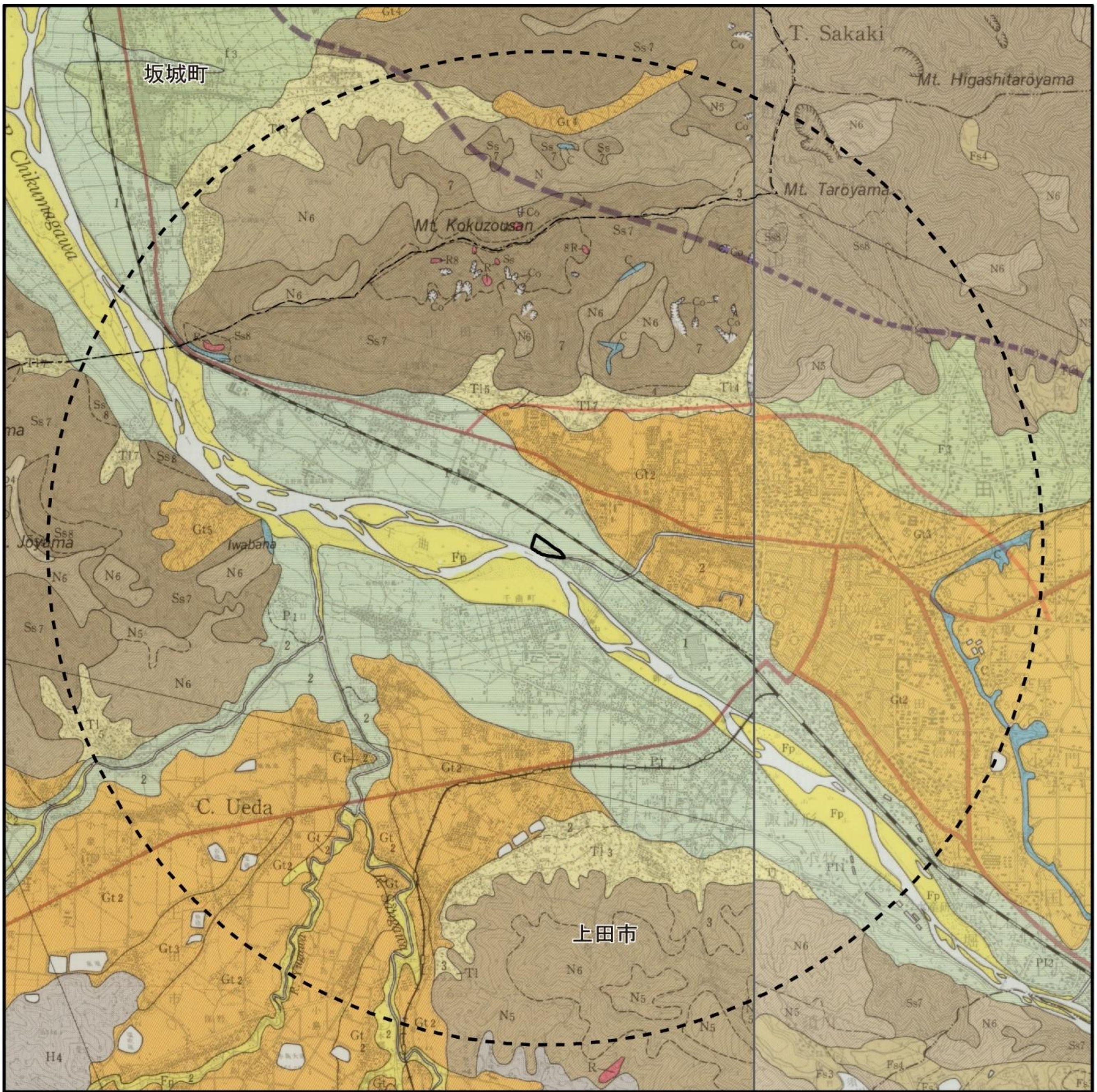

凡　例

対象事業実施区域

予備調査範囲

行政界

坂城	上田

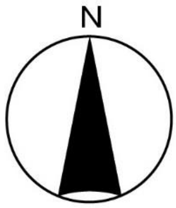

1:50,000

0　500m　1km　2km

出典：「土地分類基本調査　地形分類図(坂城)」(平成２年　長野県)
「土地分類基本調査　地形分類図(上田)」(平成３年　長野県)

図 2.2-7(1)　対象事業実施区域及びその周囲の地形分類図

凡　例

	項目名	坂　城	上　田
山地	山頂緩斜面（15°未満）	Sp4	Fs3 / Fs4
	一般斜面（15°～30°）	N5 / N6	N5 / N6
	急斜面（30°以上）	Ss7 / Ss8	Ss7 / Ss8
丘陵	丘陵	H3 / H4	
台地・段丘	砂礫台地	Gt2 / Gt3 Gt4 / Gt5	Gt2 / Gt3
低地	扇状地	f3	f3
	谷底平野	P1 / P2	
	谷底平野Ⅰ		PI1 / PI2
その他	河原	Fp1 / Fp2	Fp1 / Fp2
	崩壊地形	Co	
	崖錐	Tl	
	崖	C	C
	露岩地	R	

傾斜区分

8	傾斜40°以上 Slopes greater than 40°
7	傾斜30°以上40°未満 Slopes between 30° and 40°
6	傾斜20°以上30°未満 Slopes between 20° and 30°
5	傾斜15°以上20°未満 Slopes between 15° and 20°
4	傾斜8°以上15°未満 Slopes between 8° and 15°
3	傾斜3°以上8°未満 Slopes between 3° and 8°
2	傾斜1/300以上3°未満 Slopes between $\frac{1}{3}\times10^2$ and 3°
1	傾斜1/300未満 Slopes less than $\frac{1}{3}\times10^2$

図 2.2-7(2)　対象事業実施区域及びその周囲の地形分類図（凡例）

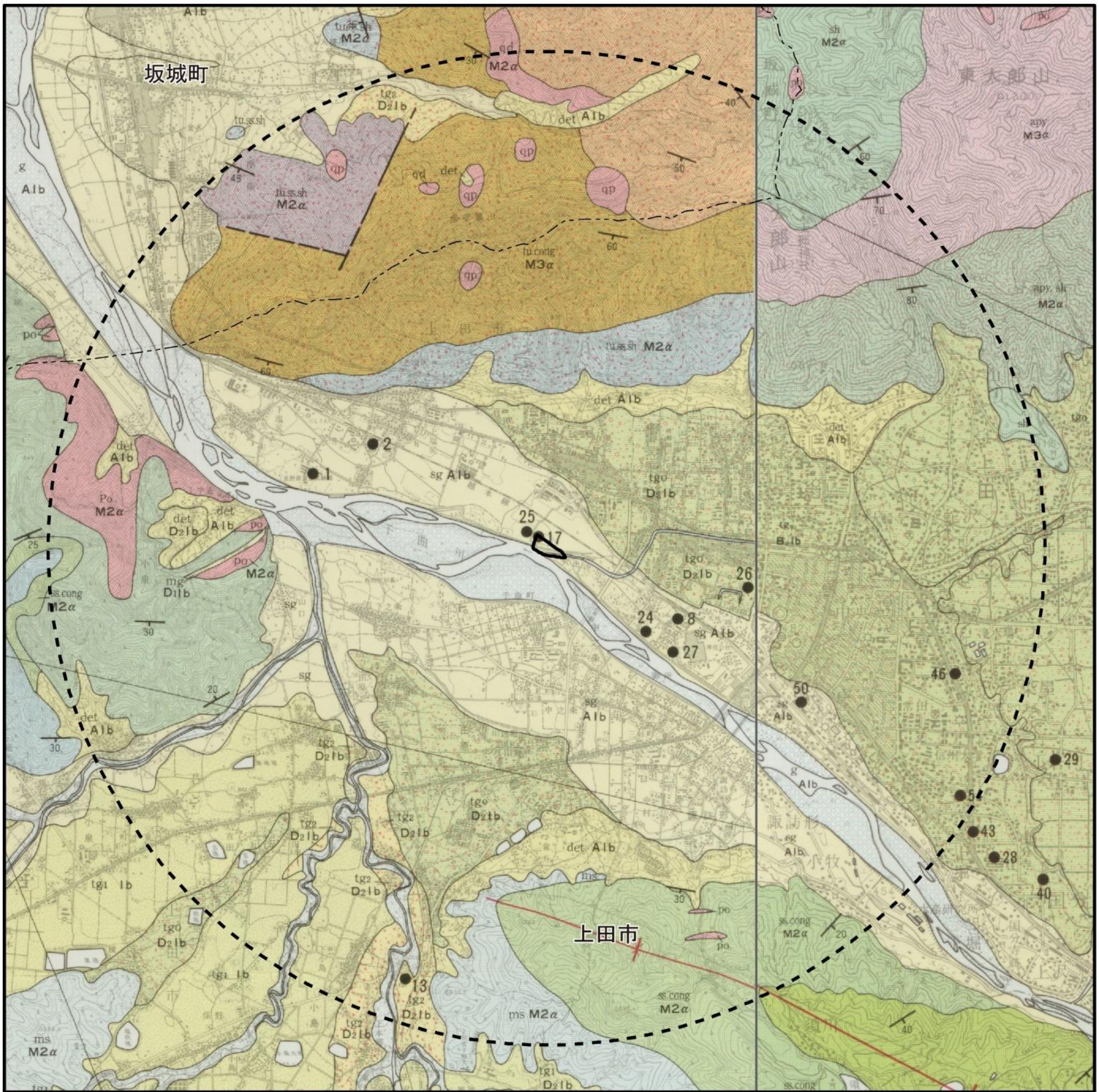

凡　例

対象事業実施区域

予備調査範囲

行政界

深井戸

坂城	上田

N

1:50,000

0　500m　1km　2km

出典：「土地分類基本調査　表層地質図(坂城)」(平成２年　長野県)
「土地分類基本調査　表層地質図(上田)」(平成３年　長野県)

図 2.2-8(1)　対象事業実施区域及びその周囲の表層地質図

凡　例

項目名		坂　城	上　田
未固結堆積物	礫がち堆積物	g	g
	砕屑物	det	det
	砂礫Ⅳ	sg	sg
	砂礫Ⅲ	tg_2	
	砂礫Ⅱ	tg_1	
	砂礫Ⅰ	tg_0	tg_0
半固結堆積物	頁岩・凝灰岩互層	sh.tu	
	凝灰岩・凝灰角礫岩互層	tu.cong	
	凝灰岩・頁岩・砂岩互層	tu.sh.ss	
	頁　岩	sh	sh
	礫岩・砂岩互層	cong.ss,ss.cong	
	泥岩・砂岩互層	ms.ss	
	泥　岩	ms	
固結堆積物	礫岩・疑灰角礫岩互層		cg.tb
	砂岩礫岩互層		ss.cg
	流紋岩質火砕岩類・頁岩		apy.sh
深成岩 半深成岩類	ひん岩	po	po
	石英閃緑岩類	qd	
	石英斑岩	qp	
火山性岩石	流紋岩質火砕岩類		apy

- 岩石種類の境界
- 断層
- 30 走向・傾斜
- 背斜軸
- 向斜軸
- A A' 断面位置

図 2.2-8(2)　対象事業実施区域及びその周囲の表層地質図（凡例）

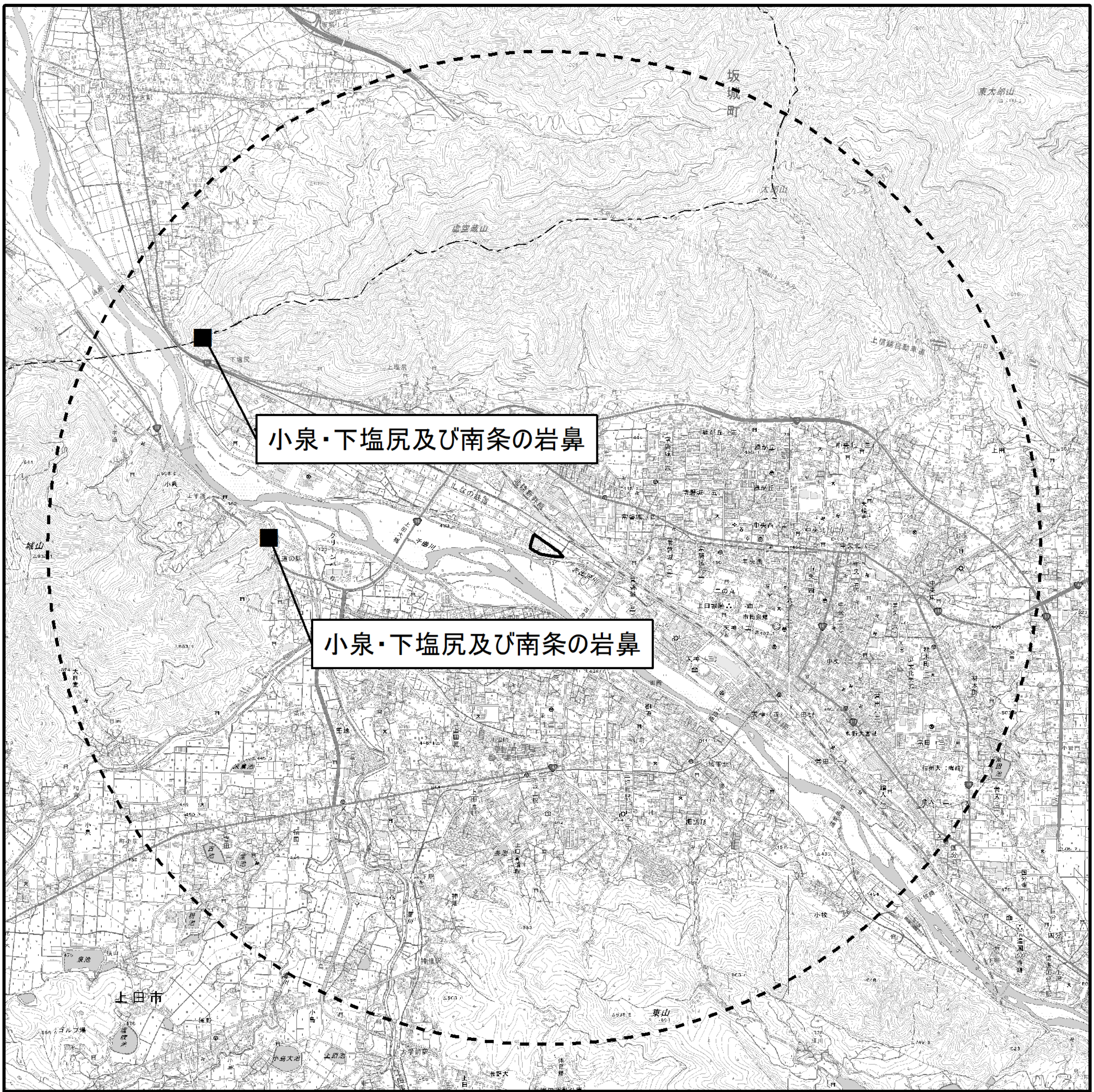

凡　例

対象事業実施区域

予備調査範囲

行政界

天然記念物（地質鉱物）

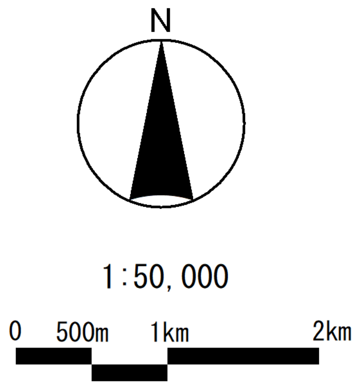

国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図を加工して作成。

出典：「文化財情報（国・県指定等文化財）」
（長野県ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）

図 2.2-9　対象事業実施区域及びその周囲の天然記念物（地質鉱物）

4. 地すべり危険箇所及び浸水想定等の状況

(1)急傾斜地崩壊危険区域

対象事業実施区域及びその周囲における急傾斜地崩壊危険区域は、図　2.2-10に示すとおりであり、対象事業実施区域の周囲には急傾斜地崩壊危険区域が存在するが、対象事業実施区域内には存在しない。

(2)砂防指定地

対象事業実施区域及びその周囲における砂防指定地は、図 2.2-10に示すとおりであり、対象事業実施区域の周囲には砂防指定地が存在するが、対象事業実施区域内には存在しない。

(3)地すべり防止区域

対象事業実施区域及びその周囲には地すべり防止区域は指定されていない。

(4)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

対象事業実施区域及びその周囲における土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、図　2.2-11に示すとおりであり、対象事業実施区域の周囲には土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が存在するが、対象事業実施区域内には存在しない。

(5)浸水想定区域

対象事業実施区域及びその周囲における浸水想定区域は、図 2.2-12(1)、(2)に示すとおりである。

「上田市災害ハザードマップ（2016.3）」（図 2.2-12(1)参照）では、概ね100年に1回程度発生する大雨について、国が管理する千曲川と長野県が管理する神川、浦野川、矢出沢川等が氾濫した場合に想定される浸水の深さを示しており、対象事業実施区域は0.5～1.0m未満の想定浸水深となっている。

一方、「上田市災害ハザードマップ（2023.3）」（図 2.2-12(2)参照）では、概ね1,000年に1回程度発生する大雨について、国が管理する千曲川と長野県が管理する神川、浦野川等が氾濫した場合に想定される浸水の深さを示しており、対象事業実施区域は5.0～10.0m未満の想定浸水深となっている。

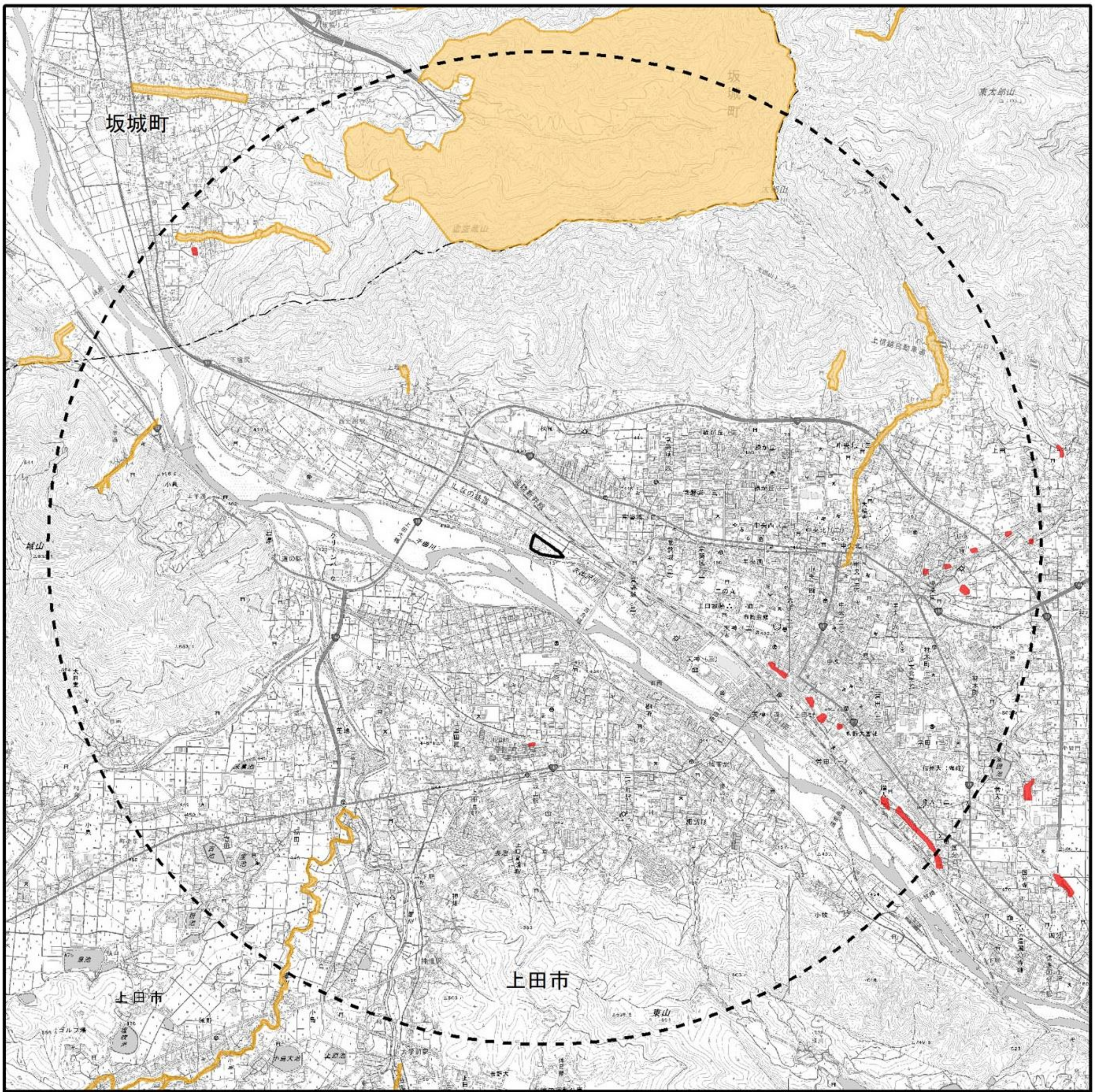

凡　例

対象事業実施区域
予備調査範囲
行政界
急傾斜地崩壊危険区域
砂防指定地

N

1:50,000

0　500m　1km　2km

国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図を加工して作成。

出典：「信州くらしのマップ（防災）」
（長野県統合型地理情報システムホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）

図 2.2-10　対象事業実施区域及びその周囲の砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

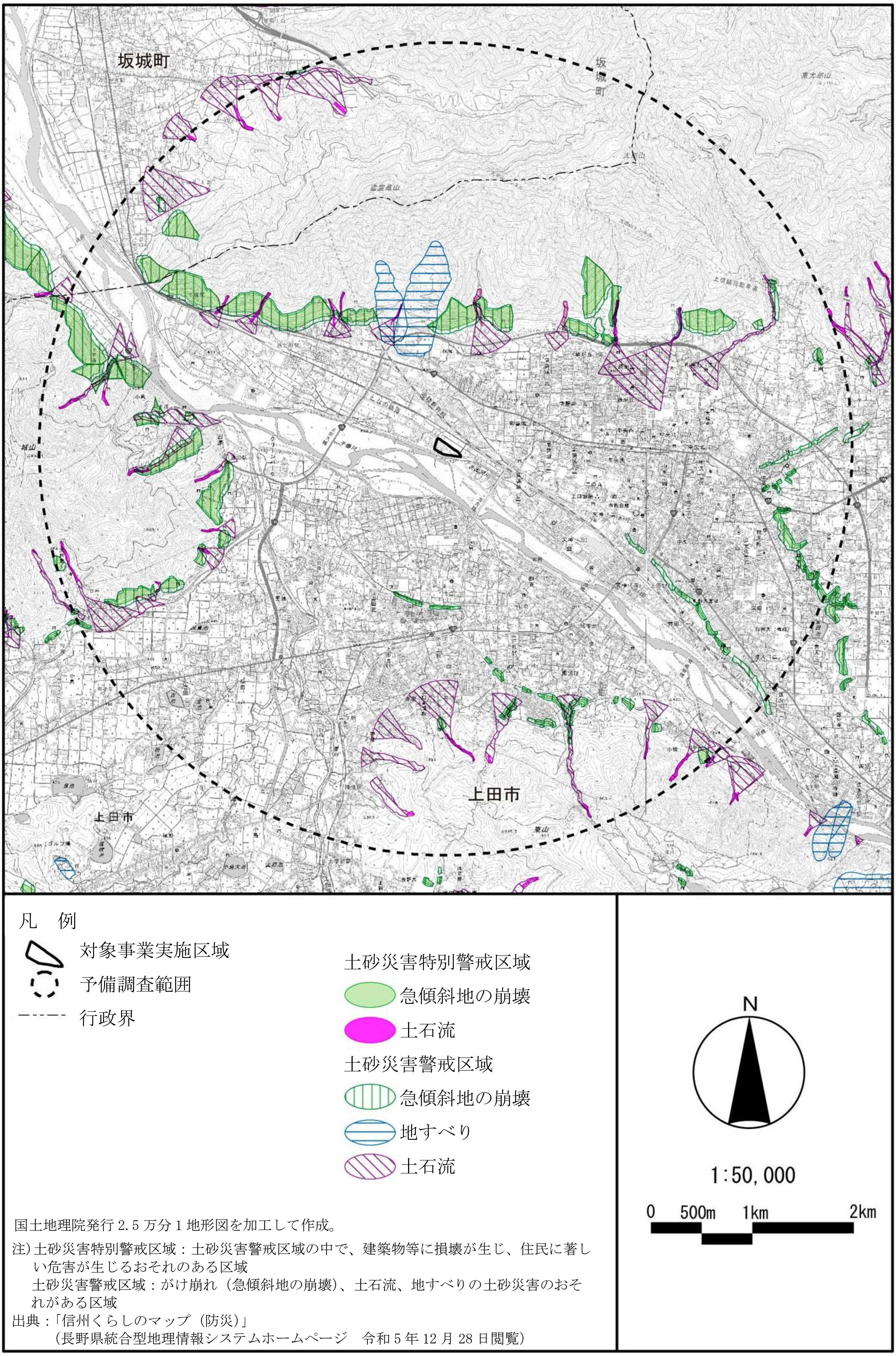

国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図を加工して作成。

注)土砂災害特別警戒区域：土砂災害警戒区域の中で、建築物等に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれのある区域
土砂災害警戒区域：がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）、土石流、地すべりの土砂災害のおそれがある区域
出典：「信州くらしのマップ（防災）」
（長野県統合型地理情報システムホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）

図 2.2-11　対象事業実施区域及びその周囲の土砂災害警戒区域等の指定状況

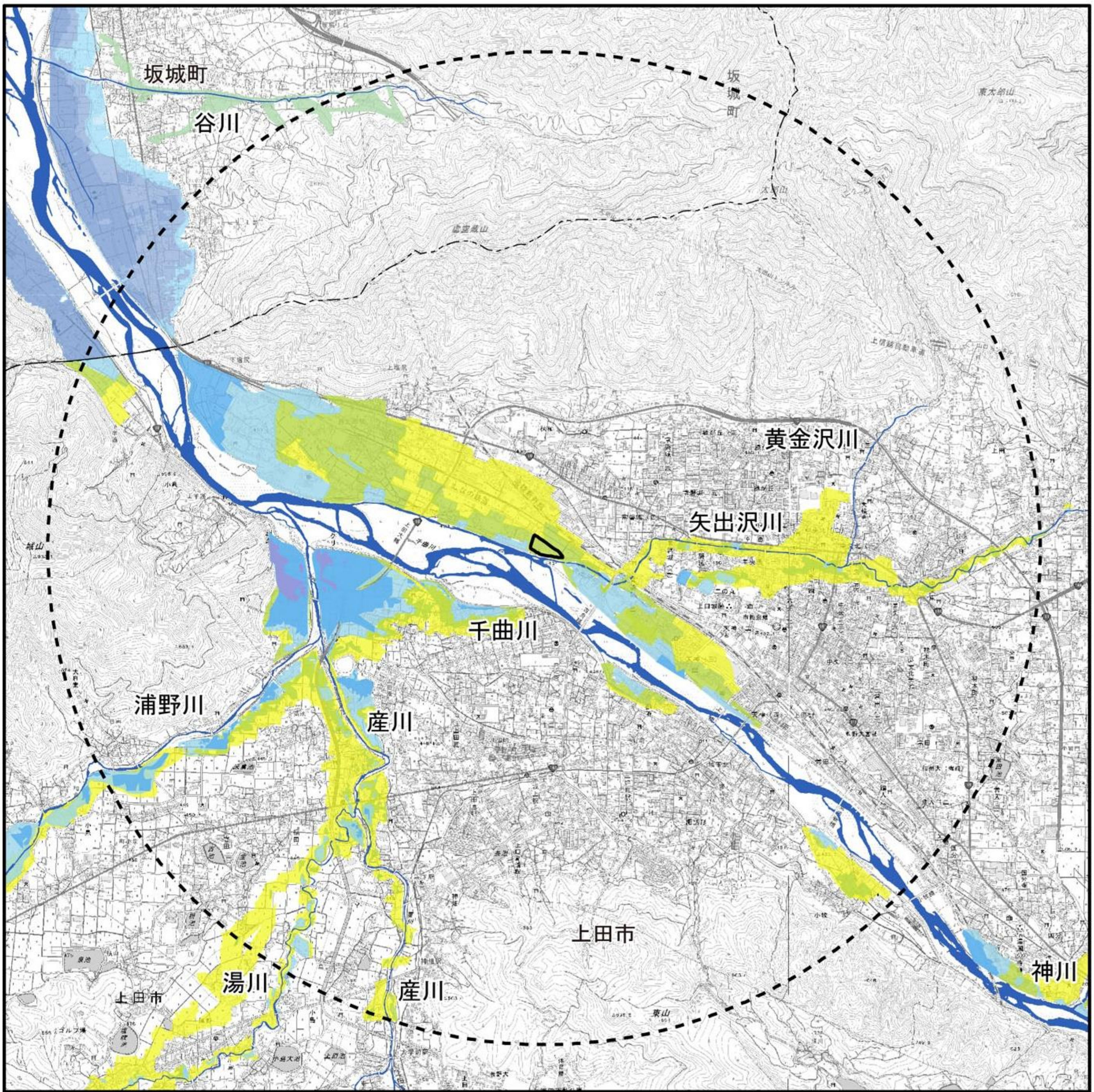

凡　例

対象事業実施区域

予備調査範囲

行政界

河川

上田市　想定浸水深	
	5.0m 以上
	2.0m～5.0m 未満
	1.0m～2.0m 未満
	0.5m～1.0m 未満
	0m～0.5m 未満

坂城町　想定浸水深	
	10.0m～20.0m 未満
	5.0m～10.0m 未満
	3.0m～5.0m 未満
	0.5m～3.0m 未満
	0m～0.5m 未満
	ため池決壊による浸水想定区域

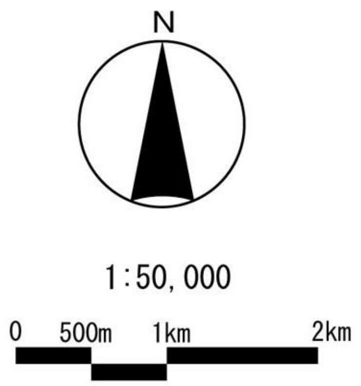

国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図を加工して作成。
注）上田市は概ね 100 年に 1 回程度発生する大雨について、坂城町は概ね 1000 年に 1 回程度発生する大雨についての浸水想定区域となっている。
出典：「上田市災害ハザードマップ（2016.3）」（上田市ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）

図 2.2-12(1)　対象事業実施区域及びその周囲の浸水想定区域

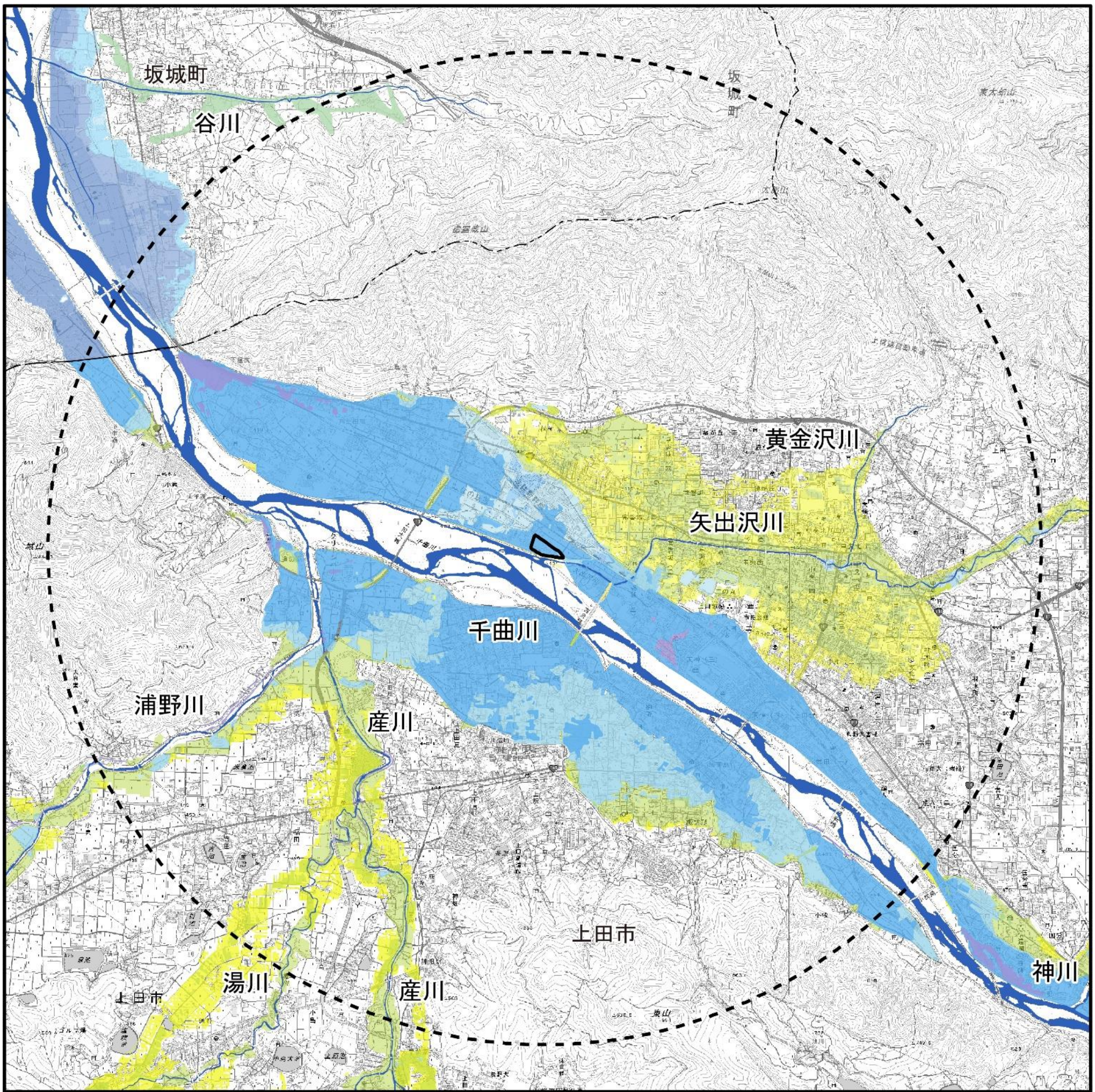

凡　例

対象事業実施区域
予備調査範囲
行政界
河川

上田市　想定浸水深	
	20.0m 以上
	10.0m～20.0m 未満
	5.0m～10.0m 未満
	3.0m～5.0m 未満
	0.5m～3.0m 未満
	0m～0.5m 未満

坂城町　想定浸水深	
	10.0m～20.0m 未満
	5.0m～10.0m 未満
	3.0m～5.0m 未満
	0.5m～3.0m 未満
	0m～0.5m 未満
	ため池決壊による浸水想定区域

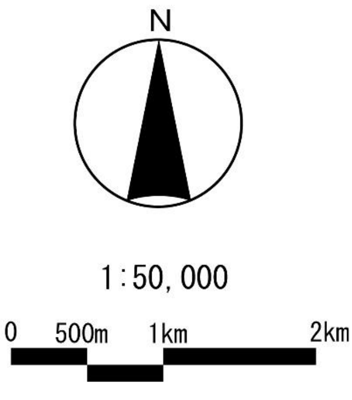

国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図を加工して作成。
出典：「上田市災害ハザードマップ（2023.3）」（上田市ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）
「坂城町ハザードマップ」（坂城町ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）

図 2.2-12(2)　対象事業実施区域及びその周囲の浸水想定区域

5. 災害履歴等

対象事業実施区域のある上田市及びその周辺において、水害等の甚大な被害をもたらした災害の発生状況は表 2.2-6(1)～(3)に示すとおりである。

表 2.2-6(1) 上田市及びその周辺における近年の主な災害

通称	発生日	降雨状況と長野県又は上田市の主な被害状況
令和元年東日本台風（台風第 19 号）	令和元年（2019 年）10 月	＜降雨状況＞ 令和元年 10 月 6 日に南鳥島近海で発生した台風第 19 号の接近・通過に伴い、東日本では広い範囲で大雨、暴風、高波、高潮となった。 ＜上田市の被害状況＞ この大雨により長野県内各地でも人的被害等が確認され、上田市では重軽傷者 6 名を数えた。また、住居の被害状況は、全壊が 2 世帯、半壊が 10 世帯、一部損壊が 461 世帯である。千曲川本川において越水・溢水が発生し、上田市諏訪形地先において堤防欠損が発生した。 なお、対象事業実施区域内では、災害による被害はなかった。
平成 22 年 8 月豪雨災害	平成 22 年（2010 年）8 月	＜降雨状況＞ 平成 22 年 8 月 2 日に、上田市で局所的大雨が発生した。午後 7 時から 11 時までの間に上田で 82mm の雨を観測した。 ＜上田市の被害状況＞ 人的被害がなく、床上浸水が計 85 件、床下浸水が計 192 件であった。
平成 18 年 7 月豪雨	平成 18 年（2006 年）7 月	＜降雨状況＞ 平成 18 年 7 月 15 日から 24 日にかけて、九州から本州付近に延びた梅雨前線の活動が活発となり、長野県では 7 月 15 日から 21 日までの 7 日間の総雨量が多いところで 600mm を超えた。 ＜上田市の被害状況＞ 上田市では行方不明者が 1 名であり、住家等の被害状況については一部破損が 1 棟、床下浸水が 9 棟であった。
長野県北部梅雨前線豪雨災害	平成 7 年（1995 年）7 月	＜降雨状況＞ 平成 7 年 7 月 11 日から 12 日にかけ、梅雨前線により長野県北部で大雨が発生した。猿倉（白馬村）の測定局では 2 日間の累計雨量 582mm、1 時間最大雨量 59mm を観測している。なお、中野市の立ヶ花における千曲川の水位は、7 月 11 日 15 時の 1.31m から上昇し、7 月 12 日 15 時には 5.90m と 4.59m の上昇が記録されている。 ＜上田市の被害状況＞ 上田市では人的被害がなく、建物の一部破損が 1 件のみであった。
台風 18 号災害	平成 3 年（1991 年）9 月	＜降雨状況＞ 平成 3 年 9 月 15 日に沖ノ鳥島の南東海上で発生した台風 18 号の接近・通過に加え、南海上に停滞した秋雨前線の活動が活発化したため、18 日早朝から 19 日まで長野県内で雨が降り続いた。長野県中部から南部にかけて 90～160mm、飯田以南は 200～285mm の豪雨となった。 ＜上田市の被害状況＞ 長野県内では死者 1 名、住家被害 269 件（全壊 10 棟、半壊 3 棟、一部破損 27 棟、床上浸水 7 棟、床下浸水 222 棟）が発生した。上田市では人的被害、住家被害はなかったものの、2 億 2,250 万円の公共土木施設被害が発生した。

出典：「令和元年東日本台風（台風第 19 号）への長野県の対応について」（長野県ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）
「令和元年東日本台風（台風第 19 号）による大雨、暴風等　令和元年(2019 年)10 月 10 日～10 月 13 日（速報)」（気象庁ホームページ　令 3 年 10 月 13 日閲覧）
「平成 18 年 7 月 15 日から 24 日に発生した豪雨の命名について」（気象庁ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）
「平成 18 年 7 月 15 日から 19 日にかけての長野県内の大雨に関する気象速報」（平成 18 年 9 月 6 日　長野地方気象台）
「千曲川堤防調査委員会報告書」（令和 2 年 8 月　千曲川堤防調査委員会）
「平成 16 年　長野県内の土砂災害」（平成 17 年 3 月　長野県治水砂防協会、長野県土木部砂防課）
「平成 7 年　長野県北部梅雨前線豪雨災害の記録」（平成 7 年 8 月　長野県土木部）
「長野県の災害と気象」（平成 20 年　長野県危機管理部・危機管理防災課）
「過去の主な土砂災害（昭和 20 年以降)」（長野県ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）

表 2.2-6(2)　上田市及びその周辺における近年の主な災害

通称	発生日	降雨状況と長野県又は上田市の主な被害状況
台風第6号災害	昭和60年(1985年)6、7月	＜降雨状況＞ 昭和60年6月25日に熱帯低気圧が台風6号となり、台風とともに北上した梅雨前線と合わせて大雨をもたらした。28日から1日までの総雨量は、長野県の西部や南部では200～300㎜になり、その他の地域も100㎜を越す大雨となった。 ＜上田市の被害状況＞ 上田市では人的被害はなく、住家等の被害として4棟の床下浸水被害が発生した。
台風10号災害	昭和58年(1982年)9月	＜降雨状況＞ 昭和58年9月20日にグアム島南南西海上で発生した台風10号は北上市強い勢力を保ったまま東シナ海を北西に進み、前線の発達もともなって大雨をもたらした。長野県南部では9月28日の17～18時にかけて1時間に30～45㎜の強い雨が降り、総雨量は長野県南部と西部で200㎜以上、その他の地方も130～200㎜の大雨となった。 ＜被害状況＞ 長野県内で死者10名、重軽傷者47名、全半壊150棟、床上浸水3,923棟、床下浸水8,264棟の甚大な被害をもたらした。また、千曲川の立ヶ花の最高水位は11.13mとなり、立ヶ花橋（中野市豊野町）では橋面に河川からのごみが散乱し通行止めとなった。
台風18号災害	昭和57年(1982年)9月	＜降雨状況＞ 昭和57年9月6日にグアム島西南西海上で発生した台風18号は次第に勢力を強め北上し、12日には静岡県に上陸した。降雨量は長野県内全域で日降水量が100㎜以上となり、特に南部及び東部では日雨量が200㎜を越えた。 ＜被害状況＞ 長野県内では死者2名、重軽傷37名、家屋の全半壊16棟、床上床下浸水1,844棟であった。なお、千曲川、右支川、樽川は上流5km にわたって水位の上昇を招き、9月13日午前に古桶橋付近において2ヵ所、その後千曲川との合流点付近において破堤し溢水している。千曲川の立ヶ花の最高水位は10.54mとなった。
台風15号災害	昭和56年(1981年)8月	＜降雨状況＞ 昭和56年8月16日に沖ノ鳥島の西南西で発生した台風15号は、東日本一帯に大雨をもたらした。長野県の大雨は18時間の間に北信地方に集中し、上高井郡山田では最大時間雨量43㎜、最大日雨量227.5㎜を観測した。 ＜被害状況＞ 被害地域は長野市、須坂市、上田市、飯山市などの北信地方に集中し、長野県の浸水被害は床上浸水577棟、床下浸水2,352棟であった。また、須坂市仁礼で土石流が発生し10名の死者が、この他下高井群で河川転落により1名の死者がでた。
台風7号災害	昭和44年(1969年)	＜被害状況＞ 長野県内での死者9名、行方不明者6名、重軽傷者11名、全壊10棟、半壊7棟の被害をもたらした。高瀬川で大洪水が発生した他、松川村で堤防が決壊した。
昭和36年梅雨前線豪雨	昭和36年(1961年)6月	＜降雨状況＞ 特に上伊那郡、下伊那郡では、梅雨前線の影響による豪雨により、日雨量が325㎜を記録した。 ＜被害状況＞ 長野県内では、死者107名、行方不明29名、重傷119名、軽傷1,045名、全壊903棟、半壊621棟の被害となった。天竜川上流の伊那谷を中心に、中小河川の氾濫や、山腹崩壊等による土石流などが発生した。

出典：「長野県の災害と気象」（平成20年　長野県危機管理部・危機管理防災課）
「長野県砂防史　1992」（平成4年3月　長野県土木部砂防課、長野県治水砂防協会）
「1981年8月台風第15号による長野県須坂土石流災害調査報告書」（昭和57年3月　科学技術庁国立防災科学技術センター）
「「後世に伝えるべき治山」60選シリーズ　伊那谷を襲った梅雨豪雨災害（三六災害）　山腹崩壊地復旧」（水利科学　No.362　2018　野口和浩）
「過去の主な土砂災害（昭和20年以降）」（長野県ホームページ　令和5年12月28日閲覧）

表 2.2-6(3)　上田市及びその周辺における近年の主な災害

通称	発生日	降雨状況と長野県又は上田市の主な被害状況
伊勢湾台風災害	昭和 34 年 (1959 年) 9 月	＜被害状況＞ 昭和 34 年 9 月 20 日に発生した台風 15 号は、全国各地で暴風、洪水、高潮等の被害をもたらした。 長野県内では、死者 21 名、行方不明 6 名、重傷 43 名、軽傷 202 名、全壊 1,567 棟、半壊 8,853 棟となった。特に、千曲川流域で多くの被害が発生した。
台風 7 号災害	昭和 34 年 (1959 年) 8 月	＜被害状況＞ 長野県内では、死者 71 名、行方不明 6 名、重傷 81 名、軽傷 301 名、全壊 1,391 棟、半壊 4,091 棟となった。
台風 21 号災害	昭和 33 年 (1958 年) 9 月	＜被害状況＞ 長野県内では、死者 17 名、重軽傷 130 名、全壊 66 戸、半壊 93 棟となった。
（参考）対象事業実施区域及びその周囲の浸水被害状況 明治 29 年（1896 年）：対象事業実施区域及びその周囲に浸水被害（飯島堤防決壊） 明治 31 年（1898 年）：対象事業実施区域及びその周囲に浸水被害（飯島堤防決壊） 明治 39 年（1906 年）：対象事業実施区域及びその周囲に浸水被害（飯島堤防決壊） 大正　3 年（1914 年）：対象事業実施区域及びその周囲に浸水被害（飯島堤防決壊） 昭和 24 年（1949 年）：対象事業実施区域及びその周囲に浸水被害（キティ台風、飯島堤防決壊） 昭和 25 年（1950 年）：対象事業実施区域及びその周囲に浸水被害（8 月豪雨、飯島堤防決壊） 現在の完成堤防形状（昭和 27 年）となってからは、対象事業実施区域及びその周囲において、千曲川による浸水被害の報告は確認できない。		

出典：「長野県の災害と気象」（平成 20 年　長野県危機管理部・危機管理防災課）
「学校における防災教育の手引き<改訂版>」（平成 4 年 3 月　長野県教育委員会）
「過去の主な土砂災害（昭和 20 年以降）」（長野県ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）
「改修の歴史と変遷」（千曲川河川事務所ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）
「塩尻時報とその時代（平成 19 年 3 月　上田市西部公民館）」
「塩尻時報（塩尻通信）」

2.2.4 動植物及び生態系の状況

1. 動物の生息の状況

動物の生息状況は、当該地域の自然特性を勘案し、対象事業実施区域及びその周囲を対象に、文献により整理した。

対象事業実施区域及びその周囲における確認種を抽出した文献と、各文献における調査対象及び調査範囲は、表 2.2-7及び図 2.2-13に示すとおりである。

表 2.2-7　文献名及び各文献における調査対象・調査範囲

文献番号	文献名	分類群							調査対象・調査範囲
		哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	魚類	昆虫類	その他無脊椎動物	
1	「長野県版レッドデータブック(動物編)2004」(平成16年3月　長野県自然保護研究所・長野県生活環境部環境自然保護課) 「長野県版レッドリスト 2015（動物編）」(平成27年　長野県環境部自然保護課)	○	○	○	○	○	○	○	爬虫類・両生類・魚類・昆虫類・その他無脊椎動物は予備調査範囲が含まれる上田市、坂城町で確認された種とした。 哺乳類・鳥類は予備調査範囲が含まれる2次メッシュとして、「543841 別所温泉」「543842 上田」「543851 坂城」「543852 真田」の4メッシュで確認された種を対象とした。
2	「生物多様性情報システム　基礎調査データベース検索（第2～6回自然環境保全基礎調査　動植物分布調査報告書)」(環境省ホームページ)	○	○	○	○	○	○	○	予備調査範囲が含まれる 2 次メッシュとして、「543841 別所温泉」「543842 上田」「543851 坂城」「543852 真田」の4メッシュで確認された種を対象とした。
3	「生物多様性情報システム　ガンカモ類の生息調査　平成20～30年調査」(環境省ホームページ)		○						予備調査範囲において確認された種とした。
4	「第 6 回自然環境保全基礎調査　種の多様性調査　鳥類繁殖分布調査報告書」(環境省ホームページ)		○						予備調査範囲が含まれる 2 次メッシュとして、「543841 別所温泉」「543842 上田」「543851 坂城」「543852 真田」の4メッシュで確認された種を対象とした。
5	「希少猛禽類調査(イヌワシ・クマタカ)の結果について」 (環境省平成16年8月31日報道発表)		○						予備調査範囲が含まれる 2 次メッシュとして、「543841 別所温泉」「543842 上田」「543851 坂城」「543852 真田」の4メッシュで確認された種を対象とした。
6	「全国環境情報　コウモリ(EADAS)」(環境省ホームページ)	○							予備調査範囲が含まれる 2 次メッシュとして、「543841 別所温泉」「543842 上田」「543851 坂城」「543852 真田」の4メッシュで確認された種を対象とした。
7	坂城町誌　1979	○	○	○		○	○	○	各市町誌に記載されている種を確認された種とした。
8	上田市誌自然編資料　2002	○	○	○	○	○	○		
9	「長野県のトンボ」(信州昆虫学会 1977)						○		予備調査範囲において確認された種とした。
10	「長野県鳥類目録 2　-100 年の記録-」 (日本野鳥の会長野支部　1991)		○						予備調査範囲において確認された種とした。
11	「国土交通省　河川水辺の国勢調査」(河川環境データベースシステム)	○	○	○	○	○	○	○	予備調査範囲において確認された種とした。

注）1次メッシュ、2次メッシュは標準地域メッシュのひとつであり、1次メッシュは約 80km×80km、2次メッシュは約 10km×10km。

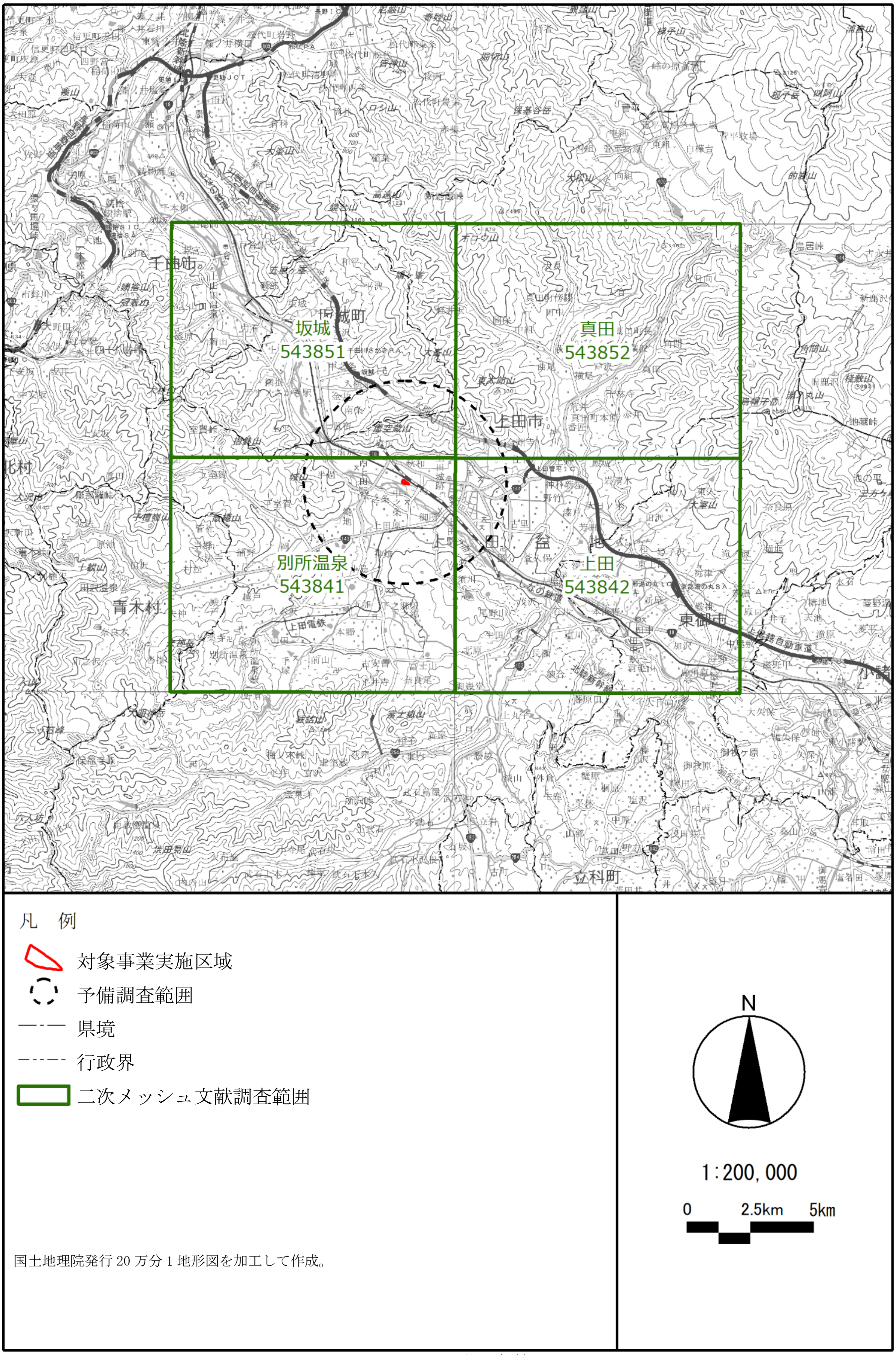

国土地理院発行 20 万分 1 地形図を加工して作成。

図 2.2-13　調査対象範囲

(1)動物相の概要

対象事業実施区域及びその周囲における動物相の概要は、表 2.2-8に示すとおりである。

哺乳類は7目17科33種、鳥類は17目46科162種、爬虫類は2目8科13種、両生類は2目5科11種、魚類は5目14科48種、昆虫類は19目258科2,486種、その他無脊椎動物は6綱14目22科39種が確認されている。

表 2.2-8 文献による動物相の概要

分類群	確認種数	主な確認種
哺乳類	7 目 17 科 33 種	カワネズミ、アズマモグラ、キクガシラコウモリ、ヤマコウモリ、テングコウモリ、ニホンザル、ノウサギ、ニホンリス、ムササビ、ヤマネ、アカネズミ、ツキノワグマ、タヌキ、キツネ、テン、イタチ、アナグマ、イノシシ、ニホンジカ、ニホンカモシカ等
鳥　類	17 目 46 科 162 種	キジ、オシドリ、カイツブリ、キジバト、コサギ、オオバン、ホトトギス、カッコウ、イカルチドリ、ハマシギ、ミサゴ、ノスリ、フクロウ、アカゲラ、カケス、シジュウカラ、ウグイス、オオヨシキリ、ミソサザイ、オオルリ、セグロセキレイ、イカル、ホオジロ等
爬虫類	2 目 8 科 13 種	クサガメ、ヒガシニホントカゲ、アオダイショウ、ヤマカガシ等
両生類	2 目 5 科 11 種	ハコネサンショウウオ、アカハライモリ、アズマヒキガエル、ニホンアマガエル、ヤマアカガエル、トウキョウダルマガエル、カジカガエル等
魚　類	5 目 14 科 48 種	アブラハヤ、ドジョウ、ナマズ、アカザ、サクラマス、ヨシノボリ属等
昆虫類	19 目 258 科 2,486 種	アオイトトンボ、クロスジギンヤンマ、アキアカネ、トノサマバッタ、エゾゼミ、コオイムシ、マツモムシ、ミヤマセセリ、ヒメヤママユ、イエバエ、ガムシ、コクワガタ、ヘイケボタル、ミヤマカミキリ、ヒメスズメバチ等
その他無脊椎動物	6 綱 14 目 22 科 39 種	マルタニシ、カワニナ、モノアラガイ、マメシジミ、シマイシビル等

(2)注目すべき動物

注目すべき動物は、表 2.2-7に示した文献において確認された種について、表 2.2-9の選定基準に基づき選定した。選定した種は表 2.2-10～表 2.2-16に示すとおり、哺乳類6種、鳥類41種、爬虫類4種、両生類3種、魚類14種、昆虫類91種、その他無脊椎動物6種である。

表 2.2-9　注目すべき動物の選定基準

番号	文献名	カテゴリー
1	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法)」(平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号　最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）及び同施行令（平成 5 年政令第 17 号　最終改正：令和 5 年 2 月 23 日）の国際希少野生動植物種、国内希少野生動植物及び緊急指定種	国際：国際希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種 特 1：特定第一種国内希少野生動植物種 特 2：特定第二種国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種
2	「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月 30 日　法律第 214 号)で定められた国指定の特別天然記念物及び天然記念物 「長野県文化財保護条例」（昭和 50 年 12 月 25 日　長野県条例第 44 号　最終改正：平成 17 年 3 月 28 日)、「上田市文化財保護条例」（平成 18 年 3 月 6 日条例第 95 号)、「坂城町文化財保護条例」(昭和 55 年 12 月 25 日条例第 34 号　最終改正：平成 9 年 3 月 26 日)で定められた天然記念物	国特：国の特別天然記念物 国天：国の天然記念物 県天：長野県の天然記念物 市天：上田市の天然記念物 町天：坂城町の天然記念物
3	「環境省レッドリスト 2020 の公表について」（令和 2 年 3 月 27 日　環境省）の別添資料 3 の掲載種	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧ⅠA 類 EN：絶滅危惧ⅠB 類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足
4	「長野県希少野生動植物保護条例」（平成 15 年 3 月 24 日長野県条例第 32 号）の指定希少野生動植物及び特別指定希少野生動植物	希少指定：指定希少野生動植物 希少特別：特別指定希少野生動植物
5	「長野県版レッドリスト 2015　(動物編)」(平成 27 年 3 月　長野県)の掲載種	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧ⅠA 類 EN：絶滅危惧ⅠB 類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 N　：留意種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群

① 哺乳類

哺乳類では4目5科6種が確認されている。河川の上流域を利用するカワネズミや、山地の森林内の樹洞を利用するヤマコウモリやヤマネが確認されている。

表 2.2-10 対象事業実施区域及びその周囲における注目すべき動物（哺乳類）

番号	目名	科名	種名	選定基準				
				1	2	3	4	5
1	モグラ目（食虫目）	トガリネズミ科	カワネズミ					NT
2	コウモリ目（翼手目）	ヒナコウモリ科	ヤマコウモリ			VU		VU
3			ウサギコウモリ					VU
4	ネズミ目（齧歯目）	リス科	ホンドモモンガ					NT
5		ヤマネ科	ヤマネ		国天			NT
6	ウシ目（偶蹄目）	ウシ科	ニホンカモシカ		国特			
合計	4目	5科	6種	0種	2種	1種	0種	5種

注1）種名及び配列については原則として「日本産哺乳類頭骨図説」（平成12年1月　阿部永）に準拠した。
注2）選定基準は表 2.2-9に示すとおりである。

② 鳥類

鳥類では13目22科41種が確認されている。水田や湿地などの水辺を利用するチュウサギ等のサギ類や、河川敷を利用するイカルチドリやコヨシキリ、セッカ等、ため池などの水面を利用するトモエガモやホオジロガモ等のカモ類、樹林を利用するサンショウクイやノジコ等が確認されている。また、ミサゴやオオタカといった猛禽類も確認されている。

表 2.2-11　対象事業実施区域及びその周囲における注目すべき動物（鳥類）

番号	目名	科名	種名	選定基準				
				1	2	3	4	5
1	キジ目	キジ科	ウズラ			VU		CR
2	カモ目	カモ科	オシドリ			DD		N
3			トモエガモ			VU		EN
4			ホオジロガモ					VU
5			コウライアイサ	国際				
6	カイツブリ目	カイツブリ科	ハジロカイツブリ					NT
7	ペリカン目	サギ科	ヨシゴイ			NT		EN
8			ササゴイ					VU
9			チュウサギ			NT		NT
10			コサギ					NT
11	ツル目	クイナ科	クイナ					DD
12			ヒクイナ			NT		CR
13	ヨタカ目	ヨタカ科	ヨタカ			NT		VU
14	チドリ目	チドリ科	ケリ			DD		VU
15			イカルチドリ					NT
16		シギ科	ツルシギ			VU		
17			アオアシシギ					VU
18			キアシシギ					NT
19			ハマシギ			NT		NT
20		カモメ科	コアジサシ			VU		CR
21	タカ目	ミサゴ科	ミサゴ			NT		EN
22		タカ科	ハチクマ			NT		VU
23			ハイタカ			NT		VU
24			オオタカ			NT		VU
25			サシバ			VU		EN
26			イヌワシ	国内	国天	EN	希少 特別	CR
27	フクロウ目	フクロウ科	アオバズク					EN
28	サイチョウ目	ヤツガシラ科	ヤツガシラ		県天			
29	ブッポウソウ目	カワセミ科	アカショウビン					VU
30			ヤマセミ					VU
31	ハヤブサ目	ハヤブサ科	ハヤブサ	国内		VU		EN
32	スズメ目	サンショウクイ科	サンショウクイ			VU		N
33		カササギヒタキ科	サンコウチョウ					VU
34		モズ科	チゴモズ			CR		CR
35			アカモズ			EN		EN
36		ヨシキリ科	コヨシキリ					EN
37		セッカ科	セッカ					CR
38		ヒタキ科	マミジロ					NT
39			ノビタキ					NT
40		ホオジロ科	ホオアカ					NT
41			ノジコ			NT		NT
合計	13 目	22 科	41 種	3 種	2 種	22 種	1 種	38 種

注 1）種名及び配列については原則として「日本産鳥類目録第 7 版」（平成 24 年　日本鳥学会）に準拠した。
注 2）選定基準は表 2.2-9 に示すとおりである。

③　爬虫類

爬虫類では 2 目 3 科 4 種が確認されている。ため池等の水域に生息するニホンスッポンや水辺に生息するヒバカリ、山地に生息するタカチホヘビ等が確認されている。

表 2.2-12　対象事業実施区域及びその周囲における注目すべき動物（爬虫類）

番号	目名	科名	種名	選定基準				
				1	2	3	4	5
1	カメ目	スッポン科	ニホンスッポン			DD		
2	有鱗目	タカチホヘビ科	タカチホヘビ					DD
3		ナミヘビ科	ヒバカリ					DD
4			シロマダラ					DD
合計	2 目	3 科	4 種	0 種	0 種	1 種	0 種	3 種

注 1）種名及び配列については原則として「日本産爬虫両生類標準和名」（令和 5 年 9 月　日本爬虫両棲類学会）に準拠した。
注 2）選定基準は表 2.2-9 に示すとおりである。

④　両生類

両生類では 2 目 2 科 3 種が確認されている。水田等の浅い水域に生息するアカハライモリ、トウキョウダルマガエル、沼や湿原、河川敷、水田など水辺に広く生息するツチガエルが確認されている。

表 2.2-13　対象事業実施区域及びその周囲における注目すべき動物（両生類）

番号	目名	科名	種名	選定基準				
				1	2	3	4	5
1	有尾目	イモリ科	アカハライモリ			NT		NT
2	無尾目	アカガエル科	ツチガエル					VU
3			トウキョウダルマガエル			NT		VU
合計	2 目	2 科	3 種	0 種	0 種	2 種	0 種	3 種

注 1）種名及び配列については原則として「日本産爬虫両生類標準和名」（令和 5 年 9 月　日本爬虫両棲類学会）に準拠した。
注 2）選定基準は表 2.2-9 に示すとおりである。

⑤ 魚類

魚類では5目8科14種が確認されている。水田に生息するドジョウや、河川中上流域に生息するアカザやカジカ等が確認されている。

表 2.2-14 対象事業実施区域及びその周囲における注目すべき動物（魚類）

番号	目名	科名	種名	選定基準				
				1	2	3	4	5
1	ウナギ目	ウナギ科	ニホンウナギ			EN		EW
2	コイ目	コイ科	ナガブナ注3)			DD		DD
3			キンブナ注3)			VU		DD
4			ヤリタナゴ			NT		CR
5			タナゴ注4)			EN		
6		ドジョウ科	ドジョウ			NT		DD
7		フクドジョウ科	ホトケドジョウ			EN		VU
8	ナマズ目	アカザ科	アカザ			VU		NT
9	サケ目	アユ科	アユ					CR
10		サケ科	ヤマトイワナ					NT
11			ニッコウイワナ			DD		NT
12			サケ					EW
13			サクラマス（ヤマメ）			NT		NT
14	スズキ目	カジカ科	カジカ					NT
合計	5目	8科	14種	0種	0種	10種	0種	13種

注1）種名及び配列については原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和5年度生物リスト）」に準拠した。
注2）選定基準は表 2.2-9 に示すとおりである。
注3）移入種の可能性あり。
注4）タナゴ亜科として記載された可能性あり「坂城町誌 1979」。

⑥ 昆虫類

昆虫類では8目45科91種が確認されている。水田やため池に生息するタガメや、丘陵地の山間湿地や緩流、止水域に生息するハネビロエゾトンボやガムシ、山地の樹林帯に生息するヒメギフチョウ本州亜種が確認されている。

表 2.2-15(1) 対象事業実施区域及びその周囲における注目すべき動物（昆虫類）

番号	目名	科名	種名	選定基準				
				1	2	3	4	5
1	カゲロウ目（蜉蝣目）	ヒラタカゲロウ科	オビカゲロウ					NT
2	トンボ目（蜻蛉目）	イトトンボ科	モートンイトトンボ			NT		N
3		カワトンボ科	アオハダトンボ			NT		NT
4		ヤンマ科	アオヤンマ			NT		N
5			マダラヤンマ			NT		NT
6			マルタンヤンマ					NT
7			カトリヤンマ					VU
8		サナエトンボ科	アオサナエ					VU
9		エゾトンボ科	オオトラフトンボ					NT
10			トラフトンボ					NT
11			キイロサナエ			NT		EN
12			ハネビロエゾトンボ			VU		EN
13	カワゲラ目（セキ翅目）	ヒロムネカワゲラ科	ノギカワゲラ					NT
14	カメムシ目（半翅目）	マキバサシガメ科	ベニモンマキバサシガメ					DD
15		コオイムシ科	コオイムシ			NT		
16			タガメ	特2		VU		EX
17		タイコウチ科	タイコウチ					NT
18		カメムシ科	ヒメカメムシ					NT
19	チョウ目（鱗翅目）	マダラガ科	ベニモンマダラ本土亜種			NT		NT
20		セセリチョウ科	ホシチャバネセセリ			EN		EN
21			アカセセリ			EN		NT
22			ギンイチモンジセセリ			NT		NT
23			ミヤマチャバネセセリ					EN
24			チャマダラセセリ			EN		CR
25			スジグロチャバネセセリ北海道・本州・九州亜種			NT		NT
26			ヘリグロチャバネセセリ					NT
27		シジミチョウ科	ウラナミアカシジミ					NT
28			クロシジミ			EN		EN
29			ゴマシジミ本州中部亜種	国内		CR	希少指定	EN
30			ヒメシジミ本州・九州亜種			NT		N
31			ミヤマシジミ			EN		VU
32			アサマシジミ				希少指定	VU
33			オオルリシジミ本州亜種			CR	希少指定	EN
34			ムモンアカシジミ					NT
35			クロツバメシジミ東日本亜種			NT		N
36		タテハチョウ科	ウラギンスジヒョウモン			VU		NT

表 2.2-15(2)　対象事業実施区域及びその周囲における注目すべき動物（昆虫類）

番号	目名	科名	種名	選定基準				
				1	2	3	4	5
37	チョウ目（鱗翅目）	タテハチョウ科	ヒョウモンチョウ本州中部亜種			VU		NT
38			ヒメヒカゲ本州中部亜種			CR		EN
39			キマダラモドキ			NT		NT
40			クロヒカゲモドキ			EN		EN
41			コヒョウモンモドキ			EN		VU
42			オオヒカゲ					NT
43			オオムラサキ			NT		N
44		アゲハチョウ科	ヒメギフチョウ本州亜種			NT		NT
45		シロチョウ科	ミヤマシロチョウ		県天	EN	希少特別	EN
46			ミヤマモンキチョウ浅間山系亜種			NT	希少指定	NT
47			ツマグロキチョウ			EN		EN
48			ヤマキチョウ			EN		EN
49			ヒメシロチョウ北海道・本州亜種			EN		VU
50		シャクガ科	ソトオビエダシャク			EN		VU
51		ヤママユガ科	オナガミズアオ本土亜種			NT		N
52		スズメガ科	ヒメスズメ			NT		NT
53			スキバホウジャク			VU		NT
54		シャチホコガ科	クワヤマエグリシャチホコ			NT		NT
55		ヒトリガ科	ヤネホソバ			NT		DD
56		ドクガ科	ウスジロドクガ			NT		NT
57		ヤガ科	コシロシタバ			NT		DD
58			ナマリキシタバ					DD
59			ヒメシロシタバ			NT		N
60			ホシヒメセダカモクメ			NT		N
61			ミスジキリガ			NT		N
62			オオチャバネヨトウ			VU		DD
63	ハエ目（双翅目）	ツリアブ科	ハクバツリアブ					DD
64	コウチュウ目（鞘翅目）	オサムシ科	チュウブオサムシ					NT
65			オサムシモドキ					NT
66			チョウセンマルクビゴミムシ					VU
67			キベリマルクビゴミムシ			EN		VU
68			イグチケブカゴミムシ			NT		VU
69		ゲンゴロウ科	キベリマメゲンゴロウ			NT		N
70		ミズスマシ科	ミズスマシ			VU		VU
71		ガムシ科	コガムシ			DD		N
72			ガムシ			NT		NT
73			シジミガムシ			EN		DD
74		シデムシ科	ベッコウヒラタシデムシ					NT
75		コガネムシ科	ウエダエンマコガネ					NT

表 2.2-15(3)　対象事業実施区域及びその周囲における注目すべき動物（昆虫類）

番号	目名	科名	種名	選定基準				
				1	2	3	4	5
76	コウチュウ目（鞘翅目）	コブスジコガネ科	マルコブスジコガネ			NT		VU
77		ヒラタドロムシ科	マスダチビヒラタドロムシ					DD
78		タマムシ科	ホソナカボソタマムシ					VU
79		コメツキムシ科	クロニセコメツキ（クロアシブトコメツキ）					NT
80		ホタル科	ヘイケボタル					NT
81			ヒメボタル					NT
82		ナガクチキムシ科	ルリナガクチキ					VU
83		ハナノミ科	ヤクハナノミ					VU
84		アカハネムシ科	ツチイロビロウドムシ					NT
85		カミキリムシ科	ヨツボシカミキリ			EN		VU
86			トラフカミキリ					NT
87		ハムシ科	ヨツボシアカツツハムシ					DD
88		ゾウムシ科	クロツツキクイゾウムシ					NT
89	ハチ目（膜翅目）	アリ科	エゾアカヤマアリ			VU		NT
90		スズメバチ科	モンスズメバチ			DD		DD
91		ミツバチ科	クロマルハナバチ			NT		NT
合計	8目	45科	91種	2種	1種	57種	5種	90種

注1）種名及び配列については原則として以下の文献に準拠した。
「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和5年度生物リスト）」
「List-MJ　日本産蛾類総目録　version2」
「日本産ヒメバチ目録　Check list of Japanese Ichneumonidae」（小西和彦）
「日本産オナガコバチ目録」（松尾和典）
注2）選定基準は表 2.2-9に示すとおりである。

⑦　その他無脊椎動物

その他無脊椎動物では3目4科6種が確認されている。マルタニシやモノアラガイといった水田やため池等の止水域に生息する種が確認されている。

表 2.2-16　対象事業実施区域及びその周囲における注目すべき動物（その他無脊椎動物）

番号	目名	科名	種名	選定基準				
				1	2	3	4	5
1	新生腹足目	タニシ科	マルタニシ			VU		NT
2			オオタニシ			NT		NT
3	汎有肺目	モノアラガイ科	モノアラガイ			NT		NT
4		ヒラマキガイ科	ヒラマキミズマイマイ			DD		N
5			ヒラマキガイモドキ			NT		NT
6	マルスダレガイ目	シジミ科	マシジミ			VU		
合計	3目	4科	6種	0種	0種	6種	0種	5種

注1）種名及び配列については原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（令和5年度生物リスト）」に準拠した。
注2）選定基準は表 2.2-9に示すとおりである。

2. 植物の生育及び植生の状況

植物の生育状況及び植生の状況は、当該地域の自然特性を勘案し、対象事業実施区域及びその周囲を対象に、文献により整理した。

対象事業実施区域及びその周囲における確認種を抽出した文献は、表　2.2-17に示すとおりである。植生については、第6回・第7回自然環境保全基礎調査植生調査による1/25,000現存植生図を用いた。

表 2.2-17　文献の調査対象及び調査範囲

文献番号	文献名	調査対象・調査範囲
1	「長野県レッドデータブック 2002（維管束植物編）」（平成 14 年 3 月　長野県自然保護研究所・長野県生活環境部環境自然保護課） 「長野県レッドリスト 2014（植物編）」（平成 26 年 3 月　長野県環境部自然保護課）	対象事業実施区域が含まれる上田市、坂城町もしくは、上田・更埴市、小県・更科・埴科地区で確認された種を対象とした。
2	坂城町誌　1979	各市町誌に記載されている種を確認された種として整理した。
3	上田市誌自然編資料　2002	
4	長野県植物目録　1997　長野県	対象事業実施区域が含まれる上田市、坂城町の該当地域で確認された種を対象とした。
5	「国土交通省　河川水辺の国勢調査」（河川環境データベースシステム）	予備調査範囲において確認された種とした。

(1)植物相の概要

対象事業実施区域及びその周囲の植物相の概要は、表 2.2-18に示すとおりである。

文献調査の結果、対象事業実施区域及びその周囲に生育する維管束植物（シダ植物及び種子植物）は147科1,398種であった。

表 2.2-18　文献による植物相の概要

分類群	確認種数	主な確認種
シダ植物	17 科 93 種	マンネンスギ、スギナ、サンショウモ、ワラビ、イヌワラビ、クモノスシダ、ヘビノネゴザ、クサソテツ、オシダ、シラネワラビ、ジュウモンジシダ、ノキシノブ等
種子植物	130 科 1,305 種	ウラジロモミ、アカマツ、フタリシズカ、ダンコウバイ、コブシ、コバギボウシ、マイヅルソウ、ジガバチソウ、ウチワドコロ、ヤマホトトギス、ヤマカシュウ、タガネソウ、コヌカグサ、ヤマカモジグサ、カモガヤ、シラゲガヤ、ススキ、メガルカヤ、メギ、イカリソウ、アケビ、サラシナショウマ、クサボタン、カラマツソウ、フシグロセンノウ、イタドリ、ミズヒキ、ハナタデ、ネコノメソウ、ヤマブドウ、ゲンノショウコ、コマユミ、ツリバナ、クララ、クサフジ、フジ、ヤマハンノキ、シラカンバ、ハシバミ、コナラ、タチツボスミレ、エイザンスミレ、ヒカゲスミレ、ヤマグワ、クロツバラ、ズミ、ウワミズザクラ、ミツバツチグリ、モミジイチゴ、ケヤキ、ヤマハタザオ、イヌナズナ、サンショウ、チドリノキ、ハウチワカエデ、ミズキ、ヤマアジサイ、サラサドウダン、ベニバナイチヤクソウ、ヤマツツジ、ナツハゼ、ウスノキ、オカトラノオ、エゴノキ、タチカメバソウ、ガガイモ、フデリンドウ、カナムグラ、カワミドリ、ヒメシロネ、キバナアキギリ、イボタノキ、シラネセンキュウ、ヤブニンジン、コシアブラ、ヤマハハコ、シラヤマギク、キクタニギク、ノアザミ、キオン、オヤマボクチ、コバノガマズミ、ハヤザキヒョウタンボク、マツムシソウ、オトコエシ等
合計	147 科 1,398 種	－

(2)植生の概要

対象事業実施区域及びその周囲の現存植生図は図 2.2-14、植生図凡例は表 2.2-19(1)、(2)に示すとおりである。

対象事業実施区域は「緑の多い住宅地」に位置しており、対象事業実施区域周囲は「市街地」や「緑の多い住宅地」、「水田雑草群落」が広い面積を占めている。対象事業実施区域周辺の山地には、「ヤブツバキクラス域代償植生」である「クリーコナラ群集」や「ブナクラス域代償植生」である「アカマツ群落（Ⅴ）」が広く分布し、標高が上がると「フクオウソウーミズナラ群落」や「植林地、耕作地植生」の「カラマツ植林」が分布している。また、対象事業実施区域と隣接している千曲川の河畔では「ニセアカシア群落」が広範囲を占めている他、「ヤナギ高木群落（ⅠⅤ）」や「ヤナギ低木群落（ⅠⅤ）」、「カワラヨモギ群落」、「ツルヨシ群集」といった河川特有の植物群落が分布している。

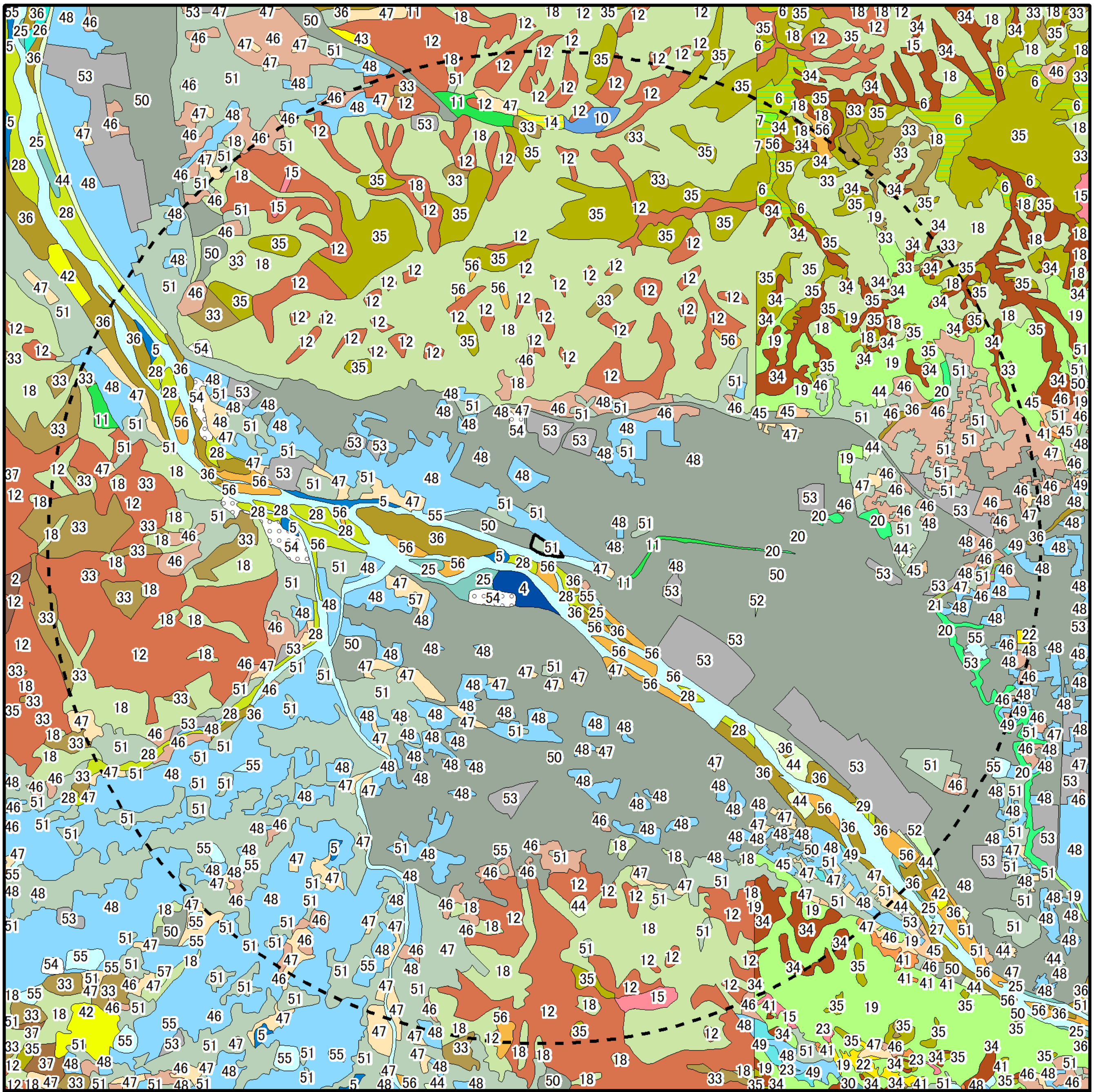

凡　例

対象事業実施区域

予備調査範囲

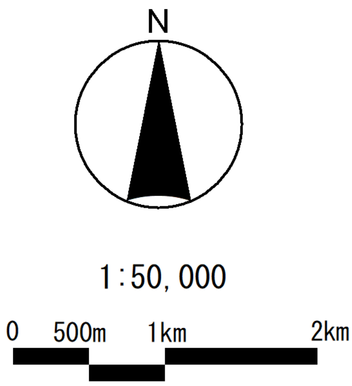

出典：「第６回・第７回自然環境保全基礎調査植生調査　1/25,000 植生図」
（環境省生物多様性センターホームページ）

図 2.2-14　対象事業実施区域及びその周辺の現存植生図

表 2.2-19(1)　現存植生図凡例

植生区分	凡例	凡例番号	凡例名	植生自然度
ブナクラス域自然植生		1	イヌシデーアカシデ群落	9
		2	アカマツ群落（ＩＶ）	9
		3	ケヤキ群落（ＩＶ）	9
		4	ヤナギ高木群落（ＩＶ）	9
		5	ヤナギ低木群落（ＩＶ）	9
ブナクラス域代償植生		6	フクオウソウーミズナラ群集	7
		7	アカシデーイヌシデ群落（Ｖ）	7
		8	レンゲツツジーシラカンバ群集	7
		9	ミヤコザサーミズナラ群集	7
		10	オニグルミ群落（Ｖ）	7
		11	ケヤキ二次林	7
		12	アカマツ群落（Ｖ）	7
		13	ササ群落（Ｖ）	7
		14	ススキ群団（Ｖ）	5
		15	伐採跡地群落（Ｖ）	4
ヤブツバキクラス域自然植生		16	ケヤキ群落（ＶＩ）	9
		17	ヤナギ高木群落（ＶＩ）	9
ヤブツバキクラス域代償植生		18	クリーコナラ群集	7
		19	クヌギーコナラ群集	7
		20	ケヤキ群落（ＶＩＩ）	7
		21	クサギーアカメガシワ群落	7
		22	ススキ群団（ＶＩＩ）	5
		23	伐採跡地群落（ＶＩＩ）	4
河辺・湿原・塩沼地・砂丘植生等		24	ヨシクラス	10
		25	ツルヨシ群集	10
		26	オギ群集	10
		27	カワラハハコーヨモギ群団	10
		28	カワラヨモギ群落	10
		29	河川砂礫地外来草本群落	10
		30	ヒルムシロクラス	10
		31	岩壁植生	10
		32	フジアザミーヤマホタルブクロ群集	10
植林地、耕作地植生		33	スギ・ヒノキ・サワラ植林	6
		34	アカマツ植林	6
		35	カラマツ植林	6
		36	ニセアカシア群落	3

表 2.2-19(2)　現存植生図凡例

植生区分	凡例	凡例番号	凡例名	植生自然度
植林地、耕作地植生		37	その他植林	6
		38	その他植林（常緑針葉樹）	6
		39	ウラジロモミ植林	6
		40	イタチハギ群落	3
		41	竹林	3
		42	ゴルフ場・芝地	4
		43	牧草地	2
		44	路傍・空地雑草群落	4
		45	放棄畑雑草群落	4
		46	果樹園	3
		47	畑雑草群落	2
		48	水田雑草群落	2
		49	放棄水田雑草群落	4
その他		50	市街地	1
		51	緑の多い住宅地	2
		52	残存・植栽樹をもった公園、墓地等	3
		53	工場地帯	1
		54	造成地	1
		55	開放水域	―
		56	自然裸地	―
		57	残存・植栽樹群地	3

注)植生自然度の区分は、「1/2.5 万植生図を基にした植生自然度について」（環境省　平成 28 年）の 1/25,000 植生図に示されるものに基づく。

(3)注目すべき植物及び植物群落

注目すべき植物及び植物群落の選定基準は、表 2.2-20(1)、(2)に示すとおりである。

表 2.2-20(1) 注目すべき植物及び植物群落の選定基準

番号	文献名	カテゴリー	注目すべき植物	注目すべき植物群落
1	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法)」(平成4年6月5日　法律第75号　最終改正：令和4年6月17日）及び同施行令（平成5年政令第17号　最終改正：令和5年2月23 日）の国際希少野生動植物種、国内希少野生動植物、緊急指定種及び生息地等保護区	国際：国際希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種 特1：特定第一種国内希少野生動植物種 特2：特定第二種国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種 生息：生息地等保護区	○	－
2	「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）で定められた国指定の特別天然記念物及び天然記念物 「長野県文化財保護条例」(昭和 50 年 12 月 25 日　長野県条例第 44 号　最終改正: 平成 17 年 3 月 28 日)、「上田市文化財保護条例」(平成 18 年 3 月 6 日条例第 95 号)、「坂城町文化財保護条例」(昭和 55 年 12 月 25 日条例第 34 号　最終改正：平成9年3月26日)で定められた天然記念物	国特：国の特別天然記念物 国天：国の天然記念物 県天：長野県の天然記念物 市天：上田市の天然記念物 町天：坂城町の天然記念物	○	○
3	「環境省レッドリスト 2020 の公表について」(令和 2 年 3 月 27 日　環境省）の別添資料3の掲載種	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧ⅠA 類 EN：絶滅危惧ⅠB 類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足	○	－
4	「長野県希少野生動植物保護条例」(平成15年3月24日長野県条例第32号)の指定希少野生動植物及び特別指定希少野生動植物	希少指定：指定希少野生動植物 希少特別：特別指定希少野生動植物	○	－
5	「長野県版レッドリスト 2014（植物編)」(平成 26 年 3 月　長野県)の掲載種及び植物群落	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧ⅠA 類 EN：絶滅危惧ⅠB 類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 N：留意種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群 A：植物群落保護上の重要性が極めて高いもの B：植物群落保護上の重要性が高いもの C：植物群落保護の必要性が考えられるもの	○	○

表 2.2-20(2)　注目すべき植物及び植物群落の選定基準

番号	文献名	カテゴリー	注目すべき植物	注目すべき植物群落
6	「長野県版レッドリスト2005(非維管束植物編・植物群落編)」(平成17年3月長野県)に掲載されている植物群落	A：植物群落保護上の重要性が極めて高いもの B：植物群落保護上の重要性が高いもの C：植物群落保護の必要性が考えられるもの	－	○
7	「第 2 回自然環境保全基礎調査動植物分布図」(昭和56年　環境庁) 「第 3 回自然環境保全基礎調査特定植物群落 調査報告書全国版」(昭和63年環境庁) 「第 5 回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」(平成 12 年　環境庁) に掲載されている特定植物群落	A：原生林もしくはそれに近い自然林 B：国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群 C：比較的普通に見られるものであっても、南限・北限・隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群 D：砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの E：郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの F：過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの G：乱獲、その他人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群 H：その他、学術上重要な植物群落または個体群	－	○
8	「植物群落レッドデータ・ブック」(NACS-J,WWF Japan　平成8年)に掲載されている植物群落	4：緊急に対策必要 3：対策必要 2：破壊の危惧 1：要注意	－	○

① 注目すべき種

注目すべき植物の種は、文献その他の資料で確認された種について、表 2.2-20(1)の選定基準に基づき選定した。その結果は表 2.2-21(1)～(3)に示すとおりであり、62 科 142 種が確認されている。

水田やため池等の止水域に生育するデンジソウや、ミズオオバコ、ヌマガヤツリや、山地の樹林の林床に生育するキンセイランやホザキイチヨウラン、ヤマシャクヤク、崖地や岩場に生育するイワオモダカや、ウチョウラン、モイワナズナ等の種が確認されている。

表 2.2-21(1)　対象事業実施区域及びその周囲における注目すべき植物

番号	科名	種名	選定基準 1	2	3	4	5
1	ハナヤスリ科	ヒメハナワラビ			VU		NT
2	トクサ科	イヌスギナ					NT
3	デンジソウ科	デンジソウ			VU		EN
4	サンショウモ科	サンショウモ			NT		VU
5	イワデンダ科	エビラシダ					NT
6	オシダ科	イワカゲワラビ			VU		VU
7		キヨズミオオクジャク					NT
8	ウラボシ科	イワオモダカ					VU
9	マツ科	イラモミ					NT
10	ヒノキ科	ミヤマビャクシン					VU
11	ジュンサイ科	ジュンサイ					NT
12	スイレン科	コウホネ					NT
13	ウマノスズクサ科	ウマノスズクサ					VU
14	オモダカ科	アギナシ			NT		EN
15	トチカガミ科	クロモ					CR
16		オオトリゲモ					CR
17		ミズオオバコ			VU		VU
18	ヒルムシロ科	イトモ			NT		VU
19		センニンモ					EN
20		ホソバミズヒキモ					NT
21		ヤナギモ					VU
22		リュウノヒゲモ			NT		CR
23		ササバモ					EN
24	ユリ科	ホソバノアマナ					NT
25	ラン科	キンセイラン			VU	希少指定	CR
26		ギンラン					NT
27		イチヨウラン					NT
28		カキラン					NT
29		ホザキイチヨウラン					NT
30		アリドオシラン					NT
31		コバノトンボソウ					NT
32		ウチョウラン			VU		EN
33		ヒトツボクロ					NT
34	ススキノキ科	ユウスゲ					NT
35	カヤツリグサ科	アワボスゲ					CR
36		アゼナルコ					EN
37		スナジスゲ					EN
38		ゴンゲンスゲ					NT
39		クグガヤツリ					NT
40		ヌマガヤツリ					EN
41		アオガヤツリ					NT
42		ヒメヒラテンツキ					NT
43	イネ科	ミノボロ					VU
44		アシカキ					NT
45		ヒロハヌマガヤ					NT
46		ヌメリグサ					NT
47	マツモ科	マツモ					EN
48	ケシ科	ナガミノツルキケマン			NT		
49	キンポウゲ科	フクジュソウ					NT

表 2.2-21(2)　対象事業実施区域及びその周囲における注目すべき植物

番号	科名	種名	選定基準				
			1	2	3	4	5
50	キンポウゲ科	イチリンソウ					NT
51		レンゲショウマ					NT
52		エンコウソウ					VU
53		オウレン					EN
54		チチブシロカネソウ					NT
55		ミスミソウ			NT		VU
56		オキナグサ			VU	希少指定	EN
57		マンセンカラマツ					N
58		シキンカラマツ					NT
59		イワカラマツ			VU		VU
60		キンバイソウ					NT
61	ボタン科	ヤマシャクヤク			NT	希少指定	VU
62	ユキノシタ科	ヨゴレネコノメ					NT
63	ベンケイソウ科	チチッパベンケイ					VU
64		ツメレンゲ			NT		NT
65	タコノアシ科	タコノアシ			NT		VU
66	アリノトウグサ科	フサモ					NT
67	マメ科	モメンヅル					NT
68		サイカチ					NT
69		イヌハギ			NT		N
70		ミヤマタニワタシ					NT
71	バラ科	チョウセンキンミズヒキ			VU		NT
72		マメナシ			EN		
73		シロヤマブキ			EN		
74	クロウメモドキ科	ヨコグラノキ					EN
75	カバノキ科	ヤエガワカンバ			NT		NT
76	ニシキギ科	シラヒゲソウ				希少指定	VU
77	カタバミ科	オオヤマカタバミ			VU		NT
78	トウダイグサ科	ニシキソウ					VU
79		ノウルシ			NT		EN
80	ヤナギ科	コマイワヤナギ			VU		NT
81	スミレ科	マキノスミレ					NT
82	オトギリソウ科	アカテンオトギリ					NT
83	フウロソウ科	アサマフウロ			NT		NT
84	ミソハギ科	ヒメビシ			VU		CR
85	アカバナ科	オオアカバナ			VU		CR
86	アオイ科	カラスノゴマ					NT
87	アブラナ科	モイワナズナ			EN		CR
88		クモマナズナ			VU		NT
89	タデ科	ハルトラノオ					NT
90		ノダイオウ			NT		N
91	ナデシコ科	タガソデソウ			VU		NT
92		エゾオオヤマハコベ					EN
93	ヒユ科	ミドリアカザ			CR		NT
94	サクラソウ科	ノジトラノオ			VU		VU
95		ヤナギトラノオ					NT
96		サクラソウ			NT	希少指定	VU
97	ツツジ科	サツキ					NT
98	リンドウ科	センブリ					NT

表 2.2-21(3)　対象事業実施区域及びその周囲における注目すべき植物

番号	科名	種名	選定基準				
			1	2	3	4	5
99	リンドウ科	テングノコヅチ			NT		NT
100	キョウチクトウ科	コカモメヅル					NT
101		スズサイコ			NT		NT
102	ムラサキ科	サワルリソウ					NT
103		イワムラサキ			CR		CR
104		ツルカメバソウ			EN		NT
105	ヒルガオ科	マメダオシ			CR		CR
106	オオバコ科	ヒヨクソウ					NT
107		グンバイヅル			VU		NT
108		イヌノフグリ			VU		VU
109		カワヂシャ			NT		NT
110	ゴマノハグサ科	オオヒナノウスツボ					NT
111		サツキヒナノウスツボ					DD
112	アゼナ科	アゼトウガラシ					NT
113		ウリクサ					VU
114	シソ科	カイジンドウ			VU		NT
115		ムシャリンドウ			VU		VU
116		メハジキ					NT
117		キセワタ			VU		N
118		シナノアキギリ			VU		VU
119		ミゾコウジュ			NT		CR
120		エゾタツナミソウ					VU
121		カリガネソウ					NT
122	ハマウツボ科	トガクシコゴメグサ					NT
123		ヒキヨモギ					NT
124	タヌキモ科	イヌタヌキモ			NT		NT
125	キキョウ科	バアソブ			VU		N
126		キキョウ			VU		NT
127	キク科	カワラニンジン					CR
128		イワヨモギ			VU		
129		カントウヨメナ					VU
130		キクタニギク			NT		NT
131		アズマギク					VU
132		アキノハハコグサ			VU		NT
133		タカサゴソウ			VU		VU
134		ミヤコアザミ					NT
135		ヒメヒゴタイ			VU		VU
136		コウリンカ			VU		N
137		タカネコウリンカ			NT		NT
138		オナモミ			VU		VU
139	レンプクソウ科	ゴマギ					NT
140	スイカズラ科	コゴメヒョウタンボク			EN		NT
141		ハナヒョウタンボク			VU		VU
142		オニヒョウタンボク			VU		NT
合計	62 科	142 種	0 種	0 種	62 種	5 種	138 種

注 1) 種名及び配列については原則として「BG Plants 和名－学名インデックス」(YList)」(米倉浩司・梶田忠)に準拠した。
注 2) 選定基準は表 2.2-20(1)に示すとおりである。

② 注目すべき群落

注目すべき群落は、選定基準とした文献に掲載されている群落とした。対象事業実施区域及びその周囲に存在している注目すべき群落は、表 2.2-22 に、所在地は図 2.2-15 に示すとおりである。

長野県版レッドリストにおいて「モイワナズナ群落」が指定されているが、対象事業実施区域内には分布しない。

表 2.2-22 注目すべき群落（長野県版レッドリスト）

番号	単一群落/群落複合	群系	群落名	市町	地名	評価基準				総合評価		備考
						①保護対策の緊急性	②保護管理状態	③特異性・分布特性	④群落の希少性	評価点合計	総合評価	
1	単	岩上・岩隙草本群落	モイワナズナ群落	上田市・坂城町	岩鼻	2	2	3	3	10	A	

注 1)出典には詳細な位置図が掲載されていないため、調査範囲内にかかる市町で確認されている重要な植物群落を示した。
注 2)総合評価 A：評価基準①～④の評価得点の合計が 10 点以上
　　総合評価 B：評価基準①～④の評価得点の合計が 7～9 点
出典：「長野県版レッドリスト～長野県の絶滅のおそれのある野生動植物～2005　非維管束植物編・植物群落編」（平成 17 年 3 月　長野県）
　　「長野県版レッドリスト～長野県の絶滅のおそれのある野生動植物～2014　植物編」（平成 26 年 3 月　長野県）

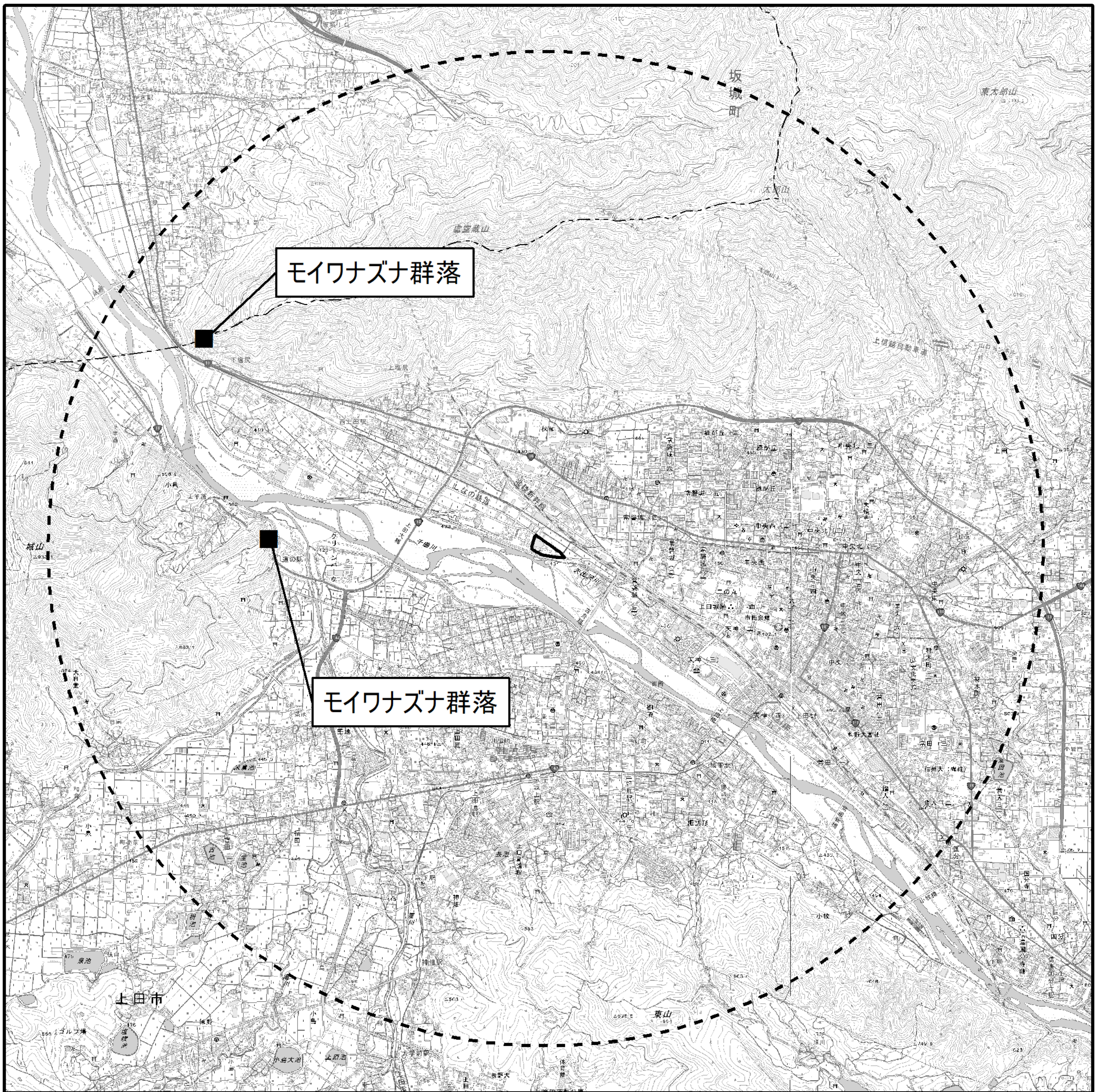

凡　例

対象事業実施区域

予備調査範囲

行政界

注目すべき群落

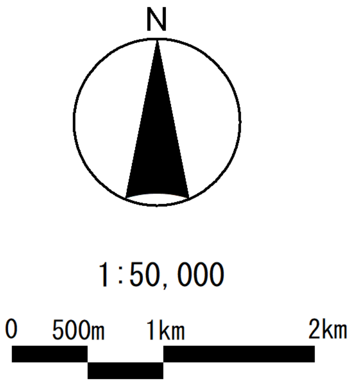

国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図を加工して作成。

出典：「長野県版レッドリスト～長野県の絶滅のおそれのある野生動植物～2005 非維管束植物編・植物群落編」（平成 17 年 3 月　長野県）
「長野県版レッドリスト～長野県の絶滅のおそれのある野生動植物～2014 植物編」（平成 26 年 3 月　長野県）

図 2.2-15　対象事業実施区域及びその周囲の注目すべき群落

③　巨樹・巨木林、天然記念物

対象事業実施区域及びその周囲に生育する巨樹・巨木林、天然記念物は表　2.2-23 に、これらの生育地及び所在地は図　2.2-16 に示すとおりである。「科野大宮社社叢」、「大星神社社叢」、「高仙寺参道並木」、「ナンジャモンジャの木」、「桑の木」、「耕雲寺杉並木」の 6 箇所が存在する。

表 2.2-23　対象事業実施区域及びその周囲に生育する巨樹・巨木林、天然記念物

市町名	名称	種	幹周（cm）	樹高（m）	備考
上田市	科野大宮社社叢	ケヤキ、スギ、ムロ（ネズミサシ）など			叢生：天然記念物（市）
	大星神社社叢	カワリモミジ、スギ、ケヤキ、イチョウなど			叢生：天然記念物（市）
	高仙寺参道並木	スギ			並木：天然記念物（市）
	ナンジャモンジャの木	フジキ	150	10	単木：天然記念物（市）
	桑の木	クワ	100	11	単木：天然記念物（市）
坂城町	耕雲寺杉並木	スギ			並木：天然記念物（町）

出典：「自然環境 WebGIS 巨樹巨木林調査データベース」（環境省ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）
「文化財情報（国・県指定等文化財）」（長野県ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）
「坂城町文化財一覧　令和 2 年 10 月 23 日現在」（坂城町ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）
「上田市の文化財」（上田市ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）

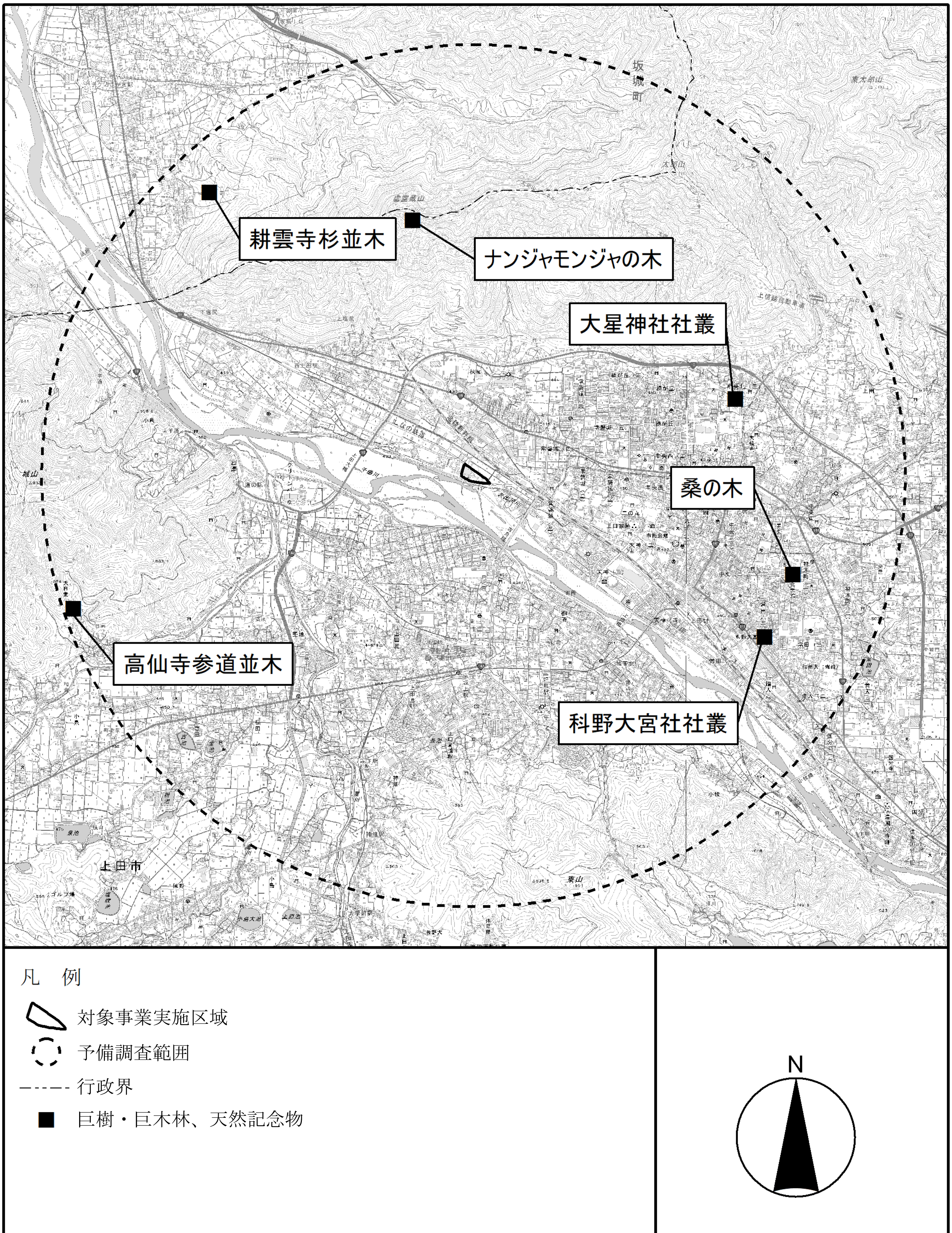

国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図を加工して作成。

出典：「自然環境 WebGIS 巨樹巨木林調査データベース」
（環境省ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）
「文化財情報（国・県指定等文化財）」
（長野県ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）
「坂城町文化財一覧　令和 2 年 10 月 23 日現在」
（坂城町ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）
「上田市の文化財」（上田市ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）

図 2.2-16　対象事業実施区域及びその周囲の巨樹・巨木林、天然記念物位置図

3. 生態系の状況

対象事業実施区域は上田市の市街地に近い箇所に位置しており、その周囲は「市街地」や「緑の多い住宅地」、「水田雑草群落」となっており、代償植生で占められる。対象事業実施区域周辺の山地には、「クリーコナラ群集」や「アカマツ群落（V）」、「カラマツ植林」が分布している。また、対象事業実施区域と隣接する千曲川の河畔には、「ニセアカシア群落」や「ヤナギ高木群落（ＩＶ）」、「カワラヨモギ群落」、「ツルヨシ群集」といった河川特有の群落が分布している。

第一次消費者としては、バッタ類やチョウ類等の草食性の昆虫類や、ノウサギ、ニホンジカ等の草食性の哺乳類、第二次消費者としてはトンボ類やスズメバチ類などの肉食性昆虫類や昆虫類を捕食するコウモリ類が位置付けられる。第三次消費者としては、カラ類やキツツキ類等の鳥類、ネズミ類やニホンリス等の小型哺乳類、カエル類やカナヘビ等の両生類・爬虫類、最上位の消費者として猛禽類や、テンやキツネ等の中型哺乳類、ツキノワグマといった大型哺乳類が位置付けられる。

2.2.5　自然環境の総合的な状況

対象事業実施区域のある上田市一帯は内陸性の気候であり、気温の年較差、日格差が大きく、降水量が少ないといった特徴がある。最寄りの上田地域気象観測所における令和4年度の観測結果によると、平均気温は１月が-1.3℃と最も低く、8月が25.5℃と最も高い。また、平均風速は1.2～1.9m/sであり、年間の最多風向は西南西である。

対象事業実施区域は谷底平野に位置している。対象事業実施区域の南側には千曲川が流れており、河原が分布している。また、北東側と南西側には砂礫台地が広がっており、北側及び南東側、南西側に山地が分布し、北側と南西側の山地には急斜面が広がっている箇所が多い。

対象事業実施区域及びその周囲は既に改変された場所であり、対象事業実施区域の周囲は「市街地」や「緑の多い住宅地」、「水田雑草群落」が広い面積を占めている。対象事業実施区域と隣接している千曲川の河畔では、「ニセアカシア群落」が広範囲を占めている他、「ヤナギ高木群落（ＩＶ）」や「ヤナギ低木群落（ＩＶ）」、「カワラヨモギ群落」、「ツルヨシ群集」といった河川特有の群落が分布している。対象事業実施区域周辺の山地には、「ヤブツバキクラス域代償植生」である「クリーコナラ群集」や「ブナクラス域代償植生」である「アカマツ群落（Ｖ）」、「カラマツ植林」が広く分布している。

対象事業実施区域及びその周囲の生態系の上位種としてはツキノワグマといった大型哺乳類や、オオタカやミサゴ等の猛禽類が挙げられる。生態系の特徴をよく表す典型種としては、水田に多く生息するカエル類や、人里に多く生息するタヌキをはじめとする中型哺乳類が挙げられる。

なお、対象事業実施区域は既に改変された場所で緑の多い住宅地となっており、生物が生息・生育する環境としては貧弱な環境である。

2.2.6 景観・文化財の状況

1. 景観資源の状況

(1)自然景観資源

「第3回自然環境保全基礎調査－長野県自然環境情報図」（環境庁　平成元年）によると、対象事業実施区域及びその周囲における景観資源は存在しない。

(2)主な眺望景観

主要な眺望点は、表 2.2-24及び図 2.2-17に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲における主要な眺望点としては、不特定かつ多くの人が利用する場所として、計13地点が挙げられる。現地踏査の結果、このうちNo.4塩田運動公園及びNo.5吉野健康広場については、対象事業実施区域方面を明らかに眺望することができないことを確認した。また、No.1上田城跡公園及びNo.2上田 道と川の駅公園施設（半過公園）では、主要な視点場において対象事業実施区域を明確に視認できない。

したがって、この4地点を除く地点が主要な眺望点として位置づけられる。

表 2.2-24　対象事業実施区域及びその周囲の主要な眺望点の状況

地点番号	名称	眺望の可否	備考
1	上田城跡公園	△	上田城跡公園及びその周囲からは対象事業実施区域を視認できない。なお、上田城跡公園周囲の歩道やバス停付近からは、計画施設の建物や煙突等を視認できる可能性がある。
2	上田 道と川の駅公園施設（半過公園）	△	対象事業実施区域方向には樹木があり、その隙間から対象事業実施区域を視認できるが、一部は樹木によって遮られる。計画施設の建物や煙突等を樹木の上部から視認できる可能性がある。
3	千曲公園	○	－
4	塩田運動公園	×	－
5	吉野健康広場	×	－
6	虚空蔵山	○	－
7	太郎山	○	－
8	和合城跡	○	－
9	愛宕神社	○	－
10	豊秋霧原埜神社	○	－
11	上田大橋	○	－
12	古舟橋	○	－
13	上田橋	○	－

注）地点番号は、図 2.2-17 の番号に対応する。
出典：「信州上田観光情報」（上田市観光課ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）
「上田　道と川の駅公園施設（半過公園）」（上田市ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）
「千曲公園」（上田市ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）
「自然運動公園」（上田市ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）
「信州上田の景観 100 選」（上田市ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）
「見所一覧」（坂城町ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）
「分県登山ガイド　長野県の山」（平成 29 年 6 月 1 日　株式会社山と渓谷社）
「信州上田　西部・塩尻地域歴史遺産マップ」（上田市ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）

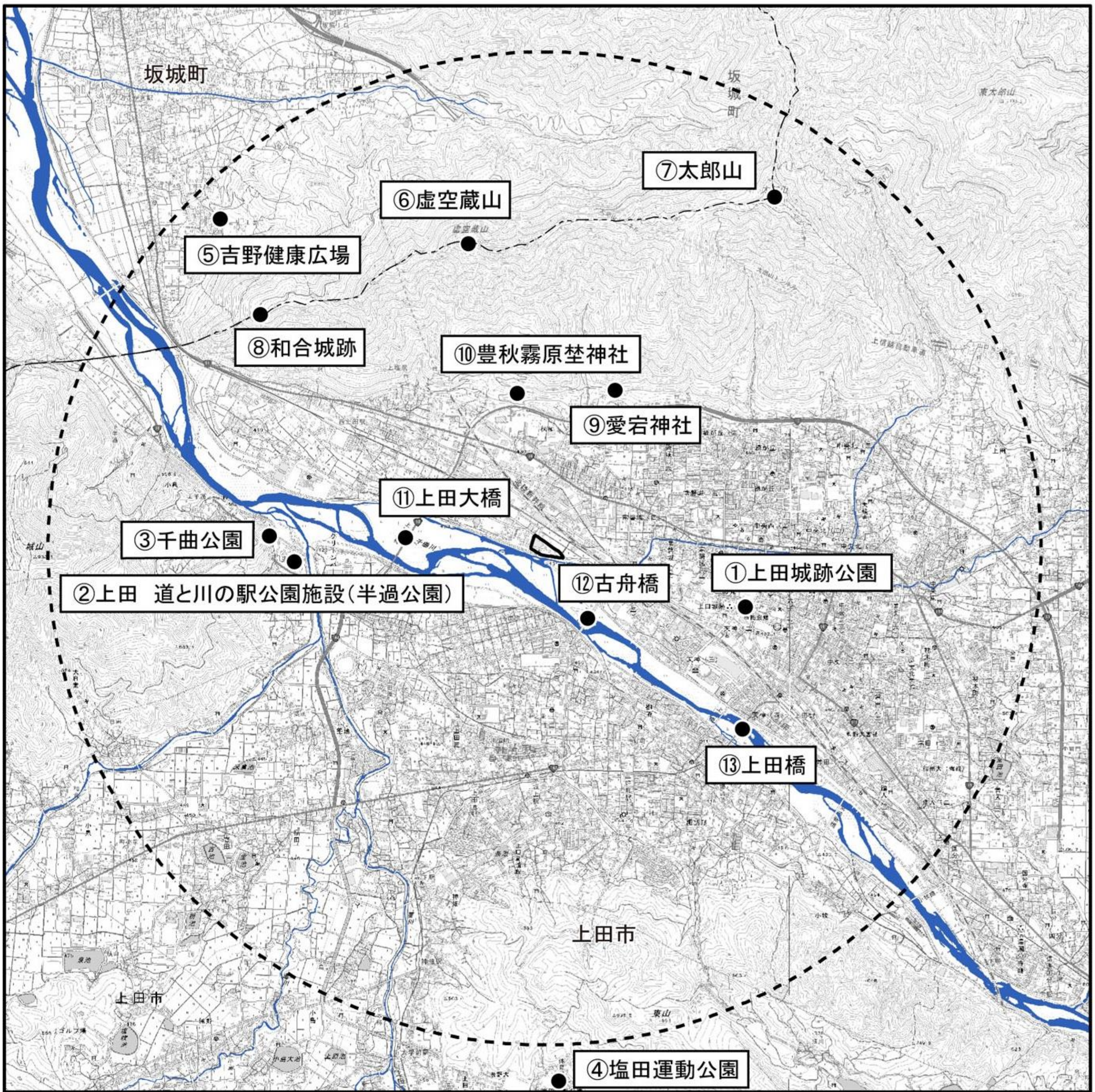

凡　例

対象事業実施区域

予備調査範囲

行政界

主要な眺望点

河川

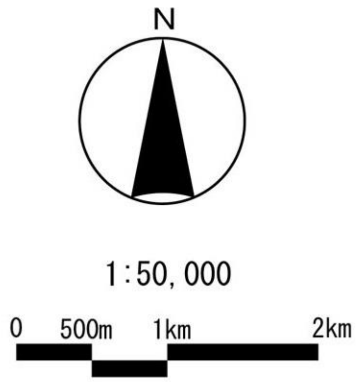

国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図を加工して作成。

出典：「信州上田観光情報」（上田市観光課ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）
「上田　道と川の駅公園施設（半過公園）」
（上田市ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）
「千曲公園」（上田市ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）
「自然運動公園」（上田市ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）
「信州上田の景観 100 選」（上田市ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）
「見所一覧」（坂城町ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）
「分県登山ガイド　長野県の山」（平成 29 年 6 月 1 日　株式会社山と渓谷社）
「信州上田　西部・塩尻地域歴史遺産マップ」
（上田市ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）

図 2.2-17　対象事業実施区域及びその周囲の主要な眺望点の状況

2. 景観資源の状況

対象事業実施区域及びその周囲における「文化財保護法」(昭和25年5月30日　法律第214号　最終改正：令和4年6月17日)及び県条例、市条例に基づく指定文化財の状況は表 2.2-25及び図 2.2-18に示すとおりである。

また、「文化財保護法」に基づく埋蔵文化財包蔵地の状況は、表 2.2-26及び図 2.2-19に示すとおりである。

「長野県環境影響評価技術指針マニュアル」(平成28年10月　長野県）では、文化財の予備調査範囲を半径1km程度としており、その範囲内に文化財は、芳泉寺内に上田市の史跡である小松姫の墓及び仙石家霊廟が、また、埋蔵文化財包蔵地は、上田城跡や唐臼遺跡等が存在している。対象事業実施区域内に文化財は存在しない。

なお、動植物に係る文化財（天然記念物）については、「2.2.4　動植物及び生態系の状況」に示したとおりである。

表 2.2-25　対象事業実施区域及びその周囲の文化財

番号	種別	指定	名称	所在地	指定年月日
1	史跡	国	上田城跡	上田市二の丸	昭和 9 年 12 月 28 日
2	登録有形文化財		飯島商店店舗棟	上田市中央１－１－２１	平成 19 年 10 月 2 日
3	登録有形文化財		飯島商店事務所棟	上田市中央１－１－２１	平成 19 年 10 月 2 日
4	登録有形文化財		飯島商店作業所棟	上田市中央１－１－２１	平成 19 年 10 月 2 日
5	県宝	県	旧倉沢家住宅主屋及び客座敷	上田市築地 314-2	平成 17 年 3 月 28 日
6			上田城櫓（南・北・西）	上田市二の丸	昭和 34 年 11 月 9 日
7	史跡	市	小松姫の墓（芳泉寺）	上田市常磐城 3-7-48	昭和 45 年 5 月 11 日
8			仙石家霊廟（芳泉寺）	上田市常磐城 3-7-48	昭和 56 年 4 月 8 日
9			大蔵京古墳（秋和）	上田市秋和 1391	昭和 44 年 5 月 9 日
10			竹内善吾武信の墓（呈蓮寺）	上田市中央北 2-7-3	昭和 53 年 4 月 8 日
11	石造物		上田原石造五輪塔	上田原 712-5	昭和 61 年 6 月 5 日
12			下塩尻石造五輪塔（2 基）	上田市下塩尻 392-5	昭和 43 年 4 月 25 日
13			荒神宮石造五輪塔	上田市諏訪形 466	昭和 59 年 4 月 9 日
14	建造物		旧上田市立図書館	上田市大手 2-8-2	平成 5 年 2 月 3 日
15			上田藩主居館表門ほか	上田市大手 1-4-32	昭和 44 年 5 月 9 日
16			荒神宮本殿	上田市諏訪形 466	昭和 43 年 4 月 25 日

注）表中の番号は、図 2.2-18 の番号に対応する。
出典：「文化財情報（国・県指定等文化財）」（長野県ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）
「上田市の文化財」（上田市マルチメディア情報センターホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）

表 2.2-26　対象事業実施区域及びその周囲の埋蔵文化財包蔵地

番号	遺跡名	所在地	時代
64	八幡裏遺跡	上田字恩川・大星前他	縄文・平安
65	海野遺跡	上田字海野	弥生・平安
66	上田城跡	上田字二の丸	近世
67	上平遺跡	常磐城字上平	縄文～平安
68	殿田遺跡	常磐城字横畑・仁王田	平安
69	七反田遺跡	常磐城字七反田	平安
70	唐臼遺跡	常磐城字唐臼	平安
71	堂平遺跡	秋和字堂平	平安
72	堂屋敷遺跡	秋和字堂屋敷	平安
73	甲弥陀平遺跡	秋和字甲弥陀平	平安
74	弥陀平古墳	秋和字甲弥陀平	古墳
75	六句遺跡	秋和字六句	平安・中世
76	宮原遺跡	秋和字宮原	縄文～平安
77	姥石遺跡	秋和字姥石	平安
78	宮原古墳	秋和字宮原	古墳
79	風呂川古墳	秋和字風呂川	古墳
80	弥勒堂古墳	上塩尻字弥勒堂	古墳
81	弥勒堂遺跡	上塩尻字弥勒堂	平安
82	持越古墳	上塩尻字持越	古墳
96	中沢遺跡	諏訪形字中沢	平安
97	横堰遺跡	御所字横堰	平安
98	木の下遺跡	御所字木の下	弥生～平安
99	千曲高校遺跡	中之条字屋敷田	弥生～平安
100	西前田遺跡	中之条字西前田・下前田	平安
101	天神堂遺跡	中之条字天神堂・緑川	弥生～平安
102	葭原窯跡	上田原字葭原	平安
108	浦田遺跡	築地字浦田	縄文～平安
109	塚原古墳群	上田原字塚原	古墳
110	上田原遺跡	上田原字本町・中島・塚原	縄文～弥生
111	築地遺跡	築地字蔵之台・屋敷	縄文～平安
112	宮脇遺跡	吉田字宮脇	弥生・平安
113	堀之内遺跡	築地字堀之内	縄文・平安
114	太田遺跡	神畑字太田	弥生
115	宮島遺跡	吉田字宮島	縄文～平安
405	秋和八幡大蔵京古墳	秋和字大蔵京 1391	古墳
414	小泉曲輪城跡	上田字上田城廻り	近世
415	牛伏城跡	常磐城字虚空蔵	近世
416	アラ城跡	常磐城字太郎山	近世
417	北林城跡	常磐城字上平	近世
418	飯綱城跡	秋和字飯綱山	近世
420	燕城跡	上塩尻字原	近世
439	豊原古墳	上田字豊原	古墳
446	下之条条里水田跡遺跡	下之条	弥生～平安
455	持越城跡	上塩尻字持越	近世
459	柿ノ木遺跡	秋和字柿ノ木	古墳

注）表中の番号は、図 2.2-19 の番号に対応する。
出典：「埋蔵文化財包蔵地一覧表　上田地域（旧上田市）」（上田市ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）

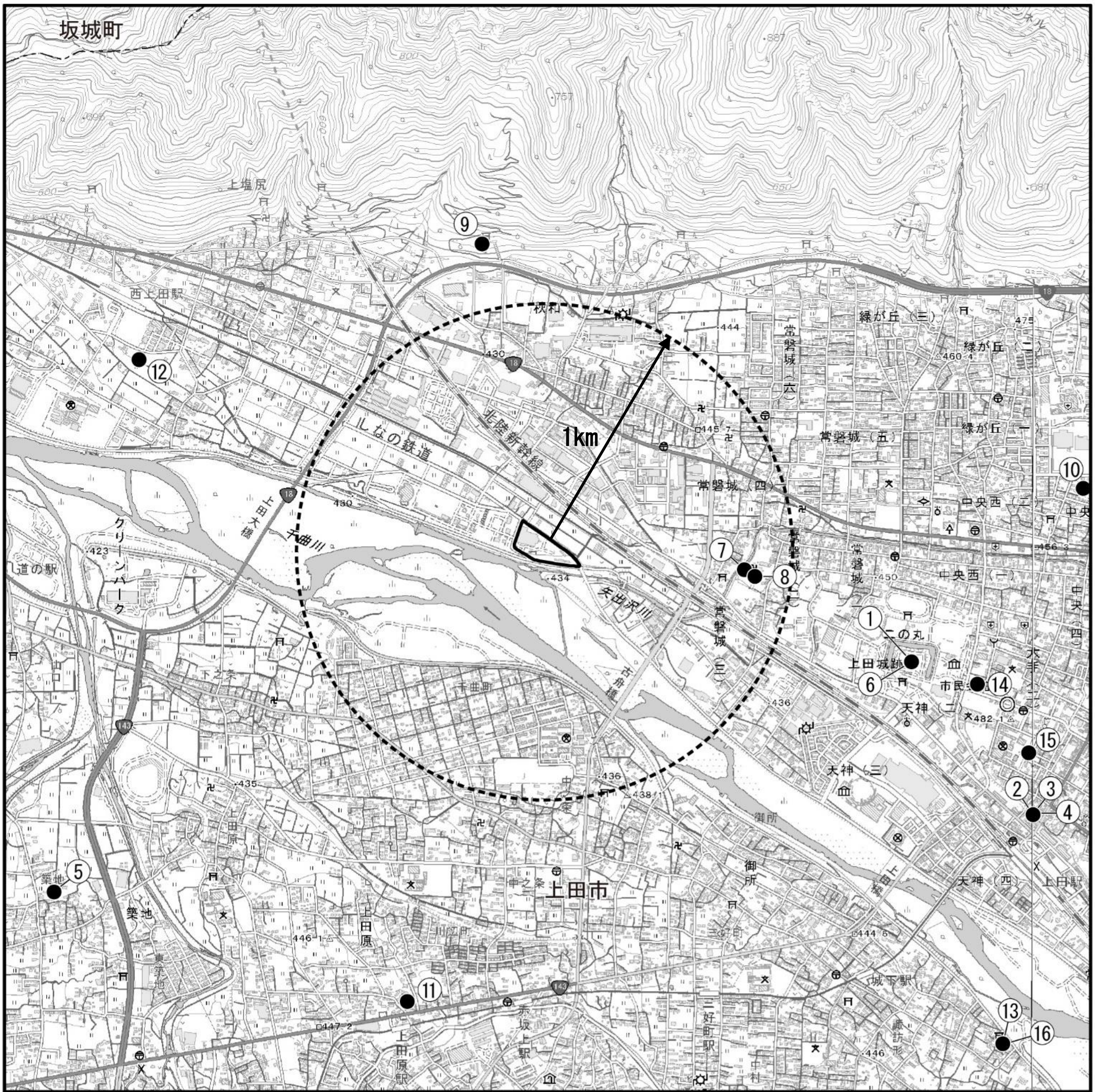

凡　例

対象事業実施区域

文化財の調査範囲

行政界

文化財

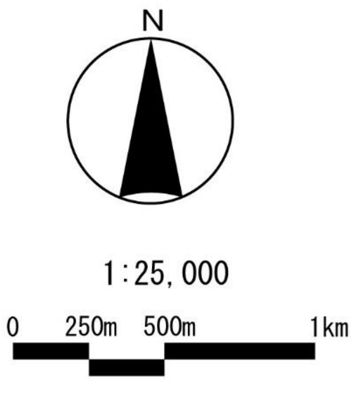

国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図を加工して作成。

出典：「文化財情報（国・県指定等文化財）」
（長野県ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）
「上田市の文化財」（上田市マルチメディア情報センターホームページ
令和 5 年 12 月 28 日閲覧）

図 2.2-18　対象事業実施区域及びその周囲の文化財の状況

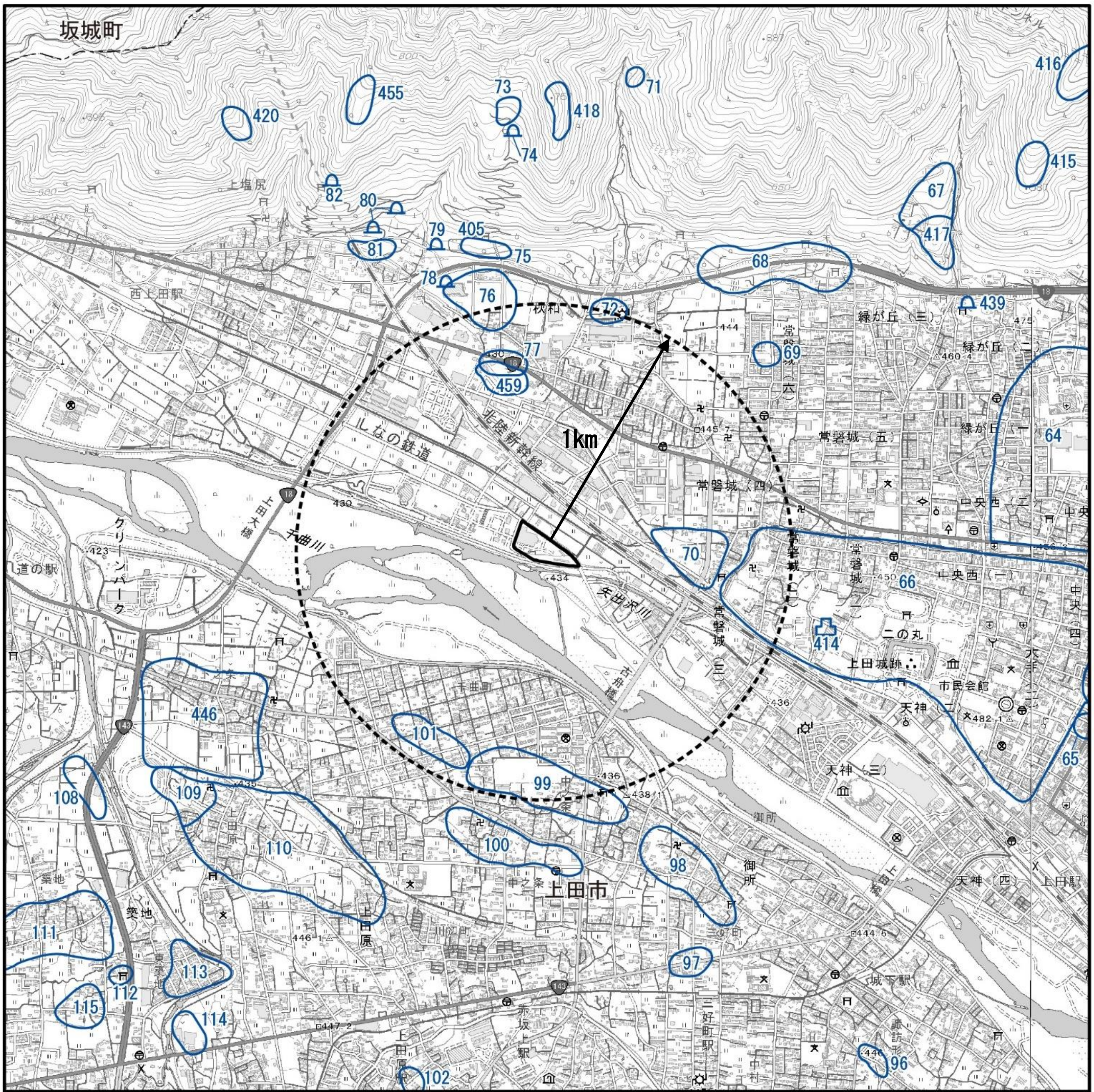

凡　例

対象事業実施区域

文化財の調査範囲

行政界

埋蔵文化財包蔵地

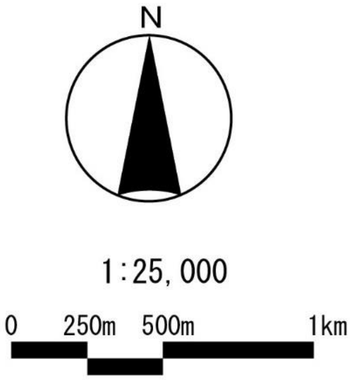

国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図を加工して作成。

出典：「埋蔵文化財包蔵地一覧表　上田地域（旧上田市）」
（上田市ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）

図 2.2-19　対象事業実施区域及びその周囲の埋蔵文化財包蔵地の状況

2.2.7 触れ合い活動の場の状況

1. 触れ合い活動の場の資源状況

対象事業実施区域及びその周囲における触れ合い活動の場の概要は表 2.2-27に、その位置は図 2.2-20に示すとおりである。

対象事業実施区域の周囲における触れ合い活動の場としては、上田城跡公園や下塩尻桜づつみホタル水路、千曲公園、虚空蔵山等が挙げられる。

表 2.2-27 触れ合い活動の場の概要

番号	触れ合い活動の場	所在地	触れ合い活動の場の概要
1	上田城跡公園	長野県上田市二の丸6263-イ	真田昌幸によって築かれた平城で、上田盆地のほぼ中央に位置している。桜やケヤキ並木遊歩道を楽しむことができ、春の千本桜、秋の紅葉シーズンには大勢の観光客で賑わう。
2	信濃国分寺	長野県上田市国分 1049	上田の地に建立された信濃国分寺。その裏手で栽培されている蓮池で美しい蓮の花を鑑賞する事ができる。
3	岩鼻	長野県上田市小泉	上田盆地の西側に位置し、昔は一続きであったとされる岩が千曲川の浸食によって削られ奇観をなしている。
4	千曲川	長野県上田市	上田市を東西に流れる清流・千曲川は、新潟県及び長野県を流れる一級河川である。全長 367 キロメートルのうち、信濃川と呼ばれている部分が 153 キロメートルであるのに対し、千曲川と呼ばれている部分は 214 キロメートルである。
5	下塩尻桜づつみホタル水路	長野県上田市下塩尻	ホタル舞う水辺環境を地域ぐるみで復元させ、ホタルの故郷づくりをしており、水路に沿って歩きながら、ホタルを観賞することができる。
6	上田　道と川の駅公園施設（半過公園）	長野県上田市小泉	岩鼻と呼ばれる断崖を背景に千曲川を見渡せる自然に囲まれた公園であり、南側は「道の駅」ゾーンとも呼ばれ芝生広場を中心にウォーキングコース、ドッグランなどが整備されている。北側は多目的広場があり、「川の駅」（水辺プラザ）ゾーンとも呼ばれている。
7	長池公園	長野県上田市上田原1641	長池公園は、上田市倉升地籍の「長池」を埋め立て、隣接する創造館とあわせて建設された 13,000 平方メートルに及ぶ近隣公園であり、昭和 61 年度に完成したもので、「滝に流水」を組み合わせた修景施設や芝生の広場・大型遊具・休憩施設を完備している。
8	千曲公園	長野県上田市小泉 2670 番地	岩鼻と呼ばれる断崖の上にあり、自然に囲まれ、千曲川の雄大な流れと市街地が一望できる眺望の素晴らしい公園。春には、ボンボリに照らされた夜桜と夜景が楽しめる。
9	塩田運動公園	長野県上田市下之郷乙 935 番地	自然運動公園（塩田運動公園）は、上田市の南、信州の鎌倉とうたわれている塩田の里にあり、周囲は、四季折々の鮮やかな色合いで楽しむことができ、森林浴の場として、総合スポーツの場としても最適である。
10	吉野健康広場	長野県坂城町大字南条 1427-1	広い斜面に芝生が広がり、その上にあずまやと数々の木製遊具が整備されている。春には桜の花が咲き、斜面では草滑りも楽しむことができる。
11	虚空蔵山	長野県坂城町南条 長野県上田市上塩尻	太郎山から西にのびる稜線の一峰で、厳しい断崖を連ねて近寄りがたい山容だが、登山コースは整備されており、稜線からの展望もよい。
12	太郎山	長野県上田市常磐城	展望に恵まれた山で、市民登山や登山競走大会など開かれ、上田市民のシンボルの山となっている。
13	耕雲寺	長野県埴科郡坂城町南条 1077	参道は、約 150m にわたる杉並木であり、町の天然記念物に指定されている。また、杉並木を抜け山門に到ると、枝垂桜の大木が参拝者を迎え、門をくぐると境内にも枝垂桜が生育している。春、満開の枝垂桜は、地域住民が毎年楽しみにしている景色である。

注）表中の番号は、図 2.2-20 の番号に対応する。
出典：「信州上田観光情報」（上田市観光課ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）
「上田　道と川の駅公園施設（半過公園）」（上田市ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）
「長池公園」（上田市ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）
「千曲公園」（上田市ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）
「自然運動公園」（上田市ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）
「見所一覧」（坂城町ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）
「分県登山ガイド　長野県の山」（平成 29 年 6 月 1 日　株式会社山と渓谷社）
「日本の神社・寺院検索サイト　八百万の神」（株式会社 INFO UNITE ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）

2. 触れ合い活動の場の利用状況

対象事業実施区域及びその周囲にある触れ合い活動の場の一つである上田城跡公園への来場者数は、「上田市の統計　令和3年版」によると、令和元年度は約1,423,100人、令和2年度は約637,900人、令和3年度は約715,000人である。

また、信濃国分寺への来場者数は、「上田市の統計　令和3年版」によると、令和元年度は約91,900人、令和2年度は約87,500人、令和3年度は約85,300人である。

上記以外の主な触れ合い活動の場の利用者数及び来場者数は公表されていないが、公園や道と川の駅については四季折々の自然を楽しむことができるほか、虚空蔵山及び太郎山については登山道が整備され、市民登山や登山競走大会などに利用されている。

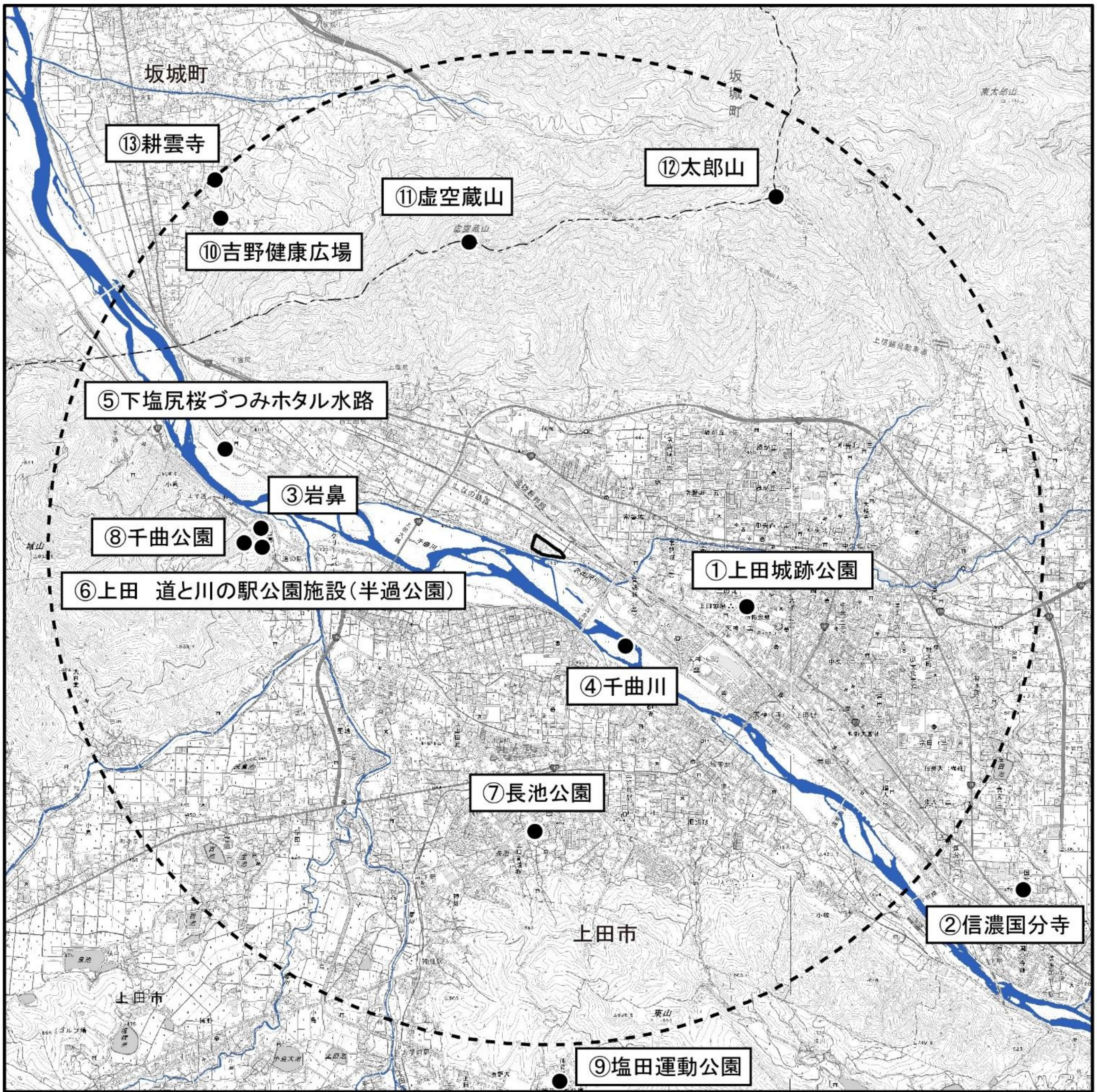

凡　例

対象事業実施区域

予備調査範囲

行政界

触れ合い活動の場

河川

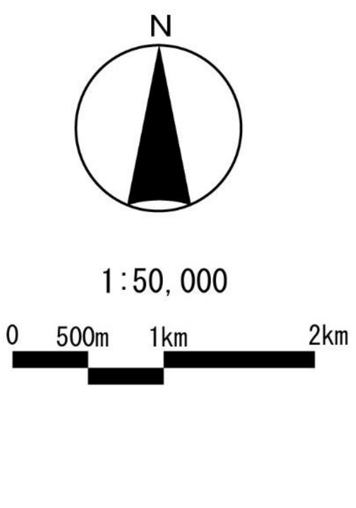

国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図を加工して作成。

出典：「信州上田観光情報」（上田市観光課ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）
「上田　道と川の駅公園施設（半過公園）」
（上田市ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）
「長池公園」（上田市ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）
「千曲公園」（上田市ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）
「自然運動公園」（上田市ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）
「見所一覧」（坂城町ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）
「分県登山ガイド　長野県の山」（平成 29 年 6 月 1 日　株式会社山と渓谷社）
「日本の神社・寺院検索サイト　八百万の神」
（株式会社 INFO UNITE ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）

図 2.2-20　対象事業実施区域及びその周囲の触れ合い活動の場

2.2.8　大気質・水質等の状況

1.　公害苦情の状況

上田市における公害苦情の状況は表 2.2-28に示すとおりである。令和3年度の公害苦情件数は508件であり、大気汚染に関する件数が多い。

表 2.2-28　公害苦情件数の推移（上田市）

年度	総計	種類別公害苦情件数						
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	悪臭	その他
平成 29 年度	459	64	38	1	23	1	11	321
平成 30 年度	308	38	31	1	10	―	10	218
令和元年度	481	68	40	―	16	1	25	331
令和 2 年度	560	104	26	3	22	―	36	369
令和 3 年度	508	56	24	3	28	―	41	356

出典：「令和 4 年度　上田市環境レポート」（令和 5 年 3 月　上田市）

また、東御市における公害苦情の状況は表 2.2-29に示すとおりである。令和3年度の公害苦情件数は188件であり、野外焼却や不法投棄などに関する件数が多い。

表 2.2-29　公害苦情件数の推移（東御市）

年度	総件数	典型 7 公害							その他		
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	悪臭	地盤沈下	野外焼却	不法投棄	その他
平成 29 年度	278	1	3	1	15	―	15	―	33	60	150
平成 30 年度	238	1	3	―	11	―	12	―	37	28	146
令和元年度	266	―	5	2	15	―	10	―	50	47	137
令和 2 年度	259	1	4		9	―	4	―	28	60	153
令和 3 年度	188	1	4	2	7	―	4	―	23	36	111

出典：「東御市の統計 2022（令和 4 年版）」（令和 5 年 3 月　東御市）

なお、坂城町、青木村、長和町における公害苦情の状況に関する資料は公開されていない。

2. 大気質

(1)大気質汚染測定局

対象事業実施区域及びその周囲の大気汚染測定局における令和4年度時点の測定項目は表 2.2-30(1)に、自動車排出ガス測定局における令和4年度時点の測定項目は表 2.2-30(2)に、設置位置は図 2.2-21に示すとおりである。一般環境大気測定局（一般局）2局、自動車排ガス測定局1局があり、最寄りの一般局は上田局である。

表 2.2-30(1)　大気汚染測定局整備状況（令和4年度：環境大気測定局）

測定局区分	測定局	用途地域	測定項目										
			二酸化硫黄	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	光化学オキシダント	ダイオキシン類	風向	風速	温度	湿度	日射量
一般環境大気(一般局)	上田局	住	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
	篠ノ井局	住	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－

注）用途地域の略号は、都市計画法第８条に定める以下の用途区分を示す。
　住：第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域、第１種中高層住居専用地域、第２種中高層住居専用地域、第１種住居地域、第２種住居地域、及び準住居地域
出典：「令和４年度大気汚染等測定結果」（令和５年 12 月　長野県）

表 2.2-30(2)　大気汚染測定局整備状況（令和4年度：自動車排出ガス測定局）

測定局区分	測定局	用途地域	測定項目				
			二酸化窒素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	風向	風速
自動車排出ガス(自排局)	更埴インターチェンジ局	準工	○	○	○	○	○

注）用途地域の略号は、都市計画法第８条に定める以下の用途区分を示す。
　準工：準工業地域
出典：「令和４年度大気汚染等測定結果」（令和５年 12 月　長野県）

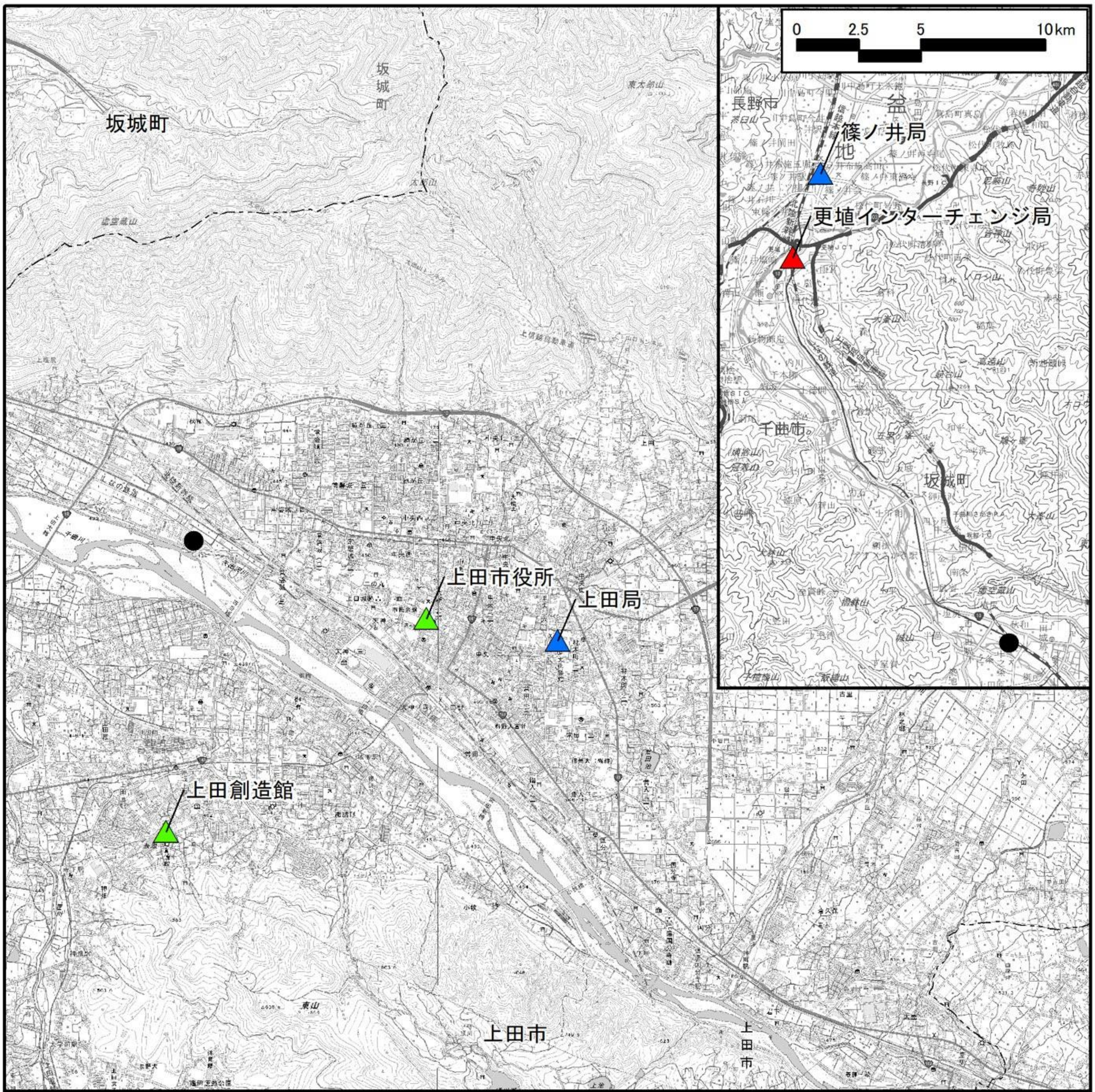

凡　例

- ● 対象事業実施区域
- ─・─ 市町村境
- ▲（青） 一般環境大気測定局（一般局）
- ▲（赤） 自動車排出ガス測定局（自排局）
- ▲（緑） ダイオキシン類調査地点

N

1:50,000

0 500m 1km 2km

国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図を加工して作成。
出典：「令和 4 年度大気汚染等測定結果」（令和 5 年 12 月　長野県）

図 2.2-21　対象事業実施区域及びその周囲の大気汚染測定局

(2)二酸化硫黄

対象事業実施区域及びその周囲の大気汚染測定局における令和4年度の二酸化硫黄の測定結果は表 2.2-31に、過去5年間の年平均値の経年変化は表 2.2-32及び図 2.2-22に示すとおりである。

令和4年度の日平均値の年間2%除外値の測定結果は0.001ppmであり、環境基準を達成していた。

また、過去5年間における年平均値は横ばいで推移している。

表 2.2-31 二酸化硫黄の測定結果(令和4年度)

測定局	一般局・自排局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の年間2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数	環境基準
		日	時間	ppm	時間	割合%	日	割合%	ppm	ppm	有/無	日	○:達成 ×:非達成
篠ノ井	一般局	350	8,408	0.001	0	0.0	0	0.0	0.003	0.001	無	0	○

注1)環境基準は、1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
注2)環境基準の長期的評価は年間にわたる日平均値の測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外して行う。
　　但し、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続した場合にはこのような取り扱いは行わないで評価する。
出典:「令和4年度大気汚染等測定結果」(令和5年12月　長野県)

表 2.2-32 二酸化硫黄年平均値の経年変化(平成30年度～令和4年度)

単位:ppm

測定局	一般局・自排局	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
篠ノ井	一般局	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001

出典:「令和4年度大気汚染等測定結果」(令和5年12月　長野県)

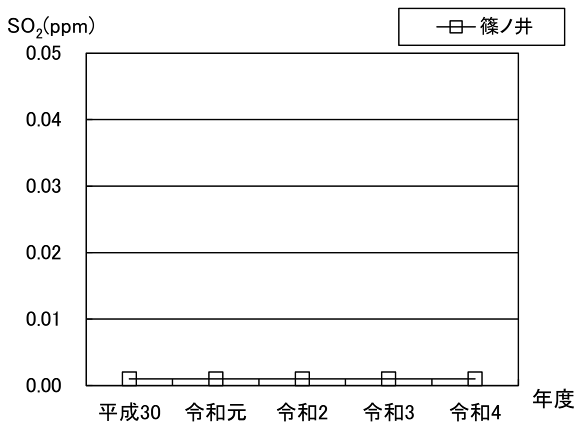

出典:「令和4年度大気汚染等測定結果」(令和5年12月　長野県)

図 2.2-22 二酸化硫黄年平均値の経年変化(平成30年度～令和4年度)

(3)二酸化窒素

対象事業実施区域及びその周囲の大気汚染測定局における令和4年度の二酸化窒素の測定結果は表 2.2-33に、過去5年間の年平均値の経年変化は表 2.2-34及び図 2.2-23に示すとおりである。

令和4年度の日平均値の年間98%値の測定結果は一般局では0.015～0.017ppm、自排局では0.020ppmであり、いずれの測定局においても環境基準を達成していた。

また、過去5年間における年平均値はいずれの測定局においても横ばいで推移している。

表 2.2-33　二酸化窒素の測定結果(令和4年度)

測定局	一般局・自排局	有効測定日数	測定時間	年平均値	日平均値が0.06ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均が0.06ppmを超えた日数	環境基準 ○：達成 ×：非達成
		日	時間	ppm	時間	割合 %	日	割合 %	ppm	ppm	日	
上田	一般局	363	8,660	0.006	0	0.0	0	0.0	0.046	0.017	0	○
篠ノ井	一般局	275	6,607	0.005	0	0.0	0	0.0	0.031	0.015	0	○
更埴インターチェンジ	自排局	363	8,665	0.009	0	0.0	0	0.0	0.048	0.020	0	○

注 1)環境基準は、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
注 2)環境基準の長期的評価は年間にわたる日平均値の測定値の小さい方から 98%に相当するもので行う。
出典：「令和 4 年度大気汚染等測定結果」(令和 5 年 12 月　長野県)

表 2.2-34　二酸化窒素年平均値の経年変化(平成30年度～令和4年度)

単位：ppm

測定局	一般局・自排局	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
上田	一般局	0.008	0.007	0.007	0.007	0.006
篠ノ井	一般局	0.007	0.006	0.006	0.006	0.005
更埴インターチェンジ	自排局	0.013	0.012	0.011	0.013	0.009

出典：「令和 4 年度大気汚染等測定結果」(令和 5 年 12 月　長野県)

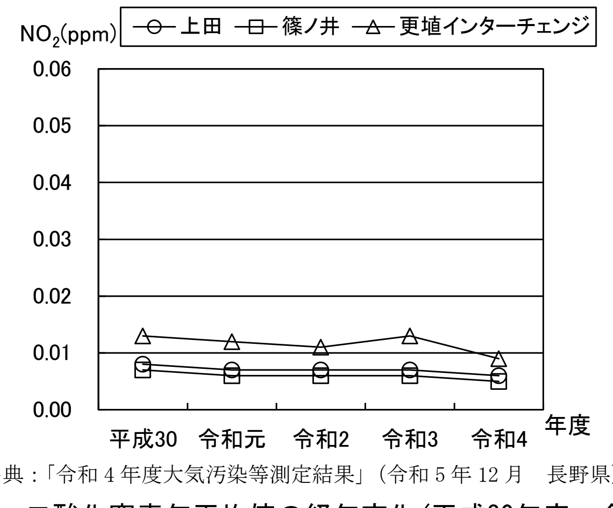

出典：「令和 4 年度大気汚染等測定結果」(令和 5 年 12 月　長野県)

図 2.2-23　二酸化窒素年平均値の経年変化(平成30年度～令和4年度)

(4)浮遊粒子状物質

対象事業実施区域及びその周囲の大気汚染測定局における令和4年度の浮遊粒子状物質の測定結果は表 2.2-35に、過去5年間の年平均値の経年変化は表 2.2-36及び図 2.2-24に示すとおりである。

令和4年度の日平均値の年間2%除外値の測定結果は一般局では0.021～0.026mg/m³、自排局では0.030mg/m³であり、いずれの測定局においても環境基準を達成していた。

また、過去5年間における年平均値はいずれの測定局においても横ばいで推移している。

表 2.2-35 浮遊粒子状物質の測定結果(令和4年度)

測定局	一般局・自排局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/m³を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m³を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の年間2%除外値	日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数	環境基準 ○:達成 ×:非達成
		日	時間	mg/m³	時間	割合%	日	割合%	mg/m³	mg/m³	有/無	日	
上田	一般局	362	7,702	0.011	0	0.0	0	0.0	0.052	0.026	無	0	○
篠ノ井	一般局	351	8,467	0.008	0	0.0	0	0.0	0.071	0.021	無	0	○
更埴インターチェンジ	自排局	363	8,715	0.014	0	0.0	0	0.0	0.098	0.030	無	0	○

注1)環境基準は1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。
注2)環境基準の長期的評価は年間にわたる日平均値の測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外して行う。
但し、日平均値が0.10 mg/m³を超える日が2日以上連続した場合にはこのような取り扱いは行わないで評価する。
出典:「令和4年度大気汚染等測定結果」(令和5年12月 長野県)

表 2.2-36 浮遊粒子状物質年平均値の経年変化(平成30年度～令和4年度)

単位:mg/m³

測定局	一般局・自排局	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
上田	一般局	0.010	0.012	0.012	0.010	0.011
篠ノ井	一般局	0.014	0.011	0.010	0.008	0.008
更埴インターチェンジ	自排局	0.018	0.020	0.018	0.017	0.014

出典:「令和4年度大気汚染等測定結果」(令和5年12月 長野県)

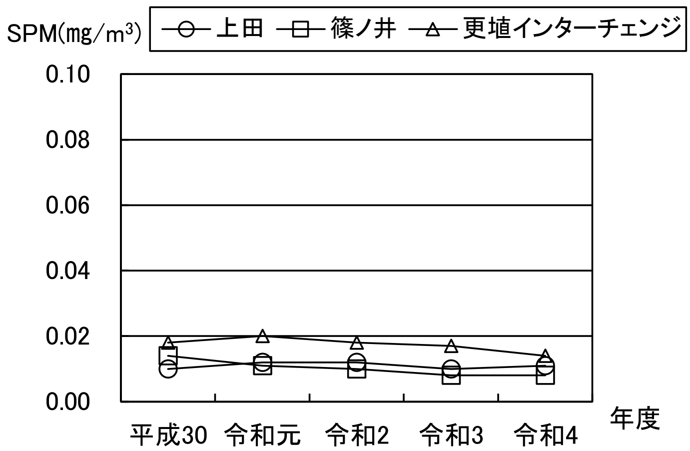

出典:「令和4年度大気汚染等測定結果」(令和5年12月 長野県)

図 2.2-24 浮遊粒子状物質年平均値の経年変化(平成30年度～令和4年度)

(5)微小粒子状物質

対象事業実施区域及びその周囲の大気汚染測定局における令和4年度の微小粒子状物質の測定結果は表 2.2-37に、過去5年間の年平均値の経年変化は表 2.2-38及び図 2.2-25に示すとおりである。

令和4年度の微小粒子状物質測定結果は、年平均値は一般局では7.0～7.5μg/m³、自排局では8.4μg/m³であり、日平均値の年間98%値は一般局では15.7～18.4μg/m³、自排局では18.9μg/m³であり、いずれの測定局においても環境基準を達成していた。

また、過去5年間における年平均値はいずれの測定局においても減少傾向で推移している。

表 2.2-37 微小粒子状物質の測定結果(令和4年度)

測定局	一般局・自排局	有効測定日数	測定時間	年平均値	日平均値の年間98%値	1時間値の最高値	日平均値が35μg/m³を超えた日数とその割合		環境基準(短期基準)の長期的評価(98%値)による日平均値が35μg/m³を超えた日数	環境基準
		日	時間	μg/m³	μg/m³	μg/m³	日	割合 %	日	○:達成 ×:非達成
上田	一般局	363	8,711	7.0	15.7	34	0	0.0	0	○
篠ノ井	一般局	243	5,878	7.5	18.4	53	0	0.0	0	※
更埴インターチェンジ	自排局	353	8,492	8.4	18.9	187	0	0.0	0	○

注1)環境基準は1年平均値が15μg/m³以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m³以下であること。
注2)環境基準の評価は、測定値の1年平均値を長期基準(1年平均値)と、1日平均値の年間98%値を短期基準(1日平均値)と比較し、両方を満足した場合に「達成」と評価する。
注3)「※」は有効測定日数の250日以下であることを示す。
出典:「令和3年度大気汚染等測定結果」(令和5年12月 長野県)

表 2.2-38 微小粒子状物質年平均値の経年変化(平成30年度～令和4年度)

単位:μg/m³

測定局	一般局・自排局	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
上田	一般局	―	―	―	9.9	7.0
篠ノ井	一般局	7.9	6.2	7.0	6.8	7.5
更埴インターチェンジ	自排局	10.4	8.7	9.2	8.2	8.4

出典:「令和4年度大気汚染等測定結果」(令和5年12月 長野県)

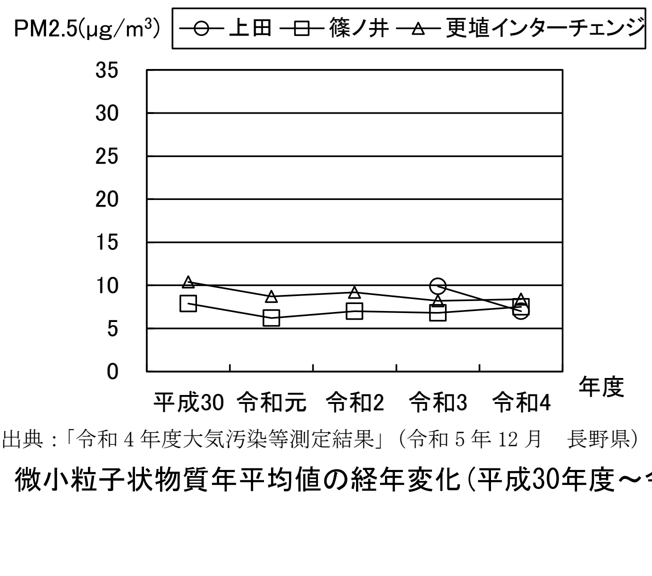

出典:「令和4年度大気汚染等測定結果」(令和5年12月 長野県)

図 2.2-25 微小粒子状物質年平均値の経年変化(平成30年度～令和4年度)

(6)光化学オキシダント

対象事業実施区域及びその周囲の大気汚染測定局における令和4年度の光化学オキシダントの測定結果は表 2.2-39に、過去5年間の昼間の1時間値の年平均値の経年変化は表 2.2-40及び図 2.2-26に示すとおりである。

令和4年度の光化学オキシダントの昼間の1時間値の最高値は0.086～0.089ppmであり、いずれの測定局においても環境基準を達成していなかった。

また、昼間の1時間値の年平均値はいずれの測定局においても横ばいで推移している。

なお、令和3年度の全国環境基準達成率は、一般局で0.2%、自排局で0%であり、光化学オキシダントについて環境基準の達成状況が低いのは、当該地域特有ではなく全国的な傾向である。

表 2.2-39　光化学オキシダントの測定結果(令和4年度)

測定局	一般局・自排局	昼間の測定日数	測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数及び時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数及び時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の平均値	環境基準
		日数	時間	ppm	日数	時間数	日数	時間数	ppm	ppm	○：達成 ×：非達成
上田	一般局	365	5,429	0.033	42	199	0	0	0.089	0.045	×
篠ノ井	一般局	365	5,278	0.035	51	291	0	0	0.086	0.046	×

注1)環境基準は1時間値が0.06ppm以下であること。
注2)昼間とは5時から20時までの時間内の測定値をいう。
出典:「令和4年度大気汚染等測定結果」(令和5年12月　長野県)

表 2.2-40　光化学オキシダント昼間の1時間値の平均値の経年変化(平成30年度～令和4年度)

単位：ppm

測定局	一般局・自排局	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
上田	一般局	0.036	0.036	0.033	0.035	0.033
篠ノ井	一般局	0.032	0.035	0.034	0.036	0.035

出典:「令和4年度大気汚染等測定結果」(令和5年12月　長野県)

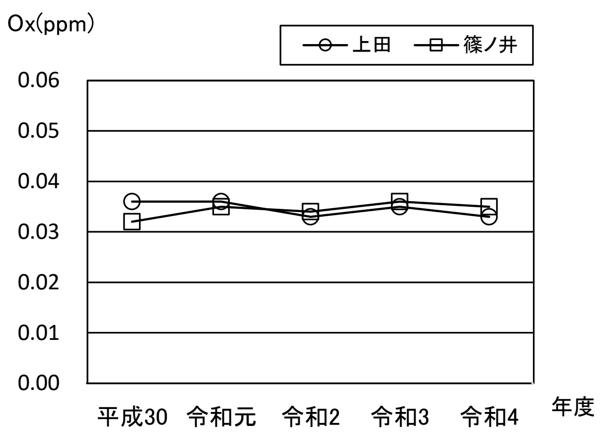

出典:「令和4年度大気汚染等測定結果」(令和5年12月　長野県)

図 2.2-26　光化学オキシダント年平均値の経年変化(平成30年度～令和4年度)

(7)ダイオキシン類

対象事業実施区域及びその周囲の大気汚染測定局における過去5年間のダイオキシン類の年平均値の経年変化は、表 2.2-41及び図 2.2-27に示すとおりである。

上田局における令和3年度の年平均値は0.0084pg-TEQ/m³、篠ノ井局における令和4年度の年平均値は0.010pg-TEQ/m³であり、いずれの測定局においても環境基準を達成している。

また、上田市独自で実施しているダイオキシン類の測定結果は表 2.2-42に、調査地点は図 2.2-21に示すとおりである。

測定地点において環境基準を達成している。

表 2.2-41　ダイオキシン類の年平均値の経年変化(平成30年度～令和4年度)

単位：pg-TEQ/m³

測定局	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
上田	－	0.0062	－	0.0084	－
篠ノ井	0.013	0.016	0.011	0.023	0.010

注）環境基準は年平均値が0.6 pg-TEQ/m³以下であること。
出典：「令和4年度大気汚染等測定結果」(令和5年12月　長野県)

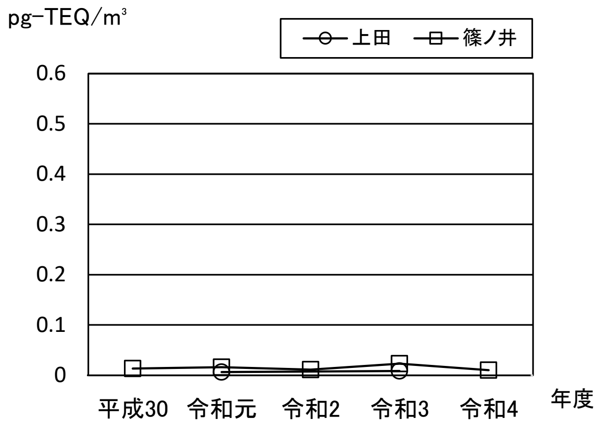

出典：「令和4年度大気汚染等測定結果」(令和5年12月　長野県)

図 2.2-27　ダイオキシン類の経年変化(平成30年度～令和4年度)

表 2.2-42　ダイオキシン類の測定結果(上田市)

単位：pg-TEQ/m³

調査地点	上田市役所屋上（右岸）	上田創造館屋上（左岸）
令和3年度	0.016	0.016

注）環境基準は年平均値が0.6 pg-TEQ/m³以下であること。
出典：「令和4年度　上田市環境レポート」(令和5年3月　上田市)

3. 騒音

(1)一般地域に係る騒音測定結果

上田市では、一般地域に係る騒音の調査を行っている。対象事業実施区域及びその周囲における令和3年度の測定結果は表 2.2-43に、調査地点は図 2.2-28に示すとおりである。

中之条公民館の夜間を除くすべての測定結果で環境基準を達成している。

表 2.2-43　一般地域騒音測定結果(令和3年度)

地域類型	番号	用途地域	測定場所（施設名）	測定結果（dB）		環境基準(dB)
				昼間	夜間	
A	1	第1種低層住居専用地域	中之条452（城南公民館）	52	38	昼間 55 夜間 45
	2	第1種中高層住居専用地域	緑が丘3-12-15（緑が丘西区会館）	47	39	
	3	第2種中高層住居専用地域	材木町1-2-5（上田点字図書館）	45	39	
B	4	第1種住居地域	常磐城1-7-21（西脇会館）	49	34	昼間 55 夜間 45
	5	第2種住居地域	大手2-7-16（上田中央消防署）	53	41	
	6	準住居地域	中之条371（中之条公民館）	54	47	
C	7	近隣商業地域	中央西1-9-11（北大手町会館）	47	36	昼間 60 夜間 50
	8	商業地域	中央3-7-3（池波正太郎真田太平記館）	52	48	
	9	準工業地域	国分1125（信濃国分寺資料館）	49	46	
	10	工業地域	常磐城3-11-31（上田クリーンセンター）	54	47	

注）　　は環境基準値に適合しない値であることを示す。
出典：「令和４年度　上田市環境レポート」（令和５年３月　上田市）

(2)道路交通騒音測定結果

対象事業実施区域周囲における平成30年度、令和元年度及び令和2年度の道路交通騒音測定結果は表 2.2-44に、調査地点は図 2.2-28に示すとおりである。

地点1の昼間、夜間及び地点2の夜間については環境基準を超過しているが、いずれの地点及び時間帯においても要請限度を下回っている。

表 2.2-44　道路交通騒音測定結果(平成30、令和元、2年度)

調査年度	番号	路線名	測定地点の住所	環境基準型	車線数	等価騒音レベル(dB)		環境基準(dB)	要請限度(dB)
				昼間	夜間				
平成 30 年度	1	一般国道 18 号	上田市国分 1117-2	C	2	71	68	昼間 70 夜間 65	昼間 75 夜間 70
	2	一般国道 18 号	上田市秋和	B	2	70	67		
令和元年度	3	一般国道 143 号	上田市吉田 257-3	－	2	67	63	－	－
令和 2 年度	4	一般国道 18 号	上田市上塩尻 385-1	－	2	53	41	－	－

注 1）表中の番号は、図 2.2-2 に対応している。
注 2）　　は環境基準値を超過していることを示す。
注 3）番号 3 の調査地点の用途地域は「地域の区分が定められていない地域」であるため、環境基準及び要請限度は適用されない。
出典：「平成 30 年度大気汚染等測定結果」（令和 2 年 6 月　長野県）
「令和元年度大気汚染等測定結果」（令和 3 年 3 月　長野県）
「令和 2 年度大気汚染等測定結果」（令和 4 年 2 月　長野県）

(3)北陸新幹線鉄道騒音測定結果

上田市では、北陸新幹線鉄道を対象とした鉄道騒音の調査を行っている。令和3年度及び令和4年度の測定結果は表 2.2-45に、調査地点は図 2.2-28に示すとおりであり、地点3で環境基準を達成している。

表 2.2-45　北陸新幹線鉄道を対象とした鉄道騒音測定結果(令和3、4年度)

番号	調査地点	地域類型	測定結果(dB)		環境基準(dB)
1	上田市国分1667付近	I	74		70
2	上田市国分1775付近	I	74		
3	上田市踏入1-8	I	25m	69	
			50m	67	
4	上田市上塩尻133-6付近	I	25m	74	
			50m	71	

注1)地点1、2は令和3年度における上田市による測定結果、地点3、4は、令和4年度における県による測定結果。
注2)県による測定は、軌道の中心から25m及び50m離れた場所で測定している。
注3) 　は環境基準値を超過していることを示す。
出典:「令和4年度　上田市環境レポート」(令和5年3月　上田市)
「新幹線騒音測定結果」(長野県ホームページ　令和5年12月28日閲覧)

4. 振動

対象事業実施区域及びその周囲では、北陸新幹線鉄道を対象とした鉄道振動の調査を行っている。令和3年度及び令和4年度の測定結果は表 2.2-46に、調査地点は図 2.2-28に示すとおりである。

振動測定結果は44～55dBであり、新幹線鉄道振動対策に係る指針値以下となっている。

表 2.2-46　北陸新幹線鉄道を対象とした鉄道振動測定結果(令和3、4年度)

番号	調査地点	地域類型	測定結果(dB)	指針値(dB)
1	上田市国分1667付近	I	55	70
2	上田市踏入1-8	I	51	
3	上田市上塩尻133-6付近	I	44	

注1)地点1は令和3年度における上田市による測定結果、地点2、3は、令和4年度における県による測定結果。
注2)指針値は「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」(昭和51年3月12日環大特第32号　環境省)による新幹線鉄道振動に係る指針
出典:「令和4年度　上田市環境レポート」(令和5年3月　上田市)
「新幹線騒音測定結果」(長野県ホームページ　令和5年12月28日閲覧)

5. 低周波音

対象事業実施区域及びその周囲では、低周波音調査に関する既存資料は公表されていない。

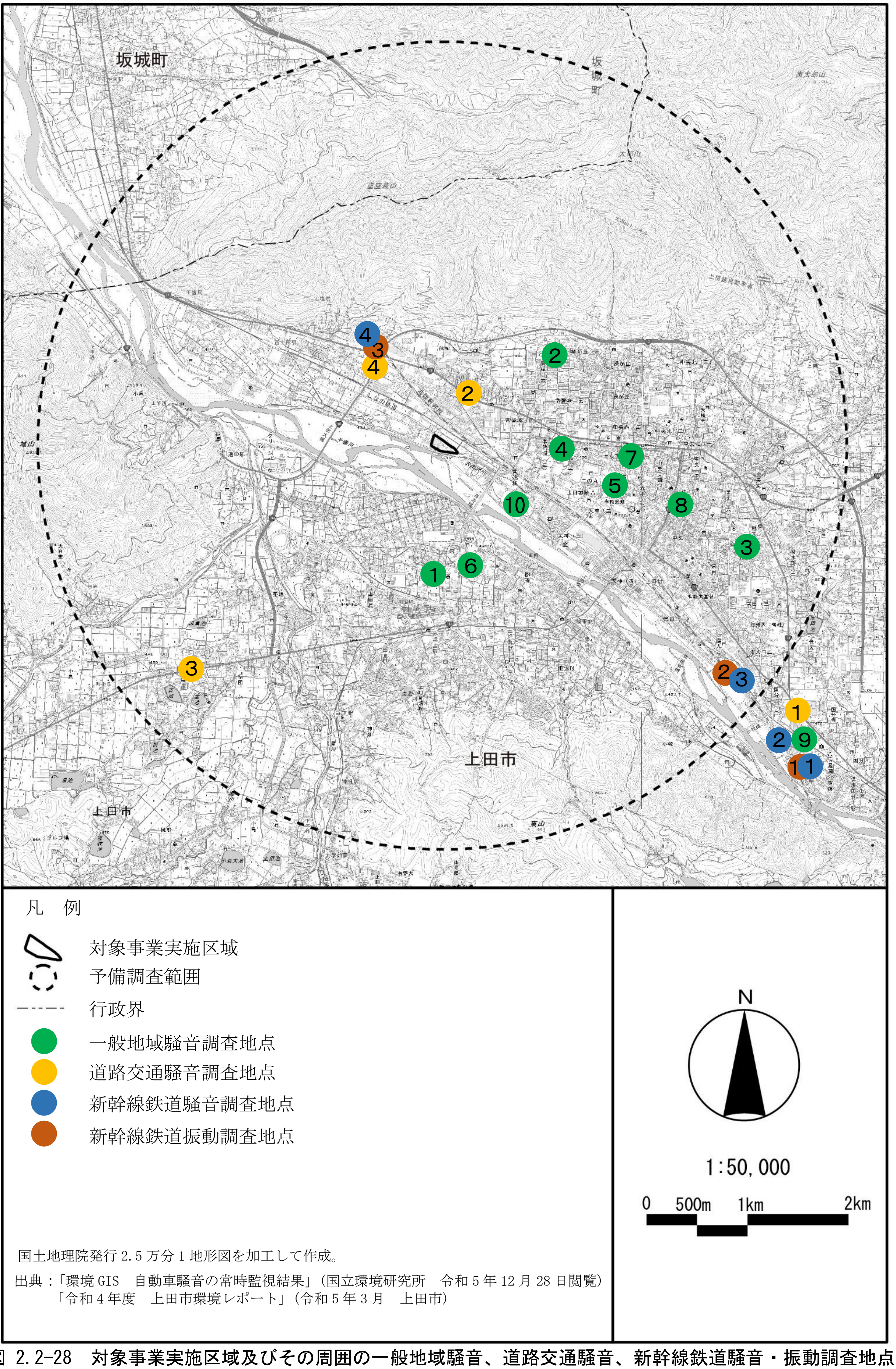

国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図を加工して作成。

出典：「環境 GIS　自動車騒音の常時監視結果」(国立環境研究所　令和 5 年 12 月 28 日閲覧)
「令和 4 年度　上田市環境レポート」(令和 5 年 3 月　上田市)

図 2.2-28　対象事業実施区域及びその周囲の一般地域騒音、道路交通騒音、新幹線鉄道騒音・振動調査地点

6. 悪臭

対象事業実施区域及びその周囲では、悪臭調査に関する既存資料は公表されていない。

7. 水質

(1)河川の水質

対象事業実施区域及びその周囲における令和3年度の河川の水質測定結果は表 2.2-47～表 2.2-49に、調査地点は図 2.2-29に示すとおりである。

生活環境の保全に関する項目については、大腸菌群数の測定結果が環境基準に適合していない。

水生生物の保全に関する項目及び人の健康の保護に関する項目についてはいずれの項目及び調査地点においても環境基準に適合している。

表 2.2-47　河川の水質測定結果(令和3年度：生活環境の保全に関する項目)

項目	測定地点	1 信濃川	2 信濃川	環境基準
水域名		信濃川上流 (3)	浦野川	―
測定地点名		生田 (上田市)	対影橋 (上田市)	―
類型		A	A	A
BOD(mg/L)	75%値	1.2	1.2	2 以下
	年平均値	1.0	1.1	
pH	日間平均値 最小値～最大値	6.9～7.5	7.4～8.7	6.5～8.5
DO(mg/L)	日間平均値 最小値～最大値	8.7～13	8.4～15	7.5 以上
	年平均値	10	11	
SS(mg/L)	日間平均値 最小値～最大値	4～15	1～18	25 以下
	年平均値	9	7	
大腸菌群数 (MPN/100mL)	日間平均値 最小値～最大値	790～7,900	1,700～49,000	1,000 以下
	年平均値	2,100	16,000	

注)　　　は環境基準に適合していないことを示す。

出典：「令和3年度　水質測定結果」(令和4年12月　長野県)

表 2.2-48　河川の水質測定結果(令和3年度：河川における水生生物の保全に関する項目)

項目 ＼ 測定地点	1 信濃川	2 信濃川	環境基準	
水域名	浦野川	産川	―	―
測定地点名	八幡橋 (上田市)	堀川橋 (上田市)	―	―
類型	生物Ａ	生物Ｂ	生物Ａ	生物Ｂ
全亜鉛(mg/L)年間平均値	0.003	0.006	0.03 以下	0.03 以下
ノニルフェノール(mg/L) 年間平均値	0.00006 未満	0.00009	0.001 以下	0.002 以下
LAS(mg/L)年間平均値	0.0006 未満	0.0006 未満	0.03 以下	0.05 以下

注)LASとは直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩のことである。

出典：「令和3年度　水質測定結果」(令和4年12月　長野県)

表 2.2-49　河川の水質測定結果(人の健康の保護に関する項目)

地点名		生田		対影橋		環境基準
水域名		信濃川上流 (3)		浦野川		
		最大値	平均値	最大値	平均値	
カドミウム	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下
全シアン	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	検出されないこと
鉛	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.01 以下
六価クロム	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.05 以下
砒素	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.01 以下
総水銀	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005以下
アルキル水銀	mg/L	—	—	—	—	検出されないこと
PCB	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	—	—	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004 未満	0.0004 未満	0.0004 未満	0.0004 未満	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下
チウラム	mg/L	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.006 以下
シマジン	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
セレン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.01 以下
硝酸性窒素	mg/L	1.3	1.3	1.2	0.99	—
亜硝酸性窒素	mg/L	0.05	0.03	0.02	0.02	—
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	1.4	1.3	1.2	1.0	10 以下
ふっ素	mg/L	0.11	0.11	0.11	0.11	0.8 以下
ほう素	mg/L	0.03	0.03	0.05	0.04	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下

出典：「令和3年度　水質測定結果」(令和4年12月　長野県)

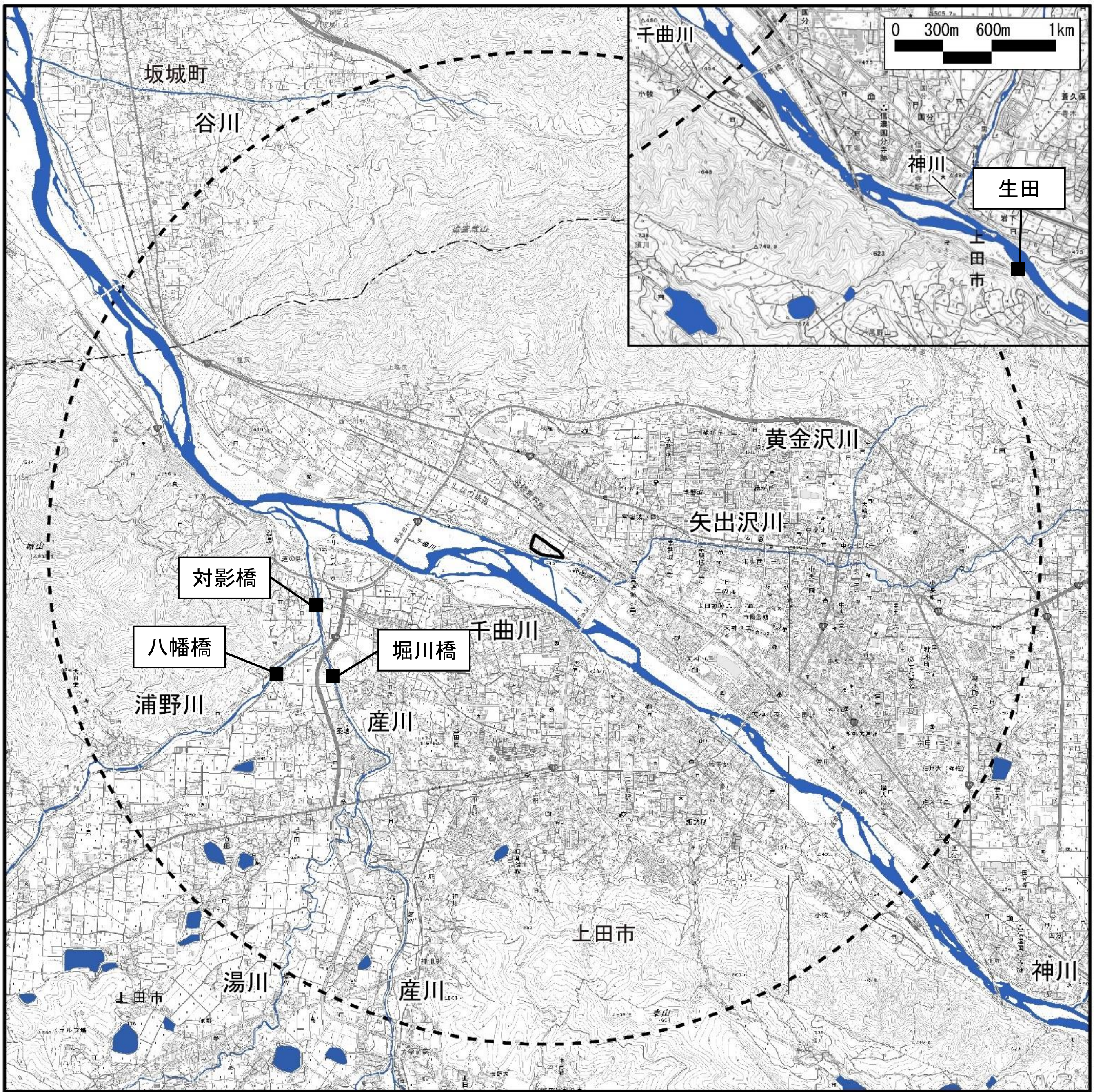

凡　例

対象事業実施区域
予備調査範囲
行政界
河川
湖・沼池・ため池
水質調査地点

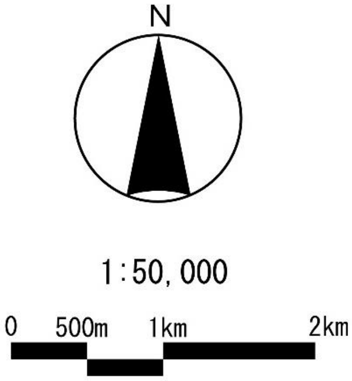

国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図を加工して作成。
注）生田については、予備調査範囲外ではあるが、対象事業実施区域最寄の千曲川上流における調査地点であることから記載している。
出典：「ため池ハザードマップ」（上田市ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）
「国土数値情報(河川、湖沼)」（国土交通省　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）
「令和 3 年度　水質測定結果」（令和 4 年 12 月　長野県）

図 2.2-29　対象事業実施区域及びその周囲の河川の水質調査地点

(2)地下水

① 地下水の水質

対象事業実施区域及びその周囲における令和 3 年度の地下水の水質測定結果は表 2.2-50(1)～(6)に、調査地点は図 2.2-30 に示すとおりである。

地下水の水質測定結果は、上田市上田原（井戸番号 03K-G-7）、上田市本郷（井戸番号 03K-T-17）及び坂城町中之条（井戸番号 03K-T-84）における硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素並びに上田市国分（井戸番号 03K-G-8）1,2-ジクロロエチレンの項目を除き、いずれの項目及び調査地点においても環境基準に適合している。

表 2.2-50(1) 地下水の水質測定結果

調査地点		上田市 中之条	上田市 上田原	上田市 上田原	上田市 国分	環境基準
メッシュ番号		5438-41-Bb	5438-41-Ba	5438-41-Bd	5438-42-Ac	
井戸番号		03K-G-5	03K-G-6	03K-G-7	03K-G-8	
調　査		概況調査				
カドミウム	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下
全シアン	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	検出されないこと
鉛	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.01 以下
六価クロム	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.05 以下
砒素	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.01 以下
総水銀	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L	－	－	－	－	検出されないこと
PCB	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下
クロロエチレン	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004 未満	0.0004 未満	0.0004 未満	0.0004 未満	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.055	0.04 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.055	－
トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	－
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.0037 未満	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.022 未満	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下
チウラム	mg/L	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.006 以下
シマジン	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
セレン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	3.1	3.8	13	0.8	10 以下
硝酸性窒素	mg/L	3.1	3.8	13	0.78	－
亜硝酸性窒素	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	－
ふっ素	mg/L	0.09	0.18	0.08	0.08 未満	0.8 以下
ほう素	mg/L	0.04	0.03	0.02 未満	0.05	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下

注） は環境基準値を超過していることを示す。

出典：「令和3年度　水質測定結果」（令和4年12月　長野県）

表 2.2-50(2)　地下水の水質測定結果

調査地点		上田市 常入	上田市 小牧	上田市 踏入	上田市 小牧	上田市 常入	環境基準
メッシュ番号		5438-42-Ac	5438-42-Ac	5438-42-Ac	5438-42-Ac	5438-42-Ac	
井戸番号		3K-S-3	3K-S-4	3K-S-5	3K-S-6	3K-S-7	
調　査		汚染井戸周辺地区調査					
カドミウム	mg/L	－	－	－	－	－	0.003　以下
全シアン	mg/L	－	－	－	－	－	検出されないこと
鉛	mg/L	－	－	－	－	－	0.01　以下
六価クロム	mg/L	－	－	－	－	－	0.05　以下
砒素	mg/L	－	－	－	－	－	0.01　以下
総水銀	mg/L	－	－	－	－	－	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L	－	－	－	－	－	検出されないこと
PCB	mg/L	－	－	－	－	－	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	－	－	－	－	－	0.02　以下
四塩化炭素	mg/L	－	－	－	－	－	0.002　以下
クロロエチレン	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002　以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	－	－	－	－	－	0.004　以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.01　未満	0.01　未満	0.01　未満	0.01　未満	0.01　未満	0.1　以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004　未満	0.004　未満	0.004　未満	0.004　未満	0.004　未満	0.04　以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.002　未満	0.002　未満	0.002　未満	0.002　未満	0.002　未満	－
トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.002　未満	0.002　未満	0.002　未満	0.002　未満	0.002　未満	－
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	1　以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	－	－	－	－	－	0.006以下
トリクロロエチレン	mg/L	0.001　未満	0.001　未満	0.001　未満	0.001　未満	0.001　未満	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	－	－	－	－	－	0.002以下
チウラム	mg/L	－	－	－	－	－	0.006以下
シマジン	mg/L	－	－	－	－	－	0.003以下
チオベンカルブ	mg/L	－	－	－	－	－	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	－	－	－	－	－	0.01 以下
セレン	mg/L	－	－	－	－	－	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	－	－	－	－	－	10　以下
硝酸性窒素	mg/L	－	－	－	－	－	－
亜硝酸性窒素	mg/L	－	－	－	－	－	－
ふっ素	mg/L	－	－	－	－	－	0.8　以下
ほう素	mg/L	－	－	－	－	－	1　以下
1,4-ジオキサン	mg/L	－	－	－	－	－	0.05　以下

出典：「令和3年度　水質測定結果」（令和4年12月　長野県）

表 2.2-50(3) 地下水の水質測定結果

調査地点		上田市 中央	上田市 下之郷	上田市 下之郷	上田市 本郷	上田市 本郷	環境基準
メッシュ番号		5438-42-Aa	5438-42-Aa	5438-41-Da	5438-41-Da	5438-41-Da	
井戸番号		03K-T-14	03K-T-15	03K-T-16	03K-T-17	03K-T-18	
調 査		継続監視調査					
カドミウム	mg/L	－	－	－	－	－	0.003 以下
全シアン	mg/L	－	－	－	－	－	検出されないこと
鉛	mg/L	－	－	－	－	－	0.01 以下
六価クロム	mg/L	－	－	－	－	－	0.05 以下
砒素	mg/L	－	－	－	－	－	0.01 以下
総水銀	mg/L	－	－	－	－	－	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L	－	－	－	－	－	検出されないこと
PCB	mg/L	－	－	－	－	－	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	－	－	－	－	－	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	－	－	－	－	－	0.002 以下
クロロエチレン	mg/L	0.0002 未満	－	－	－	－	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	－	－	－	－	－	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.01 未満	－	－	－	－	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	－	－	－	－	0.04 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	－	－	－	－	－
トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	－	－	－	－	－
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.0005 未満	－	－	－	－	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	－	－	－	－	－	0.006以下
トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	－	－	－	－	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	0.002	－	－	－	－	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	－	－	－	－	－	0.002以下
チウラム	mg/L	－	－	－	－	－	0.006以下
シマジン	mg/L	－	－	－	－	－	0.003以下
チオベンカルブ	mg/L	－	－	－	－	－	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	－	－	－	－	－	0.01 以下
セレン	mg/L	－	－	－	－	－	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	－	5.8	3.9	11	1.9	10 以下
硝酸性窒素	mg/L	－	5.8	3.9	11	1.9	－
亜硝酸性窒素	mg/L	－	0.02 未満	0.02	0.02 未満	0.02 未満	－
ふっ素	mg/L	－	－	－	－	－	0.8 以下
ほう素	mg/L	－	－	－	－	－	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	－	－	－	－	－	0.05 以下

注） は環境基準値を超過していることを示す。
出典：「令和3年度 水質測定結果」（令和4年12月 長野県）

表 2.2-50(4)　地下水の水質測定結果

調査地点		上田市 中央	上田市 中央北	上田市 生田	上田市 生田	坂城町 中之条	環境基準
メッシュ番号		5438-42-Aa	5438-42-Aa	5438-42-Ca	5438-42-Cc	5438-51-Da	
井戸番号		003K-T-21	003K-T-22	03K-T-23	03K-T-24	03K-T-83	
調　査		継続監視調査					
カドミウム	mg/L	－	－	－	－	－	0.003 以下
全シアン	mg/L	－	－	－	－	－	検出されないこ
鉛	mg/L	－	0.005	－	－	－	0.01 以下
六価クロム	mg/L	－	－	－	－	－	0.05 以下
砒素	mg/L	－	－	－	－	－	0.01 以下
総水銀	mg/L	－	－	－	－	－	0.0005以下
アルキル水銀	mg/L	－	－	－	－	－	検出されないこと
PCB	mg/L	－	－	－	－	－	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	－	－	－	－	－	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	－	－	－	－	－	0.002 以下
クロロエチレン	mg/L	0.0002 未満	－	－	－	0.0002 未満	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	－	－	－	－	－	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.01 未満	－	－	－	0.01 未満	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	－	－	－	0.004 未満	0.04 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	－	－	－	0.002 未満	－
トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	－	－	－	0.002 未満	－
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.0005 未満	－	－	－	0.0005 未満	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	－	－	－	－	－	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	－	－	－	0.001 未満	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	0.0052	－	－	－	0.0005 未満	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	－	－	－	－	－	0.002 以下
チウラム	mg/L	－	－	－	－	－	0.006 以下
シマジン	mg/L	－	－	－	－	－	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	－	－	－	－	－	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	－	－	－	－	－	0.01 以下
セレン	mg/L	－	－	－	－	－	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	－	－	9.6	1	6.6	10 以下
硝酸性窒素	mg/L	－	－	9.6	1	6.6	－
亜硝酸性窒素	mg/L	－	－	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	－
ふっ素	mg/L	－	－	－	－	－	0.8 以下
ほう素	mg/L	－	－	－	－	－	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	－	－	－	－	－	0.05 以下

出典：「令和3年度　水質測定結果」（令和4年12月　長野県）

表 2.2-50(5)　地下水の水質測定結果

調査地点		坂城町 中之条	坂城町 南条	坂城町 南条	坂城町 中之条	坂城町 中之条	環境基準
メッシュ番号		5438-51-Da	5438-51-Dc	5438-51-Da	5438-51-Da	5438-51-Da	
井戸番号		03K-T-84	03K-T-85	03K-T-86	03K-T-87	03K-T-88	
調　査		継続監視調査					
カドミウム	mg/L	−	−	−	−	−	0.003 以下
全シアン	mg/L	−	−	−	−	−	検出されないこ
鉛	mg/L	−	−	−	−	−	0.01 以下
六価クロム	mg/L	−	−	−	−	−	0.05 以下
砒素	mg/L	−	−	−	−	−	0.01 以下
総水銀	mg/L	−	−	−	−	−	0.0005以下
アルキル水銀	mg/L	−	−	−	−	−	検出されないこと
PCB	mg/L	−	−	−	−	−	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	−	−	−	−	−	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	−	−	−	−	−	0.002 以下
クロロエチレン	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	−	−	−	−	−	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	−
トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	−
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L						0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	−	−	−	−	−	0.002 以下
チウラム	mg/L	−	−	−	−	−	0.006 以下
シマジン	mg/L	−	−	−	−	−	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	−	−	−	−	−	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	−	−	−	−	−	0.01 以下
セレン	mg/L	−	−	−	−	−	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	11	6.5	6.6	6.7	7.6	10 以下
硝酸性窒素	mg/L	11	6.5	6.6	6.7	7.6	−
亜硝酸性窒素	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	−
ふっ素	mg/L	−	−	−	−	−	0.8 以下
ほう素	mg/L	−	−	−	−	−	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	−	−	−	−	−	0.05 以下

出典：「令和3年度　水質測定結果」（令和4年12月　長野県）

表 2.2-50(6)　地下水の水質測定結果

調査地点		坂城町 中之条	坂城町 中之条	坂城町 坂城	坂城町 中之条	坂城町 坂城	環境基準
メッシュ番号		5438-51-Da	5438-51-Da	5438-51-Da	5438-51-Da	5438-51-Da	
井戸番号		03K-T-89	03K-T-90	03K-T-91	03K-T-92	03K-T-93	
調　査		継続監視調査					
カドミウム	mg/L	－	－	－	－	－	0.003　以下
全シアン	mg/L	－	－	－	－	－	検出されないこと
鉛	mg/L	－	－	－	－	－	0.01　以下
六価クロム	mg/L	－	－	－	－	－	0.05　以下
砒素	mg/L	－	－	－	－	－	0.01　以下
総水銀	mg/L	－	－	－	－	－	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L	－	－	－	－	－	検出されないこと
PCB	mg/L	－	－	－	－	－	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	－	－	－	－	－	0.02　以下
四塩化炭素	mg/L	－	－	－	－	－	0.002　以下
クロロエチレン	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002　以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	－	－	－	－	－	0.004　以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.01　未満	0.01　未満	0.01　未満	0.01　未満	0.01　未満	0.1　以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004　未満	0.004　未満	0.015	0.004　未満	0.004　未満	0.04　以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.002　未満	0.002　未満	0.013	0.002　未満	0.002　未満	－
トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.002　未満	0.002　未満	0.002　未満	0.002　未満	0.002　未満	－
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	1　以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L						0.006以下
トリクロロエチレン	mg/L	0.001　未満	0.001　未満	0.001	0.001　未満	0.001　未満	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	－	－	－	－	－	0.002以下
チウラム	mg/L	－	－	－	－	－	0.006以下
シマジン	mg/L	－	－	－	－	－	0.003以下
チオベンカルブ	mg/L	－	－	－	－	－	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	－	－	－	－	－	0.01 以下
セレン	mg/L	－	－	－	－	－	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	4.6	2.5	4.7	9.4	10	10　以下
硝酸性窒素	mg/L	4.6	2.5	4.7	9.4	10	－
亜硝酸性窒素	mg/L	0.02　未満	0.02　未満	0.02　未満	0.02　未満	0.02　未満	－
ふっ素	mg/L	－	－	－	－	－	0.8　以下
ほう素	mg/L	－	－	－	－	－	1　以下
1,4-ジオキサン	mg/L	－	－	－	－	－	0.05　以下

出典：「令和3年度　水質測定結果」（令和4年12月　長野県）

② 条例等の指定状況

対象事業実施区域及びその周囲には、「長野県水環境保全条例」（平成 4 年 3 月 19 日条例第 12 号）における水道水源地区及び「長野県豊かな水資源の保全に関する条例」（平成 25 年 3 月 25 日条例第 11 号）における水資源保全地域はない。

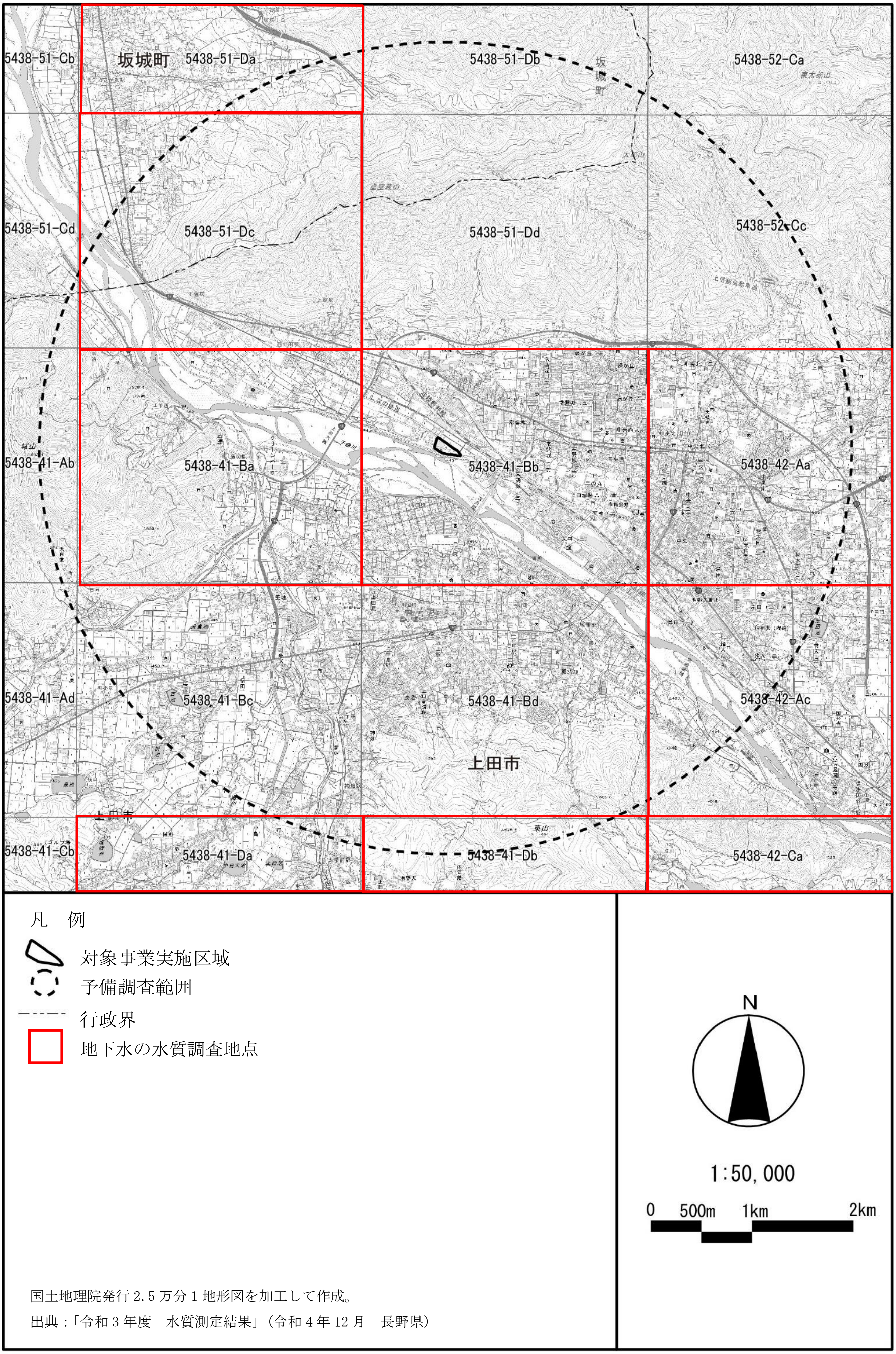

図 2.2-30　対象事業実施区域及びその周囲の地下水の水質調査地点

(3)ダイオキシン類

対象事業実施区域及びその周囲において令和3年度の河川及び河川底質土中のダイオキシン類の調査は実施されていない。

8. 土壌汚染

(1)ダイオキシン類

対象事業実施区域及びその周囲における令和元年度の土壌中のダイオキシン類の測定結果は表 2.2-51に、調査地点は図 2.2-31に示すとおりである。

北小学校における測定結果は1.9 pg-TEQ/g、第四中学校における測定結果は0.51 pg-TEQ/gであり、環境基準を満足している。

表 2.2-51　土壌測定結果(ダイオキシン類)

単位：pg-TEQ/g

調査地点	北小学校	第四中学校	環境基準
令和元年度	1.9	0.51	1,000

出典：「令和４年度　上田市環境レポート」(令和５年３月　上田市)

(2)農用地

上田市では、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づく農用地土壌汚染対策地域の指定を受けている農用地はない。

(3)市街地

対象事業実施区域及びその周囲では、上田市緑が丘の1箇所において「土壌汚染対策法」に基づく区域指定が行われている。指定状況は表 2.2-52に、指定場所は図 2.2-31に示すとおりである。なお、対象事業実施区域及びその周囲では形質変更時要届出区域の指定はされていない。

表 2.2-52　土壌汚染対策法区域指定（要措置区域）

整理番号	指定年月日	区域の所在地	区域の面積(m²)	基準を超過した特定有害物質	管轄地域振興局
整-22-1	平成23年1月13日	上田市緑が丘1-2354-4の一部	21,877.8	1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン テトラクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン トリクロロエチレン 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ベンゼン	上　田

出典：「土壌汚染対策法に基づく区域の指定等について」(長野県ホームページ　令和５年12月28日閲覧)

9. 地盤沈下

上田市及び周辺地域における地盤沈下の報告はない。

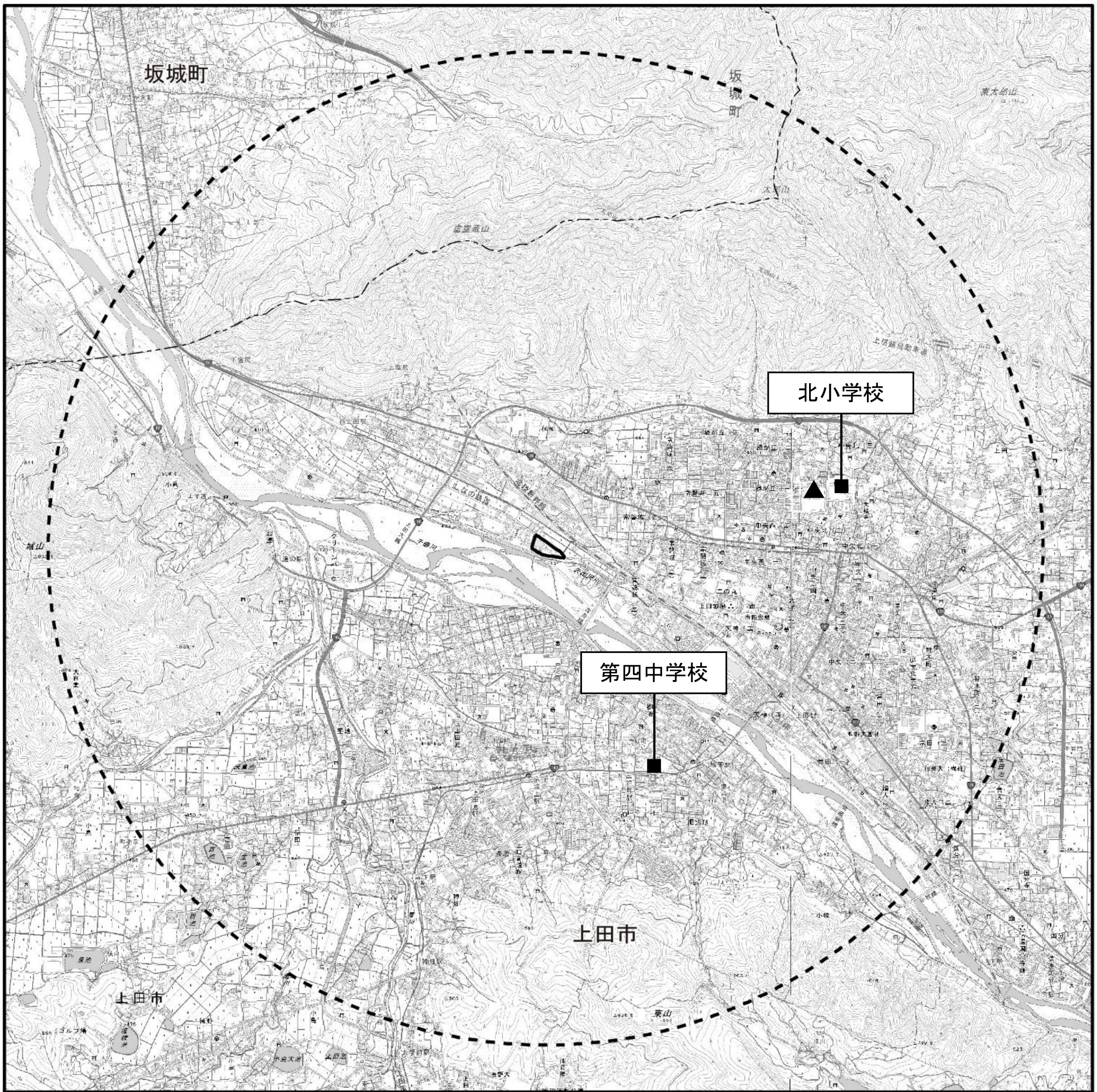

凡　例

対象事業実施区域

予備調査範囲

行政界

■　土壌中のダイオキシン類調査地点

▲　要措置区域

N

1:50,000

0　500m　1km　2km

国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図を加工して作成。
出典：「令和 4 年度　上田市環境レポート」（令和 5 年 3 月　上田市）
「土壌汚染対策法に基づく区域の指定等について」
（長野県ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）

図 2.2-31　対象事業実施区域及びその周囲の土壌中のダイオキシン類調査地点及び土壌汚染対策法区域指定

2.3 社会的状況

社会的状況については、対象事業実施区域から概ね4kmの範囲にある上田市、坂城町に加え、広域連合の構成市町村である東御市、青木村、長和町についても整理した。

2.3.1 人口及び産業の状況

1. 人口の状況

対象事業実施区域の位置する上田市及び周辺市町村における総人口、総世帯数の状況及び総人口の推移は、表 2.3-1及び表 2.3-2に示すとおりである。

令和2年10月1日現在における長野県の総人口は2,048,011人、総世帯数は832,097世帯、対象事業実施区域が位置する上田市の総人口は154,055人、総世帯数は64,296世帯である。また、平成22年～令和2年の総人口の推移をみると、県、各市町村とも減少傾向にある。

表 2.3-1 総人口及び総世帯数の状況(令和2年)

項目 市町村	総人口（人）	総世帯数（世帯）
上田市	154,055	64,296
坂城町	14,004	5,461
東御市	30,122	11,260
青木村	4,121	1,553
長和町	5,600	2,318
長野県	2,048,011	832,097

注）令和２年10月１日現在
出典：「令和２年国勢調査　都道府県・市区町村別の主な結果」（令和３年11月　総務省統計局）

表 2.3-2 総人口の推移

単位：人

市町村 年	上田市	坂城町	東御市	青木村	長和町	長野県
平成22年	159,597	15,730	30,696	4,609	6,780	2,152,449
平成27年	156,827	14,871	30,107	4,343	6,166	2,098,804
令和2年	154,055	14,004	30,122	4,121	5,600	2,048,011

出典：「令和２年国勢調査　都道府県・市区町村別の主な結果」（令和３年11月　総務省統計局）
「平成27年国勢調査　都道府県・市区町村別の主な結果」（平成28年10月　総務省統計局）

2. 産業の状況

対象事業実施区域の位置する上田市及び周辺市町村における産業分類別事業所数及び従業者数は、表 2.3-3に示すとおりである。

平成28年6月1日現在における長野県の事業所数は106,030事業所であり、従業員数は928,421人、対象事業実施区域が位置する上田市の事業所数は7,507事業所、従業員数は71,860人である。上田市についてみると、事業所数は卸売業、小売業が1,820事業所、従業員数は製造業が18,837人で最も多い。

表 2.3-3 産業分類別事業所数及び従業者数（平成28年）

市町村 / 産業分類	上田市		坂城町		東御市		青木村		長和町		長野県	
	事業所数	従業員数（人）	事業所数	従業員数（人）	事業所数	従業員数（人）	事業所数	従業員数（人）	事業所数	従業員数（人）	事業所数	従業員数（人）
第一次産業												
農林漁業	55	501	10	72	24	293	5	39	10	124	1,113	13,776
鉱業、採石業、砂利採取業	2	5	－	－	－	－	－	－	－	－	63	381
第二次産業												
建設業	720	3,893	78	290	198	893	26	73	62	245	11,854	67,071
製造業	886	18,837	230	5,549	199	4,850	46	461	53	471	10,890	208,904
第三次産業												
電気・ガス・熱供給・水道業	6	290	1	1	1	3	－	－	－	－	132	4,023
情報通信業	67	836	－	－	9	48	1	1	2	2	902	11,713
運輸業、郵便業	123	1,948	12	201	41	1,274	3	122	8	190	1,933	41,642
卸売業、小売業	1,820	13,974	114	707	283	2,121	31	121	57	227	24,779	178,906
金融業、保険業	122	1,607	7	134	14	91	2	13	6	12	1,544	20,157
不動産業、物品賃貸業	521	1,383	15	37	57	117	3	4	6	58	7,047	19,479
学術研究、専門・技術サービス業	309	1,773	25	58	39	212	4	13	7	12	4,124	20,900
宿泊業、飲食サービス業	1,015	7,221	45	162	131	623	19	58	91	290	15,521	96,948
生活関連サービス業、娯楽業	634	2,706	41	200	99	450	15	40	21	69	8,641	38,176
教育、学習支援業	187	1,603	15	53	28	118	5	11	8	9	2,867	18,302
医療、福祉	523	9,843	30	314	67	1,089	11	14	15	146	7,187	118,377
複合サービス事業	59	1,016	5	45	11	96	2	24	5	40	914	13,591
その他サービス業	458	4,424	30	119	71	500	7	11	16	36	6,519	56,075
合　計	7,507	71,860	658	7,942	1,272	12,778	180	1,132	367	1,931	106,030	928,421

注）平成 28 年 6 月 1 日現在
出典「令和 2 年（2020 年）長野県統計書」（令和 5 年 1 月　長野県）

(1)農業

対象事業実施区域の位置する上田市及び周辺市町村における農業産出額は表 2.3-4に、農業経営体数は表 2.3-5に示すとおりである。

長野県の令和2年における農業産出額は約2,697億円、販売のあった農業経営体数は39,356であり、対象事業実施区域が位置する上田市の令和2年における農業産出額は約87億4千万円、販売のあった農業経営体数は1,588である。上田市についてみると、農業産出額は果樹が最高であり、経営体数は稲作が最多である。

表 2.3-4 農業産出額（推計）（令和2年）

単位：1,000万円

分類			上田市	坂城町	東御市	青木村	長和町	長野県
農業産出額	耕種	米	205	14	97	11	30	4,130
		麦類	3	0	1	0	0	30
		雑穀	2	0	0	2	2	90
		豆類	4	0	2	0	0	50
		いも類	6	1	26	1	0	200
		野菜	228	6	126	5	32	8,910
		果樹	237	135	284	4	0	8,940
		花き	x	6	18	8	14	1,320
		工芸農作物	0	0	1	0	0	10
		その他作物	x	3	6	0	1	320
		小計	794	165	560	31	78	24,020
	畜産	肉用牛	25	―	35	1	1	600
		乳用牛	6	4	20	4	16	1,140
		生乳	6	x	18	x	x	990
		豚	42	―	x	―	―	460
		鶏	6	―	0	0	42	420
		鶏卵	6	―	0	0	0	150
		ブロイラー	―	―	―	―	42	250
		その他の畜産物	1	―	x	―	―	80
		小計	80	4	80	5	59	2,690
	加工農産物		―	―	―	―	―	260
	合計		874	169	640	35	137	26,970

注)「X」については、個人または法人その他の団体に関する秘密を保護するため統計数値を公表しないもの。
出典：「令和 3～4 年関東農林水産統計年報」（関東農政局ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）

表 2.3-5　農業経営体数（令和2年）

単位：経営体

分類			上田市	坂城町	東御市	青木村	長和町	長野県
販売のあった経営体数	単一経営体	稲作	617	17	407	43	68	13,016
		麦 類 作	5	−	−	−	−	77
		雑穀・いも類・豆類	20	1	6	−	3	530
		工芸農作物	3	1	−	1	1	48
		露地野菜	117	7	58	11	8	3,961
		施設野菜	21	−	7	−	3	542
		果 樹 類	331	181	250	6	1	11,573
		花き・花木	62	7	14	9	6	1,017
		その他の作物	18	−	10	5	8	647
		酪農	3	1	3	1	1	207
		肉 用 牛	7	−	4	2	−	188
		養豚	3	−	2	−	−	34
		養鶏	1	−	−	−	4	40
		養蚕	1	−	−	−	−	5
		その他の畜産	1	−	−	−	−	38
		小計	1,210	215	761	78	103	31,923
	複合経営経営体		358	19	207	20	24	7,433
	合計		1,588	234	968	98	127	39,356

出典：「統計ステーション長野　2020 年農林業センサス農林業経営体調査結果（確定値）統計表」
（長野県ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）

(2)林業

対象事業実施区域が位置する上田市及び周辺市町村における林野面積及び林野率は、表2.3-6に示すとおりである。

令和5年9月1日現在における長野県の林野面積は1,056,403.88ha、国有林は368,536.47ha、民有林は687,867.41haであり、対象事業実施区域が位置する上田市の林野面積は39,693.73ha、国有林は12,167.52ha、民有林は27,526.21haである。長野県の林野率は77.9%、上田市の林野率は71.9%である。

表 2.3-6　林野面積及び林野率（令和4年）

分類			上田市	坂城町	東御市	青木村	長和町	長野県
総土地面積（ha）　①			55,204	5,364	11,237	5,710	18,386	1,356,160
国有林	林野庁所轄	国有林野法	12,055.68	−	3,754.44	926.53	8,237.73	364,114.22
		官公造林	110.84	−	−	57.79	−	4,169.25
		小計	12,166.52	0.00	3,754.44	984.32	8,237.73	368,283.47
	その他		1	−	−	−	−	253
	小計		12,167.52	0.00	3,754.44	984.32	8,237.73	368,536.47
民有林	公有林		9,411.68	449.40	78.14	797.70	2,977.32	178,162.97
	私有林		18,114.61	3,152.22	1,826.98	2,898.82	4,622.11	509,704.44
	小計		27,526.21	3,601.62	1,905.12	3,696.52	7,599.43	687,867.41
合計			39,693.73	3,601.62	5,659.56	4,680.84	15,837.16	1,056,403.88
林野率（%）　②／①			71.9	67.1	50.4	82.0	86.1	77.9

注 1）令和 5 年 9 月 1 日現在。
注 2）その他の国有林（特殊法人含）面積については、2020 年世界農林業センサスによる。ただし、国立大学等の独立法人化に伴う森林については民有林に編入。
注 3）四捨五入のため、加算値と計は必ずしも一致しない。
注 4）地域総面積は、「ながの県勢要覧令和 4 年度版」による。ただし、集計は各市町村の地域総面積の集計としている。
出典：「長野県 民有林の現況(令和 5 年)」(長野県ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧)

(3)水産業

長野県内における内水面漁業魚種別漁獲量は、表 2.3-7に示すとおりである。

令和2年における長野県の内水面漁業漁獲量は、50tである。

表 2.3-7　内水面漁業魚種別漁獲量（令和2年）

単位： t

分類＼市町村		長野県	信濃川	天竜川	木曽川	矢作川	諏訪湖
魚類	さけ類	－	－	－	－	－	－
	からふとます	－	－	－	－	－	－
	さくらます	－	－	－	－	－	－
	その他のさけ・ます類	41	－	40	－	0	－
	わかさぎ	6	－	－	－	－	6
	あゆ	0	－	0	－	－	－
	こい	1	－	0	－	－	1
	ふな	0	－	－	－	－	－
	うぐい・おいかわ	1	1	0	－	－	－
	うなぎ	0	－	－	－	－	－
	はぜ類	－	－	－	－	－	－
	その他	0	－	－	－	－	－
	小計	49	1	41	－	0	7
貝類		－	－	－	－	－	－
えび類		－	－	－	－	－	－
その他の水産動植物類		－	－	－	－	－	－
総数		50	1	41	－	0	7

注 1） 主要河川・湖沼のみの漁獲量となっている。
注 2） 数値は四捨五入をしているため、各分類の合計と小計及び総数は一致しない場合がある。
出典 :「令和 2 年（2020 年）長野県統計書」（令和 5 年 1 月　長野県）

(4)商業

対象事業実施区域が位置する上田市及び周辺市町村における商業の状況は、表 2.3-8に示すとおりである。

平成28年における長野県の卸売業及び小売業の合計事業所数は20,725事業所であり、従業者数は146,166人、年間商品販売額は約5兆4,771億円、対象事業実施区域の位置する上田市の事業所数は1,534事業所、従業者数は11,899人、年間商品販売額は約4,448億円である。

表 2.3-8　商業の状況（平成28年）

分類＼市町村		上田市	坂城町	東御市	青木村	長和町	長野県
事業所	卸売業（事業所）	394	22	61	24	6	4,790
	小売業（事業所）	1,140	69	175	－	47	15,935
	合計（事業所）	1,534	91	236	24	53	20,725
従業者数（人）		11,899	512	1,773	73	197	146,166
年間商品販売額（百万円）		444,819	14,576	56,530	1,484	3,283	5,477,086

出典 :「令和 2 年（2020 年）長野県統計書」（令和 5 年 1 月　長野県）

(5)工業

対象事業実施区域が位置する上田市及び周辺市町村における工業の状況は、表 2.3-9に示すとおりである。

令和2年6月1日現在における長野県の事業所数は4,767事業所、従業者数は202,222人、製造品出荷額等（平成31年1月～令和元年12月実績）は約6,158億円であり、対象事業実施区域の位置する上田市の事業所数は387事業所、従業者数は18,604人、製造品出荷額等（平成31年1月～令和元年12月実績）は約525億円である。

表 2.3-9工業の状況（令和2年）

分類＼市町村	上田市	坂城町	東御市	青木村	長和町	長野県
事業所数（事業所）	387	118	91	20	23	4,767
従業者数（人）	18,604	6,009	3,442	419	385	202,222
製造品出荷額等（百万円）	52,549	22,186	11,693	979	472	615,785

注 1）従業者 4 人以上の事業所に関して集計
注 2）事業所数、従業員数は令和 2 年 6 月 1 日現在、製造品出荷額等は平成 31 年 1 月～令和元年 12 月の実績となっている。
出典：「令和 2(2020)年工業統計表　地域別統計表」（令和 3 年 8 月　経済産業省）

2.3.2 交通の状況

1. 道路交通

対象事業実施区域及びその周囲における主要な道路の状況は表 2.3-10及び図 2.3-1に示すとおりであり、一般国道18号や上田丸子線等があげられる。令和3年度の昼間12時間交通量調査結果は、一般国道18号（区間番号：10060）で14,186台、上田丸子線（区間番号：42190）で13,057台となっている。

表 2.3-10 交通量調査結果（平日）

路線名	交通量調査区間番号	観測地点	昼間12時間自動車類 交通量上下合計（台）			24時間自動車類 交通量上下合計（台）			昼間12時間大型車混入率
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計	
上信越自動車道	00260	上田菅平～坂城	13,827	4,765	18,592	16,546	9,429	25,975	25.6
	00270	坂城～更埴 JCT	15,236	5,074	20,310	18,221	9,561	27,782	25.0
一般国道 18 号	10060	上田市国分 1298-1	12,992	1,194	14,186	16,968	1,714	18,682	8.4
	10070	上田市常磐城 4-4-23	12,668	2,316	14,984	15,421	3,358	18,779	15.5
	10250	上田市上田 1360-1	13,731	1,863	15,594	16,904	2,891	19,795	11.9
	10260	上田市上塩尻 171-1	7,076	765	7,841	8,874	945	9,819	9.8
	10270	上田市小泉 2575-2	10,568	918	11,486	13,081	1,047	14,128	8.0
一般国道 141 号	14120	上田市踏入 2-9-18	9,383	459	9,842	11,877	1,114	12,991	4.7
	14130	上田市中央 2-5 （中央 2 丁目交差点）	6,438	367	6,805	8,082	765	8,847	5.4
	14140	上田市中央 3-8-7	7,431	279	7,710	9,295	728	10,023	3.6
一般国道 143 号	16130	上田市小泉 191-2	9,029	697	9,726	11,202	813	12,015	7.2
	16160	上田市下之条 464	15,717	1,563	17,280	20,271	3,057	23,328	9.0
	16170	上田市下之条 1037-1	16,649	1,730	18,379	20,979	2,094	23,073	9.4
一般国道 144 号	17070	上田市住吉 70-12	14,759	637	15,396	18,169	868	19,037	4.1
	17080	上田市住吉 108-1	9,284	369	9,653	11,306	508	11,814	3.8
上田丸子線	16140	上田市上田原 857-1	10,586	375	10,961	13,354	1,115	14,469	3.4
	42190	上田市中之条 583-1	12,755	302	13,057	16,090	1,276	17,366	2.3
	42195	上田市中之条 390-2	9,431	285	9,716	11,850	878	12,728	2.9
	42240	上田市小島池下 239 （下小島交差点）	13,062	1,036	14,098	16,714	2,177	18,891	7.3
	42250	上田市小島池下 239 （下小島交差点）	11,538	1,068	12,606	14,758	2,008	16,766	8.5
長野上田線	42675	埴科郡坂城町大字上五明 640-1	8,182	268	8,450	10,223	762	10,985	3.2
	42680	上田市下之条 1015	4,232	86	4,318	5,144	297	5,441	2.0
	42700	－	*8,951*	*491*	*9,442*	*11,293*	*1,076*	*12,369*	*5.2*
	42710	上田市諏訪形 1098	12,207	313	12,520	15,323	1,078	16,401	2.5
小諸上田線	42825	上田市芳田 1578-1 （豊里郵便局前交差点）	7,817	137	7,954	9,738	602	10,340	1.7
	42830	上田市古里 1622-2	7,771	103	7,874	9,228	117	9,345	1.3
坂城インター線	43150	埴科郡坂城町大字中之条 753 （坂城インター入口交差点）	3,834	593	4,427	4,734	800	5,534	13.4
西上田停車場線	60600	－	*353*	*8*	*361*	*394*	*14*	*408*	*2.2*
上田停車場線	60610	－	*2,365*	*474*	*2,839*	*2,900*	*592*	*3,492*	*16.7*
鹿教湯別所上田線	60810	上田市小島池下 239 （下小島交差点）	7,088	302	7,390	8,875	732	9,607	4.1
住吉上田線	60860	上田市住吉長島 651	2,095	63	2,158	2,462	149	2,611	2.9
上田塩川線	60970	上田市生田 2646-4 （生田茂沢交差点）	4,146	67	4,213	4,841	172	5,013	1.6
真田新田線	62110	上田市下室賀 707-1	1,825	49	1,874	2,178	127	2,305	2.6

注）*斜体*で示した交通量及び大型車混入率は推定値を示している。
出典：「令和 3 年度　全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査　集計表」（国土交通省ウェブサイト　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）

2. 鉄道

対象事業実施区域及びその周囲の鉄道の状況は図 2.3-2に示すとおりである。対象事業実施区域の約100m北側にはしなの鉄道線が、約150m北側には北陸新幹線が走っている。

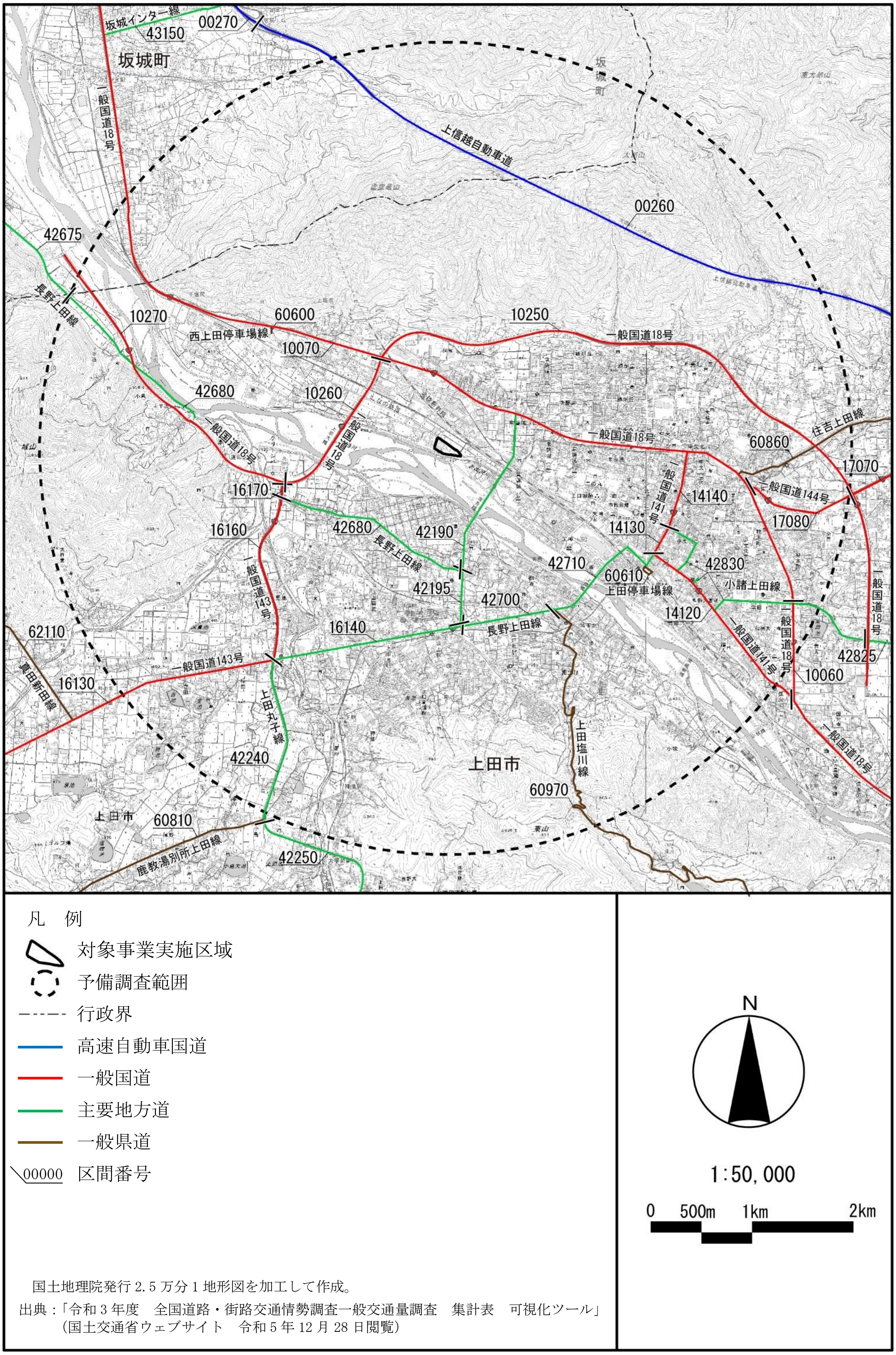

図 2.3-1　対象事業実施区域及びその周囲の主要な道路の状況

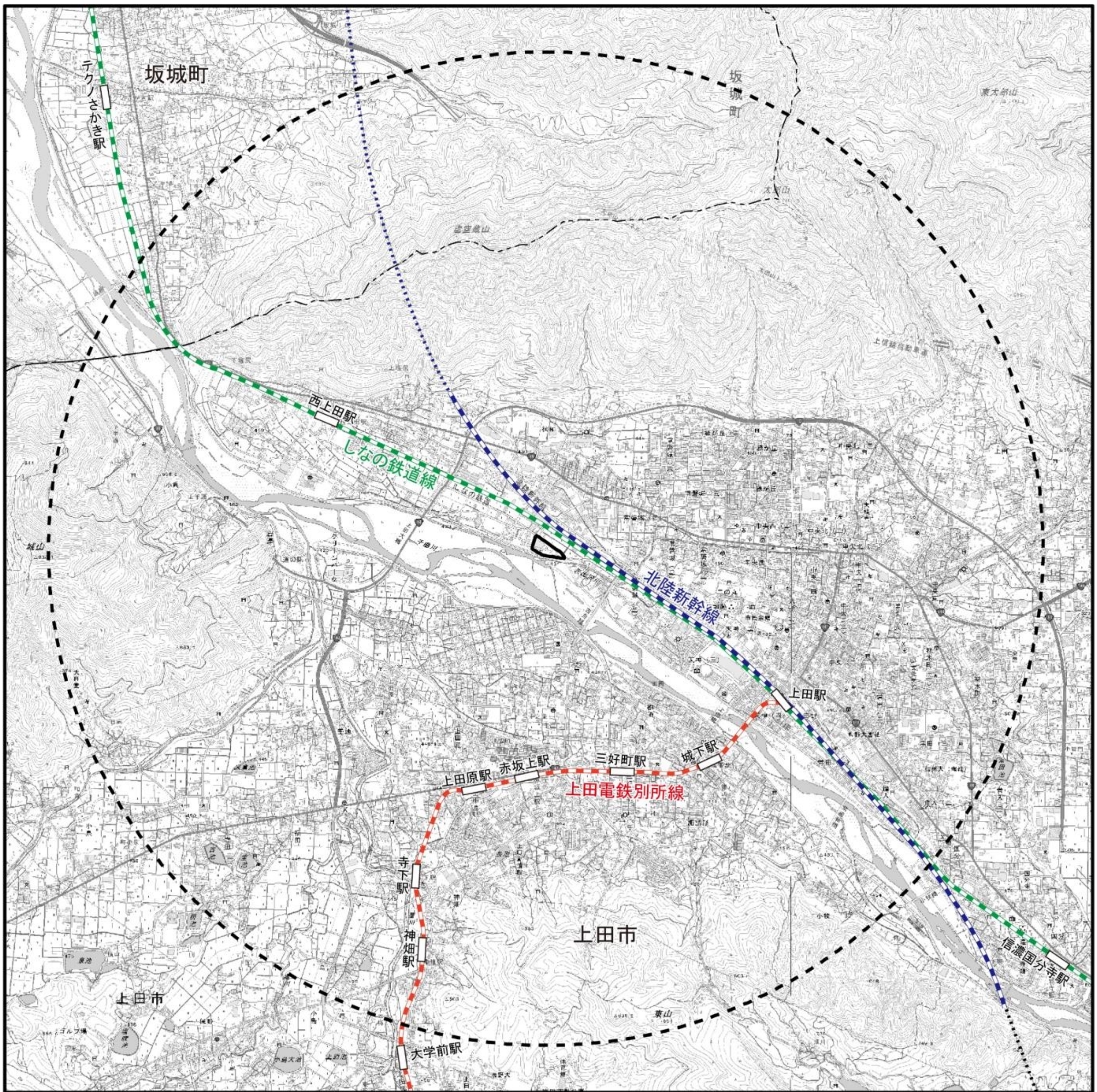

凡　例

対象事業実施区域

予備調査範囲

行政界

鉄道網

鉄道網（トンネル内）

国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図を加工して作成。

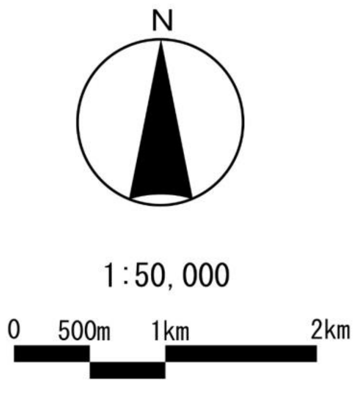

図 2.3-2　対象事業実施区域及びその周囲の鉄道の状況

2.3.3　土地利用の状況

1. 土地利用の状況

対象事業実施区域の位置する上田市及び周辺市町村における令和3年の土地利用の状況は表 2.3-11に、平成28年度の土地利用現況図は図 2.3-3に示すとおりである。

長野県では、山林の割合が45.9%と最も多く、対象事業実施区域の位置する上田市においても、山林の割合が51.7%と最も多い。

また、対象事業実施区域は建物用地であり、南側は河川、北側は田、鉄道、建物用地等である。

表 2.3-11　地目別土地利用の現状（令和3年）

地目＼市町村		上田市	坂城町	東御市	青木村	長和町	長野県
田	(千 m^2)	31,772	2,401	12,660	2,829	5,576	629,526
	(%)	(5.7)	(7.3)	(11.3)	(4.9)	(3.0)	(4.6)
畑	(千 m^2)	36,075	5,515	16,826	3,299	4,206	657,465
	(%)	(6.5)	(16.8)	(15.0)	(5.8)	(2.3)	(4.8)
宅地	(千 m^2)	35,193	4,035	9,189	1,683	2,334	533,275
	(%)	(6.4)	(12.3)	(8.2)	(2.9)	(1.3)	(3.9)
鉱泉地	(千 m^2)	0	0	0	0	0	12
	(%)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
池沼	(千 m^2)	244	4	64	1	25	32,807
	(%)	(0.0)	(0.0)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.2)
山林	(千 m^2)	285,909	10,590	63,013	21,022	99,243	6,230,799
	(%)	(51.7)	(32.3)	(56.0)	(36.8)	(53.9)	(45.9)
牧場	(千 m^2)	8,421	―	―	―	1,463	17,199
	(%)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
原野	(千 m^2)	41,613	10,158	1,534	3,748	3,083	854,600
	(%)	(7.5)	(31.0)	(1.4)	(6.6)	(1.7)	(6.3)
その他	(千 m^2)	112,814	20,938	9,082	24,518	67,929	4,605,916
	(%)	(20.4)	(0.0)	(8.1)	(42.9)	(36.9)	(33.9)
総面積	(km^2)	552.04	53.64	112.37	57.1	183.86	13,561.56
	(%)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)

注1）総面積は「全国都道府県市区町村面積調」（令和3年1月1日現在　国土地理院）による。
　　ただし、長野県には境界未定地があるため、参考値となっている。
注2）地目区分及び面積は「令和3年度固定資産概要調書」（令和3年1月1日現在　長野県市町村課）による。
注3）その他には、保安林、道路、雑種地等が含まれている。
注4）小数点第2位を四捨五入しているため、各地目の合計は100%とならない場合がある。
出典：「令和2年（2022年）長野県統計書」（令和5年1月　長野県）

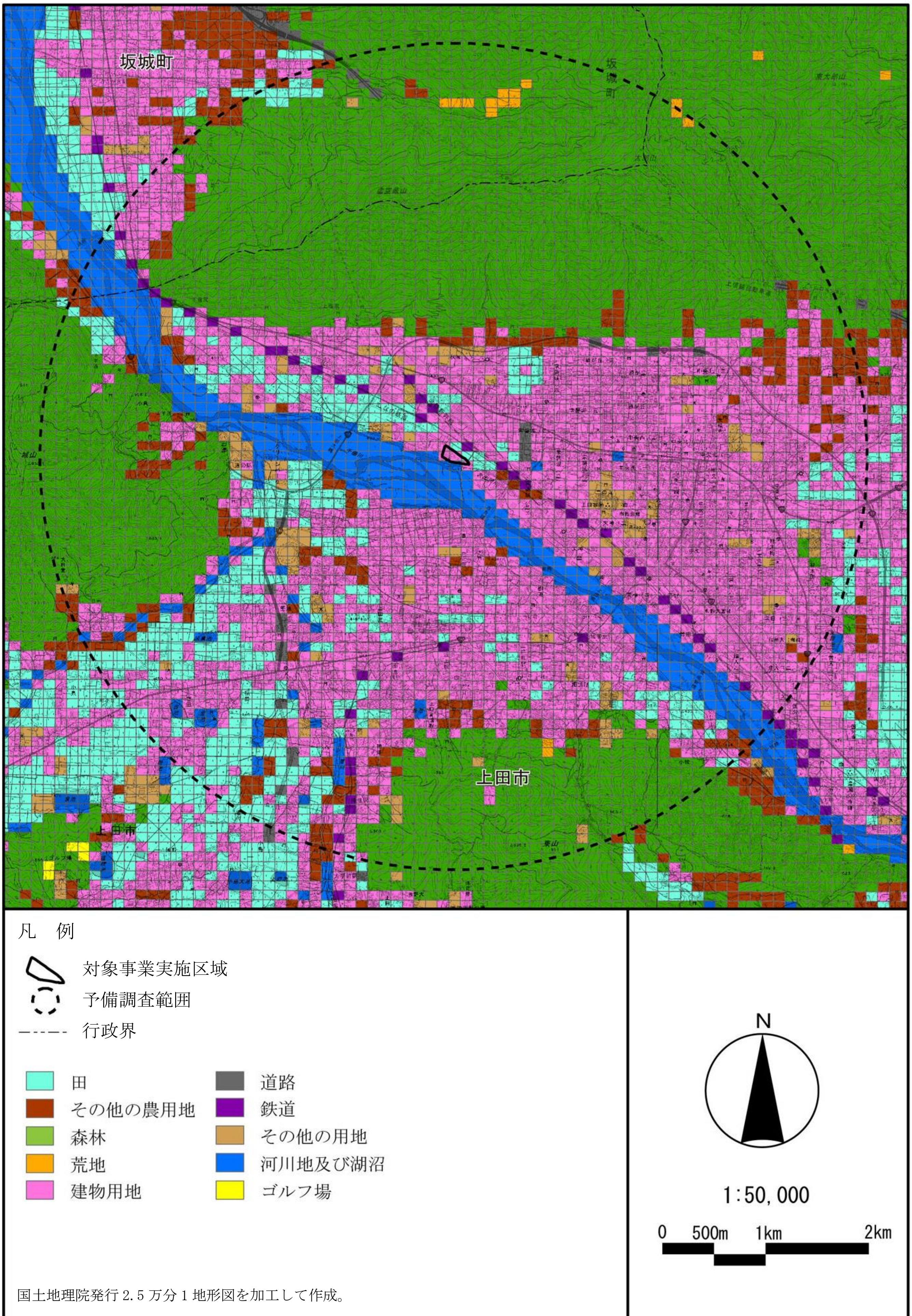

国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図を加工して作成。

出典：「国土数値情報(土地利用細分メッシュデータ)」
（国土交通省国土政策局ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）

図 2.3-3　対象事業実施区域及びその周囲の土地利用現況図（平成28年度）

2. 土地利用規制の状況

(1)土地利用基本計画に基づく地域の指定状況

「国土利用計画法」(昭和49年6月25日法律第92号　最終改正：令和4年6月17日）に基づき定められた、土地利用基本計画の各地域は次のとおりである。

① 都市地域

対象事業実施区域及びその周囲における都市地域は、図 2.3-4 に示すとおりである。

対象事業実施区域は、都市地域に指定されている。

② 農業地域

対象事業実施区域及びその周囲における農業地域及び農用地区域は、図 2.3-5 に示すとおりである。

対象事業実施区域の周囲に農業地域が存在しているものの、対象事業実施区域に農業地域は存在しない。

③ 森林地域

対象事業実施区域及びその周囲における森林地域は、図 2.3-6 に示すとおりである。

対象事業実施区域の周囲に森林地域が存在しているものの、対象事業実施区域に森林地域は存在しない。

④ 自然公園地域

対象事業実施区域及びその周囲に自然公園地域は存在しない。

⑤ 自然保全地域

対象事業実施区域及びその周囲に自然保全地域は存在しない。

(2)農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域

対象事業実施区域及びその周囲における「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和44年7月1日法律第58号　最終改正：令和4年6月17日）に基づき定められた農業振興地域整備計画に係る農用地区域は図 2.3-5に示すとおりである。対象事業実施区域の周囲に農用地区域が存在しているものの、対象事業実施区域に農用地区域は存在しない。

(3)都市計画用途地域

対象事業実施区域及びその周囲における、「都市計画法」(昭和43年6月15日法律第100号　最終改正：令和4年6月17日）に基づく用途地域は図 2.3-7に示すとおりである。対象事業実施区域は工業専用地域に指定されている。

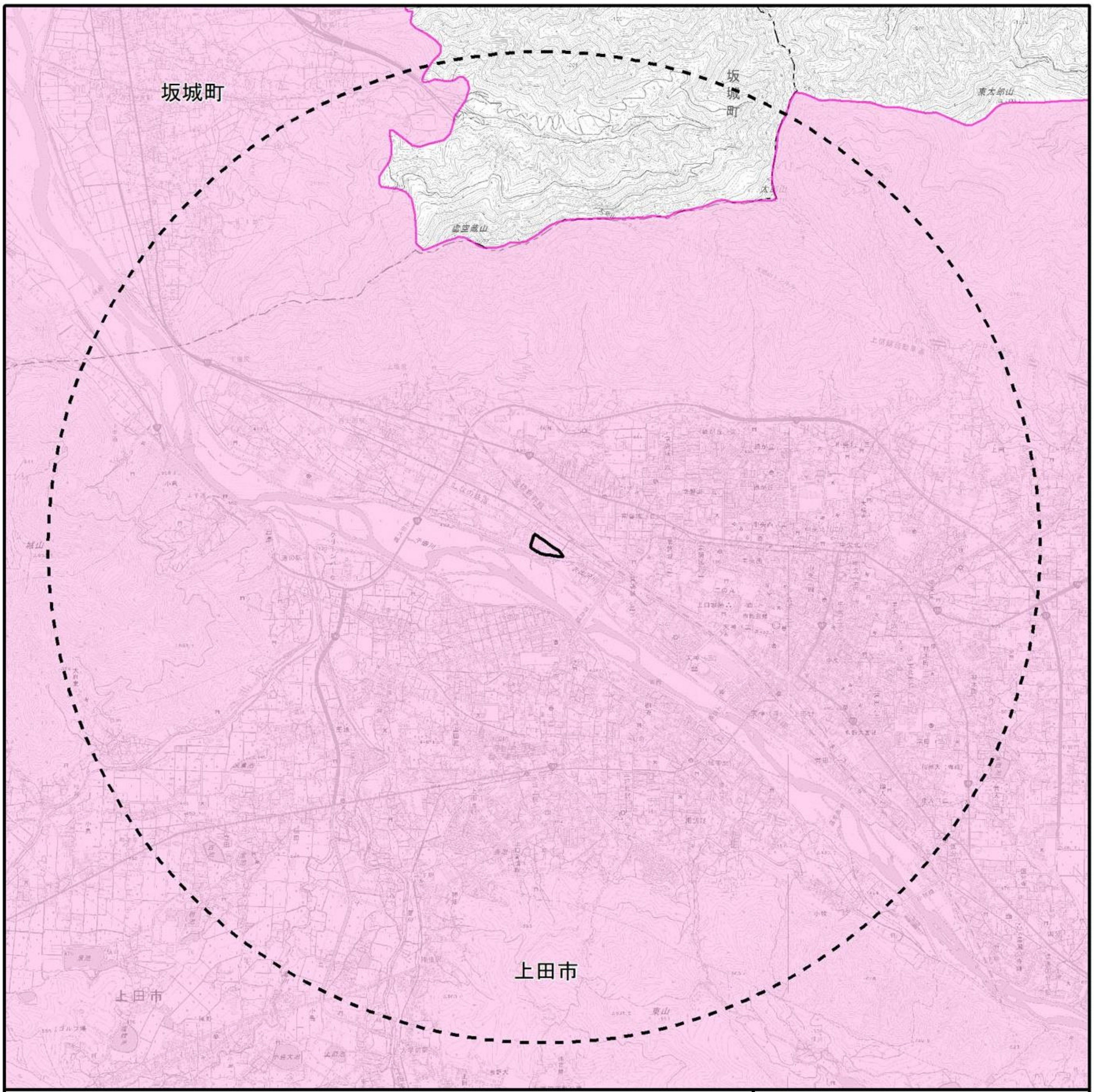

凡　例

対象事業実施区域

予備調査範囲

行政界

都市地域

N

1:50,000

0　500m　1km　2km

国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図を加工して作成。

出典：「信州くらしのマップ(長野県土地利用基本計画（計画図））」
（長野県統合型地理情報システムホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）

図 2.3-4　対象事業実施区域及びその周囲の都市地域図

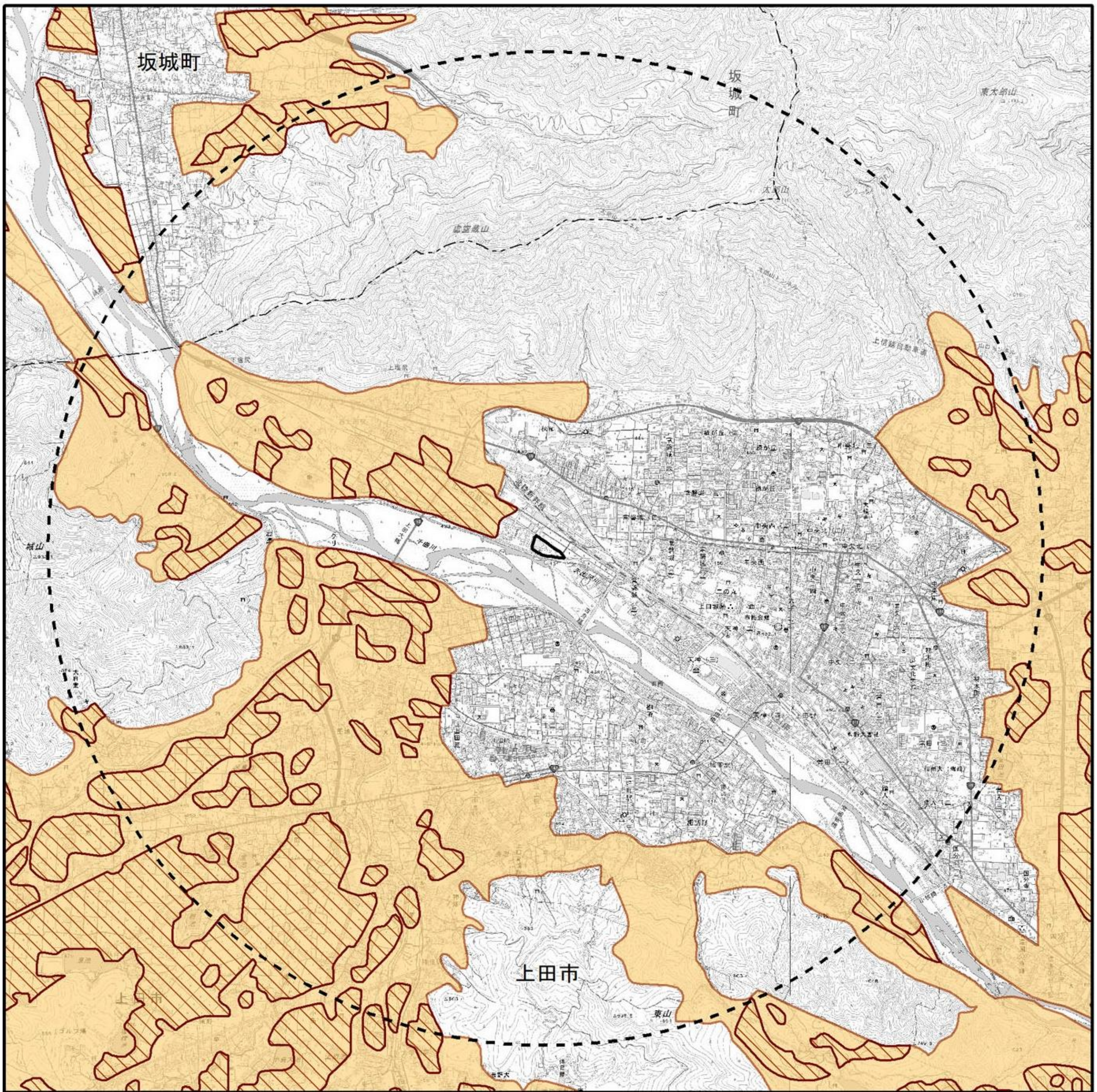

凡　例

対象事業実施区域

予備調査範囲

行政界

農用地区域

農業地域

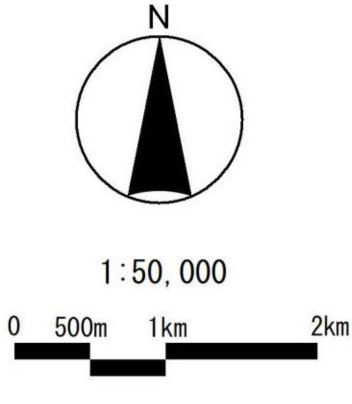

国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図を加工して作成。

出典：「信州くらしのマップ(長野県土地利用基本計画（計画図））」
（長野県統合型地理情報システムホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）

図 2.3-5　対象事業実施区域及びその周囲の農業地域及び農用地区域図

凡　例

対象事業実施区域

予備調査範囲

行政界

森林地域

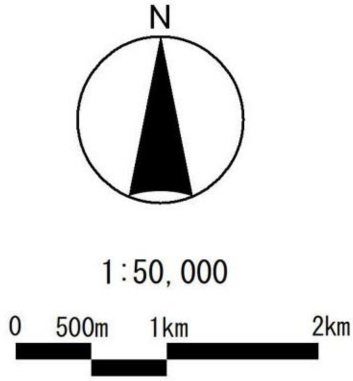

国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図を加工して作成。

出典：「信州くらしのマップ(自然・環境)」
（長野県統合型地理情報システムホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）
「信州くらしのマップ（長野県土地利用基本計画（計画図））」
（長野県統合型地理情報システムホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）

図 2.3-6　対象事業実施区域及びその周囲の森林地域図

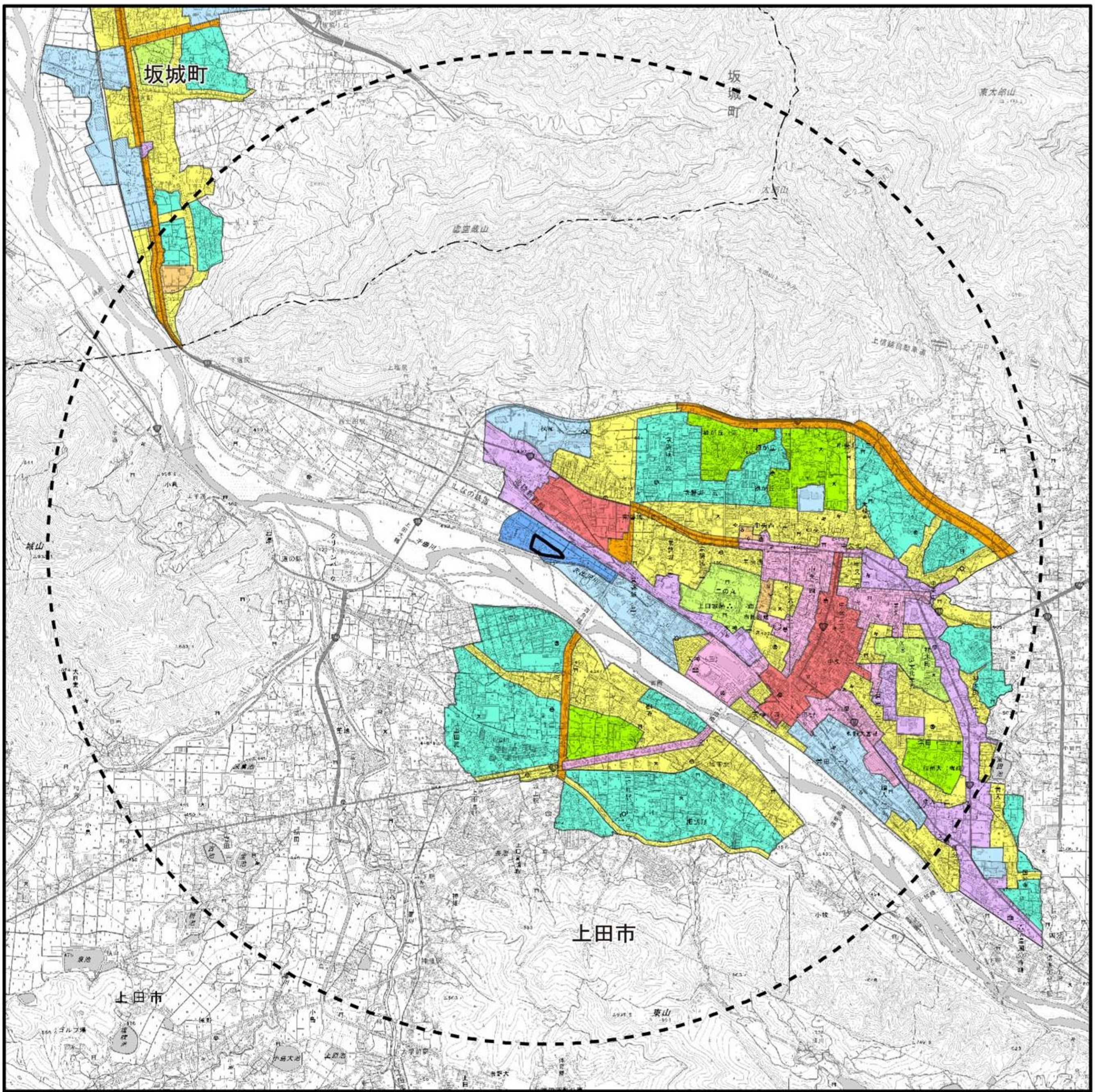

凡　例

対象事業実施区域
予備調査範囲
行政界

第一種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域
第二種住居地域
準住居地域
近隣商業地域
商業地域
準工業地域
工業地域
工業専用地域

N

1:50,000

0　500m　1km　2km

出典：「都市計画図」（上田市ホームページ　令和５年12月28日閲覧）
「信州くらしのマップ（法令・規制）」
（長野県統合型地理情報システムホームページ　令和５年12月28日閲覧）

図 2.3-7　対象事業実施区域及びその周囲の用途地域

2.3.4　環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況

1. 学校及び図書館

対象事業実施区域及びその周囲の学校・図書館は表 2.3-12に、配置の状況は、図 2.3-8に示すとおりである。

対象事業実施区域に最も近い学校・図書館は、南約700mの「上田千曲高等学校」である。

表 2.3-12　対象事業実施区域及びその周囲の環境上配慮すべき施設（学校・図書館）

区分	市町	№.	施設名	住　所
幼稚園	上田市	1	梅花幼稚園	大手2－2－8
		2	たちばな幼稚園	中央6－3－3
		3	聖マリア幼稚園	常田2－2－1
		4	上田幼稚園	中央西2－8－3
		5	上田南幼稚園	上田原1183
		6	上田女子短期大学附属幼稚園	下之郷乙602
		7	日向幼稚園	小泉1335
小学校	上田市	8	清明小学校	大手2－4－41
		9	東小学校	材木町1－10－13
		10	西小学校	常磐城5－1－53
		11	北小学校	中央北3－1－52
		12	城下小学校	諏訪形928－2
		13	塩尻小学校	上塩尻219
		14	川辺小学校	上田原367
		15	神川小学校	国分1386
		16	川西小学校	仁古田508
		17	南小学校	中之条485
	坂城町	18	南条小学校	大字南条2036
中学校	上田市	19	第一中学校	国分200
		20	第二中学校	大手1－1－45
		21	第三中学校	中央北3－3－62
		22	第四中学校	諏訪形1200
		23	第四中学校原峠分室	御所38
		24	第六中学校	小泉21－1
高等学校	上田市	25	上田西高等学校	下塩尻868－38
		26	上田千曲高等学校	中之条626
		27	上田高等学校	大手1－4－32
		28	上田染谷丘高等学校	上田西丘1710
		29	上田東高等学校	常田3－5－68
大学	上田市	30	信州大学　繊維学部	常田3－15－1
		31	上田女子短期大学	下之郷620
		32	長野大学	下之郷658－1
図書館	上田市	33	上田情報ライブラリー	天神1－8－1
		34	上田市立上田図書館	材木町1－2－47

出典：「信州くらしのマップ（まちづくり）」（長野県統合型地理情報システムホームページ　令和5年12月28日閲覧）
「健康・福祉・子育て」（上田市ホームページ　令和5年12月28日閲覧）
「学校教育課」（上田市ホームページ　令和5年12月28日閲覧）
「図書館」（上田市ホームページ　令和5年12月28日閲覧）
「福祉・健康」（坂城町ホームページ　令和5年12月28日閲覧）
「教育」（坂城町ホームページ　令和5年12月28日閲覧）

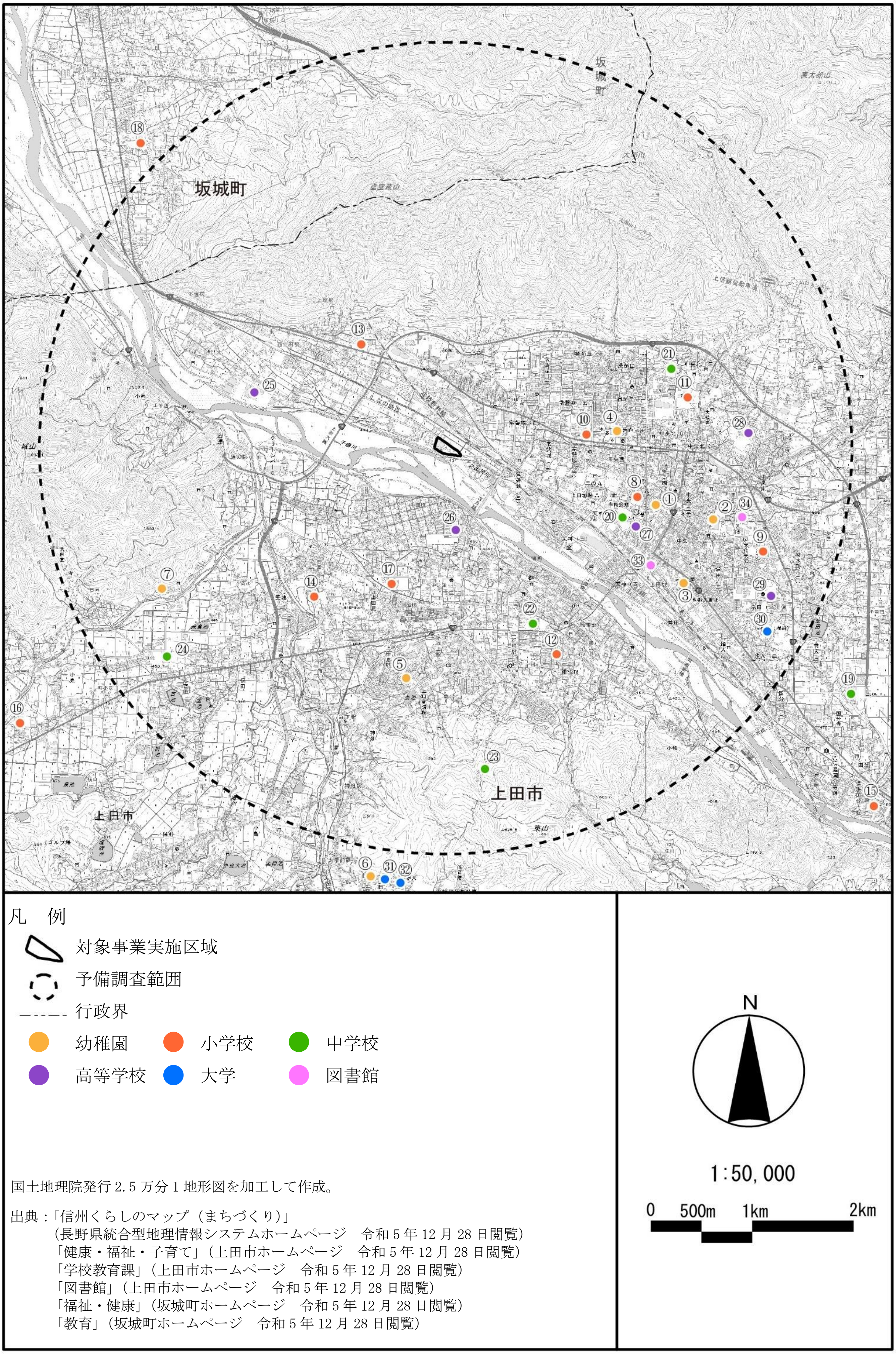

国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図を加工して作成。

出典：「信州くらしのマップ（まちづくり）」
（長野県統合型地理情報システムホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）
「健康・福祉・子育て」（上田市ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）
「学校教育課」（上田市ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）
「図書館」（上田市ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）
「福祉・健康」（坂城町ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）
「教育」（坂城町ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）

図 2.3-8　対象事業実施区域及びその周囲の環境保全への配慮を要する施設（学校、図書館）

2. 保育施設、福祉施設、病院

対象事業実施区域及びその周囲の保育施設、福祉施設、病院は表 2.3-13(1)、(2)に、配置の状況は、図 2.3-9に示すとおりである。

対象事業実施区域に最も近い保育施設、福祉施設、病院は東約300mの「すわべ敬老園」であり、その次に近い施設は東約750mの「認定こども園　かんぎおん」である。

表 2.3-13(1)　対象事業実施区域及びその周囲の環境上配慮すべき施設（保育・福祉・病院）

<table>
<tr><th>区分</th><th>市町</th><th>No.</th><th>施設名</th><th>住　所</th></tr>
<tr><td rowspan="20">保育施設</td><td rowspan="19">上田市</td><td>1</td><td>東部保育園</td><td>常田3－4－34</td></tr>
<tr><td>2</td><td>南部保育園</td><td>常田1－5－1</td></tr>
<tr><td>3</td><td>北保育園</td><td>常磐城5－7－25</td></tr>
<tr><td>4</td><td>塩尻保育園</td><td>上塩尻195－1</td></tr>
<tr><td>5</td><td>国分保育園</td><td>国分745</td></tr>
<tr><td>6</td><td>城下保育園</td><td>諏訪形934</td></tr>
<tr><td>7</td><td>川辺保育園</td><td>上田原518</td></tr>
<tr><td>8</td><td>下之条保育園</td><td>下之条801</td></tr>
<tr><td>9</td><td>泉田保育園</td><td>小泉1－8</td></tr>
<tr><td>10</td><td>塩田北保育園</td><td>小島122</td></tr>
<tr><td>11</td><td>甘露保育園</td><td>中央5－9－29</td></tr>
<tr><td>12</td><td>聖ミカエル保育園</td><td>中央3－16－1</td></tr>
<tr><td>13</td><td>常田保育園</td><td>常田2－30－17</td></tr>
<tr><td>14</td><td>認定こども園　キッズ・うえだみなみ</td><td>常田1－4－12</td></tr>
<tr><td>15</td><td>認定こども園　三好町保育園／乳児園</td><td>諏訪形1169－1</td></tr>
<tr><td>16</td><td>認定こども園　芙蓉保育園</td><td>中央北2－7－51</td></tr>
<tr><td>17</td><td>認定こども園　かんぎおん</td><td>常磐城3－7－48</td></tr>
<tr><td>18</td><td>認定こども園　みのり保育園</td><td>中之条501－10</td></tr>
<tr><td>19</td><td>認定こども園　あそびの森あきわ（秋和保育園）</td><td>秋和山道864－3</td></tr>
<tr><td>坂城町</td><td>20</td><td>南条保育園</td><td>大字南条2003－18</td></tr>
<tr><td rowspan="24">福祉施設
（老人）</td><td rowspan="24">上田市</td><td>21</td><td>東信医療生活協同組合元気倶楽部まゆ</td><td>上塩尻六反田243－1</td></tr>
<tr><td>22</td><td>ＪＡ信州うえだ宅老所しおじり</td><td>上塩尻252－1</td></tr>
<tr><td>23</td><td>上田生協訪問看護ステーション</td><td>上塩尻393－1</td></tr>
<tr><td>24</td><td>宅老所あっといーず上田</td><td>常磐城6－1－20</td></tr>
<tr><td>25</td><td>ニチイケアセンターときわぎデイサービス</td><td>常磐城654－4</td></tr>
<tr><td>26</td><td>上田デイサービスセンターとりい</td><td>住吉鳥居町247－1</td></tr>
<tr><td>27</td><td>すわべ敬老園</td><td>常盤城2243－1</td></tr>
<tr><td>28</td><td>上田市中央デイサービスセンター</td><td>常磐城3－3－18</td></tr>
<tr><td>29</td><td>特定非営利活動法人やじろべー宅老所もくれん</td><td>常磐城1－6－13</td></tr>
<tr><td>30</td><td>北大手訪問看護ステーション</td><td rowspan="2">中央西1－2－10</td></tr>
<tr><td>31</td><td>医療法人健救会グループホーム北大手</td></tr>
<tr><td>32</td><td>グループホームぼうやま敬老園</td><td>中央5－6－23</td></tr>
<tr><td>33</td><td>うえだ敬老園デイサービスセンター</td><td rowspan="2">中央3－15－5</td></tr>
<tr><td>34</td><td>ケアハウスうえだ敬老園</td></tr>
<tr><td>35</td><td>ケアハウスざいもくちょう敬老園</td><td>中央2－20－15</td></tr>
<tr><td>36</td><td>上田病院併設ショート</td><td>中央1－3－19</td></tr>
<tr><td>37</td><td>上田病院赤松の家</td><td>中央1－3－3</td></tr>
<tr><td>38</td><td>上田中央訪問看護ステーション</td><td>中央1－4－10</td></tr>
<tr><td>39</td><td>南天神の家</td><td>天神4－2055－6</td></tr>
<tr><td>40</td><td>うえだみなみ敬老園</td><td>常田1－4－12</td></tr>
<tr><td>41</td><td>健康道場さくら</td><td>材木町2－12－1</td></tr>
<tr><td>42</td><td>宅幼老所　すわがたの家</td><td>諏訪形732</td></tr>
<tr><td>43</td><td>グループホーム諏訪形</td><td rowspan="2">諏訪形1694－4</td></tr>
<tr><td>44</td><td>諏訪形デイサービスセンター</td></tr>
</table>

出典：「信州くらしのマップ（福祉・健康・医療）」（長野県統合型地理情報システムホームページ　令和5年12月28日閲覧）
「健康・福祉・子育て」（上田市ホームページ　令和5年12月28日閲覧）
「福祉・健康」（坂城町ホームページ　令和５年 12 月 28 日閲覧）

表 2.3-13(2)　対象事業実施区域及びその周囲の環境上配慮すべき施設（保育・福祉・病院）

区分	市町	№.	施設名	住　所
福祉施設（老人）	上田市	45	御所苑	御所666
		46	ほほ笑みホーム中之条	中之条222－3
		47	デイサービスむつみえん	中之条344－12
		48	宅幼老所のどか	上田原656－24
		49	デイサービスリハビリ健康道場	福田50－3
		50	陽だまりの家	小泉1028
		51	チェリーガーデン	保野710
		52	ニチイケアセンターかわべ	上田原847-4
		53	ツクイ上田原	上田原1222－14
		54	うえだはら訪問看護ステーション	上田原1053－1
		55	パストラルうえだはら	
		56	報恩寮	上田原1050
		57	うえだはら敬老園デイサービスセンター	上田原1068
		58	グループホームうえだはら敬老園	
		59	国分の家	国分1073－1
	坂城町	60	特定非営利活動法人憩いの家・本陣	中之条1308－1
		61	さかき美山園デイサービスセンター	南条2725－2
		62	ぼだい桜の杜	南条979－2
福祉施設(障がい者)	上田市	63	いこい	上塩尻 15
		64	ゆうゆう	上塩尻 19
		65	ともいき宝池慈光	中央北 2－7－3
		66	ともいき宝池和順	
		67	上田市勤労者福祉センター	中央 4－9－1
		68	上小圏域障害者総合支援センター	中央 3－5－1
		69	ぽけっと	中央 2－10－16
		70	上田第一グループホーム	中央 2－6－13
		71	上田市点字図書館	材木町 1－2－5
		72	ピア・ちくま	大字住吉 167－1
		73	千曲工房	
		74	グループホームのぞみ	住吉 102－11
		75	グループホーム第２のぞみ	材木町 2－5－16
		76	上田しいのみ園	中之条 801
		77	上田市つむぎの家	中之条 802
		78	地域共生型生活ホーム　池田ハイツ	中之条 1011－73
		79	ジョイ	上田原 849－2
		80	アミティエ	上田原 849－16
		81	エコショップハート	神畑 302－31
		82	障害者就労継続支援センターわっこ倉升	上田原 1503
		83	グループホーム　いちごの家	諏訪形 1470－4
		84	上田悠生寮	諏訪形 1834－4
		85	特定相談支援事業所ひもろ木事業所	保野 675
		86	第三上田ひもろ木園	保野 566
		87	第三上田ひもろ木園（生活介護＋施設入所支援）	保野 422－4
		88	第三上田ひもろ木園（就労継続支援Ａ型）	保野 675
病院	上田市	89	信州上田医療センター	緑ケ丘 1－27－21
		90	上田花園病院	中央西1－15－25
		91	医療法人健救会柳澤病院	中央西1－2－10
		92	医療法人慈善会安藤病院	中央西1－1－20
		93	医療法人健静会上田病院	中央1－3－3
		94	医療法人友愛会千曲荘病院	中央東4－61
		95	医療法人健和会小林脳神経外科・神経内科病院	常田3－15－41

出典：「信州くらしのマップ（福祉・健康・医療）」（長野県統合型地理情報システムホームページ　令和5年12月28日閲覧）
「健康・福祉・子育て」（上田市ホームページ　令和5年12月28日閲覧）
「福祉・健康」（坂城町ホームページ　令和5年12月28日閲覧）

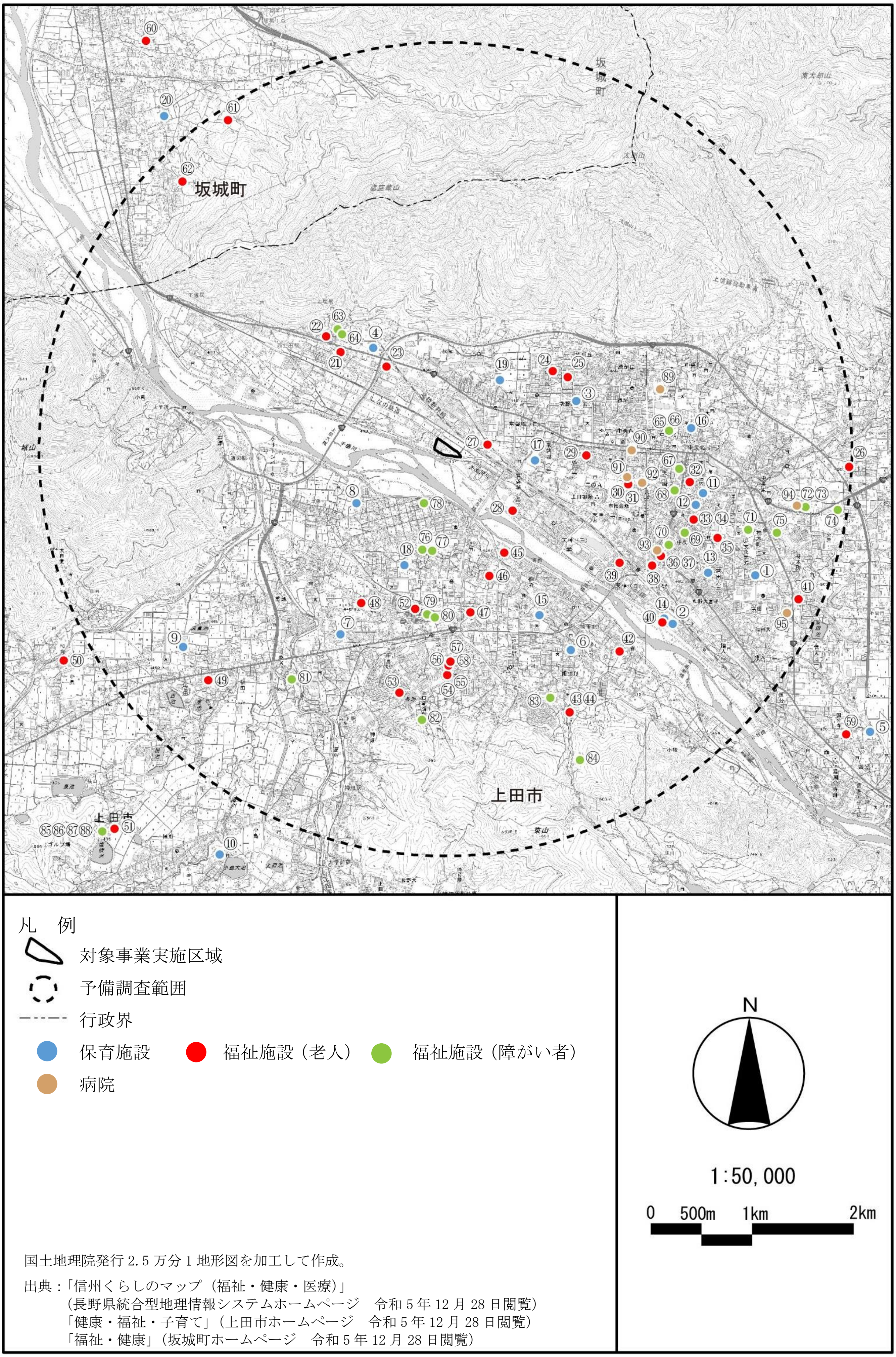

国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図を加工して作成。

出典：「信州くらしのマップ（福祉・健康・医療）」
（長野県統合型地理情報システムホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）
「健康・福祉・子育て」（上田市ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）
「福祉・健康」（坂城町ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）

図 2.3-9　対象事業実施区域及びその周囲の環境保全への配慮を要する施設（保育施設、福祉施設、病院）

2.3.5　水域の利用の状況

1. 河川及び湖沼の利用状況

(1)水道用水としての利用

対象事業実施区域の位置する上田市及び周辺市町村における上水道の取水状況は表 2.3-14に、また、青木村の簡易水道の取水状況は表 2.3-15に示すとおりである。

令和3年度における長野県の年間取水量（上水道）は約296,018千m³であり、深井戸水が最も多く利用されている。対象事業実施区域が位置する上田市の年間取水量（上水道）は約20,636千m³であり、主に河川水等が利用されている。

表 2.3-14　年間取水量（上水道）（令和3年度）

単位：千m³

区分 事業主団体	地表水			地下水				浄水受水	合計
	ダム	湖沼水	河川水	伏流水	浅井戸水	深井戸水	湧水		
上田市	8,914	0	9,736	146	0	165	1,675	0	20,636
東御市	0	0	0	0	0	2,797	570	100	3,467
長和町	0	0	0	0	26	252	999	0	1,277
長野県	36,050	0	56,277	9,595	17,910	77,318	48,891	49,977	296,018

注1）上水道は計画給水人口が5,001人以上の水道をいう。
注2）坂城町ではその一部を住民組合営の簡易水道、その他の地域は長野県企業局の給水エリアとなるためデータ無しとなっている。また、青木村には公営の上水道がないため、データ無しとなっている。
出典：「令和３年度　長野県の水道」（令和５年７月　長野県水道協議会）

表 2.3-15　年間取水量（簡易水道）（令和3年度）

単位：m³

区分 事業主団体	地表水			地下水			原水受水	浄水受水	その他 (湧き水等)	合計
	ダム	湖沼水	河川水	伏流水	浅井戸水	深井戸水				
青木村	0	0	708,100	0	0	0	0	0	237,250	945,350
長野県	148,000	191,200	8,043,833	4,160,083	197,663	2,673,818	10,150	215,709	8,057,528	23,697,984

注1）簡易水道は計画給水人口が101人以上5,000人以下の水道をいう。
注2）上田市、坂城町、東御市、長和町には公営の簡易水道は存在しないため、データがない。
出典：「令和３年度　長野県の水道」（令和５年７月　長野県水道協議会）

(2)漁業による利用

対象事業実施区域及びその周辺の内水面漁業権の内容は表 2.3-16に、内水面漁業区域図は図 2.3-10に示すとおりである。

対象事業実施区域の位置する上田市を流れる河川には、内共第1号の漁業権が設定されている。

表 2.3-16　内水面漁業権の内容

漁業権の番号	漁業の種類	漁業の名称	漁場の位置	漁業権者の名称
内共 第１号	第５種 共同漁業	あゆ漁業、こい漁業、ふな漁業、うぐい漁業、おいかわ漁業、かじか漁業、うなぎ漁業、わかさぎ漁業、にじます漁業、やまめ漁業、いわな漁業、しなのゆきます漁業	長野市から上流の千曲川本流及び支流	南佐久南部漁業協同組合、 佐久漁業協同組合、 上小漁業協同組合、 更埴漁業協同組合

出典：「漁業権の免許の内容等」（長野県ホームページ　令和５年12月28日閲覧）

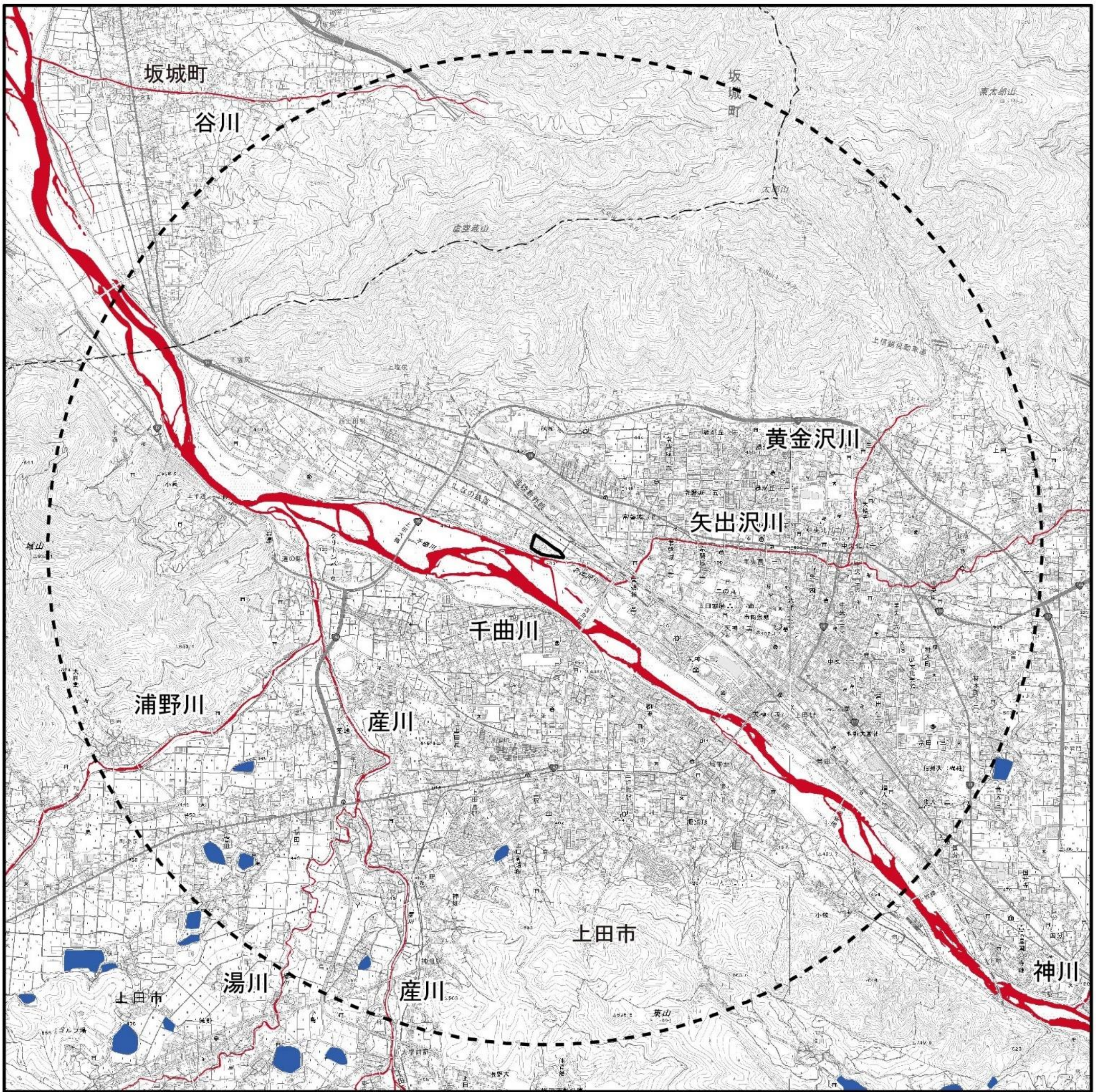

凡　例

- 対象事業実施区域
- 予備調査範囲
- 行政界
- 内共第１号
- 湖・沼池・ため池

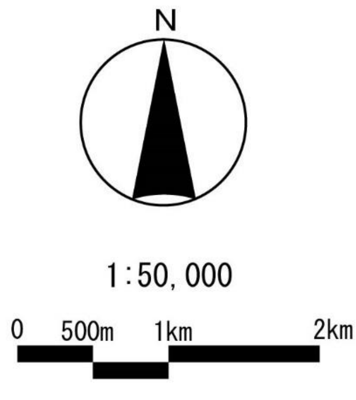

国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図を加工して作成。

出典：「漁業権の免許の内容等」
（長野県ホームページ　令和5年12月28日閲覧）

図 2.3-10　対象事業実施区域及びその周囲の内水面漁業区域図

2.3.6 環境整備の状況

1. 上水道の状況

対象事業実施区域の位置する上田市及び周辺市町村における給水人口及び普及率は、表2.3-17に示すとおりである。

令和3年度末現在における長野県の給水人口は2,000,738人、普及率は99.0%であり、対象事業実施区域が位置する上田市の給水人口は151,532人、普及率は99.4%である。

表 2.3-17 上水道の給水人口及び普及率（令和3年度末）

市町村	行政区域内 総人口(人)	現在給水人口（人）				普及率 (%)
		上水道	簡易水道	専用水道 自己水源のみ	合計	
上田市	152,463	151,318	−	−	151,532	99.4
		−	214	−		
坂城町	13,587	13,201	−	−	13,302	97.9
		−	101	−		
東御市	29,728	29,670	−	−	29,670	99.8
		−	−	−		
青木村	4,040	−	4,040	−	4,040	100.0
		−	−	−		
長和町	5,477	5,460	−	−	5,460	99.7
		−	−	−		
長野県	2,020,788	1,916,024	75,188	962	2,000,738	99.0
		1,413	6,438	713		

注 1）各市町村及び県の上段は公営、下段はその他を表す。
注 2）上水道は計画給水人口が 5,001 人以上の水道、簡易水道は計画給水人口が 101 人以上 5,000 人以下の水道をいう。
注 3）給水普及率＝現在給水人口の合計／行政区域内総人口
出典：「令和 3 年度　長野県の水道」（令和 5 年 7 月　長野県水道協議会）

2. 下水道の状況

対象事業実施区域の位置する上田市及び周辺市町村における公共下水道の水洗化率は、表2.3-18に示すとおりである。

令和3年度末における長野県の公共下水道の計画区域内水洗化率は85.0%、供用区域内水洗化率は84.9%であり、対象事業実施区域が位置する上田市の計画区域内水洗化率は80.8%、供用区域内水洗化率は80.5%である。

また、対象事業実施区域の西側に隣接して、上田市終末処理場が存在する。

表 2.3-18 公共下水道の水洗化率（令和3年度末）

項目＼市町村		上田市	坂城町	東御市	青木村	長和町	長野県
行政人口(人)		154,134	14,351	29,605	4,257	5,776	2,048,794
計画区域内水洗化率	人口(人)	124,547	14,096	22,613	3,917	5,077	1,742,435
	割合(%)	80.8	98.2	76.4	92.0	87.9	85.0
供用区域内水洗化率	人口(人)	124,103	13,577	22,585	3,917	5,077	1,738,555
	割合(%)	80.5	94,6	76.3	92.0	87.9	84.9

出典：「NAGANO生活排水データ集2022」（令和5年3月　長野県）

3. 一般廃棄物の状況

(1)一般廃棄物の状況

対象事業実施区域の位置する上田市及び周辺市町村における一般廃棄物の処理状況は、表2.3-19に示すとおりである。

令和3年度における長野県のごみ総排出量は600,307tであり、対象事業実施区域が位置する上田市のごみ総排出量は42,931tである。

上田市についてみると、令和3年度の1人1日あたりのごみ総排出量は763ｇであるが、「上田市ごみ処理基本計画」により、令和9年度までにごみ総排出量を1人1日あたり673gとする削減目標を掲げ、ごみの減量化に取り組んでいる。

また、東御市についてみると、令和3年度における直接焼却量は3,724tであるが、「第2次東御市一般廃棄物処理基本計画」により、家庭系ごみと事業系ごみとを合わせた焼却処理量を令和12年度に3,400tとすることを目指してごみの削減に取り組んでいる。

表 2.3-19　一般廃棄物処理施設の処理状況（令和3年度）

項目＼市町村		上田市	坂城町	東御市	青木村	長和町	長野県
総人口		154,134	14,445	29,721	4,310	5,776	2,056,677
ごみ総排出量	計画収集量（t）	40,304	4,124	5,592	1,017	1,399	535,802
	直接搬入量（t）	2,627	441	522	12	144	51,867
	集団回収量（t）	0	123	0	0	0	12,638
	合計（t）	42,931	4,688	6,114	1,029	1,543	600,307
	1人1日あたり排出量（g）	763	889	564	654	732	800
ごみ処理量	直接焼却量（t）	33,692	4,001	3,724	637	946	470,929
	直接最終処分量（t）	0	0	0	79	0	4,834
	焼却以外の中間処理量（t）	5,551	345	1,068	182	532	62,756
	直接資源化量（t）	3,706	219	1,311	113	0	48,966
	合計（t）	42,949	4,565	6,103	1,011	1,478	587,485
中間処理後再生利用量（t）		7,349	308	450	236	532	74,052
リサイクル率（%）		25.7	13.9	28.9	34.5	36.0	22.6
最終処分量（t）		1,834	361	525	94	101	29,554

注）リサイクル率＝(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)/(ごみ処理量+集団回収量)×100
出典：「環境省一般廃棄物処理事業実態調査結果　令和3年度調査結果」（環境省ホームページ　令和5年12月28日閲覧）

(2) し尿処理の状況

対象事業実施区域の位置する上田市及び周辺市町村におけるし尿収集処理実績状況は、表 2.3-20に示すとおりである。

令和3年度における長野県のし尿処理量の合計は、285,665kLであり、対象事業実施区域が位置する上田市のし尿処理量の合計は、23,724kLである。

表 2.3-20　し尿収集処理実績状況（令和3年度）

市町村＼項目	収集量（kL）			処理量（kL）			
	し尿	浄化槽汚泥	合計	し尿	浄化槽汚泥	自家処理	合計
上田市	8,955	14,769	23,724	8,955	14,769	0	23,724
坂城町	3,617	1,081	4,698	3,617	1,081	0	4,698
東御市	2,188	1,561	3,749	2,188	1,561	0	3,749
青木村	632	140	772	632	140	0	772
長和町	1,577	279	1,856	1,577	279	0	1,856
長野県	139,964	145,540	285,504	139,964	145,540	161	285,665

出典：「一般廃棄物処理事業実態調査結果　令和3年度調査結果」（環境省ホームページ　令和5年12月28日閲覧）

4. 産業廃棄物の状況

長野県における産業廃棄物の処理状況は、表 2.3-21に示すとおりである。

平成30年度における長野県の産業廃棄物の排出量は、約448万tである。

表 2.3-21　産業廃棄物の処理状況（平成30年度）

単位：千t

県＼項目	排出量	直接再生利用量 ①	直接最終処分量 ②	中間処理量				合計再生利用量 ①＋③	合計最終処分量 ②＋④
				減量化量	再生利用量 ③	最終処分量 ④	合計中間処理量		
長野県	4,482 (100%)	16 (0.4%)	14 (0.3%)	2,892 (64.5%)	1,493 (33.3%)	67 (1.5%)	4,452 (99.3%)	1,509 (33.7%)	81 (1.8%)

注）（　）は排出量に対する割合を示す。

出典：「長野県産業廃棄物実態調査（概要版）（平成30年度実績）」（令和2年3月　長野県）

2.3.7　法令による指定及び規制等の状況

1. 大気質

(1)環境基本法等

「環境基本法」（平成5年11月19日　法律第91号　最終改正：令和3年6月19日）に基づく大気汚染に係る環境基準は、表 2.3-22に示すとおりである。

表 2.3-22　大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄(SO_2)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素(CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質(SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m^3以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m^3以下であること。
二酸化窒素(NO_2)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント(O_X)	1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質(PM2.5)	1年平均値が15μg/m^3以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m^3以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m^3以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m^3以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m^3以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m^3以下であること。

注1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
注2) 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。
注3) 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
注4) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
注5) 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。
注6) ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。
出典：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日　環境庁告示第25号）
「有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準」（平成9年2月4日　環境庁告示第4号）
「微小粒子状物質に係る環境基準」（平成21年9月9日　環境省告示第33号）
「公害関係基準のしおり」（令和5年3月　長野県）

(2)大気汚染防止法

計画施設は、「大気汚染防止法」(昭和43年6月10日　法律第97号)に定めるばい煙発生施設(廃棄物焼却炉)及び水銀排出施設(廃棄物焼却炉)に該当する。さらに、「ダイオキシン類対策特別措置法」に定める特定施設(廃棄物焼却炉)に該当する。

①　硫黄酸化物

「大気汚染防止法」では、燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物の排出基準は、ばい煙発生施設及びばい煙に係る指定施設から排出される硫黄酸化物の最大着地濃度が一定の値以下になるよう、排出口の有効高さに応じて許容される硫黄酸化物の量として定められている。排出基準は地域ごとに定められている定数(K値)を用い、次に示す計算式により求められる。上田市ではK=17.5が適用される。

1　硫黄酸化物の排出基準は、次の式により算出した硫黄酸化物の量とする。

$q = K \times 10^{-3} \times H_e^2$

q:硫黄酸化物の量

(単位　温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時)

K:法第3条第2項第1号の政令で定める地域ごとに別表第1の下欄に掲げる値

(上田市K=17.5)

H_e:事項に規定する方法により補正された排出口の高さ(単位　メートル)

2　排出口の高さの補正は、次の算式によるものとする。

$H_e = H_o + 0.65\ (H_m + H_t)$

$H_m = 0.795\sqrt{Q \cdot v} / (1 + 2.58/V)$　　(運動量による上昇)

$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T-288) \cdot (2.30\ \log J + 1/J - 1)$　　(浮力による上昇)

$J = 1/\sqrt{Q \cdot v}\ (1460 - 296 \times (V/(T-288))) + 1$　(係数)

H_e:補正された排出口の高さ(単位　メートル)

H_o:排出口の実高さ(単位　メートル)

Q :温度15度における排出ガス量(単位　立方メートル毎秒)

V :排出ガスの排出速度(単位　メートル毎秒)

T :排出ガスの温度(単位　絶対温度)

② ばいじん

「大気汚染防止法」では、燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじんの排出基準は、ばい煙発生施設及びばい煙に係る指定施設の種類及び規模ごとに定められている。

また、廃棄物焼却炉に係るばいじんの排出基準は表 2.3-23 に示すとおりである。

表 2.3-23 廃棄物焼却炉におけるばいじんの排出基準

ばい煙発生施設	規模（処理能力）(t/h)	一般排出基準	
		排出基準（g/Nm^3）	On (%)
廃棄物焼却炉	処理能力4t/h以上	0.04	12
	処理能力2t/h以上4t/h未満	0.08	
	処理能力2t/h未満	0.15	

注1) この表に掲げるばいじんの量は、次の式（熱源として電気を使用する施設はC=Cs）により算出されたばいじんの量とする。
C = (21-On／21-Os)・Cs
C ：ばいじんの量（単位 g）
On：表中のOn欄の値（単位 %）
Os：排出ガス中の酸素の濃度（単位 %）
（当該濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする）
Cs：日本産業規格Z8808に定める方法により測定されたばいじんの量（単位 g）
注2) この表に掲げるばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。
注3) ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とする。
出典：「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年6月22日 厚生省・通商産業省令第1号）
「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」（平成29年3月 上田市）

③ 窒素酸化物

「大気汚染防止法」では、窒素酸化物の排出基準は、施設の種類及び規模ごとに定められており、廃棄物焼却炉に係る窒素酸化物の排出基準は、表 2.3-24 に示すとおりである。

表 2.3-24 廃棄物焼却炉における窒素酸化物の排出基準

番号	施設の種類	規模（最大排出ガス量）（万Nm^3/h）	設置年月日と排出基準（cm^3/Nm^3）	On (%)
①	浮遊回転燃焼式焼却炉（連続炉に限る）	4以上	450	12
		4未満	450	
②	特殊廃棄物焼却炉（連続炉に限る）	4以上	250	
		4未満	700	
③	廃棄物焼却炉（連続炉①、②以外）	4以上	250	
		4未満	250	
④	廃棄物焼却炉（連続炉以外）	4以上	250	

注1) この表の窒素酸化物排出基準は、次の式により算出された窒素酸化物の量とする。（標準酸素濃度補正式）
C ＝ (21-On/21-Os)・Cs
C ：窒素酸化物の量（単位 cm^3）
On：表中のOn欄値
Os：排出ガス中の酸素の濃度（単位 %）
（当該濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする）
Cs：日本産業規格K0104に定める方法により測定された窒素酸化物の濃度を零度であって圧力が1気圧の状態における排ガス1m^{3}中の量に換算したもの。（単位 cm^3）
注2) 窒素酸化物の量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とする。
出典：「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年6月22日 厚生省・通商産業省令第1号）
「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」（平成29年3月 上田市）

④　塩化水素

「大気汚染防止法」に基づく、廃棄物焼却炉における塩化水素の排出基準は表 2.3-25 に示すとおりである。

表 2.3-25　廃棄物焼却炉における有害物質（塩化水素）の排出基準

施設の種類	排出基準 (mg/Nm^3)
廃棄物焼却炉	700注)

注）700mg/Nm^3は濃度に換算すると430ppmに相当する。
出典：「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年6月22日　厚生省・通商産業省令第1号）
「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」（平成29年3月　上田市）

⑤　水銀

「大気汚染防止法」に基づく、廃棄物焼却炉における水銀の排出基準は表 2.3-26 に示すとおりである。

表 2.3-26　廃棄物焼却炉における水銀の排出基準

焼却能力	排出基準(新設) ($\mu g/Nm^3$)
火格子面積2m^2以上若しくは焼却能力200kg/時以上	30　(On=12%)

注）水銀濃度は次の式によって換算した濃度とする。
$C = \{(21-On) / (21-Os)\} \times Cs$
C ：酸素濃度Onにおける水銀濃度（$\mu g/Nm^3$）
On：標準酸素濃度(%)
Os：排出ガス中の酸素濃度(%)（当該濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。）
Cs：環境大臣が定める方法により測定された水銀濃度を、温度が零度であって圧力が一気圧の状態における排出ガス１立方メートル中の量に換算したもの（$\mu g/Nm^3$）
出典：「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年6月22日　厚生省・通商産業省令第1号）
「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」（平成29年3月　上田市）

(3)ダイオキシン類対策特別措置法

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年7月16日　法律第105号　最終改正：平成26年6月18日)に基づくダイオキシン類に係る環境基準は、表 2.3-27に、廃棄物焼却炉からの排出基準は表 2.3-28に示すとおりである。

表 2.3-27　ダイオキシン類の大気環境基準

項目	環境基準
ダイオキシン類	年間平均値 0.6pg-TEQ/m^3以下

注）基準値は、2、3、7、8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」
（平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示 68 号）

表 2.3-28　廃棄物焼却炉におけるダイオキシン類の排出基準

特定施設（大気基準適用施設）		排出基準（ng-TEQ/Nm^3）
廃棄物焼却炉であって、火床面積（廃棄物の焼却施設に２以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの火床面接の合計）が0.5平方メートル以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの焼却能力の合計）が1時間当たり50キログラム以上のもの	焼却能力 4,000kg/h以上	既設：1 新設：0.1
	焼却能力 2,000kg/h以上 4,000kg/h未満	既設：5 新設：1
	焼却能力 2,000kg/h未満	既設：10 新設：5

注）既設：平成12年1月14日において現に設置された施設
　　新設：平成12年1月15日以降に新たに設置された施設
出典：「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」（平成11年12月27日　総理府令第67号）
　　「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」（平成29年3月　上田市）

(4)一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日　法律第137号　最終改正:2019年6月14日）で定める廃棄物焼却炉の排ガス中の一酸化炭素及びダイオキシン濃度の維持管理の技術上の基準は、表 2.3-29に示すとおりである。

表 2.3-29　一般廃棄物処理施設の維持管理における技術上の基準

項目	処理能力	維持管理基準
一酸化炭素	－	100ppm
ダイオキシン類	1時間当たりの処理能力が4トン以上のもの （製鋼の用に供する電気炉を除く。）	0.1ng/m^3
	1時間当たりの処理能力が2トン以上4トン未満のもの （製鋼の用に供する電気炉を除く。）	1ng/m^3
	1時間当たりの処理能力が2トン未満のもの （製鋼の用に供する電気炉を除く。）	5ng/m^3

出典：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」（昭和46年9月12日　厚生省令第35号）

2. 騒音

(1)環境基本法等

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準は表 2.3-30に、道路に面する地域に係る環境基準は表 2.3-31に、幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準は表 2.3-32に、騒音に係る環境基準の類型の指定地域は表 2.3-33(1)、(2)に示すとおりである。また、新幹線鉄道騒音に係る環境基準は表 2.3-34に、新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型の指定地域は表 2.3-35(1)、(2)に示すとおりである。

表 2.3-30　騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値（L_{Aeq}）		類型を当てはめる地域
	昼間	夜間	
	午前6時から 午後10時まで	午後10時から 翌日午前6時まで	
AA	50デシベル以下	40デシベル以下	環境基本法第16条第2項の規定により県知事（市の区域内の地域については、市長）が類型ごとに指定する地域
A	55デシベル以下	45デシベル以下	
B			
C	60デシベル以下	50デシベル以下	

注1）AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域等特に静穏を要する地域とする。
注2）Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
注3）Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
注4）Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。
出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日　環境庁告示第64号）
　　「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」（平成29年3月　上田市）

表 2.3-31　道路に面する地域に係る環境基準

地域の区分	基準値（L_{Aeq}）	
	昼間	夜間
	午前6時から 午後10時まで	午後10時から 翌日午前6時まで
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

注 1)「車線」とは 1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。
注 2)「道路に面する地域」とは、道路交通騒音が支配的な音源である地域のことである。
出典:「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日　環境庁告示第 64 号）
「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」（平成 29 年 3 月　上田市）

表 2.3-32　幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準

	基準値（L_{Aeq}）	
	昼間	夜間
	午前6時から 午後10時まで	午後10時から 翌日午前6時まで
幹線交通を担う道路に近接する空間	70 デシベル以下	65 デシベル以下

注 1)「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。
(1)道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）
(2)前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路。
注 2)「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
(1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路　15 メートル
(2) 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路　20 メートル
出典:「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日　環境庁告示 64 号）
「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」（平成 29 年 3 月　上田市）

表 2.3-33(1)　騒音に係る環境基準に係る指定地域

類型区分	用途地域の区分
AA	指定なし
A	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、付表の上田市 1 の項の地域
B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、付表の上田市 2 の項の地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、付表の上田市 3 の項の地域

注）第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた用途地域をいう。
出典:「環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令に基づく騒音に係る環境基準の類型及び地域の指定」（平成 11 年 3 月 25 日　県告示第 182 号、平成 24 年 3 月 30 日　上田市告示第 113 号）
「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」（平成 29 年 3 月　上田市）

表 2.3-33(2) 騒音に係る環境基準に係る指定地域 付表の地域

上田市1	上田市のうち、次に掲げる地域 ア 上田字二ノ宮の一部、字上山口の一部 イ 上塩尻字北側、字南側、字越田字セキショ、字横堰、字一丁田、字上口、字合ノ田の一部、字六反田、字島崎の一部、字広見の一部、字北川、字宮浦、字信福寺、字宮田、字利根島、字常盤の一部、字土田の一部、字北砂原の一部、字砂間の一部、字越畑の一部、字新田川原の一部、字屋敷添の一部、字寺裏の一部、字屋敷裏の一部、字越川の一部 ウ 大屋字寺沢の一部、字枳立の一部、字トドメキの一部、字瀬沢入の一部、字坪ノ内の一部、字唐沢の一部、字下月夜平の一部、字鍵田、字梨ノ木、字扇田の一部、字クネソヘ字尾撫の一部、字松ノ木の一部、字イナゴ坂の一部、字三反田の一部、字幅の一部、字堂ノ上の一部、字北遠河原の一部 エ 岩下字加賀川原の一部 オ 蒼久保字五反田の一部、字中川原の一部、字村前、字村西の一部、字村上の一部、字村東、字吉田原 カ 国分字猪の一部、字宮ノ前の一部、字久保の一部、字上澤沖、字仁王堂の一部、字浦沖、字松原、字加賀川の一部、字前田、字堀東沖、字古屋敷の一部、字明神前の一部、字西沖の一部 キ 上野字沢跨の一部、字太夫町の一部、字塚田の一部、字足島、字矢花の一部、字宮林の一部、字塩川原の一部、字町田の一部、字沢入の一部、字樋ノ沢の一部、字樋ノ口の一部、字日向の一部、字横山の一部 ク 住吉字横田の一部、字道前の一部、字篭田、字横山、字塚田の一部、字大日の一部、字腰田、字坂下の一部、字権現山の一部、字宇土の一部、字上野の一部、字日陰の一部、字堀之内、字宮平、字東条の一部、字熱泰寺、字宮山、字般若堂、字西上野の一部、字小丸山の一部、字小梨久保の一部、字入詰の一部、字中道、字外屋敷の一部、字中村の一部 ケ 芳田字大日ノ木の一部、字大木の一部、字木ノ上の一部、字山田の一部、字宮ノ上の一部、字南鬼沢の一部 コ 殿城字深区の一部、字中村の一部、字石坪、字南前田、字平沢、字宿組の一部、字片山の一部、字下樋ノ口の一部、字宮ノ上の一部、字中樋ノ口の一部、字氷沢の一部
上田市2	上田市のうち、次に掲げる地域 ア 西内字久禰添の一部、字石原の一部、字柿ノ木字せき下の一部、字原前の一部、字雀原の一部、字町屋敷の一部、字日影の一部、字落合の一部、字土合、字八久保の一部 イ 鹿教湯温泉字原かいと、字道仙かいと、字寺沢の一部、字湯端、字御殿、字宮脇、字松ノ木、字久保、字中田、字十二、字渋田見の一部、字山ノ神の一部、字下原の一部、字裏山の一部 ウ 平井字八郎沢の一部、字山ノ神の一部、字唐沢口の一部 エ 腰越字十メ石の一部、字東町の一部、字中町の一部、字西町の一部、字一本木の一部、字清水尻の一部、字紅付の一部、字宮原、字神明開土、字六反田の一部、字部屋田の一部、字辻開土の一部、字西横沢の一部、字下川原の一部、字東横沢、字道久、字桐ノ木の一部 オ 上丸子字大はざまの一部、字藤塚、字腰の一部、字五里の一部、字くら保祢、字大木口の一部、字横沢の一部、字山の神の一部、字水ノ手の一部 カ 中丸子字下山岸、字宮ノ前、字樋村屋敷、字竹ノ花字山岸、字上山岸、字寺浦の一部、字松葉田の一部、字舞臺、字鳥居田、字竹原田、字五反田、字横負、字蟹田、字下中沢、字勢戸、字大角の一部、字開戸の一部、字隅田の一部、字洲崎の一部 キ 下丸子字東川の一部、字池田、字壱町田、字塚田、字八ツ口 ク 生田字竹ノ花の一部、字深町の一部、字土堂、字中河原、字下河原、字外河原の一部、字中城の一部、字道添の一部、字荒谷、字二ツ井戸、字中井、字山根の一部、字三角、字陳場の一部、字猿在池、字宿畑の一部 ケ 長瀬字上平の一部、字中平、字古城、字八ツ口の一部、字堺田の一部、字亀田、字前田、字屋敷、字笊田の一部、字宇遠坂の一部、字棗田の一部、字山根の一部、字東屋敷の一部、字矢ノ沢の一部、字逸見の一部、字水押の一部、字宮原の一部、字押出しの一部、 コ 塩川字北原の一部、字前田の一部、字壱丁田の一部、字稲羽の一部、字辺田二丁目の一部、字山道の一部 サ 菅平高原字菅平の一部 シ 真田町長字後沢の一部、字下中井の一部、字真田の一部、字石舟の一部、字甲石の一部、字上ノ平の一部、字山家、字雁石の一部、字山遠家の一部、字四日市の一部、字御料の一部、字木留場の一部、字城の一部、字梅ノ木の一部、字横尾の一部、字蓮台、字重附の一部、字松葉田、字柳又の一部 ス 真田町傍陽字中原の一部、字早稲田の一部、字表の一部、字萩田の一部、字中村 セ 真田町本原字西出早の一部、字西田の一部、字村中の一部、字九久館、字板井戸の一部、字鶴ノ子田の一部、字堰合、字南番匠の一部、字北番匠の一部、字荒井の一部、字南荒井、字表木の一部、字堰上、字山崎の一部、字北町上の一部、字町下、字東出早の一部、字町上の一部、字南町上の一部
上田市3	上田市のうち、次に掲げる地域 ア 東内字湯川原の一部 イ 腰越字部屋田の一部、字淵ノ上字花ヶ石、字辻開土の一部、字下川原の一部、字西横沢の一部 ウ 生田字白矢の一部、字坂下の一部、字竹ノ花の一部、字深町の一部、字外河原の一部、字宿畑の一部 エ 菅平高原字菅平の一部 オ 真田町長字甲石の一部、字雁石の一部、字山遠家の一部 カ 真田町本原字村中の一部、字板井戸の一部、字鶴ノ子田の一部、字北番匠の一部、字大畑、字刷毛田、字赤田、字大腐、字鶴巻、字下間当、字上間当、字南臼庭の一部、字荒井の一部、字藤沢の一部

出典：「環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令に基づく騒音に係る環境基準の類型及び地域の指定」
（平成 11 年 3 月 25 日 県告示第 182 号、平成 24 年 3 月 30 日　上田市告示第 113 号）
「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」（平成 29 年 3 月　上田市）

表 2.3-34　新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の種類	時間帯の区分	類型を当てはめる地域
Ⅰ	70デシベル以下	環境基本法第 16 条第 2 項の規定により県知事が類型ごとに指定する地域
Ⅱ	75デシベル以下	

注1）午前6時から午後12時までの間の新幹線鉄道騒音に適用する。（運行の遅延等により当該時間以外の時間に発生する新幹線鉄道騒音に対しても準用する。（昭和50年10月3日環大特第100号）
注2）Ⅰをあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とする。
注3）Ⅱをあてはめる地域は商工業の用に供される地域等Ⅰ以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。
出典：「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」（昭和50年7月29日　環境庁告示第46号）
「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」（平成29年3月　上田市）

表 2.3-35(1)　新幹線鉄道騒音に係る環境基準に係る指定地域

地域の類型	類型をあてはめる沿線地域
Ⅰ	第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、準住居地域、付表の上田市の項の地域
Ⅱ	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注 1）第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法第 2 章の規定により定められた用途地域をいう。
注 2）沿線地域とは北陸新幹線鉄道の軌道中心から両側それぞれ 300 メートル以内の地域をいう。
注 3）沿線地域のうちトンネルの出入口からトンネル中央部方向へ 150 メートルを超える地域については、当該沿線地域から除くものとする。
出典：「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」（昭和 50 年 7 月 29 日　環境庁告示第 46 号）
「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定状況」（平成 6 年 2 月 17 日　県告示第 130 号）
「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」（平成 29 年 3 月　上田市）

表 2.3-35(2)　新幹線鉄道騒音に係る環境基準に係る指定地域　付表の地域

上田市	上田市のうち、次に掲げる地域 ア　国分の一部 イ　上塩尻の一部 ウ　長瀬の一部 エ　生田の一部 オ　秋和の一部

出典：「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定状況」（平成 6 年 2 月 17 日　県告示第 130 号）
「平成 6 年長野県告示第 130 号(環境基本法に基づく新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型及び地域の指定)の一部改正」（令和 2 年 3 月 23 日　長野県告示第 125 号）

(2)騒音規制法

① 工場騒音

「騒音規制法」(昭和 43 年 6 月 10 日　法律第 98 号　最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)及び「騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等指定」(昭和 50 年 2 月 27 日 県告示第 97 号)に基づく特定工場等において発生する騒音の規制基準は表 2.3-36 に、規制地域は表 2.3-37(1)、(2)に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域は工業専用地域であるため、規制地域に指定されていない。

表 2.3-36　特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

区域の区分	規制基準		
	昼　間	朝・夕	夜　間
	午前 8 時から 午後 6 時まで	午前 6 時から午前 8 時まで及び午後 6 時から午後 9 時まで	午後 9 時から 翌日午前 6 時まで
第 1 種区域	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
第 2 種区域	60 デシベル	50 デシベル	50 デシベル
第 3 種区域	65 デシベル	65 デシベル	55 デシベル
第 4 種区域	70 デシベル	70 デシベル	65 デシベル

注1) 規制基準とは、特定施設を設置する工場又は事業場（以下「特定工場」という。）において発生する騒音の特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。

注2) 第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に存在する「学校教育法」第1条に規定する学校、「児童福祉法」第7条第1項に規定する保育所、「医療法」第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、「図書館法」第2条第1項に規定する図書館、「老人福祉法」第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準値は、それぞれの基準値から5デシベルを減じた値とする。

注3) 騒音の測定方法は、当分の間、日本産業規格Z8731 に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。

(1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。

(2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。

(3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90％レンジの上端の数値とする。

(4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90％レンジの上端の数値とする。

出典：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年 11 月 27 日　厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示 1 号)

「騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等指定」(昭和 50 年 2 月 27 日　県告示第 97 号)

「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」(平成 29 年 3 月　上田市)

表 2.3-37(1)　騒音規制法の規定に係る規制地域

区分	地域
第 1 種区域	第一種低層住居専用地域、付表の上田市の項の 1 の地域
第 2 種区域	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、付表の上田市の項の 2 の地域
第 3 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、付表の上田市の項の 3 の地域
第 4 種区域	工業地域

注) 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法第 2 章の規定により定められた用途地域をいう。

出典：「騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等指定」(昭和 50 年 2 月 27 日　県告示第 97 号、平成 24 年 3 月 30 日　上田市告示第 114 号)

「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」(平成 29 年 3 月　上田市)

表 2.3-37(2)　騒音規制法の規定に係る規制地域　付表の地域

上田市 1	上田市の地域のうち、次に掲げる地域 ア 川字北原、字井戸下、字前田、字壱丁田及び字稲羽の各一部 イ 長瀬字中平、字古城、字亀田、字前田、字屋敷及び字笊田並びに字上平及び字堺田の各一部 ウ 生田字荒谷、字中井、字三角及び字猿在池並びに字二ツ井戸、字山根、字陣場及び字宿畑の各一部 エ 上丸子字山の神の一部 オ 腰越字宮原及び字道久並びに字桐ノ木の一部
上田市 2	上田市の地域のうち、次に掲げる地域 ア 塩川字稲羽、字辺田二丁目及び字山道の各一部 イ 長瀬字八ツロ及び字堺田の各一部 ウ 生田字土堂、字中河原及び字下河原並びに字竹ノ花、字深町、字外河原、字道添及び字宿畑の各一部 エ 下丸子字池田、字壱町田、字塚田及び字八ツロ並びに字東川の一部 オ 中丸子字下山岸、字宮ノ前、字樋村屋敷、字竹ノ花、字山岸、字上山岸、字舞䑓、字鳥居田、字竹原田、字五反田、字横負、字蟹田、字下中沢及び字勢戸並びに字寺浦、字松葉田、字大角、字開戸、字隅田及び字洲崎の各一部 カ 上丸子字藤塚及び字くら保称並びに字大はざま、字腰、字五里、字大木ロ、字横沢及び字水ノ手の各一部 キ 腰越字神明開土及び字東横沢並びに字十メ石、字東町、字中町、字西町、字一本木、字清水尻、字六反田、字部屋田、字辻開土、字西横沢及び字下川原の各一部 ク 西内字落合及び字土合並びに字久禰添、字柿ノ木、字せき下、字原前、字雀原、字町屋敷及び字日影の各一部 ケ 鹿教湯温泉字原かいと、字道仙かいと、字湯端、字御殿、字宮脇、字松ノ木、字久保、字中田及び字十二 コ 平井字八郎沢、字山ノ神及び字唐沢ロの各一部
上田市 3	上田市の地域のうち、次に掲げる地域 ア 生田字坂下、字竹ノ花、字深町、字外河原及び字宿畑の各一部 イ 腰越字淵ノ上及び字花ケ石並びに字六反田、字部屋田、字辻開土、字西横沢及び字下川原の各一部 ウ 東内字下川原及び字湯川原の各一部

出典：「騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等指定」(昭和 50 年 2 月 27 日　県告示第 97 号、平成 24 年 3 月 30 日上田市告示第 114 号)
「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」(平成 29 年 3 月　上田市)

② 自動車騒音

「騒音規制法」に基づく自動車騒音に係る要請限度は表 2.3-38 に、規制地域は表 2.3-39(1)、(2)に示すとおりである。

表 2.3-38　自動車騒音に係る要請限度

区域区分	時間の区分	
	昼間 午前6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日午前6時まで
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル
幹線交通を担う道路に近接する区域	75デシベル	70デシベル

注1) 車線とは、1縦列の自動車(2輪のものを除く。) が安全かつ円滑に走行するため必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。
注2)「幹線交通を担う道路」とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。)並びに道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1号に規定する自動車専用道路をいう。
注3)「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15メートル、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20メートルまでの範囲をいう。
出典：「騒音規制法」(昭和43年6月10日法律第98号)
「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（要請限度）」(平成12年3月2日　総理府令第15号)
「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」(平成29年3月　上田市)

表 2.3-39(1)　自動車騒音に係る要請限度に係る規制地域

区分	地域
a 区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
b 区域	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、付表の上田市の項の 1 の地域
c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、付表の上田市の項の 2 の地域

注）第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法第2章の規定により定められた用途地域をいう。

出典：「騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等指定」（昭和50年2月27日　県告示第97号、平成24年3月30日　上田市告示第114号）

「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」（平成29年3月　上田市）

表 2.3-39(2)　自動車騒音に係る要請限度に係る規制地域　付表の地域

上田市 1	上田市の地域のうち、次に掲げる地域 ア　西内字久禰添の一部、字石原の一部、字柿ノ木、字せき下の一部、字原前の一部、字雀原の一部、字町屋敷の一部、字日影の一部、字落合の一部、字土合、字八久保の一部 イ　鹿教湯温泉、字原かいと、字道仙かいと、字寺沢の一部、字湯端、字御殿、字宮脇、字松ノ木、字久保、字中田、字十二、字渋田見の一部、字山ノ神の一部、字下原の一部、字裏山の一部 ウ　平井字八郎沢の一部、字山ノ神の一部、字唐沢ロの一部 エ　腰越字十メ石の一部、字東町の一部、字中町の一部、字西町の一部、字一本木の一部、字清水尻の一部、字紅付の一部、字宮原、字神明開土、字六反田の一部、字部屋田の一部、字辻開土の一部、字西横沢の一部、字下川原の一部、字東横沢、字道久、字桐ノ木の一部 オ　上丸子字大はざまの一部、字藤塚、字腰の一部、字五里の一部、字くら保祢、字大木ロの一部、字横沢の一部、字山の神の一部、字水ノ手の一部 カ　中丸子字下山岸、字宮ノ前、字樋村屋敷、字竹ノ花、字山岸、字上山岸、字寺浦の一部、字松葉田の一部、字舞壷、字鳥居田、字竹原田、字五反田、字横負、字蟹田、字下中沢、字勢戸、字大角の一部、字開戸の一部、字隅田の一部、字洲崎の一部 キ　下丸子字東川の一部、字池田、字壱町田、字塚田、字八ツロ ク　生田字竹ノ花の一部、字深町の一部、字土堂、字中河原、字下河原、字外河原の一部、字中城の一部、字道添の一部、字荒谷、字二ツ井戸、字中井、字山根の一部、字三角、字陳場の一部、字猿在池、字宿畑の一部 ケ　長瀬字上平の一部、字中平、字古城、字八ツロの一部、字堺田の一部、字亀田、字前田、字屋敷、字笊田の一部、字宇遠坂の一部、字嚢田の一部、字山根の一部、字東屋敷の一部、字矢 ノ　沢の一部、字逸見の一部、字水押の一部、字宮原の一部、字押出しの一部 コ　塩川字北原の一部、字前田の一部、字壱丁田の一部、字稲羽の一部、字辺田二丁目の一部字山道の一部
上田市 2	上田市の地域のうち、次に掲げる地域 ア　東内字湯川原の一部 イ　腰越字部屋田の一部、字淵ノ上、字花ヶ石、字辻開土の一部、字下川原の一部、字西横沢の一部 ウ　生田字白欠の一部、字坂下の一部、字竹ノ花の一部、字深町の一部、字外河原の一部、字宿畑の一部

出典：「騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等指定」（昭和 50 年 2 月 27 日　県告示第 97 号、平成 24 年 3 月 30 日　上田市告示第 114 号）

「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」（平成 29 年 3 月　上田市）

③　建設作業騒音

「騒音規制法」(昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号　最終改正：平成 26 年 6 月 18 日)及び「騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等指定」(昭和 50 年 2 月 27 日県告示第 97 号)に基づく、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準は表 2.3-40(1)、(2)に、規制地域は表 2.3-41 に示すとおりである。

表 2.3-40(1)　騒音規制法の規定による特定建設作業

番号	特定建設作業
1	くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点の最大距離が 50m を超えない作業に限る。)
4	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
5	コンクリートプラント(混練機の混練容量が 0.45m³以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
6	バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。)を使用する作業
7	トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。)を使用する作業
8	ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。)を使用する作業
適用除外	当該作業がその作業を開始した日に終わるもの。

出典：「騒音規制法施行令」(昭和 43 年 11 月 27 日　政令第 324 号)
　　「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」(平成 29 年 3 月　上田市)

表 2.3-40(2)　特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に係る基準

区域の区分等 ＼ 規制項目		騒音の大きさ	作業禁止時間	1 日における作業時間	作業期間	日曜日その他の休日における作業
規制地域	第 1 号区域	85 デシベル	午後 7 時～翌日午前 7 時	10 時間を超えないこと	連続して 6 日を超えないこと	禁止
	第 2 号区域	85 デシベル	午後 10 時～翌日午前 6 時	14 時間を超えないこと	連続して 6 日を超えないこと	禁止
適用除外			A、B、C、D、E	A、B	A、B	A、B、C、D、E、F

注 1) 騒音の大きさは、特定建設作業の場所の敷地の境界線での値をいう。
注 2) 表中の A～F は次の場合をいい、当該規制の適用が除外される。
　A　災害その他非常の事態のため緊急に行う必要がある場合
　B　人の生命又は身体に対する危険の防止のため行う必要がある場合
　C　鉄道又は軌道の正常な運行確保のため行う必要がある場合
　D　道路法第 34 条（道路の占用許可)、第 35 条（協議）による場合
　E　道路交通法第 77 条第 3 項（道路の使用許可)、第 80 条第 1 項（協議）による場合
　F　電気事業法施行規則第 1 条第 2 項第 1 号の変電所の変更の工事で特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全の確保のため電気工作物の機能を停止して日曜日、休日に行う必要のある場合
注 3) 騒音の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。
注 4) 騒音の測定方法は、当分の間、日本産業規格 Z8731 に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
　(1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
　(2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値最大値の平均値とする。
　(3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の 90%レンジの上端の数値とする。
　(4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の 90%レンジの上端の数値とする。

出典：「特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年 11 月 27 日　厚生省・建設省告示第 1 号)
　　「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」(平成 29 年 3 月　上田市)

表 2.3-41　特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に係る規制地域

区分	地域
第1号区域	騒音規制法第3条第1項の規定により指定された区域のうち、 (1)第1種区域及び第2種区域 (2)第3種区域及び第4種区域のうち、 学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートルの区域内
第2号区域	騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、上記に掲げる区域以外の区域

出典：「特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年11月27日　厚生省・建設省告示第1号）
「騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等指定」（昭和50年2月27日　長野県告示第97号、平成24年3月30日　上田市告示第114号）
「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」（平成29年3月　上田市）

3. 振動

(1)工場振動

「振動規制法」（昭和51年6月10日　法律第64号　最終改正：平成26年6月18日）及び「振動規制法に基づく規制地域の指定」（昭和52年12月26日　県告示第683号）に基づく特定工場等において発生する振動の規制基準は表 2.3-42に、規制地域は表 2.3-43に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域は工業専用地域であり、規制基準は適用されない。

表 2.3-42　特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

区域区分	時間の区分	
	昼間 午前7時から午後7時まで	夜間 午後7時から翌日午前7時まで
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

注1）規制基準は、特定工場を設置する工場又は事業場（以下、「特定工場等」という。）において発生する振動の特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。

注2）第1種区域及び第2種区域に所在する「学校教育法」第1条に規定する学校、「児童福祉法」第7条第1項に規定する保育所、「医療法」第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、「図書館法」第2条第1項に規定する図書館、「老人福祉法」第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、「保育等の総合的な提供の推進に関する法律」第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準値は、それぞれの基準値から5デシベルを減じた値とする。

注3）振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。

注4）振動の測定方法は、次のとおりとする。

(1) 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。
イ　緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所
ロ　傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所
ハ　温度、電気、磁気等の外囲条件の影響を受けない場所

(2) 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。
測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動（当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。）の指示値の差が10 デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の上欄に掲げる指示値の差ごとに同表の下欄に掲げる補正値を減ずるものとする。

指示値の差	補正値
3デシベル	3デシベル
4デシベル	2デシベル
5デシベル	
6デシベル	1デシベル
7デシベル	
8デシベル	
9デシベル	

注5）振動レベルの決定は、次のとおりとする。

(1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
(2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
(3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80%レンジの上端の数値とする。

出典：「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和51年11月10日　環境庁告示90号）
「振動規制法第3条第1項の規定に基づく地域の指定状況」（昭和52年12月26日　長野県告示第683号）
「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」（平成29年3月　上田市）

表 2.3-43　振動規制法の規定に係る規制地域

区分	地域
第1種区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注）第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法第2章の規定により定められた用途地域をいう。

出典：「振動規制法に基づく規制地域の指定」（昭和52年12月26日　県告示第683号、平成24年3月30日　上田市告示第115号）
「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」（平成29年3月　上田市）

(2)道路交通振動

「振動規制法」に基づく道路に面する地域の要請限度は表 2.3-44に、規制地域は表 2.3-41に示したとおりである。

表 2.3-44　道路交通振動に係る要請限度

時間の区分／区域区分	要請限度	
	昼間 午前7時から午後7時まで	夜間 午後7時から翌日午前7時まで
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

注1）第1種区域及び第2種区域とは、振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域について、同法第4条第1項の規定により都道府県知事が定めた区域をいう。
注2）振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向についておこなうものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。
注3）振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。
注4）振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる1日について、昼間及び夜間の区分ごとに1時間当たり1回以上の測定を4時間以上行うものとする。
注5）振動の測定方法及び振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。
イ　緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所
ロ　傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所
ハ　温度、電気、磁気等の外囲条件の影響を受けない場所
二　暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動(当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。)の指示値の差が10デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の上欄に掲げる指示値の差ごとに同表の下欄に掲げる補正値を減ずるものとする。

指示値の差	補正値
3デシベル	3デシベル
4デシベル	2デシベル
5デシベル	
6デシベル	1デシベル
7デシベル	
8デシベル	
9デシベル	

注6）振動レベルは5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80％レンジの上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値とする。

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日 総理府令第58号）
「振動規制法第3条第1項の規定に基づく地域の指定状況」（昭和52年12月26日　長野県告示第683号）
「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」（平成29年3月　上田市）

(3)建設作業振動

「振動規制法」及び「振動規制法に基づく規制地域の指定」に基づく、特定建設作業は表2.3-45に、振動の規制基準は表 2.3-46に、規制地域は表 2.3-47に示すとおりである。

表 2.3-45 振動規制法による特定建設作業

番号	特定建設作業
1	くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）
適用除外	当該作業がその作業を開始した日に終わるもの。

出典：「振動規制法施行令」（昭和51年10月22日　政令第280号）
「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」（平成29年3月　上田市）

表 2.3-46 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に係る基準

区域の区分等＼規制項目		振動の大きさ	作業禁止時間	1 日における作業時間	作業期間	日曜日その他の休日における作業
規制地域	第 1 号区域	75 デシベル	午後 7 時～翌日午前 7 時	10 時間を超えないこと	連続して 6 日を超えないこと	禁止
	第 2 号区域	75 デシベル	午後 10 時～翌日午前 6 時	14 時間を超えないこと	連続して 6 日を超えないこと	禁止
適用除外			A、B、C、D、E	A、B	A、B	A、B、C、D、E、F

注 1）振動の大きさは、特定建設作業の場所の敷地の境界線での値をいう。
注 2）表中の A～F は次の場合をいい、当該規制の適用が除外される。
　A　災害その他非常の事態のため緊急に行う必要がある場合
　B　人の生命又は身体に対する危険の防止のため行う必要がある場合
　C　鉄道又は軌道の正常な運行確保のため行う必要がある場合
　D　道路法第 34 条（道路の占用許可）、第 35 条（協議）による場合
　E　道路交通法第 77 条第 3 項（道路の使用許可）、第 80 条第 1 項（協議）による場合
　F　電気事業法施行規則第 1 条第 2 項第 1 号の変電所の変更の工事で特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全の確保のため電気工作物の機能を停止して日曜日、休日に行う必要のある場合
注 3）振動の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。
注 4）振動の測定方法は、次のとおりとする。
　(1) 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。
　　イ　緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所
　　ロ　傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所
　　ハ　温度、電気、磁気等の外囲条件の影響を受けない場所
　(2) 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。
　　測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動(当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。)の指示値の差が 10 デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の上欄に掲げる指示値の差ごとに同表の下欄に掲げる補正値を減ずるものとする。

指示値の差	補正値
3 デシベル	3 デシベル
4 デシベル	2 デシベル
5 デシベル	
6 デシベル	1 デシベル
7 デシベル	
8 デシベル	
9 デシベル	

注 5）振動レベルの決定は、次のとおりとする。
　(1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
　(2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
　(3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80%レンジの上端の数値とする。

出典：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月 10 日　総理府令第 58 号）
「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」（平成 29 年 3 月　上田市）

表 2.3-47　特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制地域

区分	地域
第 1 号区域	振動規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された区域のうち、 (1) 第 1 種区域 (2) 第 2 種区域のうち、 学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80 メートルの区域内
第 2 号区域	振動規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域のうち、上記に掲げる区域以外の区域

出典：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月 10 日　総理府令第 58 号）
「振動規制法第 3 条第 1 項の規定に基づく地域の指定状況」（昭和 52 年 12 月 26 日　長野県告示第 683 号）
「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」（平成 29 年 3 月　上田市）

4. 悪臭

(1)悪臭防止法

「悪臭防止法」（昭和46年6月1日　法律第91号　最終改正：令和4年6月17日）に基づく、工場・事業場の敷地境界線の地表における悪臭の規制基準は表 2.3-48に、煙突等の排出口における規制基準は表 2.3-49に、排出口からの排出水中における規制基準は表 2.3-50に、規制地域は表 2.3-51(1)、(2)に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域は工業専用地域であり、規制地域に指定されていない。また、上田市内は、臭気指数規制を採用していない。

表 2.3-48　工場・事業場の敷地境界線の地表における規制基準

特定悪臭物質名	第 1 地域（ppm）	第 2 地域(ppm)	敷地境界	気体排出施設	排出水
アンモニア	2	5	○	○	
メチルメルカプタン	0.004	0.01	○		○
硫化水素	0.06	0.2	○	○	○
硫化メチル	0.05	0.2	○		○
トリメチルアミン	0.02	0.07	○	○	
二硫化メチル	0.03	0.1	○		○
アセトアルデヒド	0.1	0.5	○		
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	○	○	
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	○	○	
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	○	○	
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	○	○	
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	○	○	
イソブタノール	0.9	4	○	○	
酢酸エチル	3	7	○	○	
メチルイソブチルケトン	1	3	○	○	
トルエン	10	30	○	○	
キシレン	1	2	○	○	
スチレン	0.8	2	○		
プロピオン酸	0.07	0.2	○		
ノルマル酪酸	0.002	0.006	○		
ノルマル吉草酸	0.002	0.004	○		
イソ吉草酸	0.004	0.01	○		

出典：「悪臭防止法」（昭和 46 年 6 月 1 日　法律第 91 号）
「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準を指定」（昭和 50 年 3 月 10 日　長野県告示第 114 号）
「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」（平成 29 年 3 月　上田市）

表 2.3-49 煙突等の排出口における規制基準

特定悪臭物質の名称	アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン

注）規制基準は、次の式によって得られた排出口からの排出量によって規制される。

$q=0.108\times He^2\cdot Cm$

q：特定悪臭物質の排出量（Nm^3/h）

He：補正された排出口の高さ（m）

Cm：敷地境界線における規制基準値（ppm）

出典：「悪臭防止法」（昭和 46 年 6 月 1 日　法律第 91 号）
「六訂版ハンドブック悪臭防止法」（平成 24 年 7 月　ぎょうせい）

表 2.3-50 排出口からの排出水中における規制基準

特定悪臭物質の名称	規制地域の区分	排出水の流量区分(m^3/s)		
		0.001 以下の場合	0.001 を超え、0.1 以下の場合	0.1 を超える場合
メチルメルカプタン (mg/L)	第 1 地域	0.06	0.01	0.003
	第 2 地域	0.2	0.03	0.007
硫化水素 (mg/L)	第 1 地域	0.3	0.07	0.02
	第 2 地域	1	0.2	0.05
硫化メチル (mg/L)	第 1 地域	2	0.3	0.07
	第 2 地域	6	1	0.3
二硫化メチル (mg/L)	第 1 地域	2	0.4	0.09
	第 2 地域	6	1	0.3

出典：「悪臭防止法」（昭和 46 年 6 月 1 日　法律第 91 号）

表 2.3-51(1) 悪臭の規制に係る規制地域

区分	地域
第 1 地域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、付表の上田市の項の 1 の地域
第 2 地域	工業地域(付表の上田市の項の 1 の地域を除く。)

出典：「悪臭防止法第 3 条の規定に基づく規制地域の指定状況」（昭和 50 年 3 月 10 日　県告示第 114 号）
「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」（平成 29 年 3 月　上田市）

表 2.3-51(2) 悪臭の規制に係る規制地域　付表の地域

上田市 1	上田市の地域のうち、次に掲げる地域 ア　常入字万所の一部 イ　国分字堂西の一部 ウ　踏入 1 丁目及び踏入 2 丁目の各一部 エ　常田 1 丁目及び常田 2 丁目の各一部 オ　天神 1 丁目、天神 2 丁目、天神 3 丁目及び天神 4 丁目の各一部 カ　常磐城 2 丁目及び常磐城 3 丁目の各一部 キ　秋和のうち、字宮原、字権現、字八反田並びに字風呂川、字鶴巻、字山道、字常屋敷、字大蔵京及び字親田の各一部 ク　緑が丘一丁目の一部

出典：「悪臭防止法第 3 条の規定に基づく規制地域の指定状況」（昭和 50 年 3 月 10 日　県告示第 114 号）
「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」（平成 29 年 3 月　上田市）

(2)長野県環境審議会答申

対象事業実施区域及びその周辺では、臭気指数規制を採用していないが、臭気指数規制についての基本的な考え方について長野県環境審議会で答申されている。このうち、ごみ焼却施設に対する規制基準の設定方法は表 2.3-52に、規制地域の指定区分は表 2.3-53に示すとおりである。

表 2.3-52　規制基準の設定方法

区分	規制地域の区分	規制基準
敷地境界線の地表における規制基準（ごみ焼却場）	第 1 地域	10
	第 2 地域	13
気体排出施設から排出される気体に係る規制基準	－	悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 に定める方法により算出して得た値
排出水に係る規制基準	－	敷地境界線の地表における規制基準として定められた値に 16 を加算した値

出典：「長野県環境審議会答申」（平成 9 年 1 月 23 日）

表 2.3-53　規制地域の指定区分

類型区分	地　域
第 1 地域	1 都市計画法の規定に基づく第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域並びにこれらの地域に相当する地域 2 学校、病院の周辺の地域
第 2 地域	1 都市計画法の規定に基づく工業地域及びこの地域に相当する地域 2 都市計画法の規定に基づく工業専用地域のうち、悪臭により住民の生活環境が損なわれていると認められる地域 3 第 1 地域並びに第 2 地域の 1 及び 2 を除く地域で悪臭に対する順応のみられる地域

出典：「長野県環境審議会答申」（平成 9 年 1 月 23 日）

5. 水質

(1)河川及び湖沼

① 環境基準

「環境基本法」に基づく人の健康の保護に関する環境基準及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づくダイオキシン類に関する水質の環境基準は表 2.3-54 に示すとおりである。また、生活環境の保全に関する河川の環境基準は表 2.3-55(1)、(2)に、湖沼の環境基準は表 2.3-56(1)、(2)に、基準の類型の指定水域は表 2.3-57 に示すとおりである。

対象事業実施区域の南側を流れる千曲川はＡ類型に指定されている。

表 2.3-54 人の健康の保護に関する環境基準

項目	環境基準
カドミウム	0.003 mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.02 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L以下

注 1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
注 2)「検出されないこと」とは、測定結果が昭和 46 年環境庁告示第 59 号別表 1 に定められた方法の定量限界を下回ることをいう。
出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号）
「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号）
「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」（平成 29 年 3 月 上田市）

表 2.3-55(1)　生活環境の保全に関する環境基準（河川）

ア　一般項目

項目／類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数	
AA	水道１級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下	別に水域類型ごとに指定する水域
A	水道２級 水産１級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下	
B	水道３級 水産２級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL 以下	
C	水産３級 工業用水１級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-	
D	工業用水２級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-	
E	工業用水３級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	-	

備考 1　基準値は日間平均とする。
　　 2　農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
注2) 水道１級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
　　 水道２級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
　　 水道３級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
注3) 水産１級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用
　　 水産２級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産３級の水産生物用
　　 水産３級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
注4) 工業用水１級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
　　 工業用水２級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
　　 工業用水３級：特殊の浄水操作を行うもの
注5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
注6) 大腸菌数については以下のとおり。
　1　大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の 0.9×ｎ番目（ｎは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×ｎが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする。
　2　水道１級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100ＣＦＵ／100ml 以下とする。
　3　水産１級、水産２級及び水産３級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。
　4　大腸菌数に用いる単位はＣＦＵ（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））／100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日　環境庁告示第59号）
　　　「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」（平成29年3月　上田市）

表 2.3-55(2)　生活環境の保全に関する環境基準（河川）

イ　水生生物保全環境基準項目（全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）

	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物Ａ	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下	別に水域類型ごとに指定する水域
生物特Ａ	生物Ａの水域のうち、生物Ａの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下	
生物Ｂ	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生育する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下	
生物特Ｂ	生物Ａ又は生物Ｂの水域のうち、生物Ｂの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下	
備考　基準値は、年間平均値とする。					

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日　環境庁告示第 59 号）
「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」（平成 29 年 3 月　上田市）

表 2.3-56(1)　生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

ア　一般項目

類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数	
ＡＡ	水道１級 水産１級 自然環境保全 及びＡ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/100mL以下	別に水域類型ごとに指定する水域
Ａ	水道２、３級 水産２級 水浴 及びＢ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100mL以下	
Ｂ	水産３級 工業用水１級 及びＣの欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	－	
Ｃ	工業用水２級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	－	
備考：水産１級、水産２級及び水産３級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。							

注 1)　自然環境保全：自然探勝等の環境保全
注 2)　水道１級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
注 3)　水産１級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用
水産２級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産３級の水産生物用
水産３級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
注 4)　工業用水１級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水２級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は特殊の浄水操作を行うもの
注 5)　環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
注 6)　大腸菌数については以下のとおり。
1　大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の 0.9×ｎ番目（ｎは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×ｎが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする。
2　水道１級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100ＣＦＵ／100ml 以下とする。
3　水道３級を利用目的としている地点（水浴又は水道２級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 1,000ＣＦＵ／100ml 以下とする。
4　水産１級、水産２級及び水産３級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。
5　大腸菌数に用いる単位はＣＦＵ（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））／100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日　環境庁告示第 59 号）
「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」（平成 29 年 3 月　上田市）

表 2.3-56(2)　生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

イ　全窒素、全燐

類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全燐	
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下	別に水域類型ごとに指定する水域
Ⅱ	水道 1、2、3 級（特殊なものを除く。） 水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下	
Ⅲ	水道 3 級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下	
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
Ⅴ	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下	

備考
1　基準値は、年間平均値とする。
2　水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
3　農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

注 1）自然環境保全：自然探勝等の環境保全
注 2）水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
　　　水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
　　　水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
注 3）水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び 3 種の水産生物用
　　　水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
　　　水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
注 4）環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日　環境庁告示第 59 号）
　　　「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」（平成 29 年 3 月　上田市）

ウ　水生生物保全環境基準項目（全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）

	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物Ａ	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	別に水域類型ごとに指定する水域
生物特Ａ	生物Ａの水域のうち、生物Ａの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物Ｂ	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生育する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生物特Ｂ	生物Ａ又は生物Ｂの水域のうち、生物Ｂの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	

備考：基準値は、年間平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日　環境庁告示第 59 号）
　　　「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」（平成 29 年 3 月　上田市）

表 2.3-57　水質汚濁に係る環境基準の類型の指定水域

ア　一般項目

水系	水域	類型	達成期間	指定の種類及び年月日
信濃川	信濃川上流（2）（千曲川）（南佐久郡の湯川合流点から大屋橋まで）	A	イ	国(S47.4.6 環境庁告示第7号)
	信濃川上流（3）（千曲川）（大屋橋から県境まで）	A	ロ	国(S47.4.6 環境庁告示第7号)
	依田川（全域）	A	イ	県(S50.5.22 長野県告示第281号)
	神川（全域）	A	イ	県(S55.10.9 長野県告示第645号)
	浦野川（全域）（産川を含む）	A	ハ	県(H7.12.25 長野県告示第951号)

注）達成期間の分類は、次のとおりとする。
「イ」は、直ちに達成、「ロ」は、5年以下で可及的すみやかに達成、「ハ」は、5年を超える期間で可及的すみやかに達成
出典：「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」（平成 29 年 3 月　上田市）

イ　水生生物保全環境基準項目（全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）

水系	水域	類型	達成期間	指定の種類及び年月日
信濃川	依田川（全域）	生物A	イ	県（H24.4.5 長野県告示第313号）
	神川（全域）	生物A	イ	
	浦野川（全域）	生物A	イ	
	産川（全域）	生物B	イ	

注）達成期間の分類は、次のとおりとする。
「イ」は、直ちに達成、「ロ」は、5年以下で可及的すみやかに達成、「ハ」は、5年を超える期間で可及的すみやかに達成
出典：「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」（平成29年3月　上田市）

② 水質汚濁防止法に基づく排水基準等

「水質汚濁防止法」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 138 号　最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく汚水または廃液を排出する一定の施設（特定施設）を設置する工場または事業場（特定事業場）で、公共用水域に排出水を排出する特定事業場に対する一律排水基準及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく排水に係る基準は表 2.3-58(1)、(2)に示すとおりである。

また、「良好な生活環境の保全に関する条例」（昭和 48 年　長野県条例第 11 号）に基づく上乗せ排水基準は表 2.3-59(1)、(2)に示すとおりである。なお、焼却施設は特定施設を有する工場に該当する。

表 2.3-58(1)　排水基準（有害物質に関する項目）

項　目	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機燐化合物（ﾊﾟﾗﾁｵﾝ、ﾒﾁﾙﾊﾟﾗﾁｵﾝ、ﾒﾁﾙｼﾞﾒﾄﾝ及びEPNに限る）	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	10mg/L
ふっ素及びその化合物	8mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L（アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量）
1,4-ジオキサン	0.5mg/L
ダイオキシン類	10 pg-TEQ/L

注）「検出されないこと」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月　総理府令第35号）
　　「ダイオキシン類対策特別措置法施行令」（平成11年12月27日　政令第433号）
　　「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」（平成11年12月27日　総理府令第67号）
　　「公害関係基準のしおり」（令和5年3月　長野県）

表 2.3-58(2)　排水基準(生活環境に関する項目)

項目		許容限度
pH		5.8～8.6
生物化学的酸素要求量(BOD)		160mg/L（日間平均120mg/L）
化学的酸素要求量(COD)		160mg/L（日間平均120mg/L）
浮遊物質量(SS)		200mg/L（日間平均150mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	5mg/L
	動植物油脂類	30mg/L
フェノール類含有量		5mg/L
銅含有量		3mg/L
亜鉛含有量		2mg/L
溶解性鉄含有量		10mg/L
溶解性マンガン含有量		10mg/L
クロム含有量		2mg/L
大腸菌群数		日間平均3,000個/cm^3
窒素含有量		120mg/L（日間平均60mg/L）
燐含有量		16mg/L（日間平均8mg/L）

注1）「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
注2）生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
注3）窒素含有量、燐含有量についての排水基準は、窒素又は燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼、及び海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがあるとして環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用される。
出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月　総理府令第35号）
「公害関係基準のしおり」（令和5年3月　長野県）

表 2.3-59(1)　上乗せ排水基準（有害物質に関する項目）

区分	項目	許容限度
水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設を有する工場又は事業場	カドミウム及びその化合物	0.05mg/L
	シアン化合物	0.5mg/L
	六価クロム化合物	0.3mg/L
	水銀及びアルキル水銀、その他の水銀化合物	0.003mg/L

注）特定施設とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で、政令で定めるものをいう。
1. カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質（以下「有害物質」という。）を含むこと。
2. 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。）を示す項目として政令で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

出典：「良好な生活環境の保全に関する条例」（昭和48年3月30日　県条例第11号）第16条

表 2.3-59(2)　上乗せ排水基準（生活環境に関する項目）

排水量	項目及び許容限度			
	BOD又はCOD(mg/L)		SS(mg/L)	
	最大	日間平均	最大	日間平均
10m^3以上　50m^3未満	60	40	90	60
50m^3以上	30	20	50	30

出典：良好な生活環境の保全に関する条例」（昭和48年3月30日　県条例第11号）第16条

③　上田市公害防止条例

「上田市公害防止条例」（平成 21 年 12 月 18 日　条例第 38 号）に基づく水質に係る環境基準は表 2.3-60 に、区分をあてはめる水域は表 2.3-61 に示すとおりである。

表 2.3-60　上田市公害防止条例に基づく水質の環境基準

区分＼項目	基準値				
	水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数
第 1 種水域	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
第 2 種水域	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
第 3 種水域	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下

出典：「上田市公害防止条例施行規則」（平成 21 年 12 月 18 日　規則第 38 号）
　　　「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」（平成 29 年 3 月　上田市）

表 2.3-61　区分を当てはめる水域

区分	区分を当てはめる水域
第 1 種水域	市民の定住的生活、農耕、家畜の飼育等の影響が及んでいない河川
第 2 種水域	矢出沢川、傍陽川、内村川、武石川
第 3 種水域	第 1 種水域及び第 2 種水域以外の河川

注 1）河川の名称は、河川法に規定する名称による。
注 2）この表は、環境基本法第 16 条第 2 項の規定に基づき指定された水域を除く。
出典：「上田市公害防止条例施行規則」（平成 21 年 12 月 18 日　規則第 38 号）
　　　「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」（平成 29 年 3 月　上田市）

(2)地下水

「環境基本法」に基づく地下水の水質汚濁に係る環境基準及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく水質に係る地下水の環境基準は表 2.3-62に示すとおりである。

表 2.3-62 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	環境基準
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
クロロエチレン	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L以下

注1) 環境基準は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
注2)「検出されないこと」とは、測定した場合においてその結果が当該方法の定量下限値を下回ることをいう。
出典:「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年3月13日環境庁告示第10号)
「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」
(平成11年12月27日　環境庁告示第68号)
「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」(平成29年3月　上田市)

6. 土壌汚染

(1)環境基準

「環境基本法」に基づく土壌汚染に係る環境基準及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づくダイオキシン類に関する環境基準は、表 2.3-63に示すとおりである。

表 2.3-63 土壌汚染に係る環境基準

項　目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐注2)	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン （別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1.4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下

注 1)「検液中に検出されないこと。」とは、測定結果が平成 3 年環境庁告示第 46 号別表に定められた方法の定量限界を下回ることをいう。
注 2) 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。
注 3) ダイオキシン類は、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合　簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。
出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年 8 月 23 日　環境庁告示第 46 号）
「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年 12 月 27 日　環境庁告示第 68 号）
「公害関係基準集・上田市環境保全関係条例集」（平成 29 年 3 月　上田市）

(2)土壌汚染対策法

「土壌汚染対策法」（平成14年5月29日法律第53号　最終改正：令和4年6月17日）においては、使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地、一定規模以上の形質の変更が行われる土地、土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地について、表 2.3-64に示す特定有害物質による汚染の可能性のある場合に、土壌汚染状況調査、区域の指定及び健康被害防止のための措置を行うことが定められている。

表 2.3-64　「土壌汚染対策法」で定める特定有害物質

特定有害物質の種類		土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)	第2溶出量基準 (mg/L)
四塩化炭素	(揮発性有機化合物) 第1種特定有害物質	0.002 以下	－	0.02 以下
クロロエチレン		0.002 以下	－	0.02 以下
1.2－ジクロロエタン		0.004 以下	－	0.04 以下
1.1－ジクロロエチレン		0.1 以下	－	1 以下
1.2－ジクロロエチレン		0.04 以下	－	0.4 以下
1.3－ジクロロプロペン		0.002 以下	－	0.02 以下
ジクロロメタン		0.02 以下	－	0.2 以下
テトラクロロエチレン		0.01 以下	－	0.1 以下
1.1.1－トリクロロエタン		1 以下	－	3 以下
1.1.2－トリクロロエタン		0.006 以下	－	0.06 以下
トリクロロエチレン		0.01 以下	－	0.1 以下
ベンゼン		0.01 以下	－	0.1 以下
カドミウム及びその化合物	(重金属) 第2種特定有害物質	0.003 以下	45 以下	0.09 以下
六価クロム化合物		0.05 以下	250 以下	1.5 以下
シアン化合物		検出されないこと	遊離シアンとして50 以下	1 以下
水銀及びその化合物		0.0005以下かつアルキル水銀が検出されないこと	15 以下	0.005 以下かつアルキル水銀が検出されないこと
セレン及びその化合物		0.01 以下	150 以下	0.3 以下
鉛及びその化合物		0.01 以下	150 以下	0.3 以下
砒素及びその化合物		0.01 以下	150 以下	0.3 以下
ふっ素及びその化合物		0.8 以下	4,000 以下	24 以下
ほう素及びその化合物		1 以下	4,000 以下	30 以下
シマジン	(農薬等) 第3種特定有害物質	0.003 以下	－	0.03 以下
チウラム		0.006 以下	－	0.06 以下
チオベンカルブ		0.02 以下	－	0.2 以下
ポリ塩化ビフェニル（別名 PCB)		検出されないこと	－	0.003 以下
有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPN)		検出されないこと	－	1 以下

出典：「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年 5 月 29 日　環境省令第 29 号）
「公害関係基準のしおり」（令和 5 年 3 月　長野県）

7. 地盤沈下

長野県においては、「工業用水法」(昭和 31 年 6 月 11 日　法律第 146 号　最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」(昭和 37 年 5 月 1 日　法律第 100 号　最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)に基づく指定地域はない。

8. 産業廃棄物

産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年 5 月 31 日　法律第 104 号　最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)により、事業活動等に伴って発生した廃棄物(石綿等含有廃建材を含む)は事業者自らの責任において適切に処理することが定められている。

9. 温室効果ガス

温室効果ガスについては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成 10 年 10 月 9 日　法律第 117 号　最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)により、事業活動等に伴って相当程度多い温室効果ガスを排出する特定排出者は、事業を所管する大臣に温室効果ガス算定排出量の報告が定められている。

長野県では「長野県地球温暖化対策条例」(平成 18 年 3 月 30 日　条例第 19 号)に基づき、事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする事業者及び規則で定める台数以上の自動車を事業活動において使用する事業者は、その事業活動に係る温室効果ガスの排出の抑制や防止のための計画を定めなくてはならない。

10. 自然保護関係

(1)自然公園法及び長野県立自然公園条例に基づく自然公園

対象事業実施区域及びその周囲において、「自然公園法」に基づく自然公園の地域指定はされていない。また、「長野県立自然公園条例」(昭和35年7月18日　条例第22号)に基づく長野県立自然公園の地域指定はされていない。

自然公園の地種区分については、表 2.3-65に示すとおりである。

表 2.3-65　自然公園の地種区分について

地種区分		説明
特別地域	特別保護地区	特別地域内で特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地域で、特に厳重に景観の維持を図る必要がある地区
	第 1 種特別地域	特別保護地区に準ずる景観を有し、特別地域のうちでは風致を維持する必要性がもっとも高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域
	第 2 種特別地域	第 1 種特別地域及び第 3 種特別地域以外の地域であって、特に農林漁業活動についてはつとめて調整を図ることが必要な地域
	第 3 種特別地域	特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域
普通地域		特別地域に含まれない地域で風景の保護を図る必要がある地域

出典：「自然公園法施行規則」(昭和 32 年 10 月 11 日　厚生省令第 41 号　最終改正：令和 4 年 3 月 14 日)

(2)自然環境保全法及び長野県自然環境保全条例の規定により指定された保全地域

対象事業実施区域及びその周囲における「自然環境保全法」(昭和47年6月22日　法律第85号　最終改正:令和4年6月17日)に基づく原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の指定はされていない。また、「長野県自然環境保全条例」に基づく自然環境保全地域等の指定状況は、表 2.3-66及び図 2.3-11に示すとおりであり、対象事業実施区域北側に、郷土環境保全地域である「太郎山」が指定されている。

表 2.3-66　自然環境保全地域等の指定状況

番号	区分	名称	所在地	面積(ha)	指定年月日
1	郷土環境保全地域	太郎山	上田市	174.11	昭和56年11月24日

出典:「信州くらしのマップ（自然・環境)」(長野県ホームページ　令和5年12月28日閲覧)

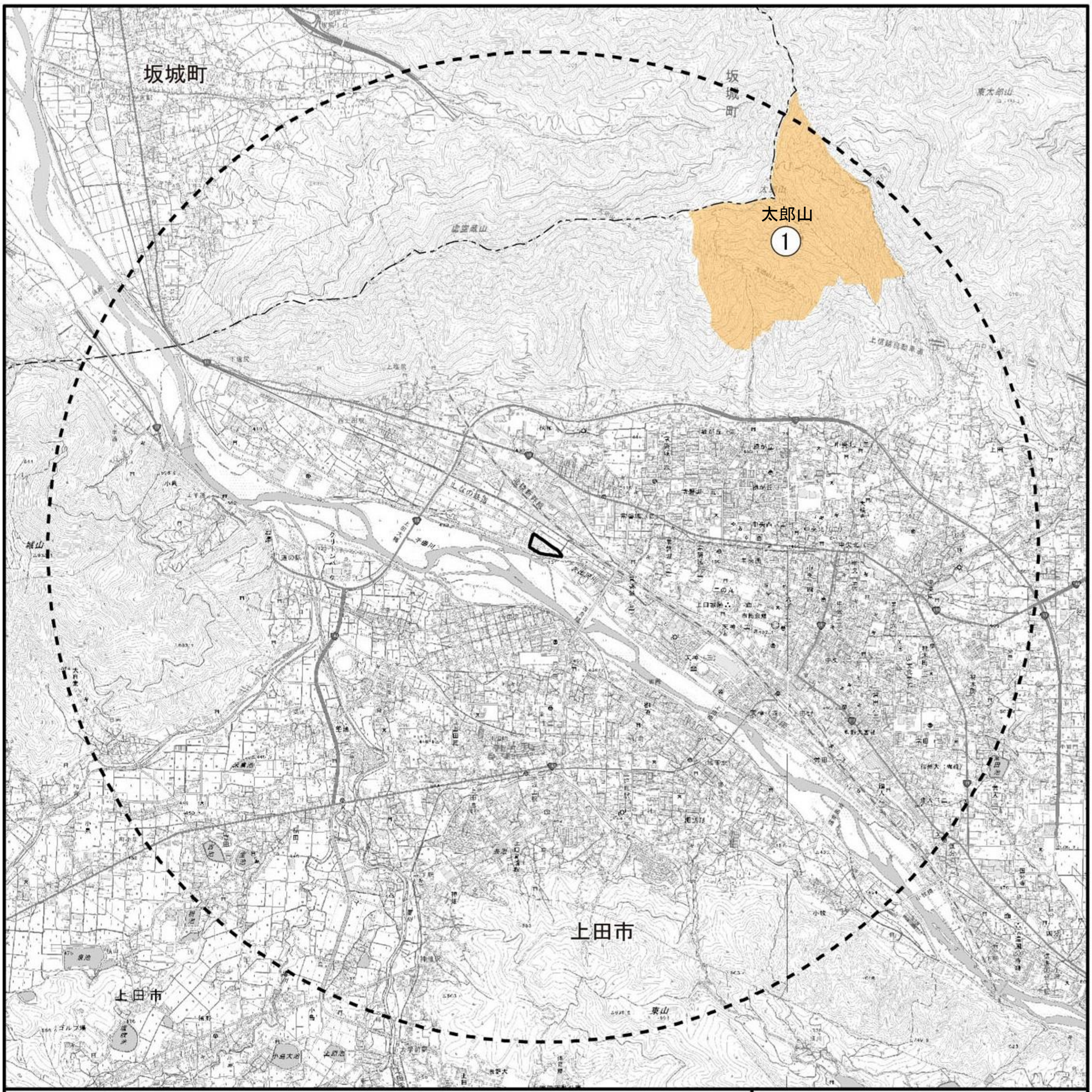

凡　例

対象事業実施区域

予備調査範囲

行政界

郷土環境保全地域

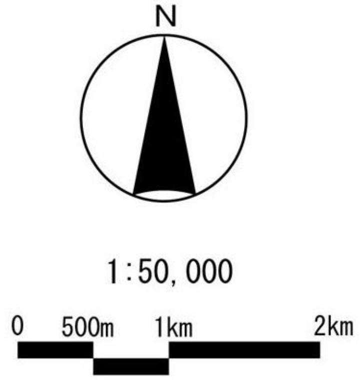

国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図を加工して作成。

出典：「信州くらしのマップ(自然・環境)」
(長野県統合型地理情報システムホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧)

図 2.3-11　対象事業実施区域及びその周囲の自然環境保全地域等の指定状況

(3)世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づく自然遺産の区域

対象事業実施区域及びその周囲に、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(平成4年9月28日　条約第7号)に基づいて指定された自然遺産の区域はない。

(4)都市緑地法に基づく緑地保全地域または特別緑地保全地区の区域

対象事業実施区域及びその周囲に、「都市緑地法」(昭和48年9月1日　法律第72号　最終改正:令和5年6月16日)に基づいて指定された緑地保全地域及び特別緑地保全地区の区域はない。

(5)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区等

対象事業実施区域及びその周囲における「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成14年7月12日　法律第88号　最終改正:令和4年6月17日)に基づく鳥獣保護区等の指定状況については、表 2.3-67及び図 2.3-12に示すとおりである。

表 2.3-67　鳥獣保護区等の指定状況

番号	指定区分	名称	所在地	面積(ha)	期限
1	鳥獣保護区	長野大学野鳥愛護林	上田市	20	令和 14 年 10 月 31 日
2	特定猟具使用禁止区域(銃猟)	太郎山	上田市	158	令和 12 年 10 月 31 日
3		原峠	上田市	58	令和 8 年 10 月 31 日
4		上田市自然運動公園	上田市	116	無期限
5		横山	上田市	59	令和 9 年 10 月 31 日
6		下小島	上田市	7	令和 11 年 10 月 31 日
7		坂城町千曲川流域	埴科郡坂城町	250	無期限

出典:「長野県鳥獣保護区等位置図(令和 5 年度)」(長野県ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧)

(6)絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区

対象事業実施区域及びその周囲に、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日　法律第75号　最終改正:令和4年6月17日)に基づいて指定された生息地等保護区はない。

(7)特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく湿地の区域

対象事業実施区域及びその周囲に、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(昭和55年9月22日　条約第28号　最終改正:平成6年4月29日)に基づいて指定された湿地の区域はない。

(8)長野県豊かな水資源の保全に関する条例に基づく水資源保全地域

対象事業実施区域及びその周囲において、「長野県豊かな水資源の保全に関する条例」(平成25年3月25日　条例第11号)に基づく水資源保全地域の指定はされていない。

(9)国有林野管理経営規程に基づく緑の回廊

対象事業実施区域及びその周囲に、「国有林野管理経営規程」(平成11年1月12日　農林水産省訓令第2号) に基づいて指定された緑の回廊はない。

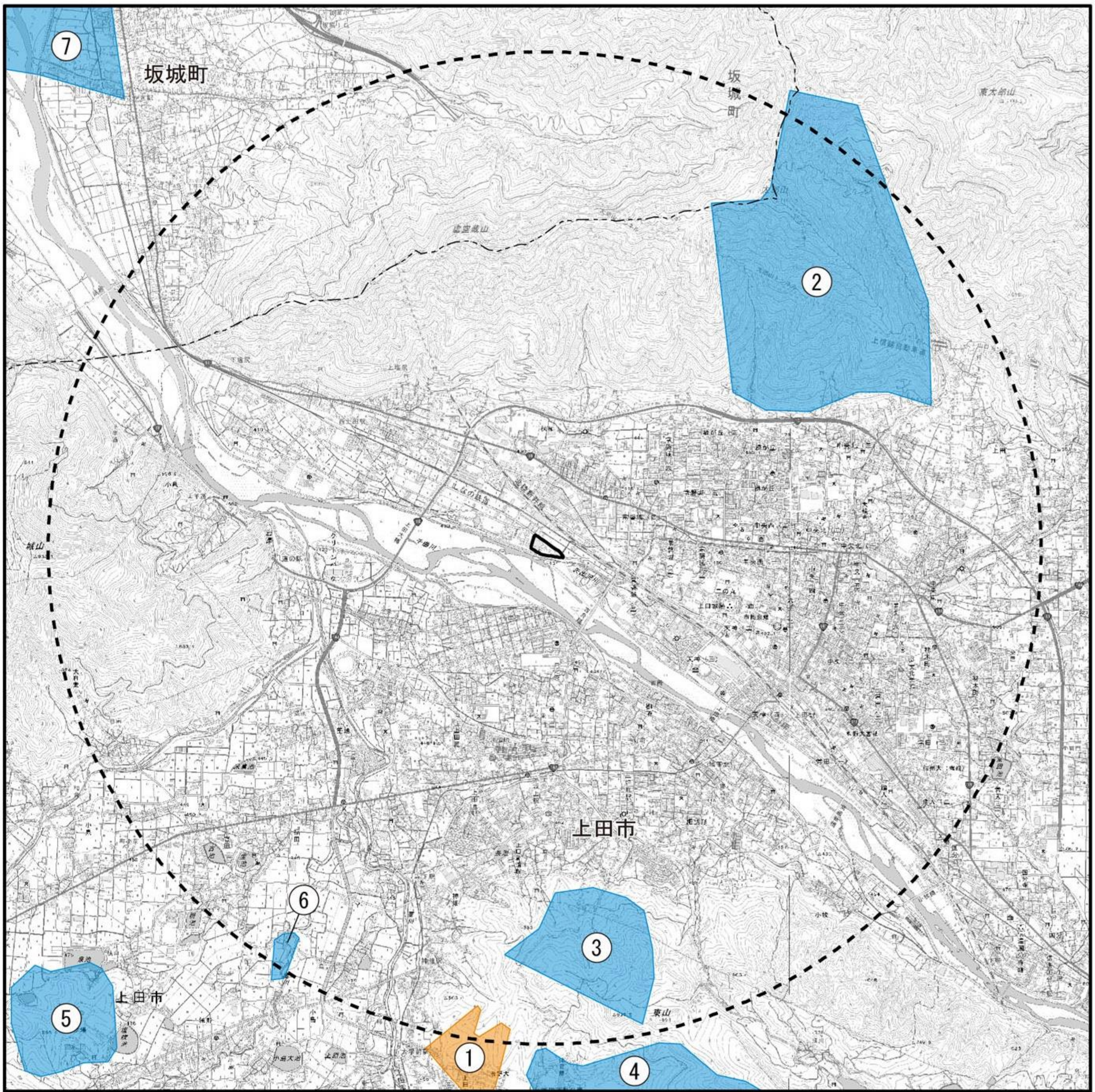

凡　例

対象事業実施区域

予備調査範囲

行政界

鳥獣保護区

特定猟具使用禁止区域(猟銃)

N

1:50,000

0　500m　1km　2km

国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図を加工して作成。

注）図中の番号は表 2.3-67 に対応している。
出典：「長野県鳥獣保護区等位置図(令和 5 年度)」
　　　(長野県ホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧)

図 2.3-12　対象事業実施区域及びその周囲の鳥獣保護区等の指定状況

11. 景観保全関係

(1)景観法及び長野県景観条例に基づく景観計画区域

「景観法」に基づき、対象事業実施区域周辺の市町のうち、上田市が長野県内の景観行政団体となっている。

長野県においては、「景観法」及び「長野県景観条例」(平成4年3月19日　条例第22号　最終改正:平成29年3月23日　条例第4号)に基づき、良好な景観を育成するための取組等を示す「長野県景観育成計画」(平成17年12月　長野県)が策定されており、長野県全土(景観行政団体を除く)を景観計画区域に指定している。ただし、上田市が景観行政団体であることから、上田市内は長野県の景観計画区域から除外されている。

長野県の景観計画区域から除外される上田市においては、「上田市景観計画」(平成24年12月　上田市) が策定されており、上田市全域が上田市の景観計画区域に指定され、景観形成基準が定められている。

(2)都市計画法に基づく風致地区

対象事業実施区域及びその周囲に、「都市計画法」に基づき指定された風致地区はない。

12. 国土防災関係

(1)森林法に基づく保安林の指定

対象事業実施区域及びその周囲における「森林法」(昭和26年6月26日　法律第249号　最終改正:令和5年6月16日)に基づく保安林及び国有林は図 2.3-13に示すとおりである。対象事業実施区域の周囲には保安林及び国有林が存在するが、対象事業実施区域内には存在しない。

また、参考として、民有林及び都道府県知事により指定がされている保安林を示している。

(2)急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域

対象事業実施区域及びその周囲における「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和44年7月1日　法律第57号　最終改正:令和5年5月26日)に基づく急傾斜地崩壊危険区域は図 2.3-14に示すとおりである。対象事業実施区域の周囲には急傾斜地崩壊危険区域が存在するが、対象事業実施区域内には存在しない。

(3)砂防法に基づく砂防指定地

対象事業実施区域及びその周囲における「砂防法」(明治30年3月30日　法律第29号　最終改正:令和4年6月17日)に基づく砂防指定地は図 2.3-14に示すとおりである。対象事業実施区域の周囲には砂防指定地が存在するが、対象事業実施区域内には存在しない。

(4)地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

対象事業実施区域及びその周囲には「地すべり等防止法」(昭和33年3月31日　法律第30号　最終改正:令和5年5月26日)に基づく地すべり防止区域は指定されていない。

(5)土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

対象事業実施区域及びその周囲における「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年5月8日　法律第57号　最終改正：令和4年6月17日)に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域[注)]は図 2.3-15に示すとおりである。対象事業実施区域の周囲には土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が存在するが、対象事業実施区域内には存在しない。

注）土砂災害特別警戒区域：土砂災害警戒区域の中で、建築物等に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれのある区域
土砂災害警戒区域：がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）、土石流、地すべりの土砂災害のおそれがある区域

(6)山地災害危険地区調査要領に基づく山地災害危険地区

対象事業実施区域及びその周囲における「山地災害危険地区調査要領」(平成28年7月　林野庁)による山地災害危険地区は図 2.3-16に示すとおりである。対象事業実施区域の周囲には山地災害危険地区が存在するが、対象事業実施区域内には存在しない。

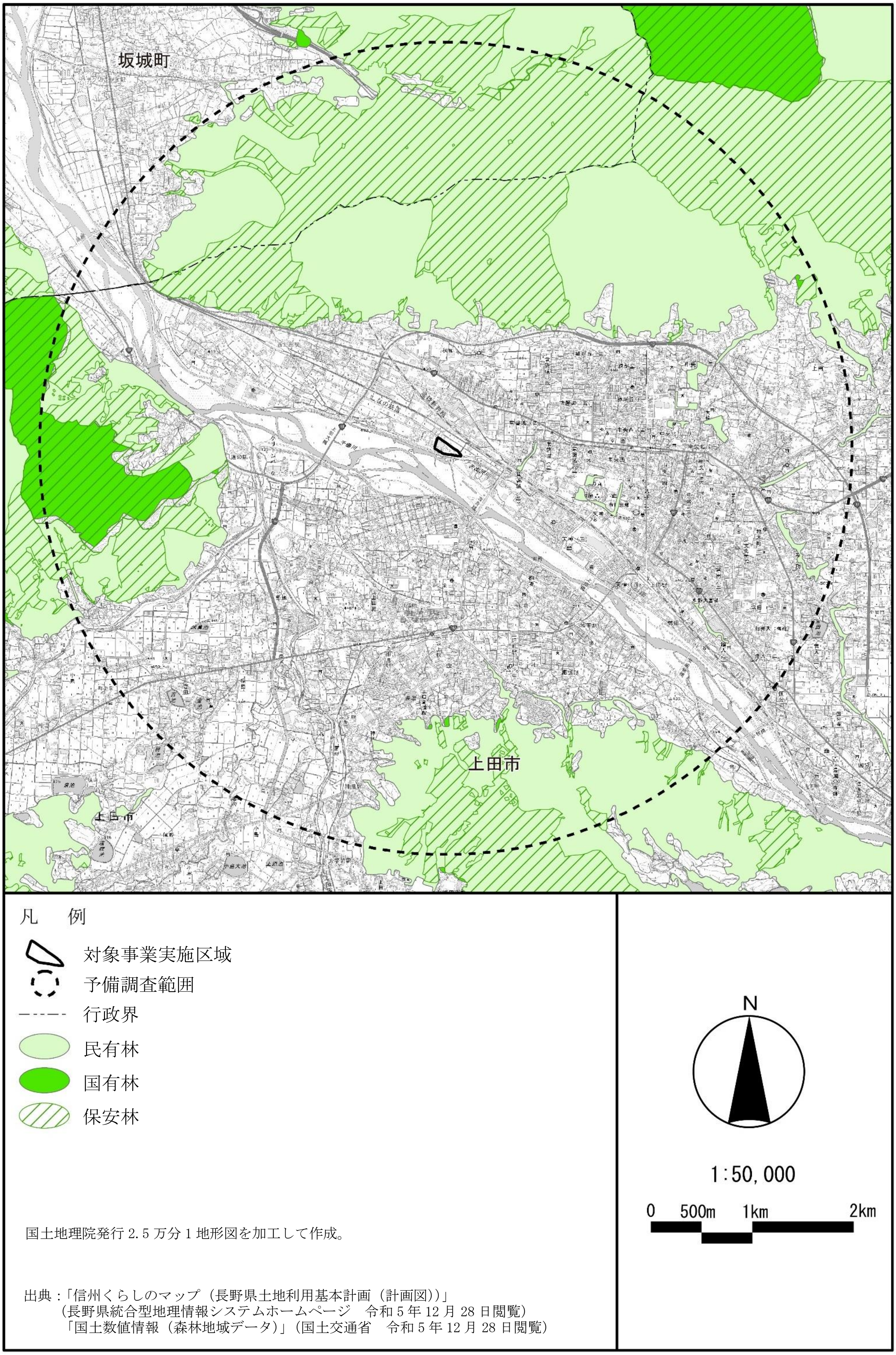

図 2.3-13　対象事業実施区域及びその周囲の保安林の指定状況（国有林・民有林）

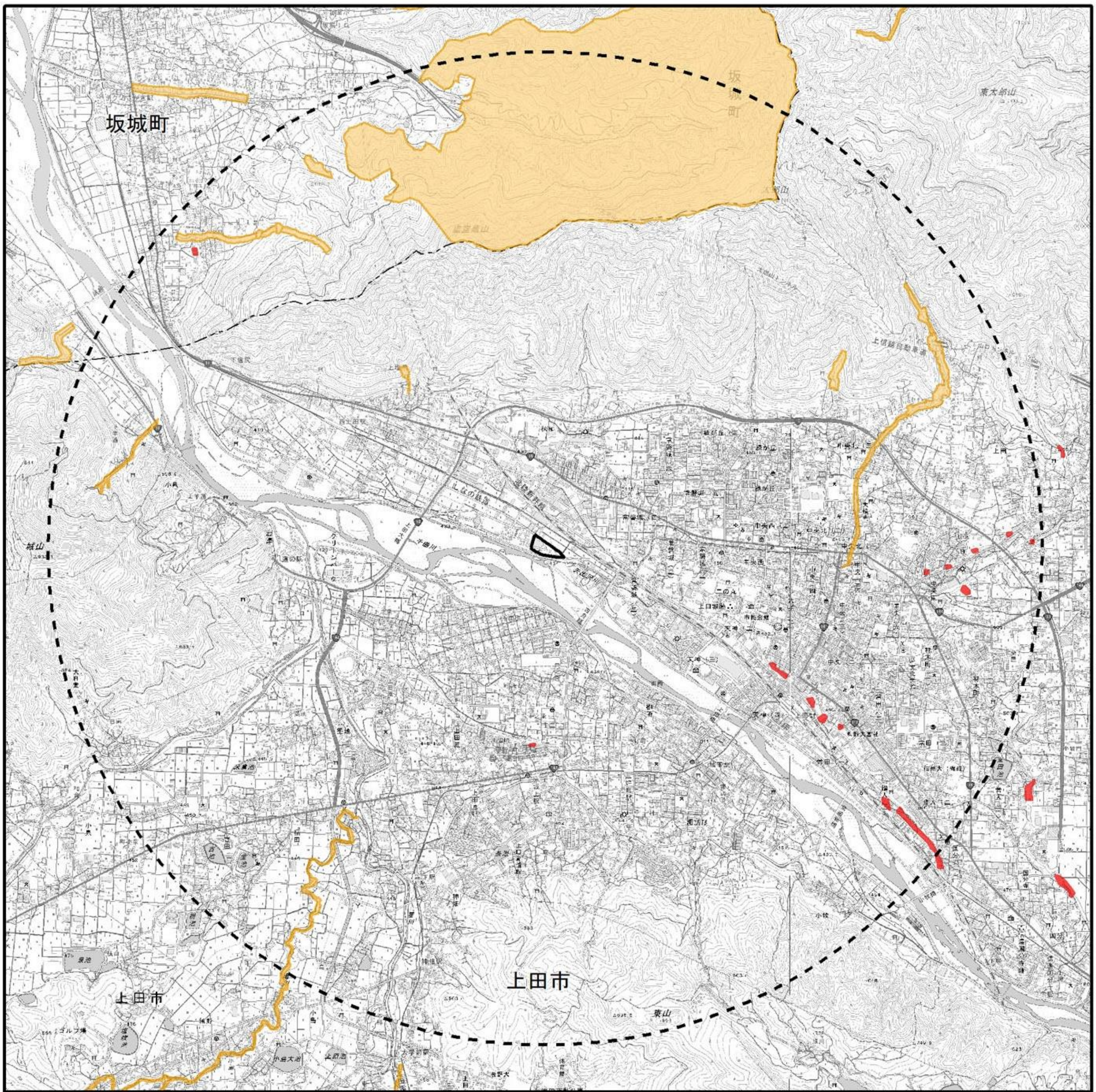

凡　例

対象事業実施区域
予備調査範囲
行政界
急傾斜地崩壊危険区域
砂防指定地

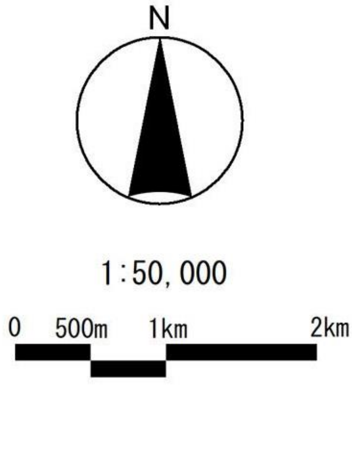

国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図を加工して作成。

出典：「信州くらしのマップ（防災）」
（長野県統合型地理情報システムホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）

図 2.3-14　対象事業実施区域及びその周囲の砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

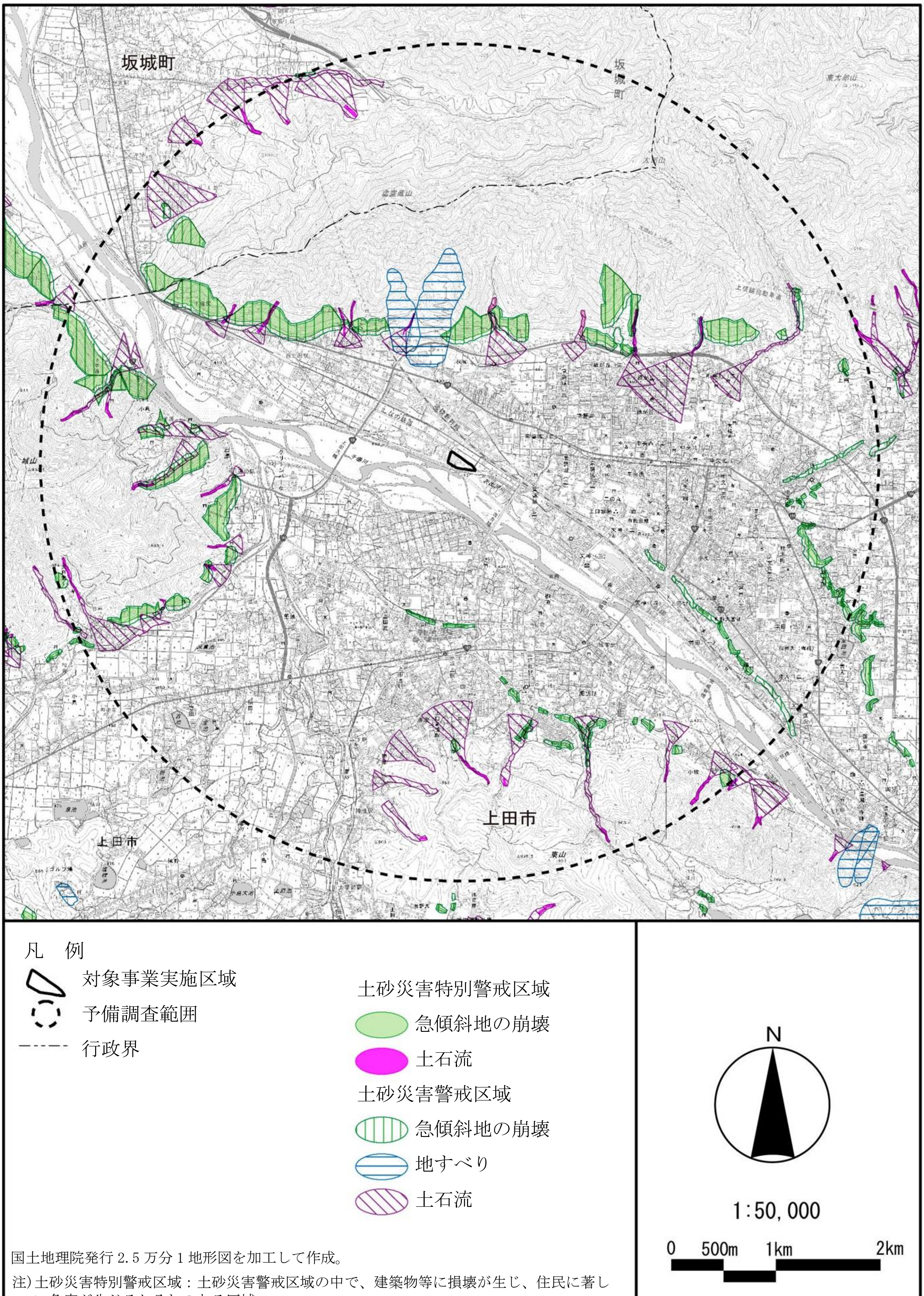

国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図を加工して作成。

注）土砂災害特別警戒区域：土砂災害警戒区域の中で、建築物等に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれのある区域

土砂災害警戒区域：がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）、土石流、地すべりの土砂災害のおそれがある区域

出典：「信州くらしのマップ（防災）」
（長野県統合型地理情報システムホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）

図 2.3-15　対象事業実施区域及びその周囲の土砂災害警戒区域等の指定状況

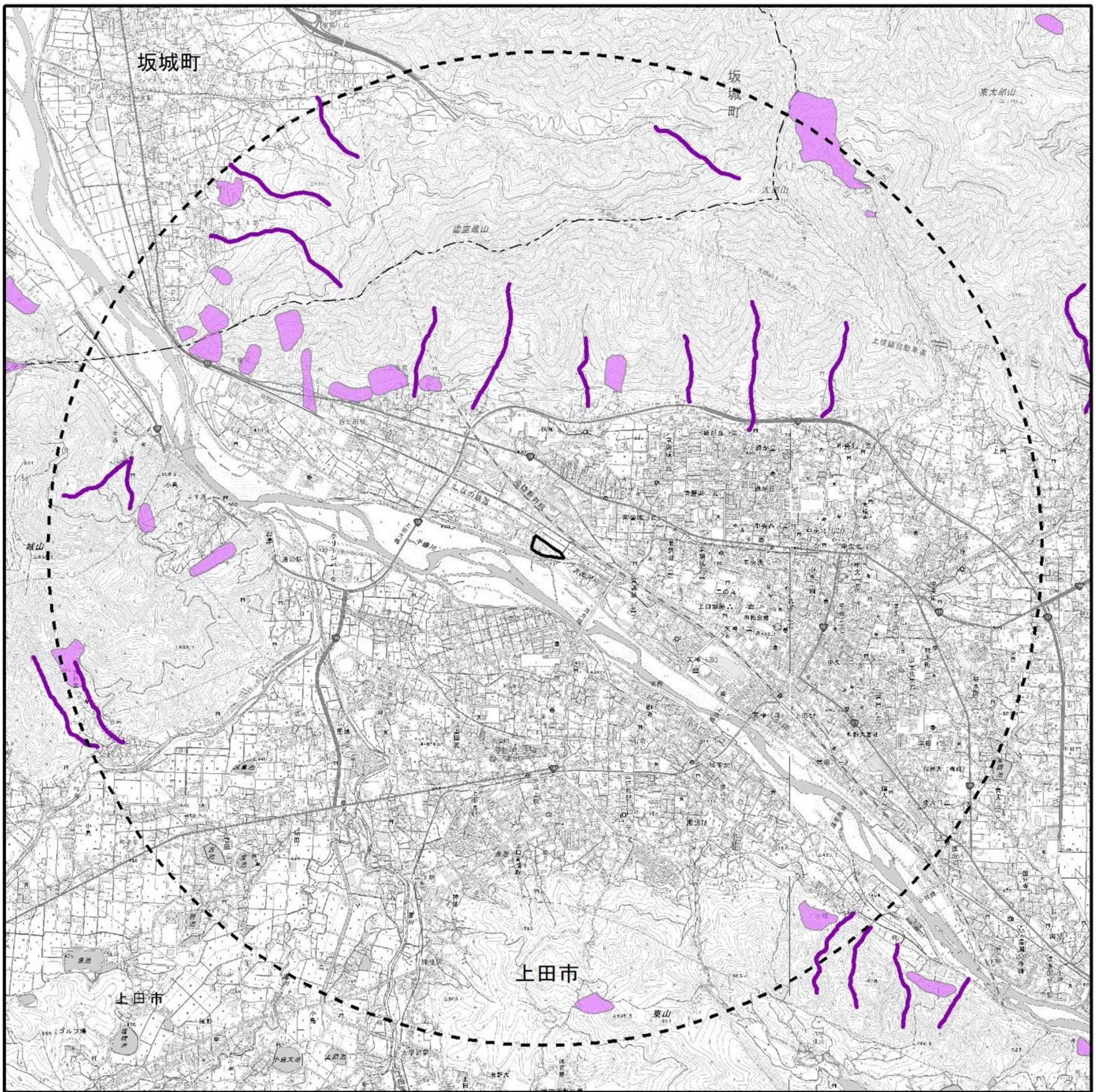

凡　例

- 対象事業実施区域
- 予備調査範囲
- 行政界
- 山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区）
- 山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区）

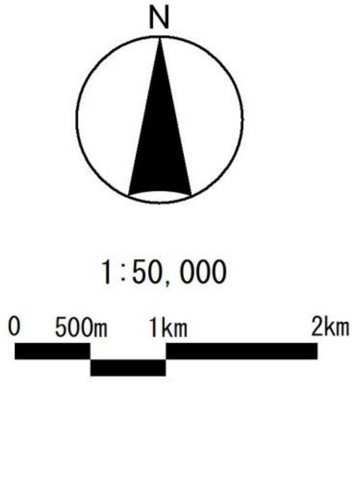

国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図を加工して作成。

出典：「信州くらしのマップ(防災)」
（長野県統合型地理情報システムホームページ　令和 5 年 12 月 28 日閲覧）

図 2.3-16　対象事業実施区域及びその周囲の山地災害危険地区の指定状況

2.3.8　地域の環境に係る方針等の状況

1. 長野県

(1)第五次長野県環境基本計画

長野県環境基本計画は、「長野県環境基本条例」（平成8年3月25日　長野県条例第13号）第8条の規定に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

概要については、表 2.3-68に示すとおりである。

表 2.3-68　第五次長野県環境基本計画の概要

計画期間	2023 年度（令和 5 年度）～2027 年度（令和 9 年度）の 5 年間
基本目標	共に育み、未来につなぐ 豊かな自然と確かな暮らし
計画の対象分野	1. 持続可能な社会の構築 2. 脱炭素社会の構築 3. 生物多様性・自然環境の保全と利用 4. 水環境の保全 5. 大気環境等の保全 6. 循環型社会の形成

出典：「第五次長野県環境基本計画」（令和 5 年 3 月　長野県）

(2)長野県ゼロカーボン戦略

「長野県ゼロカーボン戦略」は、2050ゼロカーボンの達成と持続可能な脱炭素社会の実現を目指し、中間目標となる2030年度までを計画期間として取組を推進するため、第四次の県民計画及び長野県脱炭素社会づくり条例に基づく第一次の行動計画として策定された。

概要については、表 2.3-69に示すとおりである。

表 2.3-69　長野県ゼロカーボン戦略の概要

計画期間	2021 年度（令和 3 年度）～2030 年度（令和 12 年度）の 10 年間（令和 4 年 5 月改定）
基本目標	社会変革、経済発展とともに実現する持続可能な脱炭素社会づくり
目標値	1　温室効果ガス総排出量（基準年度：2010 年度 16,980 千 t-CO_2） 短期：2030 年度 7,987 千 t-CO_2（基準年度比 53%削減） 中期：2040 年度 3,936 千 t-CO_2（基準年度比 77%削減） 長期：2050 年度 1,709 千 t-CO_2（基準年度比 90%削減） 2　最終エネルギー消費量（基準年度：2010 年度 19.5 万 TJ） 短期：2030 年度 12.3 万 TJ（基準年度比 37%削減） 中期：2040 年度 8.5 万 TJ（基準年度比 56%削減） 長期：2050 年度 4.7 万 TJ（基準年度比 76%削減） 3　再生可能エネルギー生産量（基準年度：2010 年度 2.2 万 TJ） 短期：2030 年度 4.1 万 TJ（対基準年度増加率 85%） 中期：2040 年度 5.3 万 TJ（対基準年度増加率 138%） 長期：2050 年度 6.4 万 TJ（対基準年度増加率 192%） 4　エネルギー自給率 ①再生可能エネルギー電力生産量(TJ)/最終エネルギー消費量(TJ)（基準年度:2010 年度　11.3%） 短期：2030 年度 15.6% 中期：2040 年度 33.0% 長期：2050 年度 61.6% ②再生可能エネルギー電力生産量(TJ)/電力消費量(TJ)（基準年度：2010 年度　40.4%） 短期：2030 年度 82.6% 中期：2040 年度 108.9% 長期：2050 年度 139.6%
2030 年までの重点方針	1　既存技術で実現可能なゼロカーボンを徹底普及 2　持続可能な脱炭素型ライフスタイルに着実に転換 3　産業界のゼロカーボン社会への挑戦を徹底支援 4　エネルギー自立地域づくりで地域内経済循環

出典：「長野県ゼロカーボン戦略」（令和 3 年 6 月、令和 4 年 5 月改定　長野県）

(3)第五次国土利用計画(長野県計画)

第五次国土利用計画(長野県計画)は、「国土利用計画法」第7条の規定により、国が策定した全国計画を基本とし、総合的かつ計画的な県土利用を推進するために策定している。

概要については、表 2.3-70に示すとおりである。

表 2.3-70　第五次国土利用計画(長野県計画)の概要

計画期間	基準年次：平成 24 年　目標年次：令和 7 年
基本方針	1　適切な県土管理の実現 2　自然環境・美しい景観等の保全・再生・活用 3　安全・安心の実現 4　複合的な施策の推進と県土の選択的な利用 5　多様な主体による県土の県民的経営
目標達成のために必要な措置の概要	1　土地利用関連法制等の適切な運用 2　県土の保全と安全性の確保 ・本県の自然条件に対応した防災・減災対策 ・総合的な治水対策 ・災害に強い森林づくり ・県土の安全性の向上 3　持続可能な県土の管理 ・都市の集約化 ・「小さな拠点」の形成 ・優良農地の確保・農業振興 ・持続的な森林管理・林業振興 ・健全な水環境の維持・回復 ・美しい景観の保全・再生・創出 4　自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保 ・多様な自然環境の保全 ・生物多様性の確保 ・観光・地域産業の振興 ・地球温暖化対策の推進 ・生活環境の保全 ・資源循環型社会の形成 ・環境影響評価等の推進 5　土地の有効利用の促進 ・農地 ・森林 ・水面・河川・水路 ・道路 ・住宅地 ・工業用地 ・その他の宅地 ・低・未利用地 6　土地利用転換の適正化 ・土地利用の転換 ・農地の利用転換 ・森林の利用転換 ・大規模な土地利用転換 ・混在地における土地利用転換 ・リニア中央新幹線長野県(仮称)駅周辺の整備 7　県土に関する調査の推進 8　計画の効果的な推進 9　県土の県民的経営の推進

出典：「第五次国土利用計画(長野県計画)」(平成 28 年 9 月　長野県)

(4)長野県景観育成計画

長野県景観育成計画は、信州の景観が、貴重な社会的共通資本であることを深く認識し、地域の自然、歴史、文化、風土等と私たちの日常の活動との調和がとれた土地利用がなされること等を通じて、長野県民と長野県を愛し訪れる方々等とが協働して景観の育成に努めることを目的としている。

概要については、表 2.3-71に示すとおりである。

表 2.3-71　長野県景観育成計画の概要

基本目標	恵まれた豊かな自然環境を守り育て地域の歴史、文化、風土等を活かし意思を共有する方々の絆（コモンズ）を築き育み住まう方々や移り住んで下さる方々が愛着をいだき訪れる方々には魅力あふれる世界に誇りうる美しく豊かな信州を創造する。
取組	1　景観育成住民協定を認定する。 2　県下 10 地域に地域景観協議会を設置する。 3　長野県農村景観育成方針に基づき、美しく豊かな農村景観の積極的な保全・育成に努める。 4　公共事業景観育成指針を定め、積極的に推進する。

出典：「長野県景観育成計画」（平成 18 年 4 月　長野県）

(5)長野県廃棄物処理計画（第 5 期）

長野県廃棄物処理計画(第5期)は、信州の美しい自然や環境を後世に引き継いでいくため、SDGsのゴール12「つくる責任 つかう責任」を意識して、新しい生活様式の実践下においてもプラスチックごみや食品ロス等の廃棄物の発生抑制に努めるとともに、代替素材への転換等を進め、4Rへの取り組みを推進するものとなっている。

概要については、表 2.3-72に示すとおりである。

表 2.3-72　長野県廃棄物処理計画（第 5 期）の概要

計画期間	令和 3 年度～令和 7 年度　（ごみ処理広域化・集約化計画は令和 12 年度まで）
取組目標	『つくる責任 つかう責任』を意識して循環型社会を実現～信州らしい生活様式へ～
重点方針	1　4R（リデュース、リユース、リサイクル、リプレイス）の推進 2　災害廃棄物や新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化等の課題に対しパートナーシップで解決 3　2050 ゼロカーボンに向けた取組

出典：「長野県廃棄物処理計画（第 5 期）」（令和 3 年 4 月　長野県）

2. 上田広域連合

(1)上田地域広域連合第６次広域計画

上田地域広域連合第6次広域計画は、上田地域の広域行政を取り巻く情勢の変化を反映させ、全体で17の項目を広域計画に掲げている。広域計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間である。また、広域計画の対象となる区域は、広域連合を組織する地方公共団体（上田市、東御市、青木村、長和町、坂城町）の区域となっている。

概要については、表 2.3-73に示すとおりである。

表 2.3-73　上田地域広域連合第６次広域計画の概要

計画期間	令和５年度～令和９年度
将来像	自然・文化・人のハーモニー　「参加と連携」の活力ある地域をめざして 1　快適で安全な環境とうるおいのある地域づくり 2　健康で生きがいとやすらぎのある地域づくり 3　個性豊かな人と文化を育む生涯学習の地域づくり 4　地域に根ざした産業と活力ある地域づくり 5　参加と連携で一体的に発展する開かれた地域づくり
取組	1　県民総参加によるごみ減量化 2　廃棄物の排出抑制・再使用等の推進 3　循環型社会形成のための長期的取組
広域計画の項目	1　上田地域の広域行政の推進に関すること 2　広域的な幹線道路網構想・計画に基づく事業の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること 3　広域的な観光振興に関すること 4　調査研究に関すること 5　消防に関すること 6　上田創造館の設置、管理及び運営に関すること 7　図書館情報ネットワークの整備及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること 8　ふるさと基金事業に関すること 9　介護認定調査並びに介護認定審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること 10　介護相談員派遣事業に関すること 11　障害者介護給付費等審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること 12　地域医療対策事業に関すること 13　し尿処理施設の設置、管理及び運営に関すること 14　ごみ処理広域化計画に基づく事業の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること 15　ごみ焼却施設の設置、管理及び運営に関すること 16　斎場の設置、管理及び運営に関する事務 17　広域計画の期間及び改定に関すること

出典：「上田地域広域連合広域計画　令和５年度～令和９年度」（令和５年３月　上田地域広域連合）

(2)第４次ごみ処理広域化計画

第4次ごみ処理広域化計画は、主に、ごみ処理の広域化に向けて、今後の取組について指針となる基本的な考え方を示したものであり、その考え方に基づきごみ処理の広域化を推進し、総合的かつ計画的に、ごみ処理の広域化による循環型社会の構築を目指していくものである。計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間である。

概要については、表 2.3-74に示すとおりである。

表 2.3-74　第４次ごみ処理広域化計画の概要

計画期間	令和３年度～令和 12 年度
基本方針	表 2.3-75(1)、(2)に示す。
令和 7 年度　可燃ごみの減量化目標値	上田地域　35,445 t/年　(514g/人日) 上田市　30,548 t/年　(556g/人日) 東御市　3,445 t/年　(328g/人日) 長和町　859 t/年　(434g/人日) 青木村　593 t/年　(398g/人日)

出典：「上田地域広域連合　ごみ処理広域化計画」（令和３年３月　上田地域広域連合）

表 2.3-75(1)　第４次ごみ処理広域化計画の基本方針

項目		基本方針
分別・収集・運搬の基本方針		・資源循環型施設への搬入ごみは上田地域として統一する。 ・資源循環型施設への搬入ごみ以外の分別方法等については、各市町村の方針を尊重する。 ・収集・運搬方式は、現在市町村ごとで実施している方式を継続する。 ・運搬距離の偏りに対する平準化等の対策が必要な場合は検討を行う。 ・事業系ごみについては、市町村ごとの搬入量が把握できるよう対策を講じる。
中間処理の基本方針		・3Ｒを基本としたごみの減量・再資源化に努め、燃やさざるを得ないごみについて焼却処理する。 ・不燃ごみ及び容器包装廃棄物等の分別処理は、分離・分散方式とする。
資源循環型施設整備の基本方針		・環境への負荷を低減し、安全で安定した環境にやさしい施設 ・発生するエネルギーを回収し、資源を循環利用する施設 ・周辺の自然環境との調和を図り、環境教育の拠点となる施設 ・施設建設地の基盤整備と地域振興を図り、快適な生活環境の創造 ・災害時の廃棄物処理を迅速に行うとともに、防災拠点としての機能を持つ施設
資源循環型施設	焼却対象物	・現在可燃ごみとして分別区分されているごみを焼却対象物とする。 ・プラスチック類、下水道汚泥、し尿・浄化槽汚泥は焼却対象物としない。
	焼却処理能力	・焼却処理能力は 144t/日を最大とし、施設整備計画策定時に、減量化目標値達成状況を勘案し再検討を行う。 ・災害廃棄物等の緊急的な処理にある程度対応可能な規模とする。
	焼却方式	・焼却方式については、24 時間連続運転のストーカ式焼却炉とする。
	焼却炉構成	・3 炉構成を基本とし、施設基本計画の際に、施設規模、周辺環境への負荷、他事例の実績、維持管理費用等を比較検討し、総合的な判断を行う。
	余熱有効利用	・焼却する過程で発生する熱エネルギー（余熱）を積極的に有効利用する。 ・場内利用を最優先とし、それでも余った熱エネルギーについて、場外利用（近隣施設への熱供給）及び発電等の利用について検討する。 ・場外利用（近隣施設への熱供給）については、施設建設に伴う地域振興策としての活用を図り、地元と十分に協議した上で整備する。 ・安全で安定した施設稼働を最優先とした余熱利用計画とする。 ・停電時の電力供給等、防災拠点としての整備を検討する。
	プラザ機能	・環境教育の拠点施設として、市民参加による施設づくりを目指す。
	敷地面積	・資源循環型施設の面積は、20,000㎡程度とする。
不燃ごみの処理		・分離・分散方式とし、今後、広域連合及び各市町村で処理方法について検討する。

出典：「上田地域広域連合　ごみ処理広域化計画」（令和3年3月　上田地域広域連合）

表 2.3-75(2)　第4次ごみ処理広域化計画の基本方針

項目	基本方針
最終処分場の基本方針	・上田地域内での処理を基本とし、広域連合で最終処分場の建設を行う。 ・施設整備にあたっては、廃棄物処理をトータルで捉え、廃棄物処理・処分の効率性、確実性に配慮する。 ・最終処分場の建設場所については、資源循環型施設を建設する市町村以外の市町村が受け持つことを基本とする。
地域振興策	・施設周辺地域の基盤整備はもとより、地域振興を図り、快適な生活環境の整備を目指す。 ・総合的な振興計画の協議を行い、個性と魅力ある地域づくりを住民との協議で創造する。
生ごみ堆肥化等の取組	・東御市と長和町の生ごみリサイクル施設や上田市の「生ごみリサイクル推進プラン」等、各市町村の状況に合わせた取組を中心に、積極的な生ごみ減量化・再資源化を推進する。
現施設の延命化	・現3クリーンセンターは、それぞれにおいて資源循環型施設の稼働まで適正な維持管理を行い、延命化を図る。
施設建設費等の負担	・循環型社会形成推進交付金事業を活用する。 ・施設建設費の負担については、全ての市町村が統合による受益を享受することから、均等割の組み入れを検討する。 ・均等割以外の負担割合は搬入割とし、ごみ減量の動機付けを行う仕組み作りをする。 ・地域振興に係る事業費の負担についても、建設費同様に各市町村で応分の負担をする。 ・最終処分場の建設についても同様の考え方とする。 ・環境影響評価、地形測量、地質調査等の計画準備段階の経費については、現行の均等割10%、人口割90%を適用する。

出典：「上田地域広域連合　ごみ処理広域化計画」（令和3年3月　上田地域広域連合）

3. 上田市

(1)第二次上田市環境基本計画

第二次上田市環境基本計画は、「上田市環境基本条例」（平成19年3月30日　条例第8号）に示された基本理念を実現するため、上田市における環境の保全及び創造に関する目標や施策の大綱、配慮指針を示す、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる環境分野の最上位計画として策定された。

概要については、表 2.3-76に示すとおりである。

表 2.3-76　第二次上田市環境基本計画の概要

計画期間	平成 30 年度～令和 9 年度(令和 4 年度に中間見直し)
基本理念	1　健全で豊かな環境の恵みの享受と将来の世代への継承 2　自然との共生と持続的に発展することができる社会の構築 3　地球環境保全の積極的な推進
環境ビジョン	光・緑・人が輝く自然環境共生都市　うえだ
施策大綱及び基本方針	1　安全・安心な生活環境の保全 ・きれいな空気とやさしい音空間の保全 ・きれいな水と安全な土壌環境の保全 ・有害化学物質による汚染の防止 2　人と自然の共生 ・森林と里山の保全 ・水辺環境の保全 ・農地の保全 3　資源循環と地球環境の保全 ・循環型社会の形成 ・地球温暖化防止の推進 ・地域資源の活用 4　歴史・文化と緑・景観の保全 ・歴史遺産・文化遺産の保存と継承 ・緑地の保全と緑化の推進 ・地域景観の保全と環境美化の推進 5　環境教育と地域連携の推進 ・環境教育の推進 ・環境にやさしい地域づくり ・地域交流の推進と環境情報の発信

出典：「第二次上田市環境基本計画」（平成 30 年 3 月、令和 5 年 3 月中間見直し　上田市）

(2)上田市地球温暖化対策地域推進計画

上田市地域新エネルギービジョンに基づき、太陽光発電等の再生可能エネルギーの普及促進による温室効果ガス排出量の削減について推進してきたが、令和2年度をもって計画期間が終了したことから、市全域の温室効果ガス排出削減目標を定める上田市地球温暖化対策地域推進計画が策定された。

概要については、表 2.3-77に示すとおりである。

表 2.3-77　上田市地球温暖化対策地域推進計画の概要

計画期間	令和 3 年度～令和 9 年度（令和 5 年 3 月改定）
温室効果ガスの削減目標	中間目標（2030 年度）：57%（669 千 t-CO_2）削減 長期目標（2050 年度）：温室効果ガス排出量実質ゼロ
最終エネルギー消費量削減目標	中間目標（2030 年度）：43%（7.1PJ）削減 長期目標（2050 年度）：77%（12.7PJ）削減
再生可能エネルギー導入目標	中間目標（2030 年度）：5.8 倍に増加（1.3PJ 導入） 長期目標（2050 年度）：13.0 倍に増加（3.3PJ 導入）
重点プロジェクト	1.　太陽光発電の導入拡大 2.　森林資源の最大限の活用 3.　少ないエネルギーで暮らせる環境にやさしいまちづくり 4.　建築物の脱炭素化
地球温暖化対策の施策	1　緩和策（温室効果ガスの排出削減） (1)再生可能エネルギーの普及促進 (2)省エネルギー対策の推進 (3)地域環境の整備及び改善 (4)循環型社会の形成 2　適応策（気候変動による影響への対処） (1)分野ごとの適応策 （農林水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害・沿岸域、健康、産業・経済活動、国民生活・都市生活）

出典：「上田市地球温暖化対策地域推進計画」（令和 3 年 3 月、令和 5 年 3 月改定　上田市）

(3)国土利用計画第二次上田市計画

国土利用計画第二次上田市計画は、「国土利用計画法」第2条に示された国土の基本理念に即して、公共の福祉を優先し、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを目的として、上田市の区域における土地利用に関し、必要な事項を定めた計画である。概要については、表 2.3-78に示すとおりである。

表 2.3-78 国土利用計画第二次上田市計画の概要

計画期間	基準年次：平成 25 年　目標年次：令和 7 年
基本理念	ひと笑顔あふれ　輝く未来につながる健幸都市
目標達成のために 必要な措置の概要	1　公共の福祉の優先 2　国土利用計画法等の適切な運用 3　地域整備施策の推進 4　土地の保全と安全性の確保 5　環境の保全と美しい土地の形成 6　土地利用転換の適正化 7　土地の有効利用の促進 8　土地の市民的経営の推進

出典：「国土利用計画第二次上田市計画」（平成 28 年 3 月　上田市）

(4)上田市景観計画

上田市景観計画は、各地域の美しい自然や、歴史と文化が生きる魅力ある景観づくりをより効果的に進めていくため、「上田市景観条例」（平成24年12月25日　条例第40号）を改正し策定された。概要については、表 2.3-79に示すとおりである。

表 2.3-79 上田市景観計画の概要

基本目標	1　豊かな緑がまちを包み込むうるおいのある景観づくり 2　歴史と文化の香り高い風格ある景観づくり 3　人の息づかいと活気が感じられる景観づくり 4　身近な場所からみんなで取り組む景観づくり
基本方針	1　緑映えする暮らしの舞台を育む 2　水辺が近くに感じられる風景を育む 3　歴史と文化を生かした風格ある街を育む 4　美しい眺めを守る 5　魅力的なまちなかの景観をつくる 6　地域ならではの個性を伸ばす 7　協働作業で愛着のある景観を育む

出典：「上田市景観計画」（平成 25 年 3 月　上田市）

(5)上田市ごみ処理基本計画

上田市ごみ処理基本計画は、上田市廃棄物処理審議会での審議を経て答申いただいた内容に基づき策定され、ごみ問題を自分事として考え、市民一人ひとりが踏み出す一歩によってごみの減量・再資源化を推進するためのものである。概要については、表 2.3-80に示すとおりである。

表 2.3-80 上田市ごみ処理基本計画の概要

計画期間	平成 30 年度～令和 9 年度（令和 4 年度に中間見直し）
基本理念	みんなが主役　減らそう「ごみ」目指そう「資源の環」 －　自然環境共生のまちへ　－
基本方針	1　市民・事業者・行政との協働によるごみの発生抑制を優先した 3R の推進 2　ライフスタイルの見直しによるごみ減量の推進 3　安心して快適に暮らせる生活環境の保全
目標値	［目標値 1］ ごみの総排出量を 1 人 1 日あたり 664g とする 基準年 2021 年(令和 3 年)749g⇒664g/人日（85g の減量） ［目標値 2］ 可燃ごみ排出量を 4,792t 減量する。 基準年 2021 年(令和 3 年)33,692t⇒28,900t/年（2,277t の減量）

出典：「上田市ごみ処理基本計画」（平成 30 年 3 月、令和 5 年 3 月中間見直し　上田市）

4. 坂城町

(1)坂城町第６次長期総合計画

坂城町第6次長期総合計画は、町の将来像を「輝く未来を奏でるまち　－ 将来像に込める想いー」と定め、豊かな自然と調和し、災害に強く、潤いのある快適な環境を基盤として、笑顔あふれ、誰もがいきいきと輝くことができる社会の実現を目指し、10年間のまちづくりの指針となる総合計画として策定された。

概要については、表 2.3-81に示すとおりである。

表 2.3-81　坂城町第６次長期総合計画の概要

計画期間	令和３年度～令和 12 年度
将来像	「輝く未来を奏でるまち」－ 将来像に込める想いー
まちづくりの基本理念	1　未来へと躍動するまち 暮らしと産業を支える交通網等の基盤整備を進め、「ものづくりのまち」の更なる発展と地域経済の成長を目指す。 2　みんなの笑顔輝くまち 誰もが幸せで笑顔あふれ、健康でいきいきと輝き、次世代を育む文化あふれるまちを目指す。 3　つながる安心のまち 豊かな自然環境と調和し、人のつながりと助け合いによる、災害に強く安心なまちを目指す。
基本目標	1　暮らしと産業、安心の基盤づくり 2　健康でいきいきと暮らせるまちづくり 3　技術と魅力が集うものづくりのまち 4　災害に強く、環境にやさしいまちづくり 5　未来へつなぐ子育てと学びのまちづくり 6　すべての人がともにつくるまち

出典：「坂城町第６次長期総合計画」（令和３年３月　坂城町）

(2)国土利用計画（第４次坂城町計画）

国土利用計画（第4次坂城町計画）は、令和3年度から令和12年度までの10年間のまちづくりの指針となる「第6次長期総合計画」の策定とあわせ、坂城町の区域における国土の利用に関して必要な事項を定める計画として策定された。

概要については、表 2.3-82に示すとおりである。

表 2.3-82　国土利用計画（第４次坂城町計画）の概要

計画期間	令和３年度～令和 12 年度
基本理念	町土の利用に当たっては、公共の福祉を優先させ、豊かな自然環境の保全を図りつつ、地域の諸条件に配慮した町土全体の均衡ある発展を図る。また、将来にわたり安全で豊かな活力ある町土を維持するため、町土を適切に管理し、町土の有効活用と土地利用の質的向上を図ることを基本理念とする。

出典：「国土利用計画（第４次坂城町計画）」（令和３年３月　坂城町）

5. 東御市

(1)第２次東御市総合計画・後期基本計画

第2次東御市総合計画の構成は、基本構想、基本計画及び実施計画の3層で構成され、計画期間は、基本構想を10年間、基本計画は前期・後期のそれぞれ5年間となっている。

世界基準のSDGs（持続可能な開発目標）を意識した取り組みを推進するとともに、新たな時代にふさわしい自治体経営を目指し、持続可能な東御市づくりに向けて共に歩みを進めるため、市民と行政の共通、共有のまちづくりの指針として定められている。概要については、表 2.3-83 に示すとおりである。

なお、令和5年度に最終年度を迎えることから、新たな時代にふさわしい持続可能なまちづくりを実現するための指針として、第3次東御市総合計画の策定を進めている。

表 2.3-83　第２次東御市総合計画・後期基本計画の概要

計画期間	令和元年度～令和５年度
将来都市像	人と自然が織りなすしあわせ交流都市　とうみ
基本目標	1　豊かな自然と人が共生するまち ・自然と調和した住みよいまちを目指す ・地球環境への負荷の少ないまちを目指す 2　安全、安心の社会基盤が支える暮らしやすいまち ・快適で暮らしやすいまちを目指す ・暮らしの安心を支える上下水道をつくる ・暮らしの安全がひろがるまちを目指す 3　子供も大人も輝き、人と文化を育むまち ・安心して子供を産み育てられるまちを目指す ・心豊かにたくましく生きる子が育つまちを目指す ・生涯を通じた学びあいとスポーツに親しむまちを目指す ・郷土の歴史・文化を守り育てるまちを目指す 4　共に支えあい、みんなが元気に暮らせるまち ・生涯にわたり健やかに暮らせるまちを目指す ・安心して医療が受けられるまちを目指す ・誰もが自分らしく暮らせるまちを目指す ・元気で生きがいのある高齢社会を目指す 5　地域の魅力を活かし、活力とにぎわいを生むまち ・地域特性を活かす農業の振興を目指す ・元気で活力ある産業が育つまちを目指す ・定住人口を増加させ、賑わいのあるまちを目指す ・交流をひろげる魅力ある観光地を創る 6　市民と共に歩む参画と協働のまち ・市民と行政が共に考え、共に歩むまちを目指す ・市民の信頼に応える行財政経営を進める ・開かれた市政を推進する ・全ての人が尊重されるまちを目指す

出典：「第２次東御市総合計画・後期基本計画」（平成 31 年３月　東御市）

(2)とうみ環境（エコ）プラン　－第２次東御市環境基本計画－

とうみ環境（エコ）プラン －第2次東御市環境基本計画－ は、東御市の最上位計画である「東御市総合計画」を環境面から推進することにより、総合計画に掲げられた将来像の実現を目指すものである。

同時に、「東御市環境をよくする条例」（平成16年4月1日　条例第125号）の基本理念の実現に向け、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めるものである。

概要については、表 2.3-84に示すとおりである。

表 2.3-84 とうみ環境（エコ）プラン ー第2次東御市環境基本計画ー の概要

計画期間	平成28年度～令和7年度（令和2年度に中間見直し）
望ましい環境像	脱炭素で持続可能な　まちをはぐくみ　みどりの地球を未来へ
基本目標	1　生活環境：安心して暮らせる快適なまちづくり 2　自然環境：自然を保全し、共に生きるまちづくり 3　地球環境：地球環境に配慮したまちづくり 4　環境保全活動：市民や事業者との連携・協働の推進
施策大綱及び基本方針	1　安心して暮らせる快適なまちづくり 1-1　水環境の保全 1-2　良質な水資源の確保 1-3　大気環境の保全 1-4　生活公害の防止 2　自然を保全し、共に生きるまちづくり 2-1　森林・農地の保全 2-2　生態系の保全 2-3　自然とのふれあいの推進 2-4　風景・景観の保全 3　地球環境に配慮したまちづくり 3-1　ごみの減量化と適正処理 3-2　環境美化と不法投棄対策 3-3　地球温暖化対策 3-4　脱炭素の推進 3-5　再生可能エネルギーを利用した電力自給 4　市民や事業者との連係・協働の推進 4-1　環境教育の推進 4-2　環境保全活動等の推進

出典：「とうみ環境（エコ）プラン　ー第2次東御市環境基本計画ー」（平成28年2月、令和2年3月中間見直し　東御市）

(3)第2次東御市一般廃棄物処理基本計画

第2次東御市一般廃棄物処理基本計画では、今後、生ごみ堆肥化の推進やごみ減量アドバイザーの育成等を通じて、さらなるごみ減量及び資源化に取り組み、「自然との調和を目指す循環型都市　とうみ」の実現を目指すためのものである。概要については、表 2.3-85に示すとおりである。

表 2.3-85 第2次東御市一般廃棄物処理基本計画の概要

計画期間	平成28年度～令和12年度（令和2年度に改定）
基本理念	自然との調和を目指す循環型都市　とうみ
基本方針	1　ごみの排出抑制と3Rの推進による循環システムの構築 ・3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進 ・環境教育等、普及啓発活動の実施及び支援 2　効率的かつ適正なごみ処理体制の構築 ・ごみの収集・運搬 ・ごみ処理施設の整備 ・不法投棄対策
目標値	［目標値1］焼却処理量 家庭系ごみ、事業系ごみを合わせた焼却処理量を令和7年度に3,445t、令和12年度に3,400とすることを目指す。 ［目標値2］資源化率 資源化率を令和12年度まで29%以上を維持することを目指す。

出典：「第2次東御市一般廃棄物処理基本計画」（平成28年3月、令和2年度改定　東御市）

6. 青木村

(1)第 6 次青木村長期振興計画

第6次青木村長期振興計画の構成は、基本構想、総合戦略・基本計画及び実施計画の3層で構成され、計画期間は、基本構想を10年間、総合戦略・基本計画は前期・後期のそれぞれ5年間である。第6次青木村長期振興計画では、「明るい！優しい！あったかい！笑顔あふれる青木村　～人と自然と産業が融和した豊かな郷～」をキャッチフレーズに掲げ、10年間の村づくりの方向性とそのための基本的な考え方を示したものである。概要については、表 2.3-86 に示すとおりである。

表 2.3-86　第 6 次青木村長期振興計画の概要

<table>
<tr><td colspan="2">計画期間</td><td>令和 4 年度～令和 13 年度</td></tr>
<tr><td rowspan="2">基本構想</td><td>メインテーマ</td><td>明るい！優しい！あったかい！笑顔あふれる青木村　～人と自然と産業が融和した豊かな郷～</td></tr>
<tr><td>重点プロジェクトの目標</td><td>1　安全・安心を実感できる暮らしの実現
2　医療圏・経済圏・通勤・通学圏・生活圏の拡大による地域活性化
3　安定した雇用の創出と財政基盤の確保
4　健康で生涯活躍できる環境の充実、医療・介護・福祉支援体制の更なる充実
5　若者・子育て世代の転入者の増加と転出者の抑制、小・中学校 2 クラス化、青木村教育の更なる充実、村を担う次世代の育成
6　地域活性化と移住・定住者の増加、青木村サポーターの拡大、関係団体等との関係強化</td></tr>
<tr><td colspan="2">総合戦略
（重点プロジェクト）</td><td>1　コロナの克服と災害等に強い村づくり
2　国道 143 号整備促進・活用した村づくり
3　農業を育む村づくり
4　健康で元気な村づくり
5　小・中 2 クラス化・次世代を育てる村づくり
6　関係・交流人口拡大・創出による村づくり</td></tr>
<tr><td colspan="2">基本計画
（分野別の目指す将来像）</td><td>1　子育て・健康・福祉
　みんなが生き生きと輝ける村
2　安全・安心・快適
　生活の安全・安心を確保し、心地よく暮らせる村
3　農業・林業・工業・商業・観光・雇用
　農・林・工・商業の共存を実現し、雇用と賑わいを創出する村
4　教育・文化・スポーツ
　義民の精神から学び、主体性を持った次世代を育てる村
5　生活基盤・環境保全
　豊かな自然と共生し、地球にも人にも優しい村
6　自治・協働・交流
　多様な人たちと融合して創る持続可能な村</td></tr>
</table>

出典：「第 6 次青木村長期振興計画」令和 4 年 3 月　青木村）

7. 長和町

(1)第二次長和町長期総合計画

第二次長和町長期総合計画は、合併から10年を迎え、より広域的な視点で地域資源や特性を活かしたまちづくりが求められる中、新たな時代を見据え長和町に住むすべての町民が明るく元気に暮らせるまちづくりの指針として策定された。

概要については、表 2.3-87に示すとおりである。

表 2.3-87 第二次長和町長期総合計画の概要

計画期間	平成 29 年度～令和 8 年度
基本構想 (基本目標)	1 地域産業の振興で働いてみたくなるまち 2 観光・交流文化の構築でひとの流れを呼び込むまち 3 結婚・妊娠・出産・育児・子育てを切れ目なく支援する環境を整え、子育てしたくなるまち 4 安全・安心な環境の確保で、暮らし続けたくなるまち
基本施策	1 活力に満ちた産業のまちづくり(産業の振興) 2 つながりが広がるまちづくり(交流の促進) 3 健康で笑顔あふれる安心なまちづくり(保険・医療・福祉・子育ての充実) 4 豊かな心と文化を育むまちづくり(教育・文化の充実) 5 自然と調和した快適で安全なまちづくり(生活環境・基盤の整備) 6 ささえあいのまちづくり(住民参加と行財政運営)

出典:「第二次長和町長期総合計画」(平成 28 年 9 月 長和町)